GPLv3 逐条解説

第1版【2009年4月】



はしがき

GNU General Public License 第 3 版 (GPLv3) がリリースされたのは、一昨年 (2007年) の 6 月のことであるが、本書は、このリリースからさらに遡ること 2006年8月、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) オープンソフトウェア・センターに発足したリーガルタスクグループが、GPLv3 について延べ 2 年半に亘って調査、研究、議論を重ねた内容を一冊の解説書としてまとめたものである。

GPL については、以前のバージョンである GPLv2 から、様々な団体による論文や報告書、セミナー等も存在していたが、ライセンスの解説書としてまとまった刊行物はなかったものと思われる。加えて、一般的にライセンスの解説は、知的財産権に関わることから法務的な色彩が強く、講学的な要素も含めて企業の実務家、とりわけ開発現場に携わる技術者にとっては難解な内容になりがちであった。そこで、本書の刊行にあたっては、以下の点に留意した。

一点目は、本書の主たる利用読者として対象の中心に企業の技術担当者と法務部門担 当者を想定していること、そして実践的なものにすべく詳細な法律的議論はできるだけ 控え実務的に重要と考えられる点に重点を置いたことにある。

グループでは構成員にメーカの製品開発担当者、知財・法務担当者、法律専門家等、幅広い分野からの識者を集い、技術、法律の両側面から実務に重きをおいた議論を通して、技術者が GPL でライセンスされたソフトウェアを再利用する、あるいは開発したソフトウェアを GPL でライセンスする場面において、遵守すべきことは何かという実利的な点に着目して記述した。

また、法律的な正確性は十分に意識したが、実務上はさほど重要性が高くないと考えられる法的問題を論じることは控えている。例えば、GPLが契約として認められるかとか、どのようにして準拠法が決定されるかといった、類書では法律的関心からしばしば詳細に議論されている問題は触れていない。そうした論点の多くは様々な解釈がありえ、紛争が裁判所に持ち込まれてみないと結論が定かでないものが少なくない。こうした問題は、実務上は「様々な結論があり得る」ことを念頭に行動する必要があり、いずれの結論が正当かを論じることは本書の目的ではない。

なお、平易な解説に努めたものの、通読いただくにあたり技術面・法律面で相応の知識や時間を要する部分があることも否めず、この点についてはあらかじめご容赦いただきたい。

二点目は、自動車、家電、携帯電話、事務機器等に組み込まれるコンピュータシステ

ム(組込みシステム)で利用されるGPLソフトウェアを考慮したことにある。

組込みシステムに内蔵されるソフトウェアは、製品とともにユーザの手に渡るという点でサービスのみを提供する IT システムとは異なる。その意味でソフトウェアの配布条件に特徴のある GPL こそ、こうした組込みシステムのソフトウェア開発に対して大きな影響を及ぼすものと考え、解説には組込みシステムにおける GPL ソフトウェアの取り扱いに関する内容も可能な限りとり入れた。

三点目は、GPLv3の各条項の解釈に関して、その起草に中心的な役割を果たした米国コロンビア大学ロースクールのエベン・モグレン(Eben Moglen)教授および現在、氏がエグゼクティブディレクタを務める Software Freedom Law Center(SFLC)の多大な協力を得たことにある。

グループではソフトウェアが利用される実態とGPLの適用に関して、何度となくSFLC との意見交換を重ねたうえ同団体の見解を解説に盛り込むことで、解釈についてより明 確性・具体性を期した。

四点目は GPLv2 についても触れていることにある。

GPLv3 を解説する上で関連する GPLv2 の解説やバージョン間の異同にも言及することで、GPLv2 についても基本的な理解を得られるよう努めた。

しかしながら、本書はこれで完成というわけでなく、GPLの理解についての端緒を開いたに過ぎない。GPLでライセンスされたソフトウェアの利用機会が増えるにつれ、新たな問題提起があろうし、著作権法や特許法など関連する法令の改正による影響が生じることもあろう。このような動きが生じた場合は、都度の補足・改訂を心掛け、より良い解説書を目指していければと考えている。

ユーザニーズへの迅速、柔軟な対応が求められる IT システムや高機能・低価格化に伴うソフトウェアの急速な規模の拡大や複雑化の一方で開発期間の短縮の要求も増している組込みシステムの開発においてフリー/オープンソースのソフトウェアが担う役割もさらに大きいものとなろう。

本書が、我が国のソフトウェア開発におけるフリー/オープンソースソフトウェアの 利用推進に少しでも役立つものになるのであれば、委員一同、望外の喜びである。

2009 年春

独立行政法人 情報処理推進機構(IPA) オープンソフトウェア・センター リーガルタスクグループ

Preface

The following commentary on the General Public License (GPL) version 3 is a result of the collaborative efforts of the Legal Task Group of the Information-Technology Promotion Agency, Japan (IPA) and the Software Freedom Law Center, New York (SFLC). We intend this commentary to provide guidance on the terms of the GPLv3 for software developers, lawyers and business executives whose activities depend on free and open source software (FOSS) in general, and on software licensed under the Free Software Foundation's GPL and LGPL licenses in particular. We hope this commentary provides a clear understanding of the terms of the license, helping users understand their rights and obligations under GPLv3, the difference between GPLv2 and GPLv3, and something about the business practices and methods that lead to better GPL compliance. Although, it presents an authoritative interpretation of GPLv3, specific legal advice should always be sought on the application of the law in any particular circumstances. The comments and views of SFLC are clearly identified in the document and are solely those of SFLC and not of any other organization.

The purpose of GPLv3 is to assure that users and distributors of computer programs have the rights they need and can exercise them effectively. Those rights include to read, understand, learn from, copy, modify and redistribute the computer programs on which their personal and business lives depend. We are extremely pleased and honored to present this commentary and hope that it will benefit FOSS projects present and future, as well as the businesses that benefit from freely-available software.

Eben Moglen
Executive Director
Software Freedom Law Center

Preface

The following commutatey on the General Public License (GTL) version 3 is a result of the collaborative effects of the Legal Task Group of the Information-Technology Promotion Agency, Japan (IPA) and the Software Freedom Law Center, New York (SFLC). We intend this commentary to provide quidance on the terms of the GFLG 5 or software developers, lawyers and business executives whose activities depend on free and open source software (IVGSS) in general, and on software bicensed under the Free Software Foundation's GFL and LGPI, Incenses in particular. We hope this commentary provides a clear understanding of the terms of the license, helping users understand their rights and obligations under GFLS, the difference between GFLS, and something about the business practices and methods that lead to better GFL compliance. Although, it presents an authoritative interpretation of GFLS, specific legal advice should always be sought on the application of the law in any particular correspondances. The compensation were of SFLC are clearly the law in the size in any particular correspondances.

The purpose of GPLsG is to assure that users and distributors of computer programs have the rights they need and can exercise them effectively. Those rights include to read suberstand, learn from, copy, modely and redistribute the occupator programs on which their personal and business leves depend. We are extremely pleased and honored to present the commentary and hope that it will heastly. Flock prejects present and future, as well as

> Eben Moglen Executive Director

このGPL v3の解説書は日本の情報処理推進機構(IPA)のリーガルタスクグループと 米国ニューヨークのSoftware Freedom Law Center (SFLC) との共同取り組みによって作成されたものです。本書はフリーかつオープンソースのソフトウェア (FOSS)全般、特にFree Software Foundation (FSF)のGPL及びLGPLでライセンスされるソフトウェアに関わる開発者、法律家及び企業幹部を対象として、GPLv3の条項について解説したものです。本書がGPLv3の条項の完全な理解に役立つとともに、GPLv3における利用者の権利・義務の理解、GPLv2とGPLv3の違い、及び、GPLをよりよく遵守することにつながる手法などについての理解に役立つことを願っています。本書はGPLv3の正式な解釈を記述してはいますが、具体的な事案における法の適用については、それに応じた法的アドバイスを求めてください。本書の中でSFLCのコメントまたは見解であることが明示されている部分は、他の誰でもない、SFLCのコメントまたは見解です。

GPLv3の目的は、コンピュータプログラムのユーザと配布者に対して、彼らが必要とする権利が与えられることを明確にし、かつ、その権利を実効的に行使できることを保証することにあります。それらの権利には、彼らが個人として、あるいはビジネスにおいて利用するコンピュータプログラムを、読み、理解し、そこから学び、複製し、改変し、そして再配布する権利が含まれています。この逐条解説が自由に利用可能なソフトウェアのビジネスに役立つとともに、現在のそして将来のFOSSプロジェクトに役立つことを強く願っています。

エベン・モグレン エグゼクティブディレクタ Software Freedom Law Center

< 凡 例 >

- 1. 原則として各条文について、条文の原文(英語)とその和訳を記述した上で、各条項の趣旨、策定過程の議論、GPLv2との相違点などについての解説を記載した。また、参考になると思われるいくつかの主要なキーワードについては、コラムの形式で記載した。
- 2. GPLv3 の条文及び別紙 3 の"A Practical Guidance to GPL Compliance"の和訳は、情報処理推進機構(IPA) オープンソフトウェア・センター・リーガルタスクグループが作成したものである。

和訳はあくまで参考訳であって非公式なものであり、正文は英語の原文である。

- 3. 本文中で「SFLC によれば……」と記述されている部分は、該当部分の英訳を SFLC に確認を求め、記述内容が正しいことの回答が得られた部分である。
- 4. 各条項の解説中の用語のうち、例えば"convey"や"propagate"など GPLv3 中の用語は、原則として条文の和訳における用語を用いた。ただし、読みやすさの観点から、以下の用語については条文の和訳と異なる用語を用いている箇所がある。

(条文の和訳の用語) (解説で用いた用語)

- ・対象著作物 GPLv3 プログラム
- ・コンベイ 配付(上流から受領したプログラムを配布する場合は 「再配布」)
- 5. GPLの第2版または第3版を指す場合は、それぞれGPLv2、GPLv3という用語を用いた。両者を総称する場合あるいは特に区別しない場合は、GPLという用語を用いた。
- 6. 本文中で使用した主な略語は以下のとおりである。
- · GPLv3 version 3 of the GNU General Public License(GPL 第 3 版)
- · GPLv2 version 2 of the GNU General Public License(GPL 第 2 版)
- ・GPL GPLv3 と GPLv2 の総称
- · LGPLv3 version 3 of the GNU Lesser General Public License(LGPL 第 3 版)
- · LGPLv2.1 version 2.1 of the GNU Lesser General Public License(LGPL 第 2.1 版)
- ・FSF Free Software Foundation(フリーソフトウェア財団)
- · SFLC Software Freedom Law Center
- ・ディスカッションドラフト第1版解説

GPLv3 First Discussion Draft Rationale (2006. 1. 16 公表)

・ディスカッションドラフト第2版解説

GPLv3 Second Discussion Draft Rationale (2006. 7. 27 公表)

・ディスカッションドラフト第3版解説

GPLv3 Third Discussion Draft (2007. 3. 28 公表)

・ディスカッションドラフト最終版解説

GPLv3 Final Discussion Draft(2007. 5. 31 公表)

- ・著わが国の著作権法
- ・民わが国の民法

(主な参考文献及び URL)

- (独)情報処理推進機構『ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法 的リスクに関する調査 調査報告書』(平成17年2月初版、同年6月改訂)(http://ossipedia.ipa.go.jp/doc/97)
- ・ (財) ソフトウェア情報センター『オープンソースソフトウェアライセンスの最新動向に関する調査報告書』(平成 19 年 11 月 16 日)(http://www.softic.or.jp/publication /oss/oss2006.html)
- ・ (財) ソフトウェア情報センター『オープンソース・ソフトウエアの現状と今後の課題について』(平成 16 年 10 月)(http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0004397/1/0308 15opensoft.pdf)
- ・経産省知財政策室編著「逐条解説不正競争防止法(平成 18 年改正版)」有斐閣
- ・GNU・FSF 著「フリーソフトウェアの販売」(http://www.gnu.org/philosophy/selling.h tml)
- ・GNU・FSF 著「コピーレフトとは何か」(http://www.gnu.org/copyleft/)
- ・GNU・FSF 著「フリーソフトウェアの定義」(http://www.gnu.org/philosophy/free-sw. html)
- · David A. Wheeler 著「あなたの OSS を GPL と両立可能にしよう。さもないと。。。」 (http://www.dwheeler.com/essays/gpl-compatible.html)
- ・Eben Moglen 著「GNU GPL のエンフォース」(http://www.gnu.org/philosophy/enfor cing-gpl.html)

目 次

第 1 章	GPLv3 策定の経緯とIPAの活動	1
1. GF	PLv3 策定の経緯	1
1.1. 3	收訂の背景	1
1.2.	牧訂作業の流れ	3
1.3.	実際の経過	4
2. IPA	Aの活動	7
第2章	逐条解説	10
1.	前文	10
1.1.	概要	
1.2.	条文内容	
1.3.	GPLv2 との異同	
1.4.	関連法令等	
1.4.	<u> </u>	10
2.	第 0 条 定義	22
2.1.	概要	
2.2.	条文内容	
2.2.1.		
2.2.2.	第 2 パラグラフ	
2.2.3.	第 3 パラグラフ	
2.2.4.	第 4 パラグラフ	
2.2.5.	第 5 パラグラフ	
2.2.6.	第 6 パラグラフ	26
2.2.7.	第7パラグラフ	27
2.2.8.	第8パラグラフ	28
2.3.	GPLv3 の適用を受ける著作物と行為	28
2.4.	GPLv2 との異同	29
2.5.	対象著作物(covered work)の定義について	29
2.6.	プロパゲートとコンベイの定義について	30
2.7.	関連法令等	31
3.	第1条(ソースコード)	32
3.1.	概要	
3.2.	2 条文内容	
	第1パラグラフ	
	第 2 パラグラフ	
	第 3 パラグラフ	
	第 4 パラグラフ	
	第 5 パラグラフ	

3.2.6.	第 6 パラグラフ	38
3.3.	GPLv2 との異同	38
3.4.	関連法令等	38
4.	第2条(許諾の基本事項)	40
4.1.	概要	
4.2.	条文内容	
4.2.1.	第1パラグラフ	
4.2.2.	第 2 パラグラフ	
4.2.3.	第3パラグラフ	
4.3.	GPLv2 との異同	
4.4.	関連法令等	
5.	第3条(技術的保護手段の回避を禁ずる法律に対するユーザの法的権利の保護)	18
5.1.	概要	
5.2.	^{10M} 安	
5.2.1.	第1パラグラフ	
5.2.1.	第1ハラグラフ	
5.2.2.		
	GPLv2 との異同	
5.4. 5.5.	参考 関連法令等	
6.	第4条(忠実な複製物の配布)	53
6.1.	概要	53
6.2.	条文内容	54
6.2.1.	第1パラグラフ	54
6.2.2.	第2パラグラフ	55
6.3.	GPLv2 との異同	56
6.4.	関連法令等	56
7.	第 5 条(修正されたソースコードの配布)	57
7.1.	概要	58
7.2.	条文内容	59
7.2.1.	第1パラグラフ	59
7.2.2.	第2パラグラフ	61
7.3.	GPLv2 との異同	
7.4.	関連法令等	
8.	第 6 条(ソース形式以外でのコンベイ)第 1~2 パラグラフ	64
8.1.	概要	
8.2.	条文内容	
8.2.1.	第1パラグラフ	
_	第 2 パラグラフ	
8.3.	GPLv2 との異同	
8.4.	関連法令等	

9.	第6条(ソース形式以外でのコンベイ)第3~7パラグラフ	75
9.1.	概要	77
9.2.	条文内容	78
9.2.1.	第 3 パラグラフ	78
9.2.2.	第 4 パラグラフ	79
9.2.3.	第 5 パラグラフ	80
9.2.4.	第 6 パラグラフ	81
9.2.5.	第7パラグラフ	81
9.3.	GPLv2 との異同	82
9.4.	参考	82
10.	第 7 条(追加的条項)	84
10.1.	概要	86
10.2.	条文内容	87
10.2.1.	第1パラグラフ	87
	第 2 パラグラフ	
10.2.3.	第3パラグラフ	88
	第 4 パラグラフ	
10.2.5.	第 5 パラグラフ	90
10.2.6.	第6パラグラフ	90
10.3.	GPLv2 との異同	90
10.4.	ライセンスの両立性に関する考察	91
	言語プロセッサの開発者	01
10.4.2.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者	91
10.4.2.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者	91 92
10.4.2.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者	91 92
10.4.2. 10.4.3.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者	91 92 92
10.4.2. 10.4.3. 10.5.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等	91 92 92
10.4.2. 10.4.3. 10.5.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了)	91 92 92 96
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了) 概要	91 92 96 97
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了) 概要 条文内容 第 1 パラグラフ 第 2 パラグラフ	91 92 96 97 97 97
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了) 概要 条文内容 第 1 パラグラフ 第 2 パラグラフ 第 3 パラグラフ	91 92 96 97 97 97
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3. 11.2.4.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了) 概要 条文内容 第 1 パラグラフ 第 2 パラグラフ 第 3 パラグラフ 第 4 パラグラフ	91 92 96 97 97 98 99
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3. 11.2.4.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了) 概要 条文内容 第 1 パラグラフ 第 2 パラグラフ 第 3 パラグラフ 第 4 パラグラフ GPLv2 との異同	91 92 96 97 97 98 99 99
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3. 11.2.4. 11.3.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了) 概要 条文内容 第 1 パラグラフ 第 2 パラグラフ 第 3 パラグラフ 第 4 パラグラフ GPLv2 との異同	91 92 96 97 97 98 99 99
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3. 11.2.4. 11.3.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了) 概要 条文内容 第 1 パラグラフ 第 2 パラグラフ 第 3 パラグラフ 第 4 パラグラフ GPLv2 との異同	91 92 96 97 97 98 99 99
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3. 11.2.4. 11.3. 11.4. 11.5.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了) 概要 条文内容 第 1 パラグラフ 第 2 パラグラフ 第 3 パラグラフ 第 4 パラグラフ 第 4 パラグラフ 第 4 パラグラフ 第 5 条・ 関連法令等 関連法令等 第 9 条(著作物の受領等に関する承諾の不要性) 第 9 条(著作物の受領等に関する承諾の不要性)	91929697979899100100
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3. 11.2.4. 11.3. 11.4. 11.5.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等	91929697979899100100101
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3. 11.2.4. 11.3. 11.4. 11.5.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第 8 条(ライセンスの終了) 概要 条文内容 第 1 パラグラフ 第 2 パラグラフ 第 3 パラグラフ 第 4 パラグラフ 第 4 パラグラフ 第 4 パラグラフ 第 5 条・ 関連法令等 関連法令等 第 9 条(著作物の受領等に関する承諾の不要性) 第 9 条(著作物の受領等に関する承諾の不要性)	91929697979899100100101
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3. 11.2.4. 11.3. 11.4. 11.5.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等	91929697979999100100101101
10.4.2. 10.4.3. 10.5. 11. 11.1. 11.2. 11.2.1. 11.2.2. 11.2.3. 11.2.4. 11.3. 11.4. 11.5.	他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者 関連法令等 第8条(ライセンスの終了) 概要 条文内容 第1パラグラフ 第2パラグラフ 第2パラグラフ 第3パラグラフ 第4パラグラフ GPLv2 との異同 参考 関連法令等 関連法令等 関連法令等 祭文内容 祭文内容 祭文内容 祭文内容 祭文内容 祭文内容	91929697979899100100101101101101

13.	第 10 条(下流の受領者に対する自動的な許諾)	
13.1.	概要	105
13.2.	条文内容	105
13.2.1.	第 1 パラグラフ	105
13.2.2.	第2パラグラフ	106
13.2.3.	第3パラグラフ	107
13.3.	GPLv2 との異同	110
13.4.	参考	110
13.5.	関連法令等	110
14.	第 11 条(特許)	112
14.1.	概要	115
14.2.	条文内容	115
14.2.1.	第1パラグラフ	115
	第 2 パラグラフ	
	第 3 パラグラフ	
14.2.4.	第 4 パラグラフ	120
	第 5 パラグラフ	
	第 6 パラグラフ	
	第7パラグラフ	
	第8パラグラフ	
14.3.	GPLv2 との異同	
14.4.	関連法令等	
15.	第 12 条(他者の自由の放棄の禁止)	125
15.1.	概要	
15.2.	条文内容	
15.3.	GPLv2 との異同	
15.4.	関連法令等	
15.4.	以任公 11 号	120
16.	第 13 条(GNU AfferoGPLと共に利用する場合)	128
16. 16.1.	第 13 条(GNU AfferoGPLと共に利用する場合)概要	
		128
16.1. 16.2.	概要	128 129
16.1. 16.2. 16.3.	概要	128 129 129
16.1. 16.2. 16.3. 16.4.	概要 条文内容 GPLv2 との異同	128 129 129 129
16.1. 16.2. 16.3. 16.4.	概要 条文内容 GPLv2 との異同 参考	128 129 129 130
16.1. 16.2. 16.3. 16.4. 16.5. 16.6.	概要 条文内容 GPLv2 との異同 参考 Affero GPLv3 の概要	128 129 129 130 132
16.1. 16.2. 16.3. 16.4. 16.5. 16.6.	概要 条文内容 GPLv2 との異同 参考 Affero GPLv3 の概要 関連法令等	128 129 129 130 132
16.1. 16.2. 16.3. 16.4. 16.5. 16.6.	概要 条文内容 GPLv2 との異同 参考 Affero GPLv3 の概要 関連法令等 第 14 条(本許諾書の改訂バージョン)	128 129 129 130 132 133
16.1. 16.2. 16.3. 16.4. 16.5. 16.6. 17.	概要 条文内容 GPLv2 との異同 参考 Affero GPLv3 の概要 関連法令等 第 14 条(本許諾書の改訂バージョン) 概要	128 129 130 132 133 134
16.1. 16.2. 16.3. 16.4. 16.5. 16.6. 17. 17.1. 17.2.	概要 条文内容 GPLv2 との異同 参考 Affero GPLv3 の概要 関連法令等 第 14 条(本許諾書の改訂バージョン) 概要 条文内容	128129130132133134134

	. 第4パラグラフ	135
17.3.	GPLv2 との異同	136
17.4.	関連法令等	136
18.	第 15 条(保証の否認)	137
18.1.	概要	137
18.2.	条文内容	137
18.3.	GPLv2 との異同	138
18.4.	関連法令等	138
19.	第 16 条(責任の限定)	139
19.1.	概要	139
19.2.	条文内容	139
19.3.	GPLv2 との異同	140
19.4.	関連法令等	140
20.	第 17 条(第 15 条と第 16 条の解釈について)	141
20.1.	概要	
20.2.	条文内容	
20.3.	GPLv2 との異同	
第3章	参考	1/13
		143
1.	FOSSライセンスの係争事例	
	FOSSライセンスの係争事例はじめに	143
1.1.		143
1.1. 1.2.	はじめに	143 143 143
1.1. 1.2. 1.3.	はじめに MySQL に関する係争	143 143 143
1.1. 1.2. 1.3. 1.4.	はじめに MySQL に関する係争 netfilter 等に関する係争	143 143 143 144
1.1. 1.2. 1.3. 1.4. 1.5.	はじめに MySQL に関する係争 netfilter 等に関する係争 Drewtech に関する係争 Wallace vs. IBM事件	143 143 143 144 145
1. 1.1. 1.2. 1.3. 1.4. 1.5. 1.6.	はじめに MySQL に関する係争 netfilter 等に関する係争 Drewtech に関する係争	143 143 144 145 145
1.1. 1.2. 1.3. 1.4. 1.5. 1.6.	はじめに MySQL に関する係争 netfilter 等に関する係争 Drewtech に関する係争 Wallace vs. IBM事件 JATLite に関する係争	
1.1. 1.2. 1.3. 1.4. 1.5. 1.6. 1.7.	はじめに MySQL に関する係争 netfilter 等に関する係争 Drewtech に関する係争 Wallace vs. IBM事件 JATLite に関する係争 BusyBox に関する係争 GPLは"enforceable"か	
1.1. 1.2. 1.3. 1.4. 1.5. 1.6. 1.7. 2.	はじめに MySQL に関する係争 netfilter 等に関する係争 Drewtech に関する係争 Wallace vs. IBM事件 JATLite に関する係争 BusyBox に関する係争 GPLは"enforceable"か	
1.1. 1.2. 1.3. 1.4. 1.5. 1.6. 1.7. 2.	はじめに MySQL に関する係争 netfilter 等に関する係争 Drewtech に関する係争 Wallace vs. IBM事件 JATLite に関する係争 BusyBox に関する係争 GPLは"enforceable"か 1] GPLv3 対訳 2] GPLv3 とGPLv2 の対比表	
1.1. 1.2. 1.3. 1.4. 1.5. 1.6. 1.7. 2.	はじめに MySQL に関する係争 netfilter 等に関する係争 Drewtech に関する係争 Wallace vs. IBM事件 JATLite に関する係争 BusyBox に関する係争 GPLは"enforceable"か	

第1章 GPLv3 策定の経緯とIPAの活動

GPLv3 策定の経緯

1.1. 改訂の背景

GNU General Public License (GPL) の初版が発表されたのは 1989 年、第 2 版 (GPLv2) が発表されたのは 1991 年のことである。

その後は、発表の主体である Free Software Foundation (FSF) の事務所移転に付随した 住所変更などごくわずかな修正こそ行われたものの、GNU GPL が意味内容にまで踏み込ん だ形で大幅に改訂されたことは絶えてなかった。その間、GNU GPL は Linux カーネルを始 めとする GNU プロジェクト外で開発されたフリー/オープンソースソフトウェア (FOSS) でも多く採用され、FOSS の世界において主導的な地位を占めるようになった。

GNU GPL改訂の機運が高まり始めたのは、第2版発表から10年以上経過した2003年ごろのことである。このあたりから、GPLv2が提供する法的フレームワークでは、FSFの考える4つの自由[1]、すなわち、

- ・目的を問わず、プログラムを実行する自由
- ・プログラムがどのように動作しているか研究し、そのプログラムに必要に応じて修正 を加え、採り入れる自由
- ・プログラムのコピーを再配布する自由
- ・プログラムを改良し、自らの改良点を広く一般に発表する自由

が、少なくともある場面においては実質的、効果的に確保できなくなりつつあるのではないかという懸念が強まってきたのである。

このような脅威としてGPL起草者であり、FSFの創設者であるリチャード・ストールマン (Richard Stallman) 氏らが認識するようになったものとしては、具体的には以下の3つが挙げられる。一つは電子的制限管理 (Digital Restrictions Management, DRM) [2] の問題であり、もう一つはソフトウェア特許の問題、そしてもう一つはASPループホールの問題である。

「電子的制限管理」の問題が表面化したきっかけの一つは、デジタルビデオレコーダー Tivoの登場であった^[3]。Tivoでは、組込みファームウェアとしてLinuxカーネルやGNUソ

^[1] p.19 のコラム「フリーソフトウェア」参照

^[2] Stallman 氏らは、ソフトウェアの改変等を電子的に制限するシステムのことを、「電子的著作権管理」の略である DRM (Digital Right Management) にひっかけ、皮肉を込めてこのように呼んでいる。

^[3] http://www.tivo.com/

フトウェアといったFOSSが使われていた。しかし、実行時にハードウェア側でファームウェアが改変されていないかチェックするため、ユーザが改変したファームウェアをTivo上で実行することは不可能とされていた。すなわち、ソフトウェアの作者が改変と実行の自由を保証して配付したはずのソフトウェアが、こうした技術的手段が講じられることによって、実質的に自由なものでなくなってしまう可能性が明らかとなったのである。Stallman氏らは、この種の行為を「Tivoization」(Tivo化)と呼んで激しく非難したが、GPLv2ではこうした問題への対処は不十分であり、何らかの対応が必要であると考えるようになった。

ソフトウェア特許もまた、ソフトウェアの自由な利用を制限する存在であると考えられて来た。GPLv2 においても既に若干の対抗策が盛り込まれていたが、2000 年頃から Linux カーネル等が特許侵害を侵しているとして訴訟提起を行う動きが盛んになってきたことから、利用者保護のためには、より強力な特許への対処措置が必要であると考えられるようになったのである。

さらに、GPLv2 には、アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)の用途においてはソフトウェアの配布が発生しないため、コピーレフト条項が機能しないという点が問題として認識されるようになった。この問題は「ASP ループホール」と呼ばれる。

ASPループホール問題への対処の試みとしては、2002 年、当時FOSSによるインターネットを介したeラーニングを手がけていたAffero社が、FSFの協力の下、GPLv2 に手を加えた独自のライセンスとしてAffero General Public License (AGPL) というライセンスを発表している^[4]。このときAGPLはGNU GPLとはあくまで別のライセンスとして起草されており、その影響はごく限られた範囲に留まったが、近年ではいわゆるウェブアプリケーションが急速に普及しつつあり、ASPループホールの問題がより強く認識されるようになってきた。そこで、GPL本体においてもこれに対する何らかの対処が必要と考えられるようになったのである ^[5]。

これらの問題意識に加えて、GNU GPLは元々アメリカ合衆国において、アメリカ法の法律家の助言の下に起草されたライセンスであるため、アメリカ法における法律用語や法概念が暗黙のうちに前提とされているのではないかとの指摘が、主に米国外の法曹専門家から寄せられるようになっていた。このため、「ライセンスの国際化」[6] も求められるように

^[4] Affero General Public License に関しては、本書 16.5.項「Affero GPLv3 の概要」を参照 [5] 後述のとおり、最終的な GPLv3 にはこの対処が盛り込まれなかったことには注意する 必要がある。

^[6] GPLv3では、特定の国の法律の適用を前提にしているとの誤解を防ぐため、GPLv2で用いられていた"distribution"(配付)や"derivative work"(派生著作物)等の米国著作権法上の用語に代えて、"convey"や"work based on the Program"等の米国著作権法で使用されているのとは別の用語を用いることにした。したがって、「国際化」は、特定の国の法律からの「中立性」ないし「非依存性」の意味で用いられている。

なってきたのである。

1.2. 改訂作業の流れ

以上のような問題意識から、FSFやSoftware Freedom Law Center (SFLC)の内部での予備的な検討を経た後、2005 年末から公開の下での議論が開始された。2005 年 11 月 30 日には改訂の目的や原則、改訂スケジュールを示す文書(GPLv3 Process Definition [7])の暫定版が公開され、2006 年 1 月 15 日付で正式に発表された。この文書では、改訂プロセスの原則として

- ・「フリーソフトウェアの4つの自由」のいっそうの保護強化
- ・既存慣行の尊重
- ・ライセンスの国際化
- ・改訂作業における幅広いコミュニティとの連携

が打ち出され、また

- ・2006 年 1 月 16-17 日 第 1 回 GPLv3 カンファレンス開催、ディスカッションドラフト (草稿) 第 1 版発表
- ・2006年6月 ディスカッションドラフト第2版発表
- · (2006 年 9 月 可能ならばこの時点で GPLv3 正式版発表)
- ・2006年10月 ディスカッションドラフト第3版発表
- ・2007年3月 GPLv3 正式版発表の最終デッドライン

という大まかなスケジュールが示された。

特に重視されたのはコミュニティとの連携である。GNU GPL は元々FSF が、自らが主宰する GNU プロジェクトで開発したソフトウェアに適用することを想定して用意した、ある意味で「プライベートな」ライセンスであった。しかし近年では Linux カーネルを筆頭に GNU ソフトウェア以外の多くの FOSS でも採用されており、不用意に改訂した場合、その影響は FOSS 界全体に大きな影響を与えることが予想された。また、従来はホビイストや学生の間で使われることが多かった FOSSであるが、サーバや組込み市場における GNU/Linux の成功によって、近年では営利企業によっても盛んに利用されるようになってきた。従来から FSF は企業におけるフリーソフトウェアの利用を推奨し、GNU GPLv2 でもフリーソフトウェアの営利的な利用を明示的に認めていたが、産業界との十分な意思疎通の無いまま改訂を進めると思わぬ「副作用」が生じ、企業によるフリーソフトウェアの利用が実質的に不可能になってしまうという事態も想定された。こうした事態を避けるため、産業界も含む、できるだけ様々なバックグラウンドを持つ利害関係者から広く意見を聴取するこ

_

^[7] http://gplv3.fsf.org/original-process-definition

とが重要と考えられたのである。

このため、ライセンス・ドラフトそのものの準備はコロンビア大学ロースクール教授のエベン・モグレン(Eben Moglen)氏を中心とした SFLC のメンバが行うことになったが、それとは別に有識者から成る検討委員会(Discussion Committee)が設けられ、意見の集約を図ることとなった。その内訳は、

- ・コミッティ A:Apache や GNOME、Perl など主要な FOSS プロジェクトの関係者
- ・コミッティB:フリーソフトウェアと関わりの深い企業の代表者
- ・コミッティ C: 著作権法や特許法を専門とする弁護士など、主に米国の法曹専門家
- ・コミッティ D: 著名なハッカー
- ・コミッティ E (インターナショナル・コミッティ): 米国外の法曹専門家

であるが、必ずしも厳密に線引きされていたわけではない。日本からは、フリーソフトウェアイニシアチブジャパン(FSIJ)の理事長であるg新部裕氏 [8] がコミッティAに、八田真行氏がコミッティDに招聘された [9]。検討委員会では主にIRCや電子メール等によって議論が行われ、意見がまとまり次第意見書という形でStallman氏へ具申されたが、後にはLinux開発者やDebian等の有力プロジェクトが検討委員会を通さず独自に意見表明したり、Moglen教授らSFLCのメンバが企業や有力団体の許に出向いて直接ヒアリングするというケースも多くなった。ただし、最終的な決定権がStallman氏にあることは、終始一貫して強調されていた。

また、一般のユーザからも幅広く意見を求めるために、ライセンス・ドラフトの文面に 誰でも自由にコメントがつけられるWikiライクなシステム、stet [10] が開発され、GPLv3 改 訂プロセスの公式サイトとして用意されたgplv3.fsf.orgにおいて稼働することとなった。

1.3. 実際の経過

1.0. 大小小庄庭

第1回国際 GPLv3 カンファレンス(アメリカ)、ディスカッションドラフト第1版発表 GPLv3 の改訂プロセスは、単なるライセンスの改訂作業に留まらず、世界中に散らばっているため日頃実際に顔を合わせる機会の少ない FOSS 関係者の顔合わせと共に、FOSS の一般への啓発を兼ねたパブリシティ・キャンペーンでもあると位置付けられていたため、改訂作業が予定された 2006 年を通じ、世界各地において GPLv3 に関するカンファレンスが開催されることとなった。

^[8] 新部裕氏のペンネーム。GNU (グニュー) にちなみ、g 新(new)部 (ぐにゅーベ、ぐにいべ) と称している。

^[9] 他に日本企業の駐米社員で参加されていた方もいたようである。八田氏は後に当リーガルタスクグループの委員にも加わった。

^[10] http://code.softwarefreedom.org/projects/stet

第1回のGPLv3 カンファレンスは 2006 年1月16日と17日の両日、米マサチューセッツ州ボストンのマサチューセッツ工科大学(MIT)において開催された。この会合ではGPLv3のディスカッションドラフト第1版[11]とその趣旨説明書(rationale)が初めて公開されると共に、講演したStallman氏がGPLv3を貫く基本スタンスとして反DRM、反ソフトウェア特許の姿勢を鮮明にし、同様に講演したMoglen教授は改訂における原則として

- ·可用性(Usability)
- ・明快さ(Clarity)
- ·可読性(Readability)
- ・国際性の向上(International reach)

を挙げた。また、他のオープンソース・ライセンスとの両立性の向上を目指すことも確認 された。

ここで発表された第1版は、DRMとみなされうる用途すべてにおけるGPLv3プログラムの利用を禁じていたり(第3条)、GPLは契約ではないと明記する(第9条)など、かなり野心的な内容であり、諸方面に大きな衝撃を与えることとなった。とりわけDRM関係の条項に関しては、セキュリティ用途等で第1版におけるDRMに相当するテクノロジを利用することもあるため特に批判が強く、例えばLinuxカーネル開発者のリーナス・トーヴァルズ(Linus Torvalds)氏なども明確に反対を表明し、LinuxカーネルのライセンスのGPLv3への移行を否定した「12」。

第 2 回国際 GPLv3 カンファレンス(ブラジル)

第2回の国際 GPLv3 カンファレンスは、2006 年4月22日と23日の両日、ブラジル・ポルトアレグレで開催された。Stallman 氏や SFLC に所属する弁護士リチャード・フォンタナ (Richard Fontana) 氏の講演の他、FSF Latin America (FSFLA) のメンバを中心に、ライセンスの国際化やラテンアメリカ諸国における FOSS の受容について議論が交わされた。

第 3 回国際 GPLv3 カンファレンス(スペイン)

第3回の国際 GPLv3 カンファレンスは、2006 年 6 月 22 日と 23 日の両日、スペイン・バルセロナで開催された。Stallman 氏や Moglen 教授の講演の他、FSF Europe(FSFE)のメンバを中心に、ヨーロッパにおけるソフトウェア特許をめぐる動きなどについて広く議論が交わされた。

ディスカッションドラフト第2版

^[11] http://gplv3.fsf.org/gpl-draft-2006-01-16.html

^[12] http://lkml.indiana.edu/hypermail/linux/kernel/0601.3/0559.html

ディスカッションドラフト第 2 版は予定より一ヶ月ほど遅れて、2006 年 7 月 27 日に発表された [13]。第 1 版へ寄せられた意見や批判を取り込み、追加的条項(第 7 条)の可読性向上、BitTorrentなどP2Pによるソフトウェア流通への配慮(第 9 条)、特許NAP条項に関する修正や「必須特許クレーム」概念の導入(第 0 条、第 11 条)、特許報復条項に関する修正(第 2 条)、プロパゲートに加えコンベイ(conveying)概念の導入など大幅な変更が加えられた。また、この時同時にLesser GPL(LGPL)バージョン 3 の草稿も公開された。

特に多くの批判が寄せられていた反 DRM 条項(第3条)に関しては、"Digital Restrictions Management"というという言葉自体が姿を消し、その代わり、米国デジタルミレニアム著作権法 (DMCA) の規定する「"technological protection measure"を迂回する手段を講じることの禁止」条項を根拠に利用者を取り締まってはならないという形に書き改められた。しかし産業界は納得せず、また、これにより、再びライセンスを米国国内法の下へと引き戻すものではないかという批判を浴びることとなった。

そしてこののち、新規ドラフトの公開は長い休止へと入ってしまう。

第 4 回国際 GPLv3 カンファレンス (インド)

第4回の国際 GPLv3 カンファレンスは、2006 年8月23日と24日の両日、インド・バンガロール(現ベンガルール)で開催された。Stallman 氏や Moglen 教授の講演の他、第2ドラフトが出てから初のカンファレンスということで、FSF India のメンバを交え活発な議論が展開された。また、発展途上国における FOSS の教育分野への浸透などに関しても幅広い議論が交わされた。

第5回国際 GPLv3 カンファレンス(日本)

最終となる第 5 回の国際 GPLv3 カンファレンスは、2006 年 11 月 21 日と 22 日の両日、日本・秋葉原で開催された。Stallman 氏を始めとするアメリカの FSF、ラテンアメリカの FSFLA、ヨーロッパの FSFE、インドの FSF India、日本の FSIJ という各国のフリーソフトウェア団体の主要メンバが一堂に会する貴重な機会となり、様々なテーマに関して議論が交わされた。

ディスカッションドラフト第3版

ディスカッションドラフト第 3 版が発表されたのは、当初は正式版の最終デッドラインとされていた 2007 年 3 月も末となる、2007 年 3 月 28 日のことであった [14]。

このドラフトでは、反DRM条項等に関してそれまでのドラフトで指摘されていた点の修

^[13] http://gplv3.fsf.org/gpl-draft-2006-07-27.html

^[14] http://gplv3.fsf.org/gpl-draft-2007-03-28.html

正の他、インストール用情報の提供に関する条項の追加(第 6 条)、特許に関する差別的な特許ライセンス契約締結の禁止(第 11 条)が盛り込まれた。後者は、当時Microsoft社とNovell社が提携し、そのような合意があったとの報道があったため [15]、急遽加えられたものである。

ディスカッションドラフト最終版(ラストコール・ドラフト)

最終となるラストコール・ドラフトが公開されたのは2007年5月31日のことであった^[16]。 このドラフトでは、Apacheライセンスとの両立性向上や、米国内法に頼らない「ユーザ製品」概念の明示的定義(第 6 条)などが盛り込まれた。このドラフトは事実上の完成版とみなされており、翌月には正式版を公開することが予告された。

正式版公開

最終的に 2007 年 6 月 29 日、正式版が公開された^[17]。本逐条解説で取り上げているのは もちろんこのバージョンである。GPLv3 正式版の公開後、GNUソフトウェアを始め、Samba のようないくつかの有力なソフトウェアがGPLv3 に移行したが、Linuxカーネル等は移行し ていない^[18]。Palamida社の調査によれば、2008 年 10 月の段階でGPLv3 に移行したプロジェ クトは 3000 を超えている^[19]。

2. IPAの活動

IPAでは、2006年8月、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)オープンソフトウェア・センター(当時はOSS センター)内に、FOSS に関する法的課題を検討するために当リーガルタスクグループを設立し、

- 1) FOSS ライセンシング面に関する理解と意識の向上
- 2) 実践向け情報の集約・発信
- 3) 実務における問題解決機能の構築へ向けた検討

を目的とした活動を行ってきた。

同グループでは、FOSS ライセンスの検討対象を GPLv3 に定め、当時 FSF より公開されていた GPLv3のディスカッションドラフト第1版および第2版とその趣旨説明書(rationale)

^[15] http://en.wikipedia.org/wiki/Novell#Agreement_with_Microsoft

^[16] http://gplv3.fsf.org/gpl-draft-2007-05-31.html

^[17] http://www.gnu.org/licenses/gpl-3.0.html

^[18] ただし、初期のドラフトには極めて批判的だった Linux カーネル開発者も正式版に対してはかなり軟化しており、今後移行する可能性は否定していない。

^[19] http://gpl3.blogspot.com/2008/10/gpl-project-watch-list-for-week-of-1024.html

をベースに、月次の会合およびメーリングリスト上の議論にて同ライセンスの研究から活動を開始した。

活動過程においては、ライセンスの内容についての不明点や疑問点あるいは実務的な観点からの懸念、課題等につき、GPL の起草者らと直接の会話を持つことが不可欠であるとの考えから、グループ発足直後、2006 年 8 月 23 日、24 日の両日、インドのバンガロールで開催された第 4 回国際 GPLv3 カンファレンスに OSS センターの田代秀ーセンター長と当グループの江端俊昭主査が参加、GPLv3 策定の状況把握に努めるとともに、講演者として参加した Eben Moglen 教授と会談を持ち、当グループに対する協力を SFLC に要請、その了承を得る(後の 2007 年 12 月に IPA と SFLC は正式に相互協力協定を結んだ)ことで、活動に対する支援態勢を整えた。

活動は、問題点をグループ内で整理した後、SFLCとの間でを訪問および書面交換による 意見交換を行いながら進められた(訪問スケジュールは後掲のとおり)。

グループ発足より 2007 年 6 月 29 日の GPLv3 正式版公開までの SFLC との意見交換においては、当グループが GPLv3 に対する理解を深めることができたことは言うまでもないが、一方、GPLv3 のドラフトが版を重ねていく過程で、当グループからの意見もその策定に少なからず影響を与えたものと考えている。

GPLv3 正式版の公開を機に、活動の焦点は解説書作りに絞られた。作業はそれまで行われてきた研究成果をもとに各委員が執筆を分担して進められた。作成過程において特にライセンスの解釈に関する微妙な問題については、正確性を期するためグループ内で議論を重ねた上で SFLC と議論を行い、SFLC の回答に基づきこれを解説の記述に反映した。

本文中、SFLC の見解を記述した部分は、「SFLC によれば……」として明示してある。該 当部分については、SFLC の見解をもとに委員が日本語文章を作成し、その英訳を SFLC に 送付して確認を得るという作業を行った。この点については、本書冒頭の Moglen 教授によ る「発刊に寄せて」でも触れられているとおりである。

SFLCとの議論過程においては、当グループが提起してきた GPLv3 の産業的活用に当たっての懸念点の多くについて、SFLC 側から理解が示された。これは本活動の大きな成果として挙げられよう。

この他、2007 年 6 月 28 日に開催された「IPAX 2007」では江端主査によるGPLv3 の概要についての説明 [20]、同年 12 月 21 日には「ソフトウェアライセンシングと知財問題に関するシンポジウム」を開催し(このシンポジウムではEben Moglen教授にも米国よりライブ中

^{[20] 「}OSS に係る特許や著作権等の法的課題〜公開迫るオープンソースライセンス GPLv3 ライセンス」(http://www.ipa.go.jp/software/open/ossc/doc/IPAX2007_1.pdf)

継を通して講演いただいている)、上山浩委員がGPLv3のポイント解説^[21]を行うなど、講演を通したGPLv3に関する知識の普及へ向けた活動を行なってきた。

また、GPLv3の日本語訳については、2007年9月5日に発行された八田真行委員の翻訳を参考にして当グループで作成したものをIPAより公開している^[22]。

【SFLC との協議スケジュールと出席者】

2006年11月3日(米国東海岸時間)

IPA 出席者:田代秀一センター長、江端俊昭主査、上山浩委員

2007年6月29日(米国東海岸時間)

IPA 出席者:田代秀一センター長、江端俊昭主査、上山浩委員

2008年2月22日23日(米国東海岸時間)

IPA 出席者:田代秀一センター長、江端俊昭主査、上山浩委員、瀬戸邦雄委員

2009年1月12日(米国東海岸時間)

IPA 出席者:田代秀一センター長、江端俊昭主査、上山浩委員、瀬戸邦雄委員 吉田秀逸調査役

2009年2月23日(米国東海岸時間)

IPA 出席者:田代秀一センター長、江端俊昭主査、上山浩委員、吉田秀逸調査役

^{[21]「}GPLv3の利用において考慮すべきポイント」 (http://ossipedia.ipa.go.jp/legalinfo/20071221-3.pdf)

^[22] GPL v3 の日本語訳 (http://ossipedia.ipa.go.jp/doc/183)

第2章 逐条解説

1. 前文

Preamble

(第1パラグラフ)

The GNU General Public License is a free, copyleft license for software and other kinds of works.

(第2パラグラフ)

The licenses for most software and other practical works are designed to take away your freedom to share and change the works. By contrast, the GNU General Public License is intended to guarantee your freedom to share and change all versions of a program—to make sure it remains free software for all its users. We, the Free Software Foundation, use the GNU General Public License for most of our software; it applies also to any other work released this way by its authors. You can apply it to your programs, too.

(第3パラグラフ)

When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for them if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs, and that you know you can do these things.

(第4パラグラフ)

To protect your rights, we need to prevent others from denying you these rights or asking you to surrender the rights. Therefore, you have certain responsibilities if you distribute copies of the software, or if you modify it: responsibilities to respect the freedom of others.

(第5パラグラフ)

For example, if you distribute copies of such a program, whether gratis or for a fee, you must pass on to the recipients the same freedoms that you received. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. And you must show them these terms so they know their rights.

(第6パラグラフ)

Developers that use the GNU GPL protect your rights with two steps: (1) assert copyright on the software, and (2) offer you this License giving you legal permission to

copy, distribute and/or modify it.

(第7パラグラフ)

For the developers' and authors' protection, the GPL clearly explains that there is no warranty for this free software. For both users' and authors' sake, the GPL requires that modified versions be marked as changed, so that their problems will not be attributed erroneously to authors of previous versions.

(第8パラグラフ)

Some devices are designed to deny users access to install or run modified versions of the software inside them, although the manufacturer can do so. This is fundamentally incompatible with the aim of protecting users' freedom to change the software. The systematic pattern of such abuse occurs in the area of products for individuals to use, which is precisely where it is most unacceptable. Therefore, we have designed this version of the GPL to prohibit the practice for those products. If such problems arise substantially in other domains, we stand ready to extend this provision to those domains in future versions of the GPL, as needed to protect the freedom of users.

(第9パラグラフ)

Finally, every program is threatened constantly by software patents. States should not allow patents to restrict development and use of software on general-purpose computers, but in those that do, we wish to avoid the special danger that patents applied to a free program could make it effectively proprietary. To prevent this, the GPL assures that patents cannot be used to render the program non-free.

(第10パラグラフ)

The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow.

(訳)

前文

(第1パラグラフ)

GNU 一般公衆利用許諾書は、ソフトウェアおよびその他の著作物について、フリーかつコピーレフトを主張するライセンスです。

(第2パラグラフ)

ソフトウェアやその他の実用的な著作物を対象とするライセンスの大半は、著作物を多くの者で共有したり著作物を変更する自由を奪い去るように作られています。これに対して、GNU 一般公衆利用許諾書は、プログラムの全てのバージョンを共有し変更できる自由を保証すること、すなわち、ソフトウェアがユーザ全てにとってフリーであり続けることを保証することを目的としています。私たちフリーソフトウェア財団(Free Software Foundation)は、私たちのソフトウェアの大半に GNU 一般公衆利用許諾書を適用してい

ます。他の著作物についても、作成者が私たちと同様の方法で著作物を公開するのであれば、GNU 一般公衆利用許諾書を適用することが可能です。あなたのプログラムにも適用することができます。

(第3パラグラフ)

私たちがフリーソフトウェアについて語るとき、私たちは自由について言及しているのであって、価格は問題にしていません。私たちの一般公衆利用許諾書は、フリーソフトウェアの複製物を配付すること(有償も可)、ソースコードを受領するか後から入手できること、ソフトウェアを修正すること、またはその一部を別のフリーなプログラムで利用できること、そしてこれらが可能であることをあなたが知り得ること、が確保されるよう構成されています。

(第4パラグラフ)

あなたの権利を守るため、他者が上記のあなたの権利を否定したり、権利の放棄を要求 することを防ぐ必要があります。そのために、あなたがソフトウェアの複製物を配付また は改変する場合、あなたには一定の責任が発生します。それは、他者の自由を尊重すると いう責任です。

(第5パラグラフ)

例えば、本許諾書が適用されるプログラムの複製物を配付する場合、無償・有償に関わらず、あなたは複製物の受領者に、あなたが受け取ったのと同じ自由を承継しなければなりません。あなたは、彼らもまた、ソースコードを受領するか後から入手できることを保証しなければなりません。そしてあなたは、彼らがこれらの権利について知ることができるよう本許諾書の条項を彼らに明示しなければなりません。

(第6パラグラフ)

GNU GPL を利用する開発者は、あなたの権利を 2 段階の手順を踏んで守ります。その手順とは、(1) ソフトウェアに関する著作権を主張し、(2) ソフトウェアを複製、配布、または改変する法的な許諾をするものである本許諾書をあなたに提示する、というものです。

(第7パラグラフ)

開発者や作成者を保護するため、GPL は、このフリーソフトウェアには何らの保証もなされないことを明確にしています。ユーザと開発者両方の便宜のため、GPL は、改変されたバージョンには改変された旨を表記するよう要求しており、これにより、改変されたバージョンの問題が、誤って以前のバージョンの作成者に帰責されることがないようにしています。

(第8パラグラフ)

一部の機器は、内蔵されているソフトウェアを改変してインストールしたり実行することが、メーカには可能なのにユーザには不可能なように設計されています。これは、改変

が可能な場合にユーザがソフトウェアを改変できる自由を守る、という GPL の目的と根本的に相容れません。このような技術の濫用は、往々にして個人向け製品の分野で見られるものですが、まさにこのようなものこそ、こうした行為が最も容認しがたい分野です。そこで私たちは、 GPL の本バージョンで、そうした製品について上記の行為を禁止するようにしました。もし同種の問題が他の領域にまで相当程度拡大してきた場合には、私たちはユーザの自由を守るために必要なときは、GPL の将来のバージョンにおいてこの規定をそうした領域にも拡張すべく準備を整えています。

(第9パラグラフ)

最後に、すべてのプログラムはソフトウェア特許によって絶え間なく脅かされています。 およそ国家は、特許が汎用コンピュータにおけるソフトウェアの開発と利用を制限するこ とを認めるべきではありません。しかし、そういったことを認めてしまっている地におい ては、私たちは、特許がフリーなプログラムに適用され、実質的にプログラムがプロプラ イエタリにされてしまうという特別な脅威を避けたいと思います。こうした事態を防ぐた めに、GPLでは、プログラムを非フリーなものにするために特許を用いることはできない、 ということを確実にしています。

(第10パラグラフ)

複製、配付、改変に関する詳細な利用条件は以下のとおりです。

1.1. 概要

GPL はフリーソフトウェア運動を具現化するために考案されたライセンスであり、GPL のもとで配付されたソフトウェアが何者かに独占されることを排除し、誰でも「自由に」使用できるようにすることを目的としている。

すなわち、通常のソフトウェアライセンスは著作権を許諾する条件として、ユーザによる複製や改変、リバースエンジニアリング等の制限を課しているが、GPL は、著作権を許諾する条件として、通常のライセンスとは逆に、ソースコードを開示することや他者の改変の自由を認めること(コピーレフト)を条件としており、これによりソフトウェアが私物化(proprietary)されることを防止するように作られている。

前文は、フリーソフトウェアの思想に基づく GPL の趣旨、理念、目的などについての FSF (Free Software Foundation) の考え方を述べたものである。 SFLC によれば、前文は法的 拘束力を有するものではないが、以下の各条項の解釈の指針となるものである。

1.2. 条文内容

1.2.1. 第1パラグラフ

本パラグラフは、GPL が、コピーレフトの思想に基づくライセンスである旨を述べている。

また、GPL は、ソフトウェアを主たる対象としたライセンスであるが、その他の著作物についても適用し得ることが述べられている。GPL は著作権に基づくライセンスなので、著作権の保護対象となる著作物であればソフトウェア以外でも適用可能であり、本パラグラフはそれを確認的に述べたものである。

1.2.2. 第2パラグラフ

著作物は、著作権者の許諾を得ることなく他の者が複製や改変を行うことはできない(わが国の著作権法 21~28条、63条等を参照)。しかし、不特定多数の者が著作物を共有・利用することが創作活動を促進するための有効な手段になりうる場合もある。「ソフトウェアがユーザすべてにとってフリー(自由)であり続けること」により、既存のソフトウェアを改良して新しいより優れたソフトウェアを開発する場合、多数の開発者が参画して協働的な開発活動を行うことで、より効果的・発展的な結果が導き出されるという理念のもと、本パラグラフは、プログラムのすべてのバージョン(オリジナルのものとその改変版)を共有し変更できる自由を保証することを、GPLの目的としている旨を明らかにしている。GPL は、FSF が著作権を保有するソフトウェアだけでなく、あらゆる著作権者のソフト

GPL は、FSF が著作権を保有するソフトウェアだけでなく、あらゆる著作権者のソフトウェアにも適用可能である。

1.2.3. 第3パラグラフ

フリーソフトウェアという用語の「フリー」の意味は「無料」ではなく「自由」である。 GPL が適用されるプログラムは無料で利用できるものが多いが、本パラグラフは「フリー」 のこの意味について説明している。参考までに、FSF は、このことを説明するために、「"free speech" (言論の自由) のことで、"free beer" (無料ビール) ではない」という例をしばしば用いる。

また、フリーソフトウェアの理念を実現するためには、複製物の配付(有償も可)、ソースコードの提供、ソフトウェアの修正、その一部を他のプログラムで利用できること、及びこれらのことが可能であることを、第三者が知り得ることが重要である。GPL は、これを確保するのに必要な規定を定めている。

なお、第2文は、フリーソフトウェアの複製物を有償で配付できることを述べているが、 FSFは、その価格設定についても、原則として自由であるという見解を明らかにしている^[23]。

^{[23] &}quot;Selling Free Software" (http://www.gnu.org/philosophy/selling.html)

1.2.4. 第4パラグラフ

GPL のもとで配付されたソフトウェアを受け取った者は、複製や改変を自由に行うことができる。しかし、こうした行為を行うことのできる権利が後日取り消されることがあっては、受領者は安心してソフトウェアを利用することができない。本パラグラフは、そうしたことを防ぐ必要があること、そのためにソフトウェアの配付や改変を行う場合は、GPLに基づいて他者の自由を尊重するという責任を負わなければならいことを述べている。

他者の自由の尊重とは、以下の2つをいう。

- (a) 他者に対して、ソフトウェアの使用、複製、配布、改変を制限しないこと
- (b) ソフトウェアの受領者が改変したソフトウェアについても、他者に対して、使用、 複製、配布、改変を制限しないこと

1.2.5. 第5パラグラフ

GPL は「伝播性の強いライセンスである」と言われるが、本パラグラフ第 1 文は伝播性について述べている。

伝播性とは、プログラムが公開されて次々と複製されながら多数の者に伝わっていく際、 上流の権利者が付したライセンスの条件がそのまま下流の受領者にも適用されていくこと を指す^[24]。具体的には、プログラムの作成者がGPLに基づいてプログラムを公開した場合、 それを受領してそのまま再配布する場合や改変して再配布する場合、下流の受領者すべて GPLの条件が引き継がれていく(下流の受領者がプログラムを改変や再配布を行う際には GPLの条件に従わなければならない)ことを言う。

第2文は、上流の者から実行形式のプログラムを受領した者 A がそれをそのまままたは 改変して再配布する場合、A は下流の受領者 B に対してそのソースコードを実行形式のプログラムと一緒に配付するか、あるいは A が実行形式のプログラムのみを配布した場合、B は後日 A に対してソースコードの提供を求めることができることを保証しなければならないことを述べている。フリーソフトウェアの理念であるプログラムの自由な利用と改変を確保するためには、ソースコードの入手を保証することが必要不可欠だからである。

第 3 文は、下流の受領者がこれらのことを知り得るようしなければならないこと、例えばソースコード中に GPL が適用されることを明記するといった措置をとらなければならないことを述べている。

^[24] 独自に開発したプログラムを GPL プログラムとリンクしてオブジェクトコードを作成したた場合、そのオブジェクトコードが GPL プログラムの二次的著作物に該当するならば、独自開発のプログラムにも GPL が適用されることになる(GPLv3第4条及び第5条)。このように、独自開発部分にも GPL が適用されることになることを指して「伝播性」と呼ぶ場合もある。

1.2.6. 第6パラグラフ

本条第 2 パラグラフに規定されるソフトウェアを共有し変更できる自由は、著作権者が明示的にその著作権を放棄する(パブリックドメインの状態にする)ことでも担保できると考えられがちである。しかし、パブリックドメインの状態にある著作物を改変して作成されたプログラム(二次的著作物)を改変者が公開しないならば、共有による発展という理念を損なう状況が生じる。つまり、一般に公開された(パブリックドメイン化された)ソフトウェアを第三者が改変することで、プロプライエタリ化される(特定の者の私有財産とされる)事態が生じうる。

本パラグラフは、このような状況が生じることのないようにしてフリーソフトウェアの理念を実現する手段として GPL が採用している手段について述べている。すなわち、GPLにおいては、著作権を放棄する方法でソフトウェアを公開する(パブリックドメイン化する)のではなく、(1)ソフトウェアの著作権は著作権者(開発者)に留保され、(2)著作権者は、その著作権に基づいて、ソースコードの提供義務などの GPL の規定に従うことを条件として、複製や改変などの著作権者の許諾なくしてはなし得ない行為を許諾する、という手法が採用されているのである。

ソースコードは一般の商用ライセンスでは企業秘密としてライセンシに開示されず、改変も認められないことが大半であるが、GPL はソースコードの提供等をライセンシに義務付けており、この点では両者は対照的である。しかし、GPL も一般の商用ライセンスも、ともに著作権に基づいて、ライセンシがライセンスの条項に従うことを条件としてソフトウェアの利用をライセンシに許諾している点では共通している。その意味で、GPL は、法律的には決して特殊なライセンスではない。

参考までに、わが国著作権法 63 条第 2 項は、利用の許諾を得た者はその許諾にかかる利用方法および条件の範囲内において著作物を利用ができる旨を定めている。GPL の規定がこの「利用方法及び条件」に相当することになる。

1.2.7. 第7パラグラフ

コピーレフトの理念の前提にある、不特定多数の開発者による発展的なソフトウェア開発プロセスを考えた場合、その過程は、未完成なソフトウェアを多数の開発者の叡智により成熟させていくという場合が通常であろう。

第 1 文は、GPL が適用されるフリーソフトウェアについては保証が一切なされないことを述べている。したがって、誤った計算結果の出力やレスポンスの低下等のソフトウェアの瑕疵による損害について、開発者は何ら責任を負わず、利用者は自己責任でフリーソフトウェアを使用しなければならない(具体的には第 15 条と第 16 条で定められている)。

開発者が保証責任を負わないようにすることで、フリーソフトウェアを公開したり、それ に改変を加えたりする開発者の負担を軽減し、共同開発への参画を容易にすることができ る、という考え方によるものであろう。

第2文は、改変されたバージョンには改変された旨を表記すべきことが GPL で定められていること (GPLv3 第5条第1パラグラフa項)、この要求はユーザと開発者両方の便宜のためであり、改変されたバージョンの問題が、誤って以前のバージョンの作成者に帰責されることがないように配慮したものであることを述べている。

1.2.8. 第8パラグラフ

近時、デジタル家電、携帯電話や自動車などには、様々な機能を実現するためにコンピュータ(マイクロコントローラ)システムが内蔵されている。このようなコンピュータシステムを内蔵している機器は「組込み機器」と呼ばれ、組込み機器に内蔵されているソフトウェアは「組込みソフトウェア」と呼ばれる。

本パラグラフ第 1 文の「機器」とは、こうした組込み機器をさしているが、最近の組込み機器では機能改善や保守を組込みソフトウェアのアップデート(すなわち改変したソフトウェアの当該機器へのインストール)で行うことが多くなってきた、にもかかわらず一部の機器については、ユーザにその手段が用意されていないという状況が見受けられる。

今日では、組込みソフトウェアでも多くのフリーソフトウェアが使用されているが、FSF は、上記の状況を、何人にも対等にソフトウェアの改変や実行の自由が保証されるべきで あるというフリーソフトウェアの理念に反するものであると指摘している。

ところが、GPLv2では、GPLv2が適用される行為は複製、配布、改変に限られ、「使用」すなわちプログラムを実行する行為は制約を受けないことが明記されていた(第 0 条第 2 パラグラフ)。これは、GPLv2が策定されたころのフリーソフトウェアは、パソコンやサーバなど汎用機器で使用されるものが大半であり、改変したプログラムをインストールして実行することが制約されるような状況が存在していなかったためであろう。しかし、その後に組込みソフトウェアの分野が大きく発展してきたために、問題として対処する必要が生じてきたのである。

そこで、GPLv3 では、組込み機器に内蔵されたフリーソフトウェアについても、ユーザが改変し、改変後のソフトウェアをその機器で使用(実行)できることを担保する条件や手段などを新たな条項(第6条第3~6パラグラフ)として明記することで、この問題に対処している。

最後の第 5 文では、この問題に限らず、新たな問題が今後生じた場合でも、同様な対処が将来のバージョンにおいて適宜なされていくということが述べてられている。

1.2.9. 第9パラグラフ

本パラグラフは、特許に対する GPL の考え方を述べたものである。

汎用コンピュータにおけるソフトウェアの自由な開発・利用が特許により制限されることに反対するとともに、現存するソフトウェア特許については、コピーレフトの基本理念であるソフトウェアの共有を維持するため、「独占的な状態への移行を許さない」ための手段を具体化して定めていること(第11条等)を述べている。

1.3. GPLv2 との異同

本文の第 1 パラグラフと第 8 パラグラフは、後掲の第 6 条の解説(p.82)で述べている Tivoization の問題を受けて、GPLv3 で追加された規定であると考えられる。

1.4. 関連法令等

- ・著作権法 20 条 1 項、2 項の 2・3 号、21 条~28 条、63 条
- ・GPLv2 前文

【GPL のライセンスと翻訳】

GNU GPL は FSF の著作物なので、当然 GPL 自体にもライセンスが指定されている。 それは GPL の冒頭にもあるように、

Copyright (C) 2007 Free Software Foundation, Inc. http://fsf.org/ Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.

というものである。すなわち、複製や配布は誰でも自由にできるが、改変は認められていないということである。

ここで問題となるのは、GPL の各国語訳の扱いである。翻訳は改変の一種なので、この ライセンスを額面どおり理解すれば、翻訳を公開することは"not allowed"ということに なろう。

この点に関して FSF は、http://www.gnu.org/licenses/translations.html において、

- (1) 翻訳が非公式なものであり、ライセンスの正文はあくまで英語であることを文中で明記すること
- (2) FSF から要望があった場合には随時翻訳を修正すること
- の二点を翻訳公開の条件としている。

もちろん本書の日本語訳も、この条件に従った上で公開されたものである。

【コピーレフト】

コピーレフト(copyleft) ^[25] とは、著作権者が著作権を保有したまま、二次的著作物も含めて、すべての者が著作物(プログラム)を利用・再配布・改変できなければならないという考え方である。著作物の利用・再配布・改変の自由を保証するための手法の一つとして、1984 年にFSFを設立したStallman氏によって提唱された。

著作物の利用を自由にする手法には、著作権を放棄された状態に置くパブリックドメインが一般的に知られている。しかし、パブリックドメインの方法では、他者からソフトウェアを入手した者がそれを独自の商用ソフトウェアに取り込んで利用することも可能であり、すべての者がプログラムを利用・再配布・改変等できるという自由を確保することができない。

コピーレフトはそれとは異なり、著作権者が著作権を留保し、プログラムの配布の際に 当該プログラム(および当該プログラムの二次的著作物)のソースコードに対する複製、 改変そして再配布を行う権利について、配布先が再配布を行う際にも同様の権利を再配布 先に対して付与することを要求することを条件に、著作権を許諾するという仕組みを採用 している。これにより、著作物の利用の自由を維持し続けることを保証するのである。

コピーレフトは、著作権すなわちコピーライト(copyright)に対する造語であるが、 従来一般にコピーライトは著作物を独占的に使用するために行使されてきたのに対し、コ ピーレフトは著作権を用いて著作物の共有と権利者の保護を図ることを目的とする概念で ある。

- 20 -

^{[25] &}quot;What is Copyleft?" (http://www.gnu.org/copyleft/)

【フリーソフトウェア】

FSFは、以下の4つの自由を有するソフトウェアを「フリーソフトウェア」として定義している^[26]。

- ・目的を問わずプログラムを実行する自由(自由その0)
- ・プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて修正を加え取り入れる自由。ソースコードへのアクセスはこの自由のための前提条件である。(自由その1)
- ・身近な人を助けられるよう、コピーを再配付する自由(自由その2)
- ・プログラムを改良し、コミュニティ全体がその恩恵を受けられるよう、改良点を 公衆に発表する自由。ソースコードへのアクセスはこの自由のための前提条件で ある。(自由その3)

同様のものに「オープンソースソフトウェア」(OSS)という用語があるが、FSFの Stallman 氏は、OSSという呼び方は「フリー」の概念を希釈化してしまうことなどを 理由に、否定的な見解を表明している。

最近は、フリーソフトウェアと OSS の総称として「FOSS」(Free/Open Source Software) や「FLOSS」 (Free/Libre and Open Source Software) という呼び方が用いられることも多い。

^{[26] &}quot;The Free Software Definition" (http://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html)

2. 第0条 定義

0. Definitions.

(第1パラグラフ)

"This License" refers to version 3 of the GNU General Public License.

(第2パラグラフ)

"Copyright" also means copyright-like laws that apply to other kinds of works, such as semiconductor masks.

(第3パラグラフ)

"The Program" refers to any copyrightable work licensed under this License. Each licensee is addressed as "you". "Licensees" and "recipients" may be individuals or organizations.

(第4パラグラフ)

To "modify" a work means to copy from or adapt all or part of the work in a fashion requiring copyright permission, other than the making of an exact copy. The resulting work is called a "modified version" of the earlier work or a work "based on" the earlier work.

(第5パラグラフ)

A "covered work" means either the unmodified Program or a work based on the Program.

(第6パラグラフ)

To "propagate" a work means to do anything with it that, without permission, would make you directly or secondarily liable for infringement under applicable copyright law, except executing it on a computer or modifying a private copy. Propagation includes copying, distribution (with or without modification), making available to the public, and in some countries other activities as well.

(第7パラグラフ)

To "convey" a work means any kind of propagation that enables other parties to make or receive copies. Mere interaction with a user through a computer network, with no transfer of a copy, is not conveying.

(第8パラグラフ)

An interactive user interface displays "Appropriate Legal Notices" to the extent that it includes a convenient and prominently visible feature that (1) displays an appropriate copyright notice, and (2) tells the user that there is no warranty for the work (except to the extent that warranties are provided), that licensees may convey the work under this License, and how to view a copy of this License. If the interface presents a list of user

commands or options, such as a menu, a prominent item in the list meets this criterion.

(訳)

第0条 定義

(第1パラグラフ)

「本許諾書」(this License)とは、GNU 一般公衆利用許諾書のバージョン3をいう。 (第2パラグラフ)

「著作権」(Copyright)とは、著作権法だけでなく、半導体マスク等に適用される著作権法類似の法(に基づく権利)も意味する。

(第3パラグラフ)

「本プログラム」(the Program)とは、著作権により保護されており、本許諾書に基づいてライセンスされる著作物をいう。各ライセンシを 「あなた」という。「ライセンシ」及び「受領者」(recipients) は、個人でも組織でもよい。

(第4パラグラフ)

著作物の「改変」(modify)とは、著作権の許諾を受けることを要する態様で著作物の全体又は一部を複製又は翻案する行為をいう。ただし、完全に同一の複製物を作成する行為は除く。改変後の著作物は、元の著作物の「改変バージョン」(modified version)、または、元の著作物に「基づく」(based on) 著作物という。

(第5パラグラフ)

「対象著作物」(covered work)とは、改変されていない本プログラム及び本プログラムに基づく著作物をいう。

(第6パラグラフ)

著作物の「プロパゲート」(propagate)とは、準拠法国の著作権法上、権利者の許諾を得ずして行った場合に、権利侵害に基づく直接又は間接の責任を負うこととなる行為をいう。ただし、著作物をコンピュータ上で実行する行為、及び内部的な改変行為を除く。プロパゲートは、複製、配付(改変の有無を問わない)、及び公衆への利用可能化を含む。さらに、国によっては他の行為も含む場合がある。

(第7パラグラフ)

著作物の「コンベイ」(convey)とは、プロパゲートに当たる行為のうち他者が複製すること又は複製物を受領することを可能にする行為をいう。ただし、コンピュータネットワーク上での単なるやりとりであって複製物の伝送を伴わない場合は、コンベイに当たらない。

(第8パラグラフ)

インタラクティヴなユーザインターフェースにより「適切な法律上の告知事項」 (Appropriate Legal Notices) を表示する場合、当該インターフェースは、(1) 著作権に

関する適切な告知を表示し、かつ(2)本著作物に関して何らの保証もなされないこと (ただし、別段の定めにより保証がなされる場合を除く)、ライセンシは本著作物を本許諾書の条件に基づいてコンベイしうること、及び本許諾書の内容を参照する方法、を利用者に周知すべきことを、容易かつ明確に読み取ることのできる機能を含むものとする。当該インターフェースがメニューのようなユーザコマンドやオプションのリストを表示するものの場合は、上記の項目が当該リストに明確に示されているならば、条件を満たすものとする。

2.1. 概要

本条は、GPLv3 で用いられている用語の定義を定めている。一般的な契約書でも、契約書で用いられる用語の意義を明確化する目的で、契約書の冒頭部分に定義規定を置くことが多いが、本条もそれと同様の規定である。

なお、ソースコードに関連する定義は、第1条にまとめて定められている。

2.2. 条文内容

2.2.1. 第1パラグラフ

"this License"という用語は GPLv3(GNU General Public License 第 3 版)を指す。

2.2.2. 第2パラグラフ

「著作権」(Copyright)という用語は、著作権法(に基づく権利)だけでなく、copyright-like laws すなわち著作権法類似の法(に基づく権利)も含む意味で用いられる。

SFLCによれば、copyright-like lawsの例としては、米国の半導体集積回路配置保護法 (Semiconductor Chip Protection Act 1994) や船体形状のデザインの保護法 (Vessel Hull Design Protection Act of 1998)、EUのデータベース保護指令 [27] などが挙げられる。

2.2.3. 第3パラグラフ

- (1) 本パラグラフでは、次の用語の定義を定めている。
 - ① 「本プログラム」(the Program) とは、著作権で保護されており、GPLv3 に基づいてライセンスされる著作物を指すこと。

なお、条文の文言上は、「本プログラム」は GPLv3 が適用される著作物すべてを指すようにも解される。例えば、「あなた」がプログラム A をコンベイしたがプログラ

^[27] EU Directive 96/9/EC

ムBはコンベイしていない場合でも、「本プログラム」はプログラムAのみならずプログラムBその他のGPLv3プログラムすべてを含むと解する余地がある。

SFLC によれば、本条及び第 10 条の「本プログラム」とは、このような広範な意味ではなく、「あなた」がライセンサーから受領したプログラムのみを指す。上記の例の場合であれば、「本プログラム」とは、プログラム A のみを指し、プログラム B やその他の GPLv3 プログラムは「本プログラム」には当たらない。

- ②「あなた」(you)とは、本許諾書に基づいて本プログラムをライセンスされる各ライセンシを指す。
- ③「ライセンシ」(licensee)及び「受領者」(recipients)には、個人だけでなく法人などの組織も含まれる。
- (2) 「ライセンシ」(licensee) と「受領者」(recipients) の違いについて GPLv3は、GPLv3プログラムの複製や改変等についてオリジナルの著作権者(licensor) から許諾を受ける者として、「ライセンシ」と「受領者」の二種類を定めている。

「受領者」とは、GPLv3 プログラムを上流の著作権者から直接または第三者を介して間接に受領した者をいう。「受領者」は、本プログラムを受領し、それを実行するだけであれば、GPLv3 の適用を受けることはない(第9条)。つまり、本プログラムを改変または配付せず、受領した本プログラムをそのまま自社内で使用する場合には、ソースコードの配付義務(第6条)や特許非係争義務(第10条第3パラグラフ)など GPLv3 の定める各種の義務を負わずに使用することができる。

「ライセンシ」とは、第0条8パラグラフに「ライセンシは著作物を本許諾書の条件に基づいてコンベイしうること」という記載があることから、「受領者」のうち、(受領した)GPLv3プログラムをコンベイした者をいうものと解される。著作物の他者へのコンベイについては、GPLv3の条件に従うことが要求される(第9条)ことから、「ライセンシ」はGPLv3が定める各種の義務を負うことになる。



2.2.4. 第4パラグラフ

本パラグラフは、「改変」(modify)について定義している。

著作物の「改変」とは、著作権の許諾を受けることを要する態様で著作物の全体または 一部を複製又は翻案する行為(ただし、完全に同一の複製物を作成する行為を除く)をい い、後述の「プロパゲート」の一態様として位置づけられるものである。わが国著作権法でいえば、第27条の翻案等に該当する行為である。著作物の改変行為は、GPLv3の定めに従うことが条件となる(ただし、内部的な改変は除く)。

また、改変後の著作物を、元の著作物の「改変バージョン」(modified version)、または、元の著作物に「基づく」(based on) 著作物という。わが国著作権法上の概念でいえば、これらは二次的著作物(著 2 条 1 項 11 号、28 条)に当たる。

なお、GPLv2では元の著作物を改変することにより作成された著作物を「derivative work」(派生著作物)と呼んでいた。しかし、GPLv3 においては、特定の国の法律で規定されている用語を使用しない、という作成方針 [28] に基づき、「derivative work」という用語に代えて、「"modified version" of the earlier work」または「a work "based on" the earlier work」と規定することとした。

2.2.5. 第5パラグラフ

「対象著作物」(covered work) とは、改変されていない本プログラム及び本プログラムに基づく著作物(本プログラムの二次的著作物)をいう。すなわち、GPLv3 に基づいて配付される著作物をいう。

なお、本書では、分かりやすさの観点から、「対象著作物」を「GPLv3 プログラム」と表記する場合がある(GPLv3 が適用されるプログラムの意)。

2.2.6. 第6パラグラフ

本パラグラフは、「プロパゲート」(propagate)について定義している。

プロパゲートは、次パラグラフの「コンベイ」とともに、GPLv3 で新たに導入された概念であり、GPLv3 を理解する上で重要な用語である。

「プロパゲート」とは、準拠法国^[29]の著作権法上、権利者の許諾を得ないでその行為をした場合に、権利侵害に基づく直接又は間接の責任を負うこととなる行為を指す。わが国著作権法でいえば、著作権法 21 条~28 条の支分権や同法 18 条~20 条の著作者人格権に関する行為を指すと解される。また、「プロパゲート」は、公衆への利用可能化の行為を含むことも本パラグラフに明記されている。わが国著作権法でいえば、23 条の公衆送信権等に

^[28] FSF は、これを GPLv3 の"internationalization"(国際化)と呼んでいる。

^[29] GPL の準拠法をどのように考えるかについては、GPLv3 においても GPLv2 から特段変更はないが、(財)ソフトウェア情報センター著『オープンソースソフトウェアライセンスの最新動向に関する調査報告書』(平成 19 年 11 月 16 日)「2.9 GPL の準拠法について」(http://www.softic.or.jp/publication/oss/oss2006.html)に考え方が整理されているので、参考にされたい。

当たる。

また、SFLC によれば、権利侵害に基づく間接の責任とは、著作権侵害を惹起する行為または著作権侵害に寄与する行為を意味する。日本法が準拠法の場合であれば、著作権侵害行為に対する教唆・幇助(民719条2項)行為がこれに該当しよう。

重要な例外として、著作物をコンピュータ上で実行する行為と内部的な改変行為は「プロパゲート」に含まれない。そのため、GPLv3 プログラムの使用形態が実行と内部的な改変のみに限られるのであれば、受領者は GPLv3 が定めるソースコードの配付義務や特許非係争義務などの義務を負うことはない。SFLC によれば、ここでいう「内部的」(private)とは、家庭内での個人的な行為だけでなく、企業内、企業グループ内、あるいは公共団体等の組織内での行為も含む。

したがって、企業が対象著作物を入手(受領)して、それをそのままあるいは改変して自社内で使用する行為は、それがインターネット上でサービスを提供するようなシステムであっても、対象著作物を利用者がダウンロードできるようになっていなければ、プロパゲートに該当せず、GPLv3の定める各種の義務を負うことなく対象著作物を使用することができることになる。

また、SFLCによれば、同一企業グループ間での行為も「内部的」とみなされる。例えば、グループ内のシステム開発子会社が GPLv3 プログラムを改変したソフトウェアを開発し、それを親会社やグループ内の他の企業に配付して、グループ企業が使用するような場合も、「内部的」な改変に当たり、プロパゲートに該当しない。政府の複数の省庁間でのプログラムの授受も同様に「内部的」な行為であり、プロパゲートに該当しない。

これに対して、「プロパゲート」に該当する行為を行う者は、GPLv3 に定める条件を遵守 すべき義務を負うこととなる(第9条)。

2.2.7. 第7パラグラフ

本パラグラフは「コンベイ」(convey) について定義している。

「コンベイ」とは、プロパゲートに当たる行為のうち、第三者が複製すること又は複製物を受領することを可能にする行為(ただし、コンピュータネットワーク上での単なるやりとりであって複製物の伝送を伴わない場合を除く)をいう。つまり、GPLv3 プログラムを第三者に渡したり、あるいは第三者が入手可能な状態に置くことをいう。例えば、GPLv3 プログラムを第三者に配付したり、GPLv3 プログラムを組込みソフトウェアとして内蔵した組込み機器を販売したり、GPLv3 プログラムを WEB サイトにアップロードするような行為がこれに当たる。

「コンベイ」に該当する行為を行う者は、本許諾書に定める条件を遵守すべき義務を負うこととなる。

コンベイとプロパゲートの関係については、後述の 2.6 項「プロパゲートとコンベイの定義について」(p.30)を参照されたい。

2.2.8. 第8パラグラフ

本パラグラフは、対話的インターフェースを用いて GPLv3 により要求される告知事項を表示する場合の要件を定めている。告知事項の表示に関しては、第 4 条第 1 パラグラフと第 5 条第 2 パラグラフ b) 項に原則的な規定が置かれており、本パラグラフはその特則と解される。

対話的インターフェースで所定の告知事項を表示する場合は、(1) 著作権に関する適切な告知を表示し、かつ(2) ①著作物に保証がなされないこと(ただし、別段の定めにより保証がなされる場合を除く)、②ライセンシはその著作物を GPLv3 の条件に基づいてコンベイしうること、及び③GPLv3 の内容を参照する方法の 3 点を利用者に対して周知すべきことを、容易かつ明確に読み取ることのできる機能を含むものでなければならない。

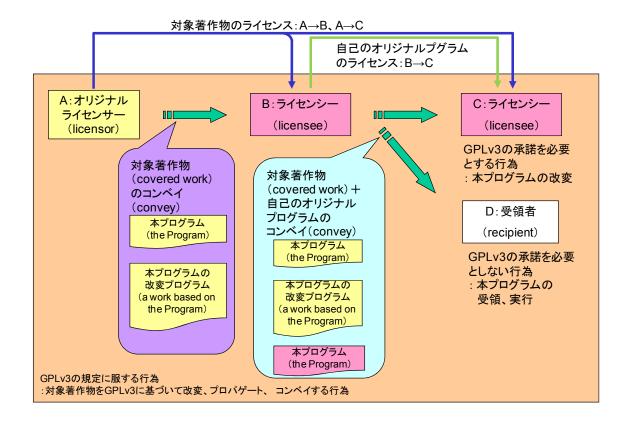
また、当該インターフェースがメニューのようなユーザコマンドやオプションのリストを表示するものの場合は、上記「告知事項」が当該リストに明確に示されていれば、上記の要件を満たすものとみなされる。

2.3. GPLv3 の適用を受ける著作物と行為

下図は、ライセンサ・ライセンシ・受領者について、それぞれどのような行為が可能かをまとめたものである。

図は、A→B→C・D へと対象著作物等が配付されていくケースにおいて、誰がライセンサ・ライセンシ・受領者に当たるのか、各当事者間の著作権の権利許諾の関係、GPLv3 の義務を負うことになる行為とそうでない行為を示している。

- A:対象著作物をオリジナルに開発し、コンベイする者(ライセンサ)
- B:対象著作物を A から受領する者で、対象著作物と対象著作物に依拠しない自己の オリジナルの著作物をコンベイする者
- C:Bから対象著作物とBオリジナルの著作物を受領し、改変する者
- D:Bから対象著作物とBオリジナルの著作物を受領し、改変せずに内部的に使用する 者



2.4. GPLv2 との異同

GPLv2 にも各種用語の定義規定はあったが(GPLv2 第0条)、GPLv3 のそれに比べれば かなり簡潔なものであり、用語の曖昧さやそれに伴う GPLv2 の適用範囲の曖昧さが指摘さ れていた。GPLv3は、こうした指摘を踏まえ、明確化・詳細化が図られている。

また、特定の国における法律で規定されている用語を使用しない、という GPLv3 の作成 方針("internationalization"、国際化)に基づき、プロパゲートやコンベイなど様々な用語 が新たに定義されている。

2.5. 対象著作物(covered work)の定義について

「対象著作物」(covered work) は、「本プログラムに基づいた著作物」と未改変の「本 プログラム」の両者を含む用語として定義されている。

GPLv2 にはこれに相当する用語の定義はなく、「本プログラムに基づいた著作物」と未改 変の「本プログラム」のそれぞれについて、GPLの適用を受ける著作物として規定されてい たが、GPLv3 では両者を併せて「対象著作物」として包括的に定義することにより、条文 の言い回しがいくぶん簡明で分かりやすいものになった「30」と思われる。

^[30] このことは、「対象著作物」の定義を設けることの狙い・理由として、ディスカッショ

2.6. プロパゲートとコンベイの定義について

GPLv2 は、GPLv2 に定める条件を遵守すべき義務を生じさせるプログラムの配付行為について、"distribute"という用語を用いていた。

"distribute"は米国著作権法上の用語であることから、GPLv2 は米国著作権法を前提としたライセンスであり、わが国の著作権法には規定されているが米国著作権法には存在しない公衆送信権等(著 23 条)については、GPLv2 では対応できていないのではないか、といった議論があった [31]。

GPLv3 はいかなる国の法律も準拠法になり得ることを前提としていることから(GPLv2 も同様だが)、特定の国の著作権法において使用されている法律用語を用いることなく、どのような行為がGPLv3 の適用を受けることとなるのかを明確にする、という観点から、「プロパゲート」「コンベイ」という用語を用いて所定の行為を規定した[32]。

プロパゲートとコンベイの関係を図示すると下図のようになる。

定義上はコンベイはプロパゲートの一部であるが、わが国著作権法においては、プログラムに関する支分権(著 21 条~28 条)については、コンベイとプロパゲートの範囲は同一であり、コンベイに該当しないがプロパゲートには該当する行為はないものと考えられる。

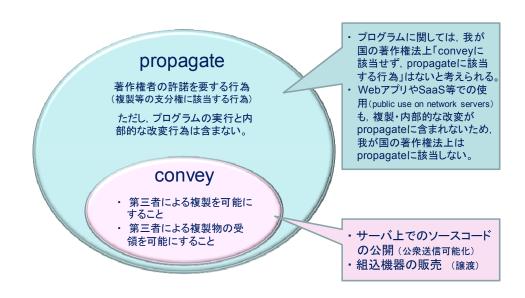
すなわち、受領したプログラムを自身で使用するために複製する行為(内部的な複製)及び自身で使用するために改変する行為(内部的な改変)は、それぞれ複製権(著 21 条)・翻案権(著 27 条)の侵害に当たり、かつ他者に複製物を渡すことになる行為ではないから、一見すると、コンベイには該当しないがプロパゲートに該当するようにも思える。しかしながら、内部的な複製行為は通常はプログラムの実行のための一過程として行われるものであるところ、プログラムを実行する行為はプロパゲートに当たらない。内部的な改変行為もプロパゲートに当たらない。したがって、これらの行為は、コンベイに該当しないだけでなく、プロパゲートにも該当しないと解される。

わが国の著作権法上、プログラムに関しては、この他にはコンベイには該当しないがプロパゲートに該当する可能性のある支分権は見当たらない。

ンドラフト第1版解説に述べられている。

^{[31] (}財) ソフトウェア情報センター著『ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書』(平成 17 年 2 月初版、同年 6 月改訂)(http://ossipedia.ipa.go.jp/doc/97)

^{[32]「}プロパゲート」はディスカッションドラフト第1版(2006.1.16)で、「コンベイ」はディスカッションドラフト第2版(2006.7.27)で初めて登場した。その理由の詳細についてはそれぞれのディスカッションドラフトの解説(rationale)を参照されたい。



なお、わが国著作権法の著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)は、コンベイには該当しないがプロパゲートに該当すると解される。なぜなら、他者に複製物を渡すことになる行為ではなく、かつ権利者の許諾なくしてはなしえない行為だからである。

2.7. 関連法令等

- ・ 著作権法 17条~28条、63条
- ・半導体集積回路の回路配置に関する法律
- ・民法 719 条
- · GPLv2 0条

3. 第1条 (ソースコード)

1. Source Code.

(第1パラグラフ)

The "source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. "Object code" means any non-source form of a work.

A "Standard Interface" means an interface that either is an official standard defined by a recognized standards body, or, in the case of interfaces specified for a particular programming language, one that is widely used among developers working in that language.

(第3パラグラフ)

The "System Libraries" of an executable work include anything, other than the work as a whole, that (a) is included in the normal form of packaging a Major Component, but which is not part of that Major Component, and (b) serves only to enable use of the work with that Major Component, or to implement a Standard Interface for which an implementation is available to the public in source code form. A "Major Component", in this context, means a major essential component (kernel, window system, and so on) of the specific operating system (if any) on which the executable work runs, or a compiler used to produce the work, or an object code interpreter used to run it.

(第4パラグラフ)

The "Corresponding Source" for a work in object code form means all the source code needed to generate, install, and (for an executable work) run the object code and to modify the work, including scripts to control those activities. However, it does not include the work's System Libraries, or general-purpose tools or generally available free programs which are used unmodified in performing those activities but which are not part of the work. For example, Corresponding Source includes interface definition files associated with source files for the work, and the source code for shared libraries and dynamically linked subprograms that the work is specifically designed to require, such as by intimate data communication or control flow between those subprograms and other parts of the work.

(第5パラグラフ)

The Corresponding Source need not include anything that users can regenerate automatically from other parts of the Corresponding Source.

(第6パラグラフ)

The Corresponding Source for a work in source code form is that same work.

(訳)

1. ソースコード

(第1パラグラフ)

著作物の「ソースコード」(source code)とは、著作物を改変するのに好ましい形式(form)をいう。「オブジェクトコード」 (object code)とは、ソースコード以外の形式すべてをいう。

(第2パラグラフ)

「標準インターフェース」(Standard Interface)とは、標準化団体として認められている組織によって策定された公式の標準規格のインターフェース、及び特定のプログラミング言語用のインターフェースであって、当該言語を利用する開発者の間で広く用いられているものをいう。

(第3パラグラフ)

実行可能な著作物の「システムライブラリ」(System Libraries)とは、全体としての当該著作物そのもの以外のものであって、(a)「主要コンポーネント」(Major Component)のパッケージに通常含まれている、主要コンポーネント以外の著作物、並びに(b)著作物を主要コンポーネントにおいて利用可能とするためにのみ機能するもの、及び標準インターフェースを実装するためにのみ機能するものであって、一般に公開されているソースコードを用いて実装できるもののすべてをいう。ここでいう「主要コンポーネント」とは、実行可能な著作物が動作する特定のオペレーティングシステムの主要な必須コンポーネント(カーネルやウィンドウシステムなど)、著作物の生成に用いられるコンパイラ、著作物を実行するために用いられるオブジェクトコードインタプリタをいう。

(第4パラグラフ)

オブジェクトコード形式の著作物の「対応ソース」(Corresponding Source)とは、当該著作物の生成、インストール、(実行可能な著作物に関しては)オブジェクトコードの実行、及び著作物の改変に必要とされるソースコードのすべてをいう。これらの作業を制御するためのスクリプトも「対応ソース」に含まれる。ただし、当該著作物のシステムライブラリ、及び当該著作物以外の汎用ツール又は一般に利用可能なフリープログラムであって改変することなく上記の行為に用いられるものは含まない。例えば、対応ソースには、当該著作物のソースファイルと連携するインターフェース定義ファイル、並びに、共有ライブラリ、及び、動的リンクされるサブプログラムであって、当該著作物が特に必要とするように設計されているもの(例えば、サブプログラムと当該著作物の間の緊密なデータ通信(intimate data communication)又は制御フローに関するようなもの)のソースコードを含む。

(第5パラグラフ)

対応ソースには、対応ソースから自動的に生成できるものを含む必要はない。 (第6パラグラフ)

ソースコード形式の著作物の対応ソースは、当該著作物自体である。

3.1. 概要

GPL の基礎にあるコピーレフトの概念は、改変の自由を重要な目的の一つとしている。 改変の自由を確保するためには、受領者に対して実行形式のプログラムだけでなく、ソースコードが提供されることが必要である。ソースコードがなければ、プログラムを改変することは実際上不可能だからである。

そこで、本条は、ソースコードについて詳細な定義を定めている(といっても、ソース コードの定義は、開発現場で通常用いられている範囲と特段違っているわけではない)。

実務上重要な問題は、オブジェクトコード形式(実行形式)でプログラムを配付した場合に受領者の要求に応じてソースコードを開示する場合、開示すべき範囲がどのようなものを含むかということである。本条は、この点に関しても「対応ソース」(Corresponding Source)という用語を用いて重要な定義を定めている(第4パラグラフ)。

3.2. 条文内容

3.2.1. 第1パラグラフ

「ソースコード」とは、「著作物を改変するのに好ましい形式」をいう。やや抽象的な表現ではあるが、オブジェクトコード形式のプログラムの受領者がプログラムを改変できるようにするためにソースコードの提供が必要とされているのであるから、この目的からすれば合理的な規定といえる。

「オブジェクトコード」は、「ソースコード」以外の形式すべてをいうものとして定義されている。これも、基本は、一般のソフトウェア開発で用いられる実行形式のコードと同義と考えてよいであろう。しかし、例えば、書籍に印刷された大量のソースコードは、それ自体では「著作物を改変するのに好ましい形式」とはいえないから、この定義からは「オブジェクトコード」に当たると解される余地もあることに留意が必要である。

GPLv2 においては、ソースコードは"the preferred form of the work for making modifications to it" (著作物の修正に適した形態) と定義されているが (第 3 条)、オブジェクトコードや実行形式の定義はなされていない。これに対し、GPLv3 においては、第 1 条 第 1 パラグラフでソースコード以外のすべての形態をオブジェクトコードと定義している。

つまり、GPLv2 においては、明白にソースコードともオブジェクトコード(や実行形式)とも判別の付かないものの配布に関しては、GPLv2 の第 3 条に従う必要があるのかどうかが明白ではなかったが「33」、GPLv3 においてはその判断が容易になっている。

例えば、意図的に読みにくく段組みなどを変えたソースコードは"preferred form"とはいえず、オブジェクトコードに当たる[34]。

もう少し複雑な例としては、例えば bison などのコンパイラコンパイラの出力を配布する場合、GPLv2 においては、これがオブジェクトコードに該当し、GPLv2 第 3 条が適用されると解するのには若干無理がある。そのため、GPLv2 においては、コンパイラコンパイラの入力を配布しないことを GPL 違反に問うことは難しいと考えられる。これに対し、GPLv3 では、"preferred form" 以外はすべてオブジェクトコードに当たるから、コンパイラコンパイラの出力はオブジェクトコードであり、コンパイラコンパイラへの入力がその対応ソースということになる。したがって、GPLv3 では、コンパイラコンパイラへの入力も第 6 条に基づき配付する義務があるということになり、問題が解決される。

また、GPL で保護された著作物(プログラムに限らない)を雑誌等の印刷媒体に掲載するというケースも、典型的にこの条件にあてはまる。GPLv2 においてはこのケースは曖昧に扱うしかないが(ソースコードを雑誌に掲載したからと言って、それを特に追加定義なしにオブジェクトコードということには無理がある)、プログラムの改変に適した形態とはいえないことが明らかである以上、GPLv3 においてはオブジェクトコードに該当すると解され、したがって第 6 条の適用を受けることになると考えるのが妥当であろう。

3.2.2. 第2パラグラフ

「標準インターフェース」(Standard Interface)とは、標準化団体によって策定された公式の標準規格のインターフェース、または特定のプログラミング言語用のインターフェースであって、当該言語を利用する開発者の間で広く用いられているものをいう。

プログラムをオブジェクトコード形式で配付した場合でも、「標準インターフェース」に 当たる部分についてはそのソースコードを開示しなくともよいこととされている(第 1 条 第 4 パラグラフ)。

SFLC によれば、「標準インターフェース」における標準規格の例としては TCP/IP のインターフェース、プログラミング言語用インターフェースの例としては Java の API などがある。

^[33] 第3条が適用されない場合は、配布の前に改変を行ったかどうかによって、第1条または第2条が適用される。

^[34] ディスカッションドラフト第1版解説にその旨記載されている。

3.2.3. 第3パラグラフ

本パラグラフは、「システムライブラリ」(System Libraries)の定義を定めている。

プログラムをオブジェクトコード形式で配付した場合でも、「システムライブラリ」に当たる部分についてはそのソースコードを開示しなくともよいこととされている(第1条第4パラグラフ)。

「システムライブラリ」とは、以下の(a) または(b) に当たるプログラムをいう(ただし、全体としての当該著作物そのものは除く)。

- (a)「主要コンポーネント」(Major Component)のパッケージに通常含まれている、主要コンポーネント以外の著作物
- (b) 著作物を主要コンポーネントにおいて利用可能とするためにのみ機能するもの、および、標準インターフェースを実装するためにのみ機能するものであって、一般に公開されているソースコードを用いて実装できるもののすべて。

上記(b)の「主要コンポーネント」とは、プログラムが動作する特定のオペレーティングシステムの主要な必須コンポーネント(カーネルやウィンドウシステムなど)、著作物の生成に用いられるコンパイラ、著作物を実行するために用いられるオブジェクトコードインタプリタをいう。例えばSun Microsystems 社の提供する SunOS(同社の OS である Solaris のカーネル部分の呼称)のようなものがその典型である。この例の場合、Solaris の SunOS 以外の部分(C ライブラリなど)が「システムライブラリ」に該当すると解される。

また、Linux ディストリビューション中の C ライブラリは、それを使用するプログラムから見た場合、「主要コンポーネント」に該当すると同時に、「システムライブラリ」にも該当する(上記(b)に該当)。また、Java クラスライブラリや libxlib も「システムライブラリ」に該当すると解される。

「システムライブラリ」に関する例外規定は、もともとプロプライエタリな OS 用に開発 されたアプリケーションの配付に関する障碍を取り除くことを目的としたものである。

プロプライエタリな OS 用に開発されたアプリケーションの場合、アプリケーションをコンパイルして得られたオブジェクトコードにプロプライエタリなライブラリが静的リンクされていることがある。このような場合、本条第 4 パラグラフ第 1 文の原則によれば、プロプライエタリなライブラリに対応するソースコードも開示しなければならないことになる。しかし、プロプライエタリであるためこれは不可能である。そのため、プロプライエタリなライブラリを静的リンクしたプログラムは GPL で公開できないことになる。

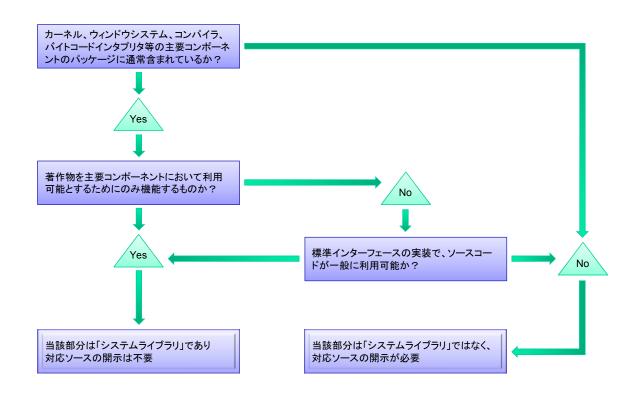
一方で、こうした OS は一般に入手・利用が可能であるから、システムライブラリのソー

スコードを公開せずとも、アプリケーションのソースコードさえ開示されれば、プログラムの改変も改変後のプログラムを実行することも可能である。

そこで、システムライブラリのソースコードは開示対象から除かれているのである。

(b)の標準インターフェースを実装するためにのみ機能するもので、実装用にソースコードが公開されているものとしては、Java の API などがある。

システムライブラリに該当するか否かを判断するためのフローチャートを以下に示す。



3.2.4. 第4パラグラフ

本パラグラフは、オブジェクトコード形式の著作物における「対応ソース」(Corresponding Source)の定義を定めている。ソースコード形式の著作物の対応ソースについては、本条第6パラグラフで定義されている。

対象著作物をオブジェクトコード形式で配布した場合、受領者の改変の自由を確保する ためには、通常のソースコードだけでなく、改変後のプログラムをコンパイルやインストー ルして実行するのに必要な情報のすべてが受領者に提供される必要がある。

そこで、「対応ソース」は、オブジェクトコードを生成し、インストールし、実行するために必要なソースコードのすべてをいうものとして定義されている。当該著作物を改変するために必要なソースコード(これが通常の意味でのソースコードに当たろう)だけでなく、これらの作業を行うのに必要なスクリプトもまた「対応ソース」に含まれる。

ただし、上記に該当するものであっても、システムライブラリ、汎用ツール又は一般に

利用可能なフリープログラムであって改変することなく利用できるものは、「対応ソース」に含まれない。これらは、受領者が上流の配布者から提供されずとも他のルートで入手可能だからである。なお、システムライブラリに関しては、上記第 3 パラグラフの解説も参照されたい。

通常のソースコードそのものの他に対応ソースに含まれるものとして、以下のものが例 示列挙されている。

- ・当該著作物のソースファイルと連携するインターフェース定義ファイル
- ・共有ライブラリ
- ・動的リンクされるサブプログラムであって、当該著作物が特に必要とするように設計されているもの(例えば、サブプログラムと当該著作物の間の緊密なデータ通信 (intimate data communication) や制御フローに関するようなもの)

3.2.5. 第5パラグラフ

「対応ソース」から自動的に生成できるものは、「対応ソース」に含める必要はない。他 の情報から自動生成できるのであれば、その提供を配付者に義務付けなくとも、受領者が プログラムを改変し実行することは可能だからである。

3.2.6. 第6パラグラフ

本パラグラフは、ソースコード形式の著作物における「対応ソース」(Corresponding Source) の定義を定めている。

ソースコード形式の著作物における「対応ソース」とは、当該著作物自体をいう。ソースコードとは「著作物を改変するのに好ましい形式をいう」(第1条第1パラグラフ)から、ソースコード形式の著作物においては、改変の自由を確保するためにはこのソースコードが提供されることで必要十分だからである。

SFLC によれば、本パラグラフは、Perl や Java Script、Python などのスクリプト言語で作成されたプログラムを念頭においた規定である。このようなプログラムの場合、オブジェクトコード形式に当たるものしか存在しない。

3.3. GPLv2 との異同

GPLv2 においても、第3条第2パラグラフに本条と同旨の規定が置かれている。GPLv3では、「システムライブラリ」の定義をより詳細化するなど、定義の明確化が図られているといえよう。

3.4. 関連法令等

・GPLv2 3条第2パラグラフ

4. 第2条(許諾の基本事項)

2. Basic Permissions.

(第1パラグラフ)

All rights granted under this License are granted for the term of copyright on the Program, and are irrevocable provided the stated conditions are met. This License explicitly affirms your unlimited permission to run the unmodified Program. The output from running a covered work is covered by this License only if the output, given its content, constitutes a covered work. This License acknowledges your rights of fair use or other equivalent, as provided by copyright law.

(第2パラグラフ)

You may make, run and propagate covered works that you do not convey, without conditions so long as your license otherwise remains in force. You may convey covered works to others for the sole purpose of having them make modifications exclusively for you, or provide you with facilities for running those works, provided that you comply with the terms of this License in conveying all material for which you do not control copyright. Those thus making or running the covered works for you must do so exclusively on your behalf, under your direction and control, on terms that prohibit them from making any copies of your copyrighted material outside their relationship with you.

(第3パラグラフ)

Conveying under any other circumstances is permitted solely under the conditions stated below. Sublicensing is not allowed; section 10 makes it unnecessary.

2. 許諾の基本事項

(第1パラグラフ)

本許諾書に基づき許諾されるすべての権利は、本許諾書の定めに従うことを条件として、本プログラムの著作権の存続する期間許諾され、取消不能とする。本許諾書は、本プログラムを改変することなく実行することは何らの制約を受けることなく可能であることを明示的に確認する。対象著作物の実行により得られた出力結果については、出力された内容が対象著作物に該当する場合にのみ本許諾書が適用される。本許諾書は、著作権法の定めるフェアユースまたはそれと同等の権利を認める。

(第2パラグラフ)

あなたに対するライセンスが有効である限り、あなたは、何らの条件が課されることなく、対象著作物を作成すること、実行すること、及びコンベイ以外のプロパゲートをすることができる。第三者にあなた専用の改変を行わせることのみを目的とする場合、又は第三者に著作物を実行するための機能を提供させることのみを目的とする場合、あなたは本

件許諾書適用著作物を当該第三者にコンベイすることができる。ただし、あなたが著作権 を管理していない部分のコンベイに関しては、本許諾書の定めに従うことを要する。した がって、当該第三者すなわちあなたのために対象著作物を作成または実行する者は、あな たの管理監督下において、あなたとの関係の範囲外ではあなたの著作物の複製を禁止する ことを条件として、専らあなたのためにのみ上記の行為を行わなければならない。

(第3パラグラフ)

上記以外の場合におけるコンベイは、下記に定める条件の下でのみ許される。再許諾は、 本第 10 条により不要であることから、認められていない。

4.1. 概要

本条は、著作権の許諾等に関する基本的な事項を定めている。GPLv3 で新たに設けられた規定である。GPLv3 の条件に従う限り取消不能な許諾であること、受領者自身による使用が無制限に許諾すること、その他の許諾事項や関連する特記事項を定めている。

4.2. 条文内容

4.2.1. 第1パラグラフ

本パラグラフは、以下の4項目を定めている。

- ① GPLv3 の条件に従う限り、許諾された権利は、著作権の存続期間中、取消不能であること
- ② 受領したプログラムを改変せずにそのまま実行する行為は、何らの制約なく可能であること
- ③ プログラムの出力結果であるファイルや印刷物などについては、それが対象著作物 (GPL v3 が適用される著作物)に該当する場合、すなわち当該 GPLv3 プログラム の構成要素を含む場合にのみ、GPLv3 が適用されること
- ④ 著作権法で定めるフェアユースの権利を認めること

①については、一旦許諾された権利は取消不能であることが明記されたことが特徴といえる。これにより、受領者は、GPLv3 を遵守している限り著作物を使用する権利を失うことがないことが確実になり、安心してGPLv3が適用される著作物を使用できることになる。

著作権の存続期間満了後は、著作物はパブリックドメインの状態になるため、誰でも自由に使用することができる。すなわち、GPLv3の適用を受けることはなくなる。

②については、受領したプログラムをコンベイすることなく、かつ改変せずにそのまま

実行する行為は何らの制約を受けることなく可能であることが、明文で確認されている。 第 9 条に「本プログラムの受領又は実行については、本許諾書の承諾を必要としない」と 定められているように、受領した GPLv3 プログラムを実行するだけであれば、GPLv3 を承 諾することを要しない。すなわち、GPLv3 の適用を受けることなく、GPLv3 プログラムを 実行することが可能である。②は、これと同旨を確認(affirm)したものと解される。SFLC によれば、実行(run)には、ソースコード形式でプログラムを受領した受領者が、コンパ イルしてオブジェクトコードを生成して実行する行為も含まれる。

③については、後記のコラム「プログラムの出力結果に GPLv3 が適用される場合」(p.45) を参照されたい。

④は、GPLv3 が適用される著作物にもフェアユースの適用があることを確認的に述べた ものである。

米国著作権法にはフェアユースの規定があり(17 U.S.C. § 107)、一定の目的の範囲においては著作権者の許諾を得ずに著作物が利用可能である(著作権が及ばない)。したがって、あるプログラムにフェアユースの適用がある場合は、GPLv3も適用されず、受領者は GPLv3の制約を受けることなくプログラムを利用できることになる。

これに対し、わが国では、著作権法 30~第 50 条において、著作権が制限される場合を限定列挙の方式により規定しており、これらの権利制限規定に該当する場合に限って著作権者の許諾を不要としている。しかも、権利制限規定は厳格に解釈される(つまり、著作物を無許諾で利用できる場合が狭く解釈される)傾向が強いといわれている。

このように、フェアユースは、わが国著作権法にはない概念であることに注意が必要である^[35]。

4.2.2. 第2パラグラフ

本パラグラフは、以下の2項目を定めている。

- ① ライセンスが有効である限り、GPLv3 プログラムの作成、実行、及びコンベイに該当しないプロパゲートを行うことは、何らの条件が課されることなく可能であること
- ② 第三者にコンベイする場合でも、本パラグラフで規定されている範囲であれば、第 3条以下の義務(ソースコードの提供義務や特許非係争義務など)を負わないこと

^[35] もっとも、最近、わが国著作権法にもフェアユース規定を導入すべきとの議論が活発になされており、政府の知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」もその報告書で日本版フェアユース規定の導入を提言している(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/houkoku/081127digital.pdf)。

①は、ライセンスが有効である限りは(すなわち第8条によりライセンスが終了(terminate) していない場合)、GPLv3 プログラムをコンベイしなければ、(1) GPLv3 プログラムを作成・実行することと、(2) プロパゲートに該当する行為については、GPLv3 の定める各種の条件を課されることなく(without condition)可能であることを定めたものである。

もっとも、わが国の場合は、第 0 条のところで解説しているように、著作者人格権を除けば、プログラムについては、コンベイに該当しないがプロパゲートに該当する行為はないと考えられる。したがって、わが国著作権法の場合には、支分権については①(2)は特に意味のない定めということになる。

また、プロパゲートにはプログラムを実行する行為 [36] と内部的な改変行為は含まれないから(第 0 条第 6 パラグラフ)、このことから上記(1)の内容、すなわちプログラムの実行(と内部的な改変)がGPLv3 に定められている様々な条件 [37] を課されることなく可能であるということになる。ただし、プログラムを改変するためにはGPLv3 を承諾しなければならない [38] ので、SFLCによれば、改変したプログラムを再配布する場合(コンベイに該当する場合)だけでなく、改変したプログラムを内部的に使用している場合にも、GPLv3は適用される。したがって、改変したプログラムを内部的に使用しているに止まる場合でも、第 10 条第 3 パラグラフの特許非係争義務を負うことになる。

また、SFLC によれば、プログラムの「作成」(make)には、ソースコード形式で受領した GPLv3 プログラムのコンパイルや改変による二次的著作物の作成が含まれる。

ところで、GPLv2 では、複製、改変、配布の 3 種類の権利に関する許諾とその条件のみを定めていた。一方、著作権には他にも複数種の権利(支分権)があるため、左記 3 種類以外の権利については許諾の対象に含まれるか否か条文上定かでないという問題があった。

GPLv3では、第0条でプロパゲートとコンベイを新たに定義したうえで、本条で基本的

^[36] わが国においては、プログラムを実行する行為自体には著作権が及ばないと解されている(判例・通説)。しかし、メモリ上への一時的な複製も著作権者の許諾が必要な「複製」に該当するとされている国もある。

プログラムの実行時にはプログラムがメモリ上に複製されるため、このような国の法律が準拠法となる場合は、実行についても著作権者の許諾が必要となる。しかし、GPLv3 プログラムについては、本パラグラフの定めにより、著作権者の許諾なくして実行することが可能である。

^[37] 第6条の対応ソース・インストール用情報の提供義務や第11条の特許ライセンス義務など

^[38] 日本法上 GPL を契約と見なせるかについては議論のあるところであるが(例えば、SO FTIC「オープンソース・ソフトウエアの現状と今後の課題について」(2004.10)参照)、契約と解する立場では、この承諾(GPLv3 第 9 条第 4 文参照)により GPLv3 のライセンス契約が成立すると解することになろう。

な許諾事項としてまとめて規定することによって、著作権ライセンスとして抜けがない内容とされた。

②は、主に企業間で行われるソフトウェアの開発委託を念頭においた規定である「39」。

例えば、企業Aがシステム開発会社Bに、他者(GPLv3 プログラムのライセンサ)が開発し公開しているGPLv3 プログラムCの改変等の作業を委託し、その成果物C'を納品させる場合、第0条第7パラグラフの定義によれば、上記の目的で当該プログラムC・C'を A・B間で授受する行為も、コンベイに相当すると解される。したがって、A及びBは、GPLv3 プログラムC・C'やそれとリンクした独自開発のプログラムの対応ソースを開示する義務(第6条)や特許非係争義務(第10条)を負うことになる [40]。しかし、このような事態は、ビジネスにおけるGPLv3 プログラムの利用を敬遠させることにつながるおそれがある。



GPLv2でもこれと同様の問題があった。FSF は、この点に関し、GPL に関する FAQ において、上記のような B の A への納品行為は配付(distribute、GPLv3 のコンベイに相当)に当たらないとの解釈を公開することで対処していた。

GPLv3では、このような行為はコンベイに当たるものの、GPLv3の定める条件を課されることなく行うことができることを明示的に規定することで、この問題に対処した。これが②の趣旨である。

SFLC によれば、システム開発業務やシステム運用業務を外部委託するに際して GPLv3 プログラムがやりとりされる場合、GPLv3 プログラムの実質的な支配は委託企業 (ユーザ) に残ったままであることから、定義上はコンベイ (プログラムの譲渡) に該当するにも関わらず、何らの条件を課されることなく (すなわち対応ソースの提供義務 (第 6 条) や特許ライセンス義務 (第 11 条) を負うことなく)、両社間での GPLv3 プログラムの授受を行うことを認めたものである。

[40] 独自開発のプログラムが GPLv3 プログラム C・C'と密接に関連する構造の場合のように、独自開発のプログラムが GPLv3 プログラムの二次的著作物とみなされる場合、独自開発部分にも GPLv3 が適用され、対応ソースの提供義務が生じる。

^[39] 実務上重要なのは、上述の企業間での開発委託であるが、条文上は個人対個人または個人対企業についても同様である。

4.2.3. 第3パラグラフ

本パラグラフは、①上記第 2 パラグラフ以外のコンベイに関しては、次条以下の規定に 従うことを条件として許諾することと、②受領者には再許諾権(サブライセンス)を認め ないことを定めている。

②については、第10条の解説を参照されたい。

4.3. GPLv2 との異同

本条第1パラグラフの上記②と③は、GPLv2第0条第2パラグラフと同旨の規定である。 その他は、GPLv3で新たに規定されたものである。

4.4. 関連法令等

- ・米国著作権法(17 U.S.C.) § 107. Limitations on exclusive rights: Fair use
- ・ 著作権法 30 条~50 条
- · GPLv2 0条第2パラグラフ

【プログラムの出力結果に GPLv3 が適用される場合】

本条第1パラグラフの③のところで述べたように、GPLv3 は、プログラムの出力結果が当該プログラムの構成要素を含む場合について規定している。GPL に限らない一般論として、以下のようなケースがこれに該当すると考えられる。

- (1) コンパイラが、ユーザの作成したソースプログラム(入力)を翻訳(コンパイル) し出力する場合、そのソースコード中にコンパイラがあらかじめ用意しているインラインコードを挿入することがある。例えば、GCC [41] が乗除算、浮動小数点、数学関数等を翻訳する場合、C++言語のクラスライブラリ等を展開する場合。
- (2) スクリプト処理を行うプログラムが、その処理系においてあらかじめ用意しているライブラリをユーザプログラムに挿入することがある。
- (3) オブジェクト指向の処理系が、その出力として、あらかじめ用意しているライブ ラリテンプレートやライブラリプログラムをユーザコード(入力)に挿入するこ とがある。
- (4) プログラムジェネレータ (最近ではモデルドリブン開発用のツール) が、あらか じめ用意しているライブラリプログラムを出力コードに挿入する構成で設計され ている場合。

上記のような場合を本条第1パラグラフに当てはめると、出力結果にGPLv3が及ぶことになるので、注意が必要である「42」。

ただし、上記(1)のGCCの場合、そのライセンスには、コンパイルの出力結果にGPLが及ぶとしても無条件で使用可能である(GPLが適用されない)旨^[43]が明記されている。つまり、GCCをコンパイラとして使う限りにおいては、その出力結果にGPLが適用されることはない(本件については、GPLv2でもGPLv3でも同様)。

これらの条件は、GCC やその他のプログラム個々に異なるため、それぞれのプログラムの使用条件等(ライセンスに関する注意書き等)を十分に検討の上、使用する必要がある。

^[41] GCC は、GNU Compiler Collection の略であり、GNU のコンパイラ集のことである。 (GNU は、FSF によってサポートされている、UNIX 互換のソフトウェア環境をすべて フリーソフトウェアで実装するプロジェクトである)

^[42] GNUのサイトのFAQページに、これに関連するものとして"In what cases is the output of a GPL program covered by the GPL too? Only when the program copies part of itself into the output."の解説がある(http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.html#WhatCaseIsOut putGPL)。

	新バージョンは G		
	新バージョンは G ある旨の定めは、		
で使用可能で			

5. 第3条(技術的保護手段の回避を禁ずる法律に対するユーザの法的権利の保護)

3. Protecting Users' Legal Rights From Anti-Circumvention Law.

(第1パラグラフ)

No covered work shall be deemed part of an effective technological measure under any applicable law fulfilling obligations under article 11 of the WIPO copyright treaty adopted on 20 December 1996, or similar laws prohibiting or restricting circumvention of such measures.

(第2パラグラフ)

When you convey a covered work, you waive any legal power to forbid circumvention of technological measures to the extent such circumvention is effected by exercising rights under this License with respect to the covered work, and you disclaim any intention to limit operation or modification of the work as a means of enforcing, against the work's users, your or third parties' legal rights to forbid circumvention of technological measures.

(訳)

3. 技術的保護手段の回避を禁ずる法律に対するユーザの法的権利の保護 (第1パラグラフ)

いかなる対象著作物も、WIPO 著作権条約(1996 年 12 月 20 日採択)第 11 条の定める 義務を充足する準拠法、及びそれに類する技術的保護手段の回避を禁ずる法における「技 術的保護手段」とは見なされないものとする。

(第2パラグラフ)

あなたが対象著作物をコンベイする場合、あなたは、本許諾書に基づいて当該対象著作物に関する権利を行使することにより回避行為に影響を与える範囲において、技術的保護手段の回避を禁止する法的権利を放棄するものとする。また、あなたは、技術的保護手段回避の禁止に関わるあなた又は第三者の法的権利を行使する手段として、著作物の動作又は改変を制限する意図を放棄するものとする。

5.1. 概要

本条は、GPLv3が適用されるプログラム(対象著作物)がDRM [44] 等の技術的保護手段

^[44] デジタルコンテンツの著作権を保護し、その利用や複製を制御・制限する技術の総称。 DRM は一般には Digital Rights Management (デジタル著作権管理)の略とされるが、 FSF は著作物の利用を制限する手段であるという揶揄を込めて、Digital Restriction

に利用された場合の扱いを定めている。

GPLv3 は、GPLv3 プログラムを技術的保護手段の実現に用いることは禁止していない。GPLv3 プログラムを用いて技術的保護手段のソフトウェアを開発すること自体は可能である。しかしながら、GPLv3 プログラムを技術的保護手段の実現に用いた場合、その保護手段を回避するプログラム (例えばコピープロテクトを解除して、デジタルコンテンツのコピーの作成を可能とするもの)を第三者が開発・公開したとしても、当該回避プログラムに対しては技術的保護手段の回避を禁止する権利を放棄すべきものとされている。また、回避に関するプログラムを使用する行為や、プログラムを改変する行為を制限しないことも要求されている。

この方法により、FSF は、コピーレフトが DRM により阻害されることに対抗しようとしている。

5.2. 条文内容

5.2.1. 第1パラグラフ

GPLv3 プログラムは、DRM 等の技術的保護手段の回避を禁ずる法律における「技術的保護手段」とは見なされないことを定めている。

「いかなる対象著作物も……『技術的保護手段』とは見なされないものとする」の「見なす」主体は、条文上は明記されていないが、裁判所が想定されているものと考えられる。すなわち、本条に関する争いが裁判所に持ち込まれた場合、改変したプログラムの実行を制限する手段等が裁判所によって「技術的保護手段」とは見なされないものとする旨を定めている。わが国の民訴法を前提とすれば、原告・被告は、当該手段が「技術的保護手段」とは見なされない旨を主張すべき義務を負っているということになろう。

本条は、GPLv3 プログラムを利用して技術的保護手段の機能を有するプログラムを開発 すること自体は禁止していない。

しかし、仮に技術的保護手段の機能が GPLv3 プログラムを用いて実現されている場合、 当該技術保護手段を回避するプログラムが開発・公開されたとしても、GPLv3 の適用を受 ける当事者は、当該プログラムが「技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とす るプログラム」(著 120条の2第1号)に該当すると主張することは、第1パラグラフの定 めにより許されないことになる。

したがって、GPLv3 適用プログラムが技術的保護手段の機能を有するソフトウェアの開発に利用されたとしても、その保護手段を回避するプログラムを開発して公開することで、

実質的にその技術的保護手段を無効化することができる。これが第 1 パラグラフの意図していることである。

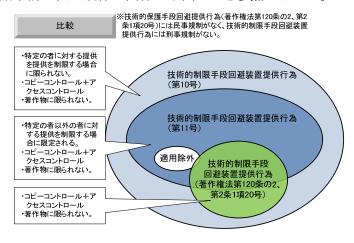
第 1 パラグラフが対象としている技術的保護手段は、「WIPO著作権条約(1996 年 12 月 20 日採択)第 11 条 [45] の定める義務を充足する準拠法、及びそれに類する技術的保護手段の回避を禁ずる法における」ものである。

わが国では、この WIPO 著作権条約への対応として、著作権法の平成 11 年改正において、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置・プログラムの複製物の公衆への譲渡、公衆への譲渡・貸与目的の製造・輸入・所持、公衆の使用に供すること、当該プログラムの公衆送信・送信可能化を行った者は、3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金に処されることになった(著 120 条の 2 第 1 号)。回避行為自体は処罰の対象ではなく、回避のためのプログラムの複製物の譲渡等の行為が処罰の対象である。

したがって、わが国では平成 11 年改正以降の著作権法が「WIPO 著作権条約(1996 年 12月 20 日採択)第 11 条の定める義務を充足する準拠法」に該当する。

さらに、不正競争防止法も平成 11 年改正において、技術的制限手段の回避を禁ずる規定を導入した(不正競争防止法 2 条 1 項 10 号・11 号)。ただし、これは WIPO 著作権条約への対応としてなされたものではなく、わが国独自の立法である。したがって、第 1 パラグラフの「それに類する技術的保護手段の回避を禁ずる法」に該当すると解される。

著作権法と不正競争防止法の規律の関係は下図 [46] を参照されたい。



^[45] WIPO 著作権条約第 11 条(技術的手段に関する義務)の内容は以下のとおりである。

[「]締約国は、著作者により許諾されておらず法によっても許容されていない行為をその著作物について制限する、効果的な技術的手段であって、この条約又はベルヌ条約に基づく権利の行使に関して著作者が利用するものの回避に対して、適切な法的保護及び効果的な法的救済を定めなければならない。」

^[46] 経産省知財政策室編著「逐条解説不正競争防止法(平成 18 年改正版)」有斐閣をもとに 作成

著作権法 120 条の 2 第 1 号は刑事罰を定めた規定であり、同号に該当する行為を行った場合でも差止や損害賠償の民事上の責任は生じない。また、同号は親告罪ではないので、捜査当局は被害者による告訴の有無に関わらず事件を捜査し、被疑者(回避プログラムの開発者等)を告訴することができる。そのため、著作権法との関係では、民事及び刑事いずれについても、第 1 パラグラフの実効性には疑問がある。

一方、不正競争防止法 2 条 1 項 10 号・11 号に該当する行為は、差止請求及び損害賠償請求の対象であるが、刑事罰の適用はない。したがって、第 1 パラグラフは、回避プログラムを提供した第三者の民事責任を免れさせることになる。

5.2.2. 第2パラグラフ

第2パラグラフ第1文は、GPLv3プログラムを配付(コンベイ)した者は技術的保護手段の回避を禁止する法的権利を放棄する旨を定めている。

わが国の不正競争防止法の場合についていえば、同法 2 条 1 項 10 号・11 号違反に基づく 差止請求権(同法 3 条)及び損害賠償請求権(同法 4 条)を放棄することになる。これに より、回避プログラムを提供した者は、不正競争防止法上の民事責任を追及されるおそれ がなくなる。第 1 パラグラフは裁判所を対象にした規定であるが、本パラグラフ第 1 文は 技術的保護手段のプログラムを開発し公開した者を対象にした規定である。

本パラグラフ第 2 文は、技術的保護手段の回避を禁ずる手段として、法的権利を行使してプログラムの動作や改変を制限することを禁止している。これにより、例えば、ソフトウェア・パッケージや組込み機器の購入者と著作権者の間のライセンス契約において、著作権の許諾条件として、技術的保護手段回避機能に関するプログラムの動作や改変を禁止する規定を設けることは許されない(そのような意図を予め放棄する)ことになる。

5.3. GPLv2 との異同

本条に相当する規定は GPLv2 には存在していなかった。GPLv2 の公表後に、各国で DRM に関する法律が制定されたことを受けて新設された規定である。

5.4. 参考

ディスカッションドラフト第 1 版解説の公表の段階では、GPLv3 プログラムを技術的保護手段の実現に用いること自体が禁止されていたこと等もあって、本条は GPLv3 の策定過程においてもっとも激論が交わされた規定の一つであった。しかし、最終的には企業にとっても特に大きな問題なく GPLv3 を利用可能な内容になったといえよう。

なお、LGPLv3 を適用する場合は、本条の適用はない。LGPLv3 第 1 条は、GPLv3 の本条の適用がないことを定めているからである。

5.5. 関連法令等

- ・ 著作権法 120 条の 2・1 号
- · 不正競争防止法 2 条 1 項 10 号、11 号
- · WIPO 著作権条約 11 条
- · LGPLv3 1条

6. 第4条(忠実な複製物の配布)

4. Conveying Verbatim Copies.

(第1パラグラフ)

You may convey verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice; keep intact all notices stating that this License and any non-permissive terms added in accord with section 7 apply to the code; keep intact all notices of the absence of any warranty; and give all recipients a copy of this License along with the Program.

(第2パラグラフ)

You may charge any price or no price for each copy that you convey, and you may offer support or warranty protection for a fee.

(訳)

4. 忠実な複製物の配布

(第1パラグラフ)

あなたは、あなたが受領した本プログラムのソースコードと完全に同一の複製物を、いかなる媒体を用いるかにかかわらず、コンベイすることができる。ただし、著作権に関する適切な告知事項を個々の複製物に目立つように適切な方法で掲載すること、本許諾書及び本第7条に従い追加された非許可条項のすべてが当該複製物に適用される旨の告知をそのまま保持すること、いかなる保証もなされない旨の告知をそのまま保持すること、及び本プログラムと共に本許諾書を受領者に提供することを条件とする。

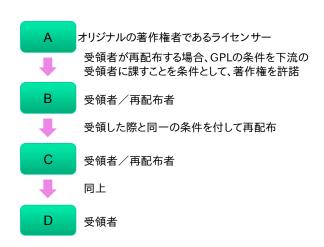
(第2パラグラフ)

あなたは、複製物をコンベイする際、それぞれの複製物に対していかなる対価をも課することができ、また無料でコンベイすることもできる。そして、有償でサポートや保証を 提供することもできる。

6.1. 概要

コピーレフトの理念を実現するためには、プログラムがオリジナルの著作権者(ライセンサ)から多数の者に転々と配付されていくすべての段階について、受領者がコピーレフトの理念にしたがって行動することを確保する必要がある。例えば、プログラムが A→B→C→……と配付を繰り返されていく場合、A だけでなく B、C 等のすべての受領者がその理念に従うのでなければ、コピーレフトは維持できない。そのために必要になるのが、ライ

センスの「伝播」、すなわち下流の受領者にも GPLv3 にしたがってプログラムを利用することを義務付けることである。



本条は、上流の配布者から受領した GPLv3 プログラム (対象著作物) のソースコードを 改変することなくそのままソースコード形式で再配布する場合、受領者が GPLv3 に従うべ きことの告知を保持したままで再配布すべきことを定めている。

また、FOSS は無償で公開されているものが大半であるため、GPL プログラムの配付も無償でなければ許されないという誤解がしばしばみられる。しかし、FSF はそのような立場はとっていない。本条は、プログラム(の複製物)を有償で配付することや、サポートや品質保証を有償で提供することが可能であることも規定している。

なお、SFLC によれば、ソースコード形式とオブジェクトコード形式が混在した GPLv3 プログラムを受領し、それを再配布する場合は、本条ではなく、第6条が適用される。

6.2. 条文内容

6.2.1. 第1パラグラフ

上流の配布者からソースコード形式で受領した GPLv3 プログラムを、改変することなく そのままソースコード形式で再配布することができる。ただし、その場合は以下の①~④ の条件を満たさなければならない。

- ① 著作権に関する適切な告知事項を個々の複製物に目立つように適切な方法で掲載すること
- ② 再配布するプログラムに、GPLv3 の条項(第7条に基づいて追加された非許可条項 (non-permissive terms) がある場合はその条項も含む) が適用される旨の告知を そのまま(つまり、上流の配布者から受領した内容のままで) 保持して再配布する

こと。

- ③ いかなる保証もなされない旨の告知をそのまま保持すること。ただし、第7条に基づいて追加された非許可条項に保証に関する告知が含まれている場合は、上記②に従い、保証に関する告知をそのまま保持して再配布する。
- ④ 配布するプログラムと一緒に GPLv3 の条項も提供すること。

再配布者は自身が創作をなしていないので著作権を保有していない。他人が著作権を保有する著作物の使用許諾条件を変更することはできないから、再配布者は受領した複製物に記載されている著作権に関する告知事項を変更することは許されず、受領した内容を維持したまま再配布しなければならない(①)。

受領した告知事項に第7条の非許可条項が含まれている場合も同様である(②)。第7条 の追加的条項は非許可条項と許可条項とに分かれるが、許可条項は任意に削除する(追加 は著作権者しかできない)ことが可能である(第7条第2パラグラフ)。

また、受領した告知事項に記載されている無保証の記載(第 15 条参照)もそのまま維持しなければならない(③)。ただし、第 7 条に基づいて追加された非許可条項に保証に関する告知が含まれている場合は、上記②に従い、保証に関する告知をそのまま保持して再配布しなければならない。この場合は、第 15 条の「これと異なる書面による定めがなされる場合を除き……いかなる保証(……)もすることなく提供するものとする」の「これと異なる書面による定めがなされる場合」に該当するからである。

また、再配布にはいかなる媒体を用いてもよいので、CD-ROM のような物理的媒体だけでなく、インターネットを使用しての配付も可能である。

6.2.2. 第2パラグラフ

GPLv3 プログラム (の複製物) の配付は、無償でなければならないという制約はなく、 有償で配付することが認められている。

また、サポートや品質保証を有償で提供することも可能である。Red Hat などディストリビューションを配付している企業にとっては、有償サポートがビジネスの重要な部分となっている場合が多い。

もっとも、GPLv3 プログラムの配付(譲渡)について対価を請求することは、現実的には困難であろう。例えば、ライセンサ A が受領者 B に GPLv3 プログラムを有償で配付(販売)した場合、受領者 B が第三者 C にその GPLv3 プログラムを無償で再配付することは自由にできる(配付を禁止することは、第10条第3パラグラフで禁止されている追加的制限に当たるため、許されない)。そのため、B や C が GPLv3 プログラムを無償で公開すれば、何人も無償で自由にそのプログラムを入手できることになる。したがって、わざわざお金

を払って A からプログラムを入手しようという者は(ほとんど)いないと考えられる。

6.3. GPLv2 との異同

GPLv2第1条とほぼ同旨の規定である。

6.4. 関連法令等

・GPLv2 1条

7. 第5条(修正されたソースコードの配布)

5. Conveying Modified Source Versions.

(第1パラグラフ)

You may convey a work based on the Program, or the modifications to produce it from the Program, in the form of source code under the terms of section 4, provided that you also meet all of these conditions:

- a) The work must carry prominent notices stating that you modified it, and giving a relevant date.
- b) The work must carry prominent notices stating that it is released under this License and any conditions added under section 7. This requirement modifies the requirement in section 4 to "keep intact all notices".
- c) You must license the entire work, as a whole, under this License to anyone who comes into possession of a copy. This License will therefore apply, along with any applicable section 7 additional terms, to the whole of the work, and all its parts, regardless of how they are packaged. This License gives no permission to license the work in any other way, but it does not invalidate such permission if you have separately received it.
- d) If the work has interactive user interfaces, each must display Appropriate Legal Notices; however, if the Program has interactive interfaces that do not display Appropriate Legal Notices, your work need not make them do so.

(第2パラグラフ)

A compilation of a covered work with other separate and independent works, which are not by their nature extensions of the covered work, and which are not combined with it such as to form a larger program, in or on a volume of a storage or distribution medium, is called an "aggregate" if the compilation and its resulting copyright are not used to limit the access or legal rights of the compilation's users beyond what the individual works permit. Inclusion of a covered work in an aggregate does not cause this License to apply to the other parts of the aggregate.

(訳)

5. 改変されたバージョンのソースのコンベイ

(第1パラグラフ)

あなたは、本プログラムに基づく著作物、又は本プログラムに基づく著作物を本プログラムから作成するための改変点を、本第4条の定めに従って、ソースコード形式でコンベイすることができる。ただし、以下の条件の全てを満たすことを要する。

- a) あなたが改変したこと、及びその日付を改変された著作物に目立つように記載する こと。
- b) 改変された著作物が本許諾書及び本第7条に従って追加されたすべての条件に基づいて公開されていることを、改変された著作物に目立つように記載すること。この条件は、告知をそのまま保持することを定めた本第4条を修正するものである。
- c) 改変された著作物の複製物を保有することとなった何人に対しても、改変された著作物の全体を一体として、本許諾書に基づきライセンスすること。したがって、改変された著作物の全体、及びそれがどのようにパッケージされているかに関わらず改変された著作物を構成する要素のすべてについて、本許諾書及び本第7条に基づいて追加されたすべての条項が適用されることになる。本許諾書は、上記以外の方法で改変された著作物をライセンスすることを認めない。ただし、あなたが別途許諾を受けている場合は、当該許諾まで無効とするものではない。
- d) 改変された著作物がインタラクティヴなユーザインターフェースを有する場合、当該インターフェースにより適切な法律上の告知事項を表示すること。ただし、本プログラムのインタラクティヴなインターフェースが元々あって、それが法律上の適切な告知事項を表示するものでない場合は、改変された著作物においてそれを表示するようにする必要はない。

(第2パラグラフ)

対象著作物と他の別個独立の著作物を一つの記録媒体又はコンベイに用いる媒体の中に 集めたものは、「集積物」(aggregate)という。ただし、集積物がその性質上当該対象著作 物の拡張版でないこと、より大規模な一つのプログラムを構成するために組み合わされて いるのでないこと、並びに集積行為及び集積物についての著作権が、個々の著作物の許諾 の範囲を超えて、当該集積物の利用者のアクセス又は法的権利を制限するために用いられ ないことを要する。対象著作物を集積物に含めたとしても、当該集積物の他の部分に本許 諾書が適用されることはない。

7.1. 概要

第4条は再配布の最も単純なケースだが、本条はより複雑なケースが対象である。

本条は、上流の配布者から受領した GPLv3 プログラムを改変し、改変後のプログラムをソースコード形式で配布する場合の条件を定めている。GPLv2第2条と同旨の規定であり、コピーレフトの理念に含まれる「改変及び再配布の自由」を確保するために重要な条項である。

改変したプログラムのソースコード形式での配布においては、改変部分だけもしくは改

変されていない元の部分だけでなく、全体を一体として GPLv3 に基づきライセンスすることが要求されている(本条第1パラグラフb項)。

なお、ソースコードの定義は、第1条第1パラグラフを参照されたい。

7.2. 条文内容

7.2.1. 第1パラグラフ

改変した GPLv3 プログラムをソースコード形式で(再) 配布する場合は、第 4 条(改変のないソースコード形式での配布)の条件に加えて、以下の a~d 項のすべての条件を満たすことが必要とされる。

なお、「本プログラムに基づく著作物を本プログラムから作成するための改変点」の「改変点」に対応する原文は"modifications"であり、第 0 条第 4 パラグラフで定義されている"modified version"(改変バージョン)とは異なる用語が当てられている。SFLC によれば、その理由は、パッチのように非常に小規模な改変も本条の対象に含めるためである。一般に、パッチのようなごく小規模な改変が加えられただけの場合は別個の「バージョン」が作成されたとは必ずしも言えないが、「改変点」であればパッチも該当するからである。したがって、あるプログラムのパッチを作成しそれのみを配布した場合も(そのパッチが元の「本プログラム」(GPLv3 プログラム)に依存するからには)、本条に基づきパッチを含むプログラム全体を GPLv3 に従って取り扱うことが要求される。

なお、プログラム全体を GPLv3 に従って取り扱うということは、プログラム全体の対応ソースを提供する義務を負うということを意味するわけではない。例えば、GDB に有用な機能追加をしたプログラマが、その部分を「本プログラム」(改変前の GDB) に依拠する形で改変点を (パッチ形式などで)配付した場合、その改変点を含んだプログラム全体が GPLv3 に従って取り扱われる必要はあるが、そのプログラマが GDB 全体の対応ソースを提供する義務はない。第 6 条に従いオブジェクトコードをコンベイした場合でも、請求に応じて対応ソースを提供する義務のある部分は、オブジェクトコードに対応する部分に限られることになる。

a項

改変者、改変の日時を記載すること。

FOSS では、ChangeLog ファイルの先頭にこうした情報を追記していくことが多い。

なお、GPLv2 では、修正した各ファイルに改変内容を記述すること(modified files to carry) が要求されていたが (GPLv2 第 2 条第 1 パラグラフ a 項)、GPLv3 では各ファイルに記述する必要性をなくした。

b項

改変した GPLv3 プログラムをソースコード形式で(再) 配布する場合、GPLv3 および その第 7 条に従って追加された条件に基づいて公開されていることを明示すること。これ は、第 4 条 (ソースコードを改変しないで再配布する場合の規定) 第 1 パラグラフと同旨 の規定である。

本項に「この条件は、告知をそのまま保持することを定めた本第 4 条を修正するものである」とあるのは、第 4 条では①「第 7 条に従って追加された非許可的条項(non-permissive terms)」をそのまま保持することが要求されているのに対し、本項では、非許可的条項に限らず「第 7 条に従って追加されたすべての条件」、すなわち非許可的条項だけでなく許可的条項(non-permissive terms)が対象に含まれ、そのまま保持することも要求されていない点、及び②無保証の告知の保持も要求されていない点で異なっているからである [47]。

①は、改変を伴う場合、第7条第2パラグラフの「あなたは、あなたが対象著作物に加えた部分であって、あなたが著作権を許諾できる部分について、追加的許可条項を定めることができる」および第7条第3パラグラフの「対象著作物にあなたが加えた部分については(当該部分の著作権者が認める場合)、本許諾書の条項に加え、以下の条項を追加することができる」という規定を考慮したものである。

②は、改変後の GPLv3 プログラムについて、再配布者(ライセンシ)が保証を行う場合を考慮したものである。再配布者が保証を行う場合、告知事項に保証がなされる旨を追記することになる(受領した告知事項の無保証の記載を削除するのではなく、保証がなされる旨を追記する)。

c項

改変部分だけもしくは改変されていない元の部分だけでなく、全体を一体として GPLv3 に基づきライセンスすること。

いわゆる伝播性を定めたもので、改変の自由を確保するために重要な規定である。

本項に「それがどのようにパッケージされているかに関わらず」とあるのは、パッケージングを工夫することで GPLv3 が及ばない部分を配布者が作りだすことを防ぐために追加された規定である [48]。

GPLv2 の同旨の規定(GPLv2 第 2 条第 1 パラグラフ b 項)においては、ライセンスは "at no charge" (無料) であることが要求されていたが、GPLv3 にはそれに相当する記載は含

^[47] 第 4 条では、「本許諾書及び本第 7 条に従い追加された非許可的条項のすべてが当該複製物に適用される旨の告知」と「いかなる保証もなされない旨の告知」の 2 つの告知を「そのまま保持すること」(keep intact all notices)が要求されている。SFLC によれば、本 b 項の「修正」の対象は、この両方である。

^[48] ディスカッションドラフト第2版においてその旨の説明がなされている。

まれていない。ディスカッションドラフト第 1 版解説によれば、GPLv2 のこの文言がしば しば誤解を招いていたためであるとされる。

本項の「あなたが別途許諾を受けている場合は、当該許諾まで無効とするものではない」 という規定は、いわゆるデュアルライセンス (dual license) を許容する趣旨である。

d項

改変後のプログラムが対話的インターフェースを有する場合は、その対話的インターフェースを用いて法的告知を表示すること。

ただし、対話的インターフェースが改変前から備わっている機能で、それが法的告知を表示する機能を備えていない場合は、対話的インターフェースを用いて法的告知を表示するようにしなくともよい。言い換えれば、受領したプログラムが対話的インターフェースを用いて法的告知を表示する機能を有している場合は、改変後のプログラムもその機能を維持すべきだということである。

GPLv2 第 2 条第 1 パラグラフ c 項にも本項と同旨の規定があるが、受領したプログラムが対話的インターフェースは備えていても、そのインターフェースに法的告知の表示機能がないケースの扱いが不明確であった。そこで、GPLv3 では、このような場合は対話的インターフェースで法的告知を表示する必要がないことを明らかにしたものである。

7.2.2. 第2パラグラフ

本パラグラフは、「集積物」(aggregate)という用語を定義し、改変した GPLv3 プログラムを集積物に含めたとしても、集積物の他の部分に GPLv3 が適用されることはないことを明らかにしている。

「集積物」とは、GPLv3 プログラムと他の別個独立の著作物を一つの媒体に収めたものをいう。

集積物中の GPLv3 プログラムと他の著作物は「別個独立」のものであるから、他の著作物が GPLv3 プログラムの二次的著作物に当たることはない。したがって、他の著作物に GPLv3 が適用される (伝播する) ことはない。本パラグラフは、この法律上当然のことを 注意的に規定したものといえる。

なお、本パラグラフが第5条中に規定されている理由は、第5条第1パラグラフc項の「著作物の全体」(entire work)が集積物全体を指すのではなく、GPLv3プログラムと別個独立の著作物は「著作物の全体」に含まれないことを明らかにするためであると解される。

7.3. GPLv2 との異同

GPLv2 第2条と同旨の規定である。詳細な異同については、上記を参照されたい。

7.4. 関連法令等

· GPLv2 2条

【デュアルライセンス】

デュアルライセンスとは、ライセンサが1つのソフトウェアに対して2種類のライセンスを用意し、ライセンシがそのいずれかを選択できるようなライセンス形態である。

例えば、MySQL(リレーショナルデータベース)や Qt(グラフィカルユーザインタフェース(GUI) を構成する部品集)では、GPL と商用ライセンスの2種類のライセンスが用意されており、無償を重視するユーザは GPL を、それとリンクされるアプリケーション部分のソースコード開示等の GPL の義務を避けたいユーザは商用ライセンスを選択できるようになっている。

GPLv2 も GPLv3 も、このようなライセンス形態を許容している。

なお、どういうライセンス条件でソフトウェアを配布するかを決めることができるのは著作権者であり、配布の連鎖の中間にいる者(上流の配布者から受領して再配布する者)がライセンス条件を許可なく変更することはできない。GPLv3第7条の追加的条項も、元のライセンス条件の変更になるので、ライセンサ(著作権者)の承諾なく追加・削除はできないことになる(いくつかのケースは GPLv3 に記載するという形で、ライセンサの承諾は既に与えられていることになるが)。例えば、第7条第2パラグラフで「あなたが対象著作物に加えた部分であって、あなたが著作権を許諾できる部分について、追加的許可条項を定めることができる」とされているのは、このためである。

6. Conveying Non-Source Forms

(第1パラグラフ)

You may convey a covered work in object code form under the terms of sections 4 and 5, provided that you also convey the machine-readable Corresponding Source under the terms of this License, in one of these ways:

- a) Convey the object code in, or embodied in, a physical product (including a physical distribution medium), accompanied by the Corresponding Source fixed on a durable physical medium customarily used for software interchange.
- b) Convey the object code in, or embodied in, a physical product (including a physical distribution medium), accompanied by a written offer, valid for at least three years and valid for as long as you offer spare parts or customer support for that product model, to give anyone who possesses the object code either (1) a copy of the Corresponding Source for all the software in the product that is covered by this License, on a durable physical medium customarily used for software interchange, for a price no more than your reasonable cost of physically performing this conveying of source, or (2) access to copy the Corresponding Source from a network server at no charge.
- c) Convey individual copies of the object code with a copy of the written offer to provide the Corresponding Source. This alternative is allowed only occasionally and noncommercially, and only if you received the object code with such an offer, in accord with subsection 6b.
- d) Convey the object code by offering access from a designated place (gratis or for a charge), and offer equivalent access to the Corresponding Source in the same way through the same place at no further charge. You need not require recipients to copy the Corresponding Source along with the object code. If the place to copy the object code is a network server, the Corresponding Source may be on a different server (operated by you or a third party) that supports equivalent copying facilities, provided you maintain clear directions next to the object code saying where to find the Corresponding Source. Regardless of what server hosts the Corresponding Source, you remain obligated to ensure that it is available for as long as needed to satisfy these requirements.
- e) Convey the object code using peer-to-peer transmission, provided you inform other peers where the object code and Corresponding Source of the work are being offered to the general public at no charge under subsection 6d.

(第2パラグラフ)

A separable portion of the object code, whose source code is excluded from the Corresponding Source as a System Library, need not be included in conveying the object code work.

(訳)

6. ソース形式以外でのコンベイ

(第1パラグラフ)

あなたは、本第4条及び第5条の定めに従い、対象著作物をオブジェクトコード形式で コンベイすることができる。ただし、本許諾書の定めに従って、機械読み取り可能な対応 ソースを以下の何れかの方法でコンベイすることを要する。

- a) オブジェクトコードを物理的な製品 (コンベイに用いる物理的な媒体を含む) に格納又は組み込んでコンベイする場合、対応ソースをソフトウェアのやりとりで一般的に用いられる耐久性のある物理的媒体に固定して一緒にコンベイすること。
- b) オブジェクトコードを物理的な製品 (コンベイに用いる物理的な媒体を含む) に格納又は組み込んでコンベイする場合、最低3年間、かつ当該製品のモデルの補修用部品又はカスタマーサポートを提供している限り、オブジェクトコードを保有する者すべてに対して、請求に応じて、(1) 当該製品に含まれるソフトウェアのうち本許諾書が適用されるソフトウェアすべてについて、ソフトウェアのやりとりで一般的に用いられる耐久性のある物理的媒体を使用して、物理的なコンベイに要する合理的なコストを超えない価格で対応ソースをコンベイすること、又は (2) ネットワークサーバから対応ソースを複製するためのアクセスを無料で提供することを記載した申出書の写しを添付すること。
- c)請求があった場合に対応ソースを提供することを記載した申出書の写しを添付して、 オブジェクトコードをコンベイすること。ただし、この方法は、あなたが本第6条 b 項に定める条件に従ってオブジェクトコードを受領した場合で、非定常的かつ非 商業的な場合に限り許される。
- d) オブジェクトコードを所定の場所にアクセスして複製することによりコンベイする場合、対応ソースについても同じ場所から同様の方法でアクセスできるようにすること。ただし、オブジェクトコードのコンベイは無償でも有償でもよいが、対応ソースへのアクセスに対して追加的な対価を課すことはできない。受領者に対して、対応ソースをオブジェクトコードと一緒に複製することを義務づける必要はない。オブジェクトコードをネットワークサーバにアクセスして複製する場合、対応ソースは同等の複製機能をサポートする他のサーバ(あなた又は第三者が運用するもの)

上にあっても良い。ただし、その場合は、対応ソースのある場所を示す記載をオブジェクトコードに隣接する箇所に明示しておかなければならない。いかなるサーバが対応ソースをホスティングするかに関わらず、これらの条件を充足する義務が存続している限り、あなたは、対応ソースにアクセス可能なよう保証する義務を負っている。

e) オブジェクトコードをピア・ツー・ピア伝送を用いてコンベイする場合、本第6条 d 項に従って当該オブジェクトコード及び対応ソースが無償で公開されている場所 を他のピアに対して通知しておくこと。

(第2パラグラフ)

オブジェクトコードの分離可能な部分であって、システムライブラリとしてそのソースコードが対応ソースから除外されている場合は、当該分離可能な部分は、オブジェクトコードの著作物のコンベイに含めなくともよい。

8.1. 概要

プログラムをオブジェクトコード形式で配布した場合、コピーレフトの理念の「改変の自由」を確保するためには、ソースコードも提供されることが必要不可欠である。ソースコードなくしては、プログラムを改変することが非常に困難だからである。

また、最近は情報家電製品などの組込みソフトウェアに FOSS を利用するケースがますます増えている。そして、それらの製品の中には、インターネットや TV 放送波を用いてアップデート情報をダウンロードすることで、組込みソフトウェアのアップデートが行われるものもある(デジタル TV や DVD レコーダ、携帯電話など)。しかし、そうした製品の大半では、ユーザ自身が組込みソフトウェアを改変することが不可能であったり、改変することは可能だが、改変したソフトを製品にインストールすると動作しなくなるようになっている(p.82 の「Tivoization」参照)。FSF は、このような状況、すなわちメーカは改変できるのに、ユーザには改変の自由が与えられていないという対等性を欠く状況は、「プログラム実行の自由」を不当に制限するものであると捉えている。

本条は、GPLv3 プログラム(対象著作物)をオブジェクトコード形式で配布する場合の 条件について定めたもので、コピーレフトの「改変の自由」「改変したプログラムを実行す る自由」を確保するために重要な条項である。

本条の第1~2パラグラフは、GPLv3をオブジェクトコード形式で配布した場合の対応ソースの提供方法に関する条件を定めている。

第 3 パラグラフ以下は、組込みソフトウェアに関して、メーカがソフトを改変可能な場合にユーザも同様の行為を行うことが可能となることを確保するための条件を定めている。

本節では対応ソースの提供方法に関する第 1~2 パラグラフについて解説する。第 3 パラグラフ以下については、次節で解説する。

8.2. 条文内容

8.2.1. 第1パラグラフ

GPLv3 プログラムをオブジェクトコード形式で配布することも可能である。

ただし、その場合、第 4 条 (改変のないソースコードの配布) および第 5 条 (改変した ソースコードの配布) の条件に加えて、以下の 5 種類のいずれかの方法で対応ソースを配 布しなければならない。GPL についてはソースコードの公開義務がよく問題とされるが、本条がその根拠となる条文である。

なお、対応ソースの定義については第 1 条第 4 パラグラフを参照されたい。オブジェクトコードにシステムライブラリや汎用ツールなどが含まれている場合でも、それらのソースコードを配付する必要はない。これらは、第 1 条第 4 パラグラフの規定により、対応ソースに含まれないからである。

5 種のオブジェクトコード配布法と対応するソースコードの配布法

	オブジェクトコードの配布方法	対応ソースの配布方法	対応する GPLv2の 条項
a	・物理的製品(組込み機器)に組み込む場合(組込みソフト)・記録媒体(CD-ROM 等)に格納する場合	・オブジェクトコードと一緒に対応 ソースを配付すること	3a
b	同上	・オブジェクトコードの保有者から 請求があった場合に、請求者に対し 対応ソースを提供すること・ただし、オブジェクトコードの配 付時に、対応ソースを請求し得る旨 を記載した書面を添付すること	3b
С	媒体を問わない (非定常的にかつ非商業的な場合 のみ適用可能。かつ配布者は b の 形態で受領したこと)	b の書面による申し出のコピー	3c
d	サーバからのダウンロード	サーバからのダウンロード (有償の 場合、オブジェクトコードの取得費 用を超えてはならない)	配布の定義に暗黙に含まれる
e	P2P の利用	どこにソースコードがあるかの情報 を P2P で伝える	なし

a 項

オブジェクトコードの配付時に、対応ソースも一緒に提供すること。

本項は GPLv2 第3条第1パラグラフa項に相当する規定である。もっとも、GPLv2 が 策定された1991年当時はまだ情報家電のようなソフトウェアを内蔵した組込み機器は登場 していなかった。その後の環境変化に対応するために、組込み機器に GPLv3 の適用され るプログラムを(オブジェクトコードの配布を通して)使用する場合に関する規定が新設 された。

組込み機器においては、オブジェクトコードは機器内の ROM に記録して配布されることが一般的である。そのため、対応ソースをオブジェクトコードと同一の手段で配布することは要求されていない(これは GPLv2 でも同様)。この場合の対応ソースの配付は、一般的に使用されている、耐久性のある物理的記録媒体を用いて行うべきこととされている。

耐久性が条件とされているのは、かつて紙テープやパンチカードが用いられていた時代と異なり、現代においては CD-ROM のような耐久性のある記録媒体が安価で入手可能だからである。

また、a 項の媒体は、GPLv2 とは異なり、"physical medium"すなわち物理的媒体とされているから、ネットワークによる配布(の申し出)は明示的に排除されるようになった。 ネットワークによる配付は、b 項で規定されている。

b 項

オブジェクトコードの配付時にはオブジェクトコードのみを提供し、対応ソースは、後日オブジェクトコードの保有者からの請求に基づき提供すること。ただし、オブジェクトコードの配付時に、ソースコードを請求し得る旨を記載した申出書を添付すること。

a 項と同じく、組込み機器での FOSS の使用も念頭においた規定であり、GPLv2 第3条 第1パラグラフb項に相当する。

本項は、最低限 3 年間、請求に応じて対応ソースを提供することを要求している。この 点は、GPLv2 と同じである。

本項はさらに、組込み機器の販売などによりオブジェクトコードを配布した者が、3年を超えて組込み機器の補修用部品を提供したり、カスタマーサポートを提供する場合は、その期間中もソースコードの提供義務を負うことを定めている。

配付方法としては、①耐久性のある物理的な記録媒体に格納して提供する方法と②ネットワークからダウンロードする方法が認められている。

①の物理的記録媒体による提供の場合、対応ソースの提供に要する合理的な額の費用を 請求することも許される。合理的な額の費用とは、通常は、物理的記録媒体に対応ソース を記録して請求者に送付するために要する実費相当額がこれに当たると考えられる。

②のネットワークを用いる方法は、GPLv2 ではソースコードの請求があった場合の対応 としては認められていなかったが、近時のネットワークの普及という環境変化を考慮して、 GPLv3 で新たに採用された。

なお、対応ソースの提供を請求できるのは、オブジェクトコードの保有者すべてであり、GPLv3を受諾した者(第9条参照)に限られるわけではない。すなわち、オブジェクトコードを受領して家庭内でまたは組織内で内部的に使用しているにとどまり再配布していない者も、対応ソースの提供を請求できる。オブジェクトコードを受領したことで、同時にソースコードをも受領する権利が生じる、というのがGPLの考え方である。

オブジェクトコードを保有していない者がソースコードを請求した場合にそれに応ずる 義務があるかについては、GPLv2では不明確であったが("Accompany it with a written offer to give any third party")、GPLv3 では請求に応じる必要がないことが明確になった ("accompanied by a written offer to give anyone who posseses the object code")。これは、 「なんらかの形態でプログラムを保有する人は、それを改変し実行する権利も持つべきで ある」(逆に言えば、オブジェクトコードも持たない人にまでソースコードを提供すべき理 由はない)というコピーレフトの理念をより明確化したものといえる。

c 項

請求があった場合に対応ソースを提供することを記載した申出書の写しを添付して、オブジェクトコードの配付時にはオブジェクトコードのみを提供すること。

ただし、この方法は、b 項に基づいてオブジェクトコードを受領した場合にのみ、しかも 非定常的かつ非商業的に(事業としてではなく)行う場合に限り認められる例外的な方法 である。

c項の申出書の写しのオリジナル(原本)は、b項に基づいてオブジェクトコードを配布した者から受領した申出書であり、c項に基づいてオブジェクトコードを再配布する者は、その申出書の写し(コピー)を添付することになる [49]。

GPLv2では「情報」(the information)を添付すればよいこととされていたのに比べ、要件が厳格になっている。その理由は、GPLv3においては、b項に従ってオブジェクトコードのみを配付し、請求に応じてソースコードを提供する者は、オブジェクトコードの保有者にのみその義務を果たせばよい^[50]こととされたためである。言い換えると、GPLv3では、

^[49] GPLv3の原文では、b 項の「申出書」は"<u>a</u> written offer"であり、c 項の「申出書の写し」は"a copy of <u>the</u> written offer"である。c 項の"written offer"の冠詞が"the"であることから、c 項の"written offer"が b 項の"written offer"を指していることが分かる。

^[50] もちろん、オブジェクトコードを保有していない第三者にも対応ソースを配布すること

b 項に従ってオブジェクトコードを配付した者は、オブジェクトコードを保有しない者に ソースコードを提供する義務は負わないが、オブジェクトコードの再配布を受領した者が 申出書のコピーを提示した場合 (オブジェクトコードの再配布は禁止できない)、その受領 者に対してはソースコードを提供する義務がある。

b項とc項の方法は、組込み機器にGPLプログラムを使用する時 [51] に、対応ソースの配布に要するコストが削減できる(ように見える)こと、および極力ソフトウェアが拡く利用されることを避けたいという考え(極端な話、b項に従って配布しその後だれからも対応ソースの請求がなければ、結果として対応ソースは公開されないことになる)から採用されることが多いと思われる。しかし、本節で述べたように、機器の販売開始後も比較的長期間に渡って対応ソースの提供を可能にする体制を構築・維持する必要があるのでa 項を採用することとの利害得失は慎重に検討する必要がある。

d 項

オブジェクトコードをサーバからダウンロードする方法で配布する場合において、対応 ソースも同様の方法で配付すること。

GPLv2では、この規定は第3条第1パラグラフのa~c項には含まれておらず、第3パラグラフに記載されている。しかし、サーバからのダウンロードが一般的になったために、GPLv3ではd項として独立させたものである。

オブジェクトコードの配付は無償・有償いずれでもよいが、対応ソースの配付について 別途費用を課すことは許されない。b項の物理的記録媒体を用いた配付方法の場合に実費を 請求できるのと異なっていることに注意が必要である。サーバからの提供の場合、そのサ ーバの維持管理以外の特段の費用が発生しないことを考慮したものであろう。

また、オブジェクトコードとソースコードは必ずしも同一のサーバ上に置かれている必要はない(サーバの運営者が違っていても構わない)。GPLv2では同一サーバに置くことが必要と解されているから、これも GPLv2 からの変更点である。複数サーバを使用しているケースが増えている実態に合わせたものと考えられる。

e 項

オブジェクトコードを P2P を用いて配布する場合、オブジェクトコードと対応ソースが

は、Xの自由である。また、Zが他の対応ソース保有者から第4条または第5条に基づいて対応ソースを入手することも可能である。

^[51] c 項の適用場面が非商業的な応用に限られるとはいえ、それがすなわち組込み機器への 応用がないということは意味しない。特に後述の「ユーザプロダクト」に当たるものが非 商業的に頒布される可能性を GPLv3 は一切排除していない。

公開されている場所のポインタを示すこと。

d項と類似の規定であるが、ファイルの実体がどこにあるのかに関してP2Pでは知りえないこと [52] もあり得る。こうした場合に、ポインタを示すことで GPLv3 の条件を満たしたとみなすことが必要になったことから、追加されたものである。

8.2.2. 第2パラグラフ

上記の 5 種類の配布法はすべて、GPLv3 プログラムをオブジェクトコード形式で配布した場合の対応ソースの配布義務について定めている。

これに対して、本パラグラフは、あるオブジェクトコードの配布にあたって、同時に配布する必要のないオブジェクトコードについて定めている。すなわち、オブジェクトコードにシステムライブラリが含まれている場合であって、かつそのシステムライブラリの部分が分離可能な場合は、オブジェクトコードにそのシステムライブラリのオブジェクトコードを含めなくともよい。

このようなシステムライブラリのオブジェクトコードは、たとえそれがプロプライエタ リの OS のものであったとしても、GPLv3 プログラムの配布者が提供しなくとも、プロプ ライエタリの OS を入手することで利用可能だからである。

システムライブラリについては、第1条第4パラグラフの解説を参照されたい。

8.3. GPLv2 との異同

本条は、GPLv2 第3条を承継した規定である。しかし、両者の第1パラグラフには重要な相違が存在する。それは、GPLv2 において "you also do one of the following ..." と記載されていた部分が、GPLv3 においては "you also convey ..."に変更されていることである。

これは GPLv3 の 本条第 1 パラグラフ c 項を適用する場合に影響すると考えられる。すなわち、p.72 の図の X が GPLv3 に違反したためにコンベイをできなくなった時に、果たして Y が Z に対して、対応ソースをコンベイする義務を負うかという問題である。SFLC によれば、この場合、Y が X になり代わって、Z に対応ソースを提供する義務を負うことはない。これは、c 項において、Y はもともと対応ソースをコンベイするのではなく、コンベイの義務を負う X を紹介する義務のみを負うものであるところから、X の状況の変化によって、Y に新たな義務を課すことは不適切と考えたものであろう。

システムライブラリに関する対応ソース配布の例外に関しても、変更点がある。GPLv2

^[52] BitTorrent (P2P による配布メカニズムの典型) による例がディスカッションドラフト 第 1 版解説 に記載されている。

においては、第3条の"However, as a special exception, …"のところでシステムライブラリに関する例外を定めているが、この文の最後に"unless that component itself accompanies the executable"(コンポーネント自身がその実行形式を伴わない限り)と記載されている。これに対し GPLv3 では、本条と第1条において、システムライブラリの定義および対応ソース配付の例外を定めているが、その中には上記の"accompanies the executable"という、例外の例外は含まれていない。この"accompany"という動詞の意味するところは、SFLC によれば"statically linked executable containing those libraries"(それらのライブラリを含む静的リンクした実行形式)を意味する。このことから、GPLv3 のシステムライブラリに関する対応ソース配布の例外は、実行形式に対してのリンクの形態によらず適用されることになり、LGPL で配布されたライブラリの対応ソース提供における判断基準(LGPLv2.1 第6条 b 項または LGPLv3 第4条 d・1 項)とは異なることに注意が必要である。また、SFLC のこの解釈からして、第2 パラグラフの「分離可能」という文言は、リンクの形態について言及したものではなく、論理的な形態を意味していることになる。

なお、自明なことではあるが静的リンクされた部分が、再コンパイル(リンク)に必要な形で別途提供されていない場合、第1条に定義されたシステムライブラリおよび対応ソースの条件を満たさなくなる。その結果として、その部分はシステムライブラリに該当しないことになり、対応ソースの開示義務が生ずる(システムライブラリに関する対応ソース提供義務の免除の規定が適用されない)ことにも注意が必要である。

8.4. 関連法令等

· GPLv2 3条

【第1パラグラフc項の適用場面がGPLv2と比べて厳格化された理由】

この条項は GPLv2 第 3 条第 1 パラグラフ c 項に相当するものであるが、GPLv2 は非商業的な配布に限っているのみであった。GPLv3 はそれに加えて、「非定常的」 (occasionally) という文言が加えられている。そのため、c 項の方法を利用できる場合が GPLv2 よりも限定されている(非商業的なだけでなく、非定常的でもなければならない)。

c 項の適用範囲に厳しい制限が付されている理由を、以下の配布チェーンを用いて 説明する。



この配布チェーンにおいて、(複数の) Z は、Y から提供された申出書の写しをもとに、X に対し対応ソースの配付を請求することが可能となる。

例えば、XがLinuxのディストリビュータで、中間のYがLinuxをベースとしたシステムインテグレータの場合、Yがc項を根拠としてオブジェクトコードのみを配布したとする。そうすると、多数のZからの対応ソース配布の要求がXに対してなされる可能性があり、Xはb項に基づいてZに対して対応ソースの配付義務を負うことになる。その結果、Y自身がGPLプログラムを用いてソフトウェア・ビジネスを行っているにも関わらず、Yは対応ソースの配付作業に伴う負担を免れ、その負担をXに押し付けることになる。このような状況は、全体のサプライチェーンを見た場合、不公平であると考えられる。

上記の事情は GPLv2 と GPLv3 とで同じであるが、インターネットの普及に伴って、 非商業的な活動であってもウェブサイトを運営することが容易になってきた。

そこで、GPLv3では、「非商業的」とはいえ「定常的」に配布を行うのであれば、それなりの義務(すなわち、対応ソースの提供義務)を課すべきであろうという考えから、c項の方法を利用できる場合を「非商業的」であることに加え「非定常的」でもなければならないという条件を加重したものと考えられる(もちろん、この場合に Y は改めてb項に従う配布を行うこと、つまり、Yの配付する申出書に、X に対してではなく、Y宛てにソースコードを請求すると記載することは可能である)。

なお、組込み機器の流通経路における卸や販売店、あるいは中古品販売業者は、一見すると上図のYに当たり、非商業的という要件を欠くために、c項の適用を受けず、b項に基づいて対応ソースの配付義務を負うかのように思われるかもしれない。しかし、これらの流通業者にはGPLv3は適用されないから、そのような心配は無用である。なぜなら、流通業者は単に組込み機器を譲渡しているに過ぎず、著作権者の許諾を要するような行為は行っていない。したがって、「プロパゲート」(第0条第6パラグラフ)に当たる行為を行っていないから、GPLv3の適用を受けることはない(第9条)からである。

6. Conveying Non-Source Forms

(第3パラグラフ)

A "User Product" is either (1) a "consumer product", which means any tangible personal property which is normally used for personal, family, or household purposes, or (2) anything designed or sold for incorporation into a dwelling. In determining whether a product is a consumer product, doubtful cases shall be resolved in favor of coverage. For a particular product received by a particular user, "normally used" refers to a typical or common use of that class of product, regardless of the status of the particular user or of the way in which the particular user actually uses, or expects or is expected to use, the product. A product is a consumer product regardless of whether the product has substantial commercial, industrial or non-consumer uses, unless such uses represent the only significant mode of use of the product.

"Installation Information" for a User Product means any methods, procedures, authorization keys, or other information required to install and execute modified versions of a covered work in that User Product from a modified version of its Corresponding Source. The information must suffice to ensure that the continued functioning of the modified object code is in no case prevented or interfered with solely because modification has been made.

If you convey an object code work under this section in, or with, or specifically for use in, a User Product, and the conveying occurs as part of a transaction in which the right of possession and use of the User Product is transferred to the recipient in perpetuity or for a fixed term (regardless of how the transaction is characterized), the Corresponding Source conveyed under this section must be accompanied by the Installation Information. But this requirement does not apply if neither you nor any third party retains the ability to install modified object code on the User Product (for example, the work has been installed in ROM).

(第6パラグラフ)

The requirement to provide Installation Information does not include a requirement to continue to provide support service, warranty, or updates for a work that has been modified or installed by the recipient, or for the User Product in which it has been modified or installed. Access to a network may be denied when the modification itself materially and adversely affects the operation of the network or violates the rules and

protocols for communication across the network.

(第7パラグラフ)

Corresponding Source conveyed, and Installation Information provided, in accord with this section must be in a format that is publicly documented (and with an implementation available to the public in source code form), and must require no special password or key for unpacking, reading or copying.

(訳)

6. ソース形式以外でのコンベイ

(第3パラグラフ)

「ユーザ製品」(User Product)とは、(1)「コンシューマ製品」(consumer product)、すなわち、個人、家族、により又は家庭で通常使用される個人用の有体物、又は(2)住宅に設置することを目的として設計又は販売されるもののすべてをいう。ある製品がコンシューマ製品に該当するか否か疑義がある場合は、コンシューマ製品に該当するものとする。また、特定のユーザが保有する特定の製品について、「通常使用される」(normally used)とは、その製品が属する分野における典型的又は一般的な使用方法を意味し、当該特定のユーザが置かれた状況、または当該特定のユーザが当該製品を実際にどのように使用しているかという事実、又はどのように使用することが予定されているかということには関わらない。当該製品に業務用、工業用または非コンシューマ的な利用形態がある場合でも、当該用途が当該製品の唯一の重要な利用形態でない限り、当該製品はコンシューマ製品に該当する。

(第4パラグラフ)

ユーザ製品の「インストール用情報」(Installation Information)とは、ユーザ製品に組み込まれている対象著作物の対応ソースを改変して作成した改変バージョンを当該ユーザ製品にインストールし実行するために必要とされる手法、手順、認証キー及びその他の情報のすべてをいう。当該情報は、改変されたオブジェクトコードの継続的な動作が、改変が為されたということによってのみ拒否されたり妨害されることが決してないことを保証するのに十分なものでなければならない。

(第5パラグラフ)

オブジェクトコードの著作物をユーザ製品に組み込んで、あるいはユーザ製品と共に、 又はユーザ製品で使用するためのものとしてコンベイする場合であって、当該ユーザ製品 の所有及び使用にかかる権利を永久に又は一定期間譲渡する取引の一部として行われる場 合は、取引の法的類型に関わらず、本条に基づいてコンベイされる対応ソースは、インス トール用情報と共にコンベイされなければならない。ただし、あなた及びいかなる第三者 もオブジェクトコードの修正版を当該ユーザ製品にインストールすることができない場合 (例えば、著作物が ROM に格納されている場合) は、この条件は適用されない。 (第6パラグラフ)

インストール用情報の提供に関する条件には、受領者が改変もしくはインストールした 著作物、又は当該著作物が改変もしくはインストールされたユーザ製品に対して、保守サー ビス、保証、又はアップデートを提供し続けることは含まれない。改変自体がネットワー クの運用に重大かつ有害な影響をもたらす場合、もしくはネットワーク上での通信に関す る規約又はプロトコルに違反する場合には、ネットワークアクセスを拒否することは許さ れる。

(第7パラグラフ)

本条に基づく対応ソースのコンベイ及びインストール用情報の提供は、文書化され一般 に公開されている(かつソースコード形式で一般に利用可能な何らかの実装方法を有する) フォーマットによりなされなければならない。この場合、これらの圧縮展開、読み込み、 又は複製に特別なパスワードやキーを必要としてはならない。

9.1. 概要

本条の第3パラグラフ以下では、GPLv3プログラムを「ユーザ製品」に組み込んでコンベイする場合について、対応ソースに加え、さらなる追加情報として「インストール用情報」を提供すべきことを定めている。組込みソフトウェアを機器メーカが改変可能な場合に、ユーザも機器メーカ同様に、ソフトウェアを改変できること、及び改変後のソフトウェアをその製品にインストールして使用できることを確保することを目的としている。

これらに相当する規定はGPLv2には存在せず、GPLv3で新設されたものである。GPLv2は 1991年に発行されたが、Linux OS [53]が組込み機器に広く使用されるようになったのは 2000年以降のことである。そのため、組込みソフトウェアについては、GPLv2の定めるソースコード [54]の提供義務の規定だけでは抜け穴があることが明らかになった [55]。

そこで、組込み機器に関する新たな課題に対処すべく、多くの議論を経て本条の規定が 導入されることになった。

第3~7パラグラフの構成は以下のとおりである。

「ユーザ製品」の定義(第3パラグラフ)

[53] これには、GNU/Linux と呼べるものも、GNU/Linux に該当しないものもある。

^[54] GPLv2 第 3 条 a 項 "corresponding machine-readable source code"

^[55] p.82 の Tivoization に関する解説を参照

- ・「インストール用情報」の定義(第4パラグラフ)
- ・インストール用情報提供の義務主文と除外事項(第5パラグラフ)
- ・免責事項(第6パラグラフ)
- ・補足事項(第7パラグラフ)

9.2. 条文内容

9.2.1. 第3パラグラフ

本パラグラフは、「ユーザ製品」(User Product)を定義している。

GPLv3 プログラムが組み込まれている製品がユーザ製品に該当する場合にのみ、「インストール用情報」の提供義務が課され、その他の産業用製品等の場合は「インストール用情報」を提供する必要はない。

ユーザ製品とは、コンシューマ製品(consumer product)、及び住宅に設置されることを 目的として設計された製品または販売された製品(有体物)をいう。

コンシューマ製品とは、個人や家族が通常使用する機器、または家庭で使用されること が通常である機器をいう。

コンシューマ製品に該当するかどうかの判断において、個々のユーザがどのような態様で使用するかは考慮されず、製品の典型的または一般的な使用方法に基づいて判断される。したがって、一般的に見て個人用途でない製品をある個人が家庭内で、例えば個人的な趣味の目的で使用しているからといって、コンシューマ製品及びユーザ製品に該当することはない。しかし、ある製品が業務用や工業用などの用途がある場合でも、そうした用途が製品の唯一重要なものではなく、個人的なまたは家庭内での用途がある場合には、コンシューマ製品・ユーザ製品に該当する場合がありうる。

ある製品がコンシューマ製品に該当するかどうか明確に判断できない場合は、コンシューマ製品に該当するとみなされ、インストール用情報の提供が要求される。

具体例としては、医療機器の場合、医師だけが使用を許可される医療機器^[56]は、ユーザ製品に該当しないであろう。家庭用として販売される医療機器(家庭用体温計、家庭用健康測定機器など)は、ユーザ製品に該当するであろう。

また、プリンタの場合、オフィス用の複合プリンタ^[57] は、ユーザ製品に該当しないであろう。個人用(家庭用)の複合プリンタは、ユーザ製品に該当するであろう。

^[56]「医療機器」は薬事法および薬事法施行令で定義・例示されている。

^[57] スキャナ、プリンタ、コピー、ネットワーク等の機能を同時に備えた複合プリンタ。電子写真方式、インクジェット方式などの基本的な印刷方式に加え、異なる市場セグメントを明確に意識した製品が多く、機能、性能、価格、設置面積、本体重量などの点で、製品の種類が多岐に渡る。

一方、産業用機器はユーザ製品に該当しない。例えば、半導体メーカの工場に設置される半導体製造装置は、個人的または家庭用途での用途は考えられないから、ユーザ製品に該当しない。また、放送局向けに設計された放送機器も、通常はユーザ製品に該当しないであろう。ただし、放送局向けのオーディオ機器(DA コンバータ、アンプ等)であっても、ハイエンドユーザが家庭で使用するケースがあり得るような場合は、ユーザ製品に該当すると判断される場合もあり得よう。

9.2.2. 第4パラグラフ

本パラグラフは、「インストール用情報」を定義している。

インストール用情報とは、そのユーザ製品に組み込まれている GPLv3 プログラムの改変・改変した GPLv3 プログラムのインストール、およびその実行を可能とするために必要な情報のすべてをいう。これらの作業を実施するための手法や手順に関する情報もインストール用情報に含まれる。また、製品によっては、改変したプログラムのインストール・実行に認証キーの入力を必要とするものがあるが、その場合には認証キーに関する情報もインストール用情報に含まれる。

改変したGPLv3 プログラムをインストールした後も、改変されたオブジェクトコードの動作が妨げられることのないようにするために必要な情報のすべてをインストール用情報として提供しなければならない。改変されたことが理由ないし原因で改変されたオブジェクトコードの動作が妨害されてはならない。製品に何らかのチェック機能があって、プログラムの改変を検知すると、改変されたオブジェクトコードの動作を停止するようなことがあってはならない [58]。

具体的にどのような情報がインストール用情報として必要されるかは、本パラグラフの 定義に基づいてケースバイケースで判断する必要がある。組込み機器は、汎用コンピュー タと異なりハードウェアが個別設計であることに加え、ソフトウェアの開発・実装・実行 環境も製品毎に様々である。そのため、インストール用情報として汎用的な例を挙げるこ とはあまり意味がない。

SFLC によれば、インストール用情報として提供が要求されるのは、必要な知識と設備を持った技術者であれば再インストール可能な情報であって、初心者向けの解説書である必要はない。

さらに、SFLCによれば、改変やインストールに特殊なツールや機材を必要とする場合で も、当該ツールや機材を提供する必要はなく、それらを入手する方法等に関する情報がイ

^[58] 条文上、動作の継続が求められている対象は、組込み機器ではなく、改変された GPLv 3 プログラムの部分である。

ンストール用情報に含まれていればよい。例えば、クロスコンパイラ [59] に関する情報などがこれに当たる。

ところで、デジタル TV や携帯電話などのユーザ製品で、放送波や電波を用いて組込みソフトウェアのアップデート情報が送信され、機器により自動的にソフトウェアのアップデート処理が実行される場合がある。このような機種が、ユーザが改変したソフトウェアをインストールするための手段を用意していない場合は、第6条の第4パラグラフ及び第5パラグラフの要求を満たさないことになる。SFLC によれば、それぞれの国の法律の規制を遵守するために組込みソフトウェアの改変を禁止するような場合についてまで、本条項の履行を強制することはないとしている。

9.2.3. 第5パラグラフ

GPLv3 プログラムを組み込んだ製品が販売される場合や、製品の販売時は GPLv3 プログラムがまだ製品に組み込まれて(インストールされて)おらず製品とともに GPLv3 プログラムが譲渡される場合などは、GPLv3 プログラムをオブジェクトコード形式で配布する場合に当たる。したがって、この場合、オブジェクトコードの配布者は、第 6 条第 1 パラグラフに規定される適切な方法により対応ソースを提供しなければならない。

本パラグラフは、対応ソースを提供する際に、インストール用情報も一緒に提供すべき ことを定めている。つまり、組込み機器を販売する場合は、組込みソフトウェアのソース コードだけでなく、インストール用情報も一緒に提供することが義務付けられている。

ただし、インストール用情報の提供が必要なのは「当該ユーザ製品の所有及び使用にかかる権利を永久に又は一定期間譲渡する取引の一部として行われる場合」である。すなわち、ユーザ製品の所有権を永久または一定期間譲渡することになる相手方に対してのみ、インストール用情報を提供する義務を負うことになる。通常は、エンドユーザがこの相手方に当たる。ディーラや販売店は、製品を転売目的で一時的に保有するにすぎないから、所有権を永久または一定期間譲渡する場合に当たらない。したがって、ディーラや販売店は、通常はインストール用情報の提供義務を負わないと考えられる [60]。

また、ユーザ製品のメーカも改変した組込みソフトウェアをインストールできない仕様

^[59] クロスコンパイラとは、異なる機種のコンピュータまたは異なる動作環境に向けたオブジェクトコードを生成するコンパイラをいう。

^[60] インストール用情報の提供義務を負うのはオブジェクトコードの配布者であり、必ずしも組込み機器の製品メーカに限られない。しかし、インストール用情報の提供が必要なのは組込み機器を販売したり貸与する場合であって、かつオブジェクトコード形式で配布する場合に限られるから、製品メーカ以外がインストール用情報の提供義務を負うケースは少ないであろう。

の場合、例えば対象となる GPLv3 プログラムが ROM に格納されているような場合は、インストール用情報を提供する必要はない。

もっとも、最新の組込み機器は、販売後にもソフトウェアを更新できる仕様のものが多く、再書き込み可能な記憶デバイスや装置(フラッシュメモリやハードディスク等)にプログラムを格納する方式が主流なので、上記のようなケースはごく限られるであろう。

9.2.4. 第6パラグラフ

ユーザの手により改変・インストールされたユーザ製品については、保守サービスや保証を提供する必要はない。また、組込みソフトウェアのアップデート版の提供を継続する必要もない。

また、組込みソフトウェアが改変されたことで、ネットワークの運用に悪影響を及ぼす場合や、通信プロトコルに違反するような場合には、ネットワークへのアクセスを拒否する (接続できないようにする) ことが許される。これは、改変されていることが原因でオブジェクトコードの動作が妨害されることを禁止している第 4 パラグラフの例外規定である。これによって、改変結果がネットワーク上で社会的な被害をもたらすような行為に悪用される危険を排除することができる。

もっとも、ユーザ製品のメーカにとっては、エンドユーザによる自社製品の改変に関する想定リスクはネットワークに限った話ではない。法律、公的機関による各種の指針等を踏まえ、ユーザ製品の製造各社における製品安全、リスク管理、その他に関する社内指針に沿って慎重かつ十分な検討をした上で総合的に判断すべきである。

9.2.5. 第7パラグラフ

対応ソースとインストール用情報の提供形式について定めている。

対応ソースとインストール用情報の提供は、文書化され一般に公開されているフォーマットを用いて、かつソースコード形式で一般に利用可能な何らかの実装方法を用いてなされなければならない。言い換えれば、そうしたファイルフォーマットを扱うことのできる何らかの FOSS が公開されていればよい。また、情報の記載されたファイルの圧縮展開や読み込み、あるいは複製に特別なパスワードやキーを必要としてはならない。一般に利用可能でないような特殊なフォーマットのファイルで提供したり、あるいはファイルがパスワードやキーで保護されていたのでは、受領者がその情報を利用することができず、本条の目的を実現できないからである。

プレーンテキスト形式(.txt 等)はもとより、リッチテキスト形式(.rtf)や Microsoft WORD 形式 (.doc 等)、Adobe Acrobat 形式 (.pdf) であれば、フォーマットに関する何らかの公開情報が存在する。例えば、.rtf や.doc を扱う機能を備えたオープンソースによる実装とし

ては OpenOffice.org があり、.pdf を扱う機能を備えたオープンソースによる実装としては Xpdf がある。

9.3. GPLv2 との異同

第6条の第3~7パラグラフに相当する規定はGPLv2にはなく、GPLv3で新設された規定である。

9.4. 参考

ユーザによる組込みソフトウェアの改変を許容することは、メーカにとっては、製品安全対策上重要な問題である。

ユーザが改変したプログラムをインストールして使用することは、ユーザの自己責任であるという考え方もあるし、そう解することが合理的な場合も少なくないであろう。例えば、携帯電話の機種によっては、ユーザがアプリケーションプログラムを自作してインストールできるような製品も現に存在している。このような製品では、ユーザによる改変プログラムのインストールを可能にすることは大きな問題はないであろう。

しかし一方で、極端な例として、自動車のエンジンやブレーキ動作を制御する組込みソフトウェアをユーザが改変できるとすれば、安全面で重大な問題を生じることは避けがたい。このような機能を有する組込みソフトウェアを改変可能な状態でユーザに提供したこと自体について、メーカの法的責任が問われる可能性も十分考えられる。そのため、製品の重要な安全性に関わる部分に GPLv3 プログラムを使用することは慎重に検討しなければならない。

したがって、組込みソフトウェアに GPLv3 プログラムを使用する場合は、ユーザによる 改変を可能にすることが安全面やセキュリティ面で問題を生じないかを慎重に検討し、適 材適所で GPLv3 プログラムを用いるようにしなければならない。

(Tivoization)

本条は Tivoization と呼ばれる問題が端緒となって規定されたものである。 Tivoization とは次のような問題である。

米国企業の TiVo は、TV 番組を内蔵ハードディスクに録画して後で再生することができる STB (セットトップボックス)を製造・販売していた。この STB は組込みソフトウェアとして GPLv2 が適用される GNU/Linux を使用していた。したがって、ユーザはソースコードを入手でき、ソースコードを変更する自由(権利)と変更後のソースコードを実行する自由(権利)を有している。

TiVo はソースコードを公開しており、ユーザがソフトウェアを変更すること自体は可能になっていた。しかし、変更したソフトウェアを STB にインストールして実行しようとしても、動作しないようになっていた。TiVo は、このソフトウェアにデジタルキーを組み込んでいた。ソフトウェアを修正するとデジタルキーが一致しなくなり、それをハードウェアが検出するとシャットダウンするようになっていたのである。

このような仕組みは、条文の文言上は GPLv2 違反ではない。しかし、コピーレフトの次の4項目のうち③・④の自由を害することになる。

- ①ソフトウェアを使用する自由
- ②ソフトウェアを複製して共有する自由
- ③ソフトウェアを変更する自由
- ④変更後のソフトウェアを実行・配付する自由

このような理由から、Tivoization はコピーレフトの思想と相容れないものであり、GPLv3 ではこれに対する対抗策として本条第3パラグラフ以下が導入された。

7. Additional Terms.

(第1パラグラフ)

"Additional permissions" are terms that supplement the terms of this License by making exceptions from one or more of its conditions. Additional permissions that are applicable to the entire Program shall be treated as though they were included in this License, to the extent that they are valid under applicable law. If additional permissions apply only to part of the Program, that part may be used separately under those permissions, but the entire Program remains governed by this License without regard to the additional permissions.

(第2パラグラフ)

When you convey a copy of a covered work, you may at your option remove any additional permissions from that copy, or from any part of it. (Additional permissions may be written to require their own removal in certain cases when you modify the work.) You may place additional permissions on material, added by you to a covered work, for which you have or can give appropriate copyright permission.

(第3パラグラフ)

Notwithstanding any other provision of this License, for material you add to a covered work, you may (if authorized by the copyright holders of that material) supplement the terms of this License with terms:

- a) Disclaiming warranty or limiting liability differently from the terms of sections 15 and 16 of this License; or
- b) Requiring preservation of specified reasonable legal notices or author attributions in that material or in the Appropriate Legal Notices displayed by works containing it; or
- c) Prohibiting misrepresentation of the origin of that material, or requiring that modified versions of such material be marked in reasonable ways as different from the original version; or
- d) Limiting the use for publicity purposes of names of licensors or authors of the material; or
- e) Declining to grant rights under trademark law for use of some trade names, trademarks, or service marks; or
- f) Requiring indemnification of licensors and authors of that material by anyone who conveys the material (or modified versions of it) with contractual assumptions of liability to the recipient, for any liability that these contractual assumptions directly

impose on those licensors and authors.

(第4パラグラフ)

All other non-permissive additional terms are considered "further restrictions" within the meaning of section 10. If the Program as you received it, or any part of it, contains a notice stating that it is governed by this License along with a term that is a further restriction, you may remove that term. If a license document contains a further restriction but permits relicensing or conveying under this License, you may add to a covered work material governed by the terms of that license document, provided that the further restriction does not survive such relicensing or conveying.

(第5パラグラフ)

If you add terms to a covered work in accord with this section, you must place, in the relevant source files, a statement of the additional terms that apply to those files, or a notice indicating where to find the applicable terms.

(第6パラグラフ)

Additional terms, permissive or non-permissive, may be stated in the form of a separately written license, or stated as exceptions; the above requirements apply either way.

(訳)

7. 追加的条項

(第1パラグラフ)

「追加的許可条項」(Additional permissions)とは、本許諾書の定める条項の例外を定めることにより、本許諾書の条項を補足する条項をいう。追加的許可条項が本プログラムの全体に適用される場合、準拠法の下で有効とされる限り、追加的許可条項は本許諾書に含まれているものとして(訳注:つまり本許諾書と一体のものとして)扱われるものとする。追加的許可条項が本プログラムの一部分にのみ適用される場合は、当該部分に関しては当該追加的許可条項に基づいて別途利用可能であるが、本プログラム全体については、追加的許可条項の内容いかんに関わらず、本許諾書が適用される。

(第2パラグラフ)

対象著作物をコンベイする場合、あなたは、追加的許可条項のいかなる条項についても、 当該著作物の全体又は一部から削除することができる(追加的許可条項は、所定の改変が なされた場合は当該追加的許可条項自体を削除するように規定することもできる)。あなた は、あなたが対象著作物に加えた部分であって、あなたが著作権を許諾できる部分につい て、追加的許可条項を定めることができる。

(第3パラグラフ)

本許諾書の他の規定に関わらず、対象著作物にあなたが加えた部分については(当該部分の著作権者が認める場合)、本許諾書の条項に加え、以下の条項を追加することができる。

- a) 本第15条および第16条の定めとは異なる内容の保証の否認又は責任の限定
- b) 追加した部分に含まれている、特定の合理的な法律上の告知事項又は作成者の記載、 もしくは追加した部分を含む著作物によって表示される適切な法律上の告知事項中 の同様の情報を、そのまま維持するよう要求すること
- c) 追加した部分の作成者について虚偽又は不正確な表示をすることを禁じること、も しくは、改変されたバージョンにオリジナルのバージョンとは異なっていることを 合理的な方法で表示することを要求すること
- d) 追加した部分のライセンサ又は作成者の名前を、宣伝目的で利用することを制限すること
- e) 商品名、商標又はサービスマークの使用に関して、商標法に基づく権利の許諾を拒むこと
- f) 追加した部分(又は改変されたバージョン)をコンベイする者が受領者に対する契約上の責任を負ってコンベイする場合、ライセンサ及び著作者に直接的に課される責任を免責することを要求すること

(第4パラグラフ)

上記以外の追加的非許可条項(non-permissive additional terms)を定めることは許されず、それは、本第 10 条の「追加的制限」(further restrictions)とみなされる。あなたが受領した本プログラム又はその一部に、本許諾書に加えて追加的制限が適用される旨が記載されている場合、あなたは当該条項を削除することができる。追加的制限を含むライセンス文書が本許諾書に基づく再許諾又はコンベイを認めている場合は、再許諾又はコンベイにおいて当該追加的制限を存続させないことを条件として、あなたは当該ライセンス文書の条項が適用されている部分を対象著作物に追加することができる。

(第5パラグラフ)

本条に基づいて条項を対象著作物に追加する場合、あなたは、ソースファイル中に、当該ファイルに適用される追加的条項の記載、又は適用される条項を参照できる場所を示す記載を含めなければならない。

(第6パラグラフ)

追加的条項は、追加的許可条項であるか追加的非許可条項であるかにかかわらず、本許諾書とは独立したライセンス文書の形式であってもよいし、本許諾書の例外規定として記述されるものであってもよい。ただし、本条の上記の定めは、いずれの場合にも適用される。

10.1. 概要

GPLv3 プログラム X をライセンス A が適用されるプログラム Y とリンクしたり、ライセンス B が適用されるプログラム Z を改変して GPLv3 を適用して配布する場合、リンク後のプログラム X+Y や改変後のプログラム Z には、それぞれ GPLv3 とライセンス A/B の両方が適用されることになる。

GPL は、プログラムの再配布に当たって GPL が課している以上の制限を付すことを禁じているから (GPLv3 第 10 条第 3 パラグラフ)、上記のライセンスが GPL と両立しない条件を含んでいる場合、このプログラムを再配布することは GPL に違反することになり、許されない。これがライセンスの「両立性」または「互換性」 (compatibility) と呼ばれる問題である。

本条は、ライセンスの両立性に関する GPL の制約を緩和することを目的として、GPLv3 に追加することのできる条項の内容及び追加の方法を定めたものである。

本条の目的・意義や策定の経緯については、後記のコラム「ライセンスの両立性」を参照されたい。

追加できる条項は、許可条項(permissions または permissive terms)と非許可条項 (non-permissive terms) の2種類に分けられる。

許可条項の追加方法について第1、第2パラグラフで規定し、非許可条項に関する制限について第3、第4パラグラフで規定し、第5、第6パラグラフでは許可条項、非許可条項に共通する事項を規定している。

10.2. 条文内容

10.2.1. 第1パラグラフ

追加的許可条項とは、GPLv3の課す条件を緩和する内容の追加条項をいう。

これに対して、追加的非許可条項とは、GPLv3 の各種の条件に加えてさらなる条件を課す内容の追加条項をいう。

追加的許可条項には GPLv3 プログラム全体に適用されるものと、GPLv3 プログラムの一部分に適用されるものがある。

追加的許可条項の例としては、以下のようなものがある:

・FSFが公開しているGPLのFAQの「GPLと両立しないライセンスで配付されているライブラリをGPLソフトウェアと一緒に使用する場合、どのような法的問題があるでしょうか」「61」には、GPLv3と両立しないライセンスのライブラリをGPLプログラムとリンクすることを許諾する追加的許可条項の例が示されている。

^[61] http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.html#GPLIncompatibleLibs

・LGPL のように、当該プログラムを使用するプログラムのライセンスは任意(プロプライエタリなライセンスを適用することも可能)とするライセンス。

10.2.2. 第2パラグラフ

上流の配布者から受領したプログラムのライセンスに追加的許可条項が含まれていた場合は、GPLv3 プログラムを再配付する際にこの追加的許可条項を削除することが許される(追加的許可条項は、改変がなされた場合、その追加的許可条項自体を削除するように規定することもできる)。

また、受領した GPLv3 プログラムに追加を行い、追加部分について著作権を許諾できる場合(すなわち追加部分について著作権を保有している場合)には、その追加した部分について追加的許可条項を定めることができる。

なお、どういう条件でソフトウェアを配布するかを決定しうるのは著作権者であり、他者がライセンスの条件を変更することはできない。すなわち、上記の追加的許可条項の削除の場合を除き、配布の連鎖の中間にいる者(上流の配布者から受領して再配布する者)がライセンスを許可なく変更することはできない。追加的許可条項を定めることができる対象が再配布者が追加し著作権を保有している部分と定められているのは、このためである。

10.2.3. 第3パラグラフ

GPLv3 プログラムに追加した部分については(当該部分の著作権者が認める場合)、以下の a~f 項で定める非許可条項を GPLv3 に追加することができる。

なお、SFLC によれば、これらの非許可条項は特定の FOSS ライセンスを念頭においたものではなく、より多くの FOSS ライセンス全般との両立性を実現することを目的としたものである。

a) 保証の否認又は責任の限定

保証の否認又は責任の限定について、第 15 条および第 16 条とは異なる内容とすること。 SFLCによれば、準拠法によっては無保証や免責が認められない場合もあり得ることから、 そのような国での配付を可能にすることを目的としたものである。

b) 法律上の告知(legal notice) や作成者の表示(author attribution)

追加部分に含まれている法律上の告知事項又は作成者の表示、または追加した部分を含む著作物によって出力される表示中の同様の情報を、そのまま維持するよう要求すること。

SFLC によれば、この条項を追加することで、例えば MPL(Mozilla Public License)の

派生ライセンスで公開されていたソフトウェアを GPLv3 に移行できる。例えば、SPL(Sugar Public License) で公開されていた SugarCRM (顧客管理システムのパッケージソフト) は、ライセンスが GPLv3 に変更されている。

c) 虚偽表示の禁止や改変バージョンの表示方法

追加部分の出所に関する虚偽の表示を禁じること、または改変バージョンにオリジナル バージョンとは異なる表示をすることを要求すること。

SFLC によれば、GPL の要求する表示方法との相違が合理的範囲にとどまる FOSS ライセンスとの両立性を確保することを目的としたものである。

d)ライセンサや作成者の名前の宣伝目的利用の制限

追加部分のライセンサまたは作成者の名前を、宣伝目的で利用することを制限すること。

e) 商標権の許諾の拒否

商品名、商標やサービスマークの使用に関して、商標権の許諾を拒むこと。

SFLC によれば、GPL の要求する表示方法との相違が合理的範囲にとどまる FOSS ライセンスとの両立性を確保することを目的としたものである。

f) ライセンサや著作者の免責

追加部分(またはその改変されたバージョン)をコンベイする者が受領者に対する契約 上の責任を負ってコンベイする場合、ライセンサや著作者に責任が及ぶことがないように することを要求すること。

SFLCによれば、これによりApache License version 2.0 との両立性が確保される [62]。

10.2.4. 第4パラグラフ

第3パラグラフに定める条項以外の非許可条項は、第10条における「追加的制限」(further restrictions) とみなされ、追加することは許されない。

受領した GPLv3 プログラムのライセンスに追加的制限が含まれている場合は、その条項を削除することが許される。

また、他のライセンスで配付されているプログラムを受領し、そのライセンスに追加的制限が含まれていた場合であって、そのライセンスが GPLv3 での再許諾または再配布を認めている場合は、再許諾又はコンベイを行う際にその追加的制限を削除する(存続させない)ことにより、そのプログラムを GPLv3 のもとで再許諾または再配布できる。

^[62] ディスカッションドラフト最終版解説 p.9 参照

プログラムを配付する際にどのようなライセンスを適用するかは、本来は著作権者のみが決定できることであり、第三者が著作権者の承諾なくライセンスの内容を変更することはできない。上記の定めは、その原則を修正するものである。

10.2.5. 第5パラグラフ

条項を追加する場合は、ソースファイル中に適用される条項を記載するか、その条項を 参照できる場所を記載しなければならない。

10.2.6. 第6パラグラフ

追加的条項は独立したライセンス文書の形式でもよいし、本許諾書の例外規定として記述してあってもよい(どちらの形式でも本条の定めが適用される。)

10.3. GPLv2 との異同

GPLv3で新設された条項であるが、GPLv2自体に明記はされていなかったものの、GPLv2の下での配布が許され、GPLv2が課す制約を超えた制約を課すことがなければ、これとGPLv2対象プログラムを組み合わせたものをGPLv2の下で配布することが許されており、GPLv2に対する例外という形式で対処していた。GPLv3の第 1、第 2 パラグラフは従来の慣習をライセンス条項化したものである [63]。

第3パラグラフ以下の非許可条項に関する条項は、GPLv3で新設されたものである。GPLv2においては、第6条で「あなたは、本許諾書において許諾された権利の受領者による行使に対し、追加的制限を課することはできない」(You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein)と規定され、一切の例外なく非許可条項の追加が許されていなかった。このため、例えば Apache License 2.0 との非両立性などの議論を引き起こしてきた。

GPLv2 は上記の第 6 条により追加的制限の追加を禁止していると解されるが、それをより明確にするために GPLv3 では本条第 4 パラグラフで、追加的制限が追加されていた場合には、その条項を著作権者の承諾を得ることなく削除できることが明記された。

本条の新設により、GPLv2 に比べより多くの FOSS ライセンスとの両立性が確保できることになるが、すべての FOSS ライセンスと両立するわけではないので、他のライセンスでリリースされた FOSS と一体にして新たなプログラムを作成する場合には、両立性の確認が必要である。

^[63] ディスカッションドラフト第1版解説にその旨記載されている。

10.4. ライセンスの両立性に関する考察

ライセンスの両立性は、GPLv3 が他のどのライセンスと両立するか、すなわちライセンシがGPLv3プログラムと他のライセンスで配布された FOSS を一体にして再配布することができるか、という場面でだけ問題となるわけではない。その他にも、下記のような場面で両立性が問題となる。

10.4.1. 言語プロセッサの開発者

言語プロセッサ(コンパイラやアセンブラ)の開発者は、そのプロセッサの出力(オブジェクトコード)が非 FOSS(プロプライエタリなソフトウェア)で使用されることを許諾する立場であることが多い。

しかしながら、多くの言語プロセッサは中核的な処理のために隠れたライブラリ(利用者にみえない、意識されないライブラリ)を持ち、これが自動的にそのプロセッサの出力と一体化されるという処理を行っていることが多い。このような場合に、言語プロセッサ全体に GPL を適用すると、この隠れたライブラリ(runtime と呼ばれるもの)も GPL が適用される結果、それと一体になった目的プログラム(プロセッサの出力であるオブジェクトコード)にも GPL が適用されることになり、プロセッサの出力はプロプライエタリなソフトウェアとしての使用を認めるという開発者の本来の意図とずれることがある。

この問題は、FSF 自身が配布元である GCC (GNU Compiler Correction) でも生じており、GCC の C 言語プロセッサの runtime である libgcc では、言語プロセッサの出力と一体化して使用された場合には、非常に制約の緩いライセンスになるということが、コメントの形で記載されている。こうした記載は GPLv2 の時代から用いられており、それらは一般に"GPL with exception (GPLwE)" と呼ばれている。

GPLv3 において GPLwE と同様のことを行うには、本条第1パラグラフに定義された追加的許可条項を用い、それを第5パラグラフに記載された方法で記述すればよい。

10.4.2. 他のFOSSプログラムとGPLv3 プログラムを一体にして配布したい開発者

例えば、Apache License 2.0 で配布されている tomcat を GPL で配布されている gdb と一体にして、新しい機能を提供したいとしよう。この場合、GPLv2 で配布される gdb を対象とすると、FSFによればGPLv2はApache License 2.0と両立しないので(Apache Foundation側はここに非両立性がないと主張していた)、両者を組み合わせることはできないことになる。しかしながら、gdb は「GPLv2 もしくはそれ以降のバージョン」でライセンスされているので、この際に GPLv3 を選択すれば非両立性は生じない。

GPLv3 は、GPLv2 に比べより多くの FOSS ライセンスと両立するように設計されているが、それでもまだ多くの FOSS ライセンスが GPLv3 と非両立であると FSF は主張している。これについては、"SoftwareLicenses"(http://www.gnu.org/philosophy/license-list.html#SoftwareLicenses) を参照されたい。

なお、対象とする FOSS ライセンスが上記"SoftwereLicenses"に記載されていない場合、 そのライセンス文を添付の上で FSF(gnu@gnu.org)に相談することが可能である。

10.4.3. 新しいFOSSライセンスを作りたい開発者

過去の多くのライセンスの非両立性、非常に小さなライセンスの改変(その多くは改変者が改良だと思っているもの) によるライセンスの齟齬などに鑑みると、新しいFOSSライセンスは極力作らないことが望ましい [64]。

しかしながら、場合によっては新しいFOSSライセンスを作ることが必要なこともあろう。この場合には、上記のソフトウェア開発者の視点とは異なり、ライセンス策定者の視点でGPLv3の本条を理解する必要がある。もちろん、すべてのFOSSライセンスがGPLと両立性を持つ必要はなく、意図的にその可能性を排除するのであればこうした作業は必要ない。しかし、GPLと両立性を欠くという選択は現実問題として、非常に多くのケースでFOSSと一体にした新しいプログラムを生み出す可能性を失うことになる。

そこで、こうした新しい FOSS ライセンスを GPL と両立性を持つ形で作る場合には、本条を「新しいライセンスで追加できる条項に対する制限」という視点で捉え、そのライセンス内の追加的非許可条項に当るものが、本条に定められている追加的非許可条項に該当するか否かを検討することが必要である。

なお、新しいFOSSライセンスを作成する際には、完全に独立したライセンスとして作成する他に、LGPLv3のように、GPLv3の追加的条項の形で作成することも可能である(4.1 で述べたGPLwEも、GPLv3の義務の大半を取り去った形の追加的条項である)。GPL 側から見れば、こうした追加的条項の形でFOSSライセンスを作成することは、万一その追加的条項がGPLv3と非両立的であった時に自動的に無効化される [65] という点で、GPLv3と常に両立させることが可能となるという利点がある。

10.5. 関連法令等

^[64]これに関して非常に有用な文献として、"Make Your Open Source Software GPL-Com patible. Or Else."(http://www.dwheeler.com/essays/gpl-compatible.html) がある。

^[65] 第7条第4パラグラフの「あなたが受領した本プログラム又はその一部に、本許諾書に加えて追加的制限が適用される旨が記載されている場合、あなたは当該条項を削除することができる。」

· GPLv2 6条

【ライセンスの両立性】

(1) ライセンスの両立性とは

GPLとのライセンスの両立性 [66] が問題になるのは、GPLプログラムと他のFOSS ライセンスが適用されるプログラムを組み合わせる (combine) 場合である。従来から、他のFOSSライセンス対象プログラムであってもGPLの下での配布が許され、GPL が課す制約を超えた制約を課すことがなければ、これとGPL対象プログラムを組み合わせたものをGPLの下で配布することが許されていた [67]。

どのような許諾条項を追加することが許されるか GPLv2 では不明確であったが、GPLv3 では本条でこれを明示することにより、結果としてどのようなライセンスがGPLv3 と両立するかを明確にしたと言える。

なお、GPLv3と両立するライセンスとしては、

- · Apache License Version 2.0
- · X11 License
- · Modified BSD License

などがあり、両立しないものとしては、

- ・GPLv2 (ただし、"GPL version 2 or later"によりリリースされている場合は両立する)
- · Eclipse Public License Version 1.0
- · Common Public License Version 1.0
- · Mozilla Public License

などがある^{[68][69]}。

当然のことながら、多くの商用ライセンスはFOSSでないという意味で自動的にGPLv3とは両立しない $^{[70]}$ 。

^[66] GPL との両立性については GPL FAQ の http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.html - Wha tIsCompatible、http://www.gnu.org/licenses/gpl-faq.html#WhatDoesCompatMean 参照。

^[67] ディスカッションドラフト第1版解説にその旨記載されている。

^[68] GPL と両立する/しないライセンスについては http://www.gnu.org/licenses/license-list.ht ml#SoftwareLicenses 参照。

^{[69] (}財) ソフトウェア情報センター『オープンソースソフトウェアライセンスの最新動向 に関する調査報告書』(平成 19 年 11 月 16 日)27 頁(http://www.softic.or.jp/publication/oss /oss2006.html)

^[70] 同上

(2) 策定の経緯

ドラフトの段階では条文タイトルも"License Compatibility"となっており、特許報復条項やネットワーク経由でアクセスされるプログラムに関するソースコード開示義務条項など多くの非許可条項を許すようにし、広範囲のFOSSライセンスとの両立性を狙ったが反対意見が多く、最終的には限定された非許可条項のみが許されることなった「71」。

(3) LGPL

LGPL (GNU Lesser General Public License) は、version 2.1 では GPL とは別個の ライセンスであったが、version 3 では本条を利用することで、GPLv3 に対する追加 的許可条項の形態をとっている。

(4) Affero GPL との関係

ドラフト段階では、ネットワーク経由でプログラムにアクセスする場合でもソースコードの提供を義務付ける非許可条項の追加も許すことにより、Affero GPLと両立させる方法が検討されていたが、上記で述べた通り最終的には非許可条項の追加は限定され、第13条でGPLv3とAffero GPLとの両立性を明示することとなった [72]。

^[71] ディスカッションドラフト第3版解説にその旨記載されている。

^[72] ディスカッションドラフト第3版解説にその旨記載されている。

11. 第8条 (ライセンスの終了)

8. Termination.

(第1パラグラフ)

You may not propagate or modify a covered work except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to propagate or modify it is void, and will automatically terminate your rights under this License (including any patent licenses granted under the third paragraph of section 11).

(第2パラグラフ)

However, if you cease all violation of this License, then your license from a particular copyright holder is reinstated (a) provisionally, unless and until the copyright holder explicitly and finally terminates your license, and (b) permanently, if the copyright holder fails to notify you of the violation by some reasonable means prior to 60 days after the cessation.

(第3パラグラフ)

Moreover, your license from a particular copyright holder is reinstated permanently if the copyright holder notifies you of the violation by some reasonable means, this is the first time you have received notice of violation of this License (for any work) from that copyright holder, and you cure the violation prior to 30 days after your receipt of the notice.

(第4パラグラフ)

Termination of your rights under this section does not terminate the licenses of parties who have received copies or rights from you under this License. If your rights have been terminated and not permanently reinstated, you do not qualify to receive new licenses for the same material under section 10.

(訳)

8. ライセンスの終了

(第1パラグラフ)

あなたは、本許諾書で明示的に定められている場合を除いて、対象著作物をプロパゲートまたは改変することができない。それ以外に対象著作物をプロパゲートまたは改変しようとする試みはすべて無効であり、そのような試みをした場合は、本許諾書に基づくあなたの権利(本第11条第3パラグラフに基づいて許諾された特許ライセンスを含む)は自動的に消滅するものとする。

(第2パラグラフ)

ただし、本許諾書に違反する行為のすべてが中止された場合、特定の著作権者からあな

たに供与されたライセンスは、(a) 当該著作権者が当該ライセンスを明示的かつ確定的に終了させるまでの間は、暫定的に回復するものとし、(b) 違反行為の中止後 60 日以内に、当該著作権者があなたに対して合理的な手段で違反の事実を告知しなかった場合は、恒久的に回復するものとする。

(第3パラグラフ)

さらに、ある著作権者があなたに対して合理的な手段で違反の事実を告知した場合において、それが本許諾書の違反(いかなる著作物に関するものであるかを問わない)に関する当該著作権者からの最初の告知であり、かつ当該告知受領後30日以内に違反を是正した場合は、当該著作権者からあなたに供与されたライセンスは、恒久的に回復するものとする。

(第4パラグラフ)

本条に基づいてあなたの権利が消滅した場合でも、本許諾書に基づいてあなたから複製物又は権利を受領または承継した者に対する許諾は、消滅しないものとする。あなたの権利が消滅し、恒久的に回復されないこととなった場合、同一のライセンス対象に対する新たなライセンスを本第10条に基づいて取得することもできなくなる。

11.1. 概要

本条は、GPLv3 に違反する行為を行った場合のライセンスの終了について定めている。 また、本条所定の要件を満たした場合には、違反により自動的に終了したライセンスが 暫定的あるいは恒久的に復活することが定められている。

11.2. 条文内容

11.2.1. 第1パラグラフ

GPLv3 プログラムを GPLv3 に明示的に規定されている方法以外でプロパゲートし、または改変しようと試みた場合には、GPLv3 に基づく権利が自動的に終了する。

したがって、本パラグラフに該当した場合は、以後受領した GPLv3 プログラムを再配布 したり改変することはできなくなる。

ただし、受領したプログラムを改変せず受領したときの内容のままで社内で使用し続けることは、この場合でも可能である。プログラムを実行する行為については、GPLv3 の受諾が不要とされているからである(第9条)。

いまだ GPLv3 に違反する行為を実際に行っておらず、それを試みようとした段階で本パラグラフに該当するとされている点には注意が必要である。実際にどのような行為がこの

試み(any attempt)に該当するかはケースバイケースで判断される問題である。

なお、対象となる権利には、第11条第3パラグラフに基づき許諾される特許ライセンス も含まれる。

11.2.2. 第2パラグラフ

第1パラグラフに基づきライセンスが自動的に終了した場合でも、違反行為をすべて停止した場合には、次の区分に応じて、ライセンスが暫定的または恒久的に回復され得る。

(a) 暫定的回復

著作権者がライセンスを明示的かつ確定的に終了させるまでの間は暫定的に回復される。

(b) 恒久的回復

違反行為の中止後 60 日以内に、著作権者が合理的な手段により違反の事実を告知 しなかった場合には、恒久的に回復される。

ただし、ライセンスの暫定的/恒久的回復は、個々の著作権者毎にその要件が判断される。例えば、受領したプログラムが A が著作権を保有する部分と B が著作権を保有する部分からなっている場合、A との関係ではライセンスが恒久的に回復したが、B との関係ではライセンスが確定的に終了したという場合もあり得る。

著作権者の立場から見れば、違反者に対して、違反行為中止後 60 日が経過する前に違反の事実を警告しておけば、ライセンスの恒久的回復を阻止でき、暫定的回復の状態にすることができる。そのうえで、違反行為中止後 60 日以内の間であれば、いつでも合理的な手段により違反の事実を告知することで、確定的にライセンスを終了させることができる。

GPLv2 には本パラグラフに相当する条項は存在しない。そのため、違反者は、違反行為をすべて停止したとしてもそれだけでは自動的に終了したライセンスは回復せず、回復させるためには、GPLv2 プログラムのすべての著作権者の同意を個別に得る必要がある。これは、著作権者が多数にのぼる場合には現実的には不可能であり、うっかり違反してしまった違反者には酷な結果となる(違反行為は必ずしも確信犯的になされるわけではなく、ライセンスの内容を十分理解していないことが原因の場合も少なくない)。

また、ライセンスの暫定的・恒久的回復という手法は、自主的に違反状態を是正すること(ソースコードの提供など)の動機付けともなり、紛争を法廷に持ち込むことなく GPLv3の遵守を実現するのに有効な方法であるといえる。

11.2.3. 第3パラグラフ

本パラグラフは、GPLv3 に違反する行為を行ったのが初めての場合に、より緩やかな条件でライセンスが恒久的に回復しうるようにするための特則である。

すなわち、ある著作権者から違反の通知を受けたのが初回の場合には、通知受領後 30 日 以内に違反を正すことによりライセンスを恒久的に回復することができる。

したがって、仮に通知後30日以内に著作権者がライセンス終了を明示的に通知してきた としても、違反が初回の場合は、その期間内に是正措置を講ずることで、ライセンスの終 了という事態を回避できる。

違反が初回かどうかは、個々の著作権者毎に判断される。例えば、違反者の受領したプログラムがAが著作権を保有する部分XとBが著作権を保有する部分Yからなっている場合、Aからの通知は初めてであったが、Bからは以前に他のプログラムに関してGPLv3違反の通知がなされたことがあったという場合、Aとの関係では初回の通知だが、Bとの関係では2回目の通知ということになる。したがって、プログラムXについては、本パラグラフに基づいてライセンスを恒久的に回復できるが、プログラムYについては、第2パラグラフに基づいて決せられることになる。

11.2.4. 第4パラグラフ

第 1 パラグラフに基づくライセンスの自動的終了の効果として、次の 2 点が規定されている。

第 1 に、違反者に対するライセンスの終了によっても、違反者の下流の受領者に対するライセンスは終了しないこととされている。

例えば、違反者が上流の配布者から受領したプログラムを改変し、自社で使用するとともに、その改変したプログラムを配付しているとする。この場合、上流の配布者から違反者に対するライセンスは終了するから、違反者は改変したプログラムを使用できなくなる。しかし、違反者が下流の受領者に対して与えたライセンスはなお有効に存続するから、下流の受領者は、違反者が著作権を保有する部分、すなわち違反者が改変した部分も含めてプログラムを従前どおり使用し続けることができる。

違反者の下流の受領者に対するライセンスは、プログラムの著作権だけでなく、第 11 条 に基づく特許ライセンスも含まれる。

第 2 に、違反者に対するライセンスが恒久的に終了した場合、同じプログラムについて 第 10 条に従って再度新たにライセンスを取得することは許されない。

仮にこの規定がない場合、違反者がライセンスを失ったとしても、再度同じプログラムを誰かから入手すれば、違反者は、第10条に基づいて再びライセンスを取得し直すことができる。FOSS はサーバ上に公開されていて何人も自由に無償でダウンロードできるものが

多く、同一のプログラムを再度入手することが容易なため、上記の方法でライセンスを再 取得できるとすれば、本条の規定がほとんど無意味になってしまう。

そこで、このような抜け道を防ぐために、再度同じプログラムを受領しても新たにライセンスを取得することができないことを明文化したものである。

11.3. GPLv2 との異同

違反によってライセンスが自動的に終了することは GPLv2 でも同様である。

第2パラグラフと第3パラグラフは GPLv3 で新設された規定で、暫定的または恒久的回復の規定を新設し、うっかりした違反者によるライセンス回復のための負担軽減や自主的な是正措置が講ぜられることを図っている。

なお、第4パラグラフの第2の点(第10条に従って新たなライセンスを受領する資格を失うこと)については、起草者によると、GPLv2においては黙示的に規定されていた内容を明確化したものである「73」。GPLv2において抜け道になり得る可能性が指摘されていた点について、明文の規定を設けて対処したものと考えられる。

11.4. 参考

GPLv3 のドラフト検討過程においては、うっかりした違反者にとって酷な結果にならないようにとの配慮から、自動終了という構成ではなく、著作権者の選択による終了という方法が検討されていたが、最終版では自動終了という構成が採用された。もっとも、暫定的または恒久的回復措置を設けることにより、著作権者の選択による終了という構成と実質的には同等のものとなっている。

11.5. 関連法令等

・GPLv2 4条

^[73] ディスカッションドラフト第1版解説にその旨記載されている。

12. 第9条(著作物の受領等に関する承諾の不要性)

9. Acceptance Not Required for Having Copies.

You are not required to accept this License in order to receive or run a copy of the Program. Ancillary propagation of a covered work occurring solely as a consequence of using peer-to-peer transmission to receive a copy likewise does not require acceptance. However, nothing other than this License grants you permission to propagate or modify any covered work. These actions infringe copyright if you do not accept this License. Therefore, by modifying or propagating a covered work, you indicate your acceptance of this License to do so.

(訳)

9. 著作物の受領等に関する承諾の不要性

本プログラムの受領又は実行については、本許諾書の承諾を必要としない。ピア・ツー・ピア伝送を使用して本プログラムを受領することに伴って生ずる対象著作物のプロパゲートについても、同様に承諾を必要としない。しかしながら、あなたに対して対象著作物のプロパゲート又は改変を許諾するものは、本許諾書をおいて他にない。これらの行為は、本許諾書を承諾しない限り、著作権を侵害することとなる。したがって、対象著作物を改変又はプロパゲートすることにより、あなたは当該行為を行うために本許諾書を承諾する旨の意思表示したことになる。

12.1. 概要

本条は、GPLv3 プログラムを受領あるいは実行する限りでは、GPLv3 の条件に従うことを承諾する必要はないこと、および、GPLv3 プログラムをプロパゲートまたは改変するためには GPLv3 の条件に従うことを承諾する必要があることを定めている。

12.2. 条文内容

第1に、GPLv3プログラムを受領あるいは実行する限りでは、GPLv3の条件に従うことを承諾する必要はない。

FSF は、プログラムを実行する権利は何人にも認められるべきである、いわば天賦の権利と考えているからである。そのため、受領したプログラムを実行することについては、著作権者の許諾は不要であり、したがって著作権を根拠とするライセンスである GPLv3 を承諾する必要もないのである。

また、GPLv3 プログラムを受領するためにピア・ツー・ピア伝送を使った結果としての

み生ずる付随的なプロパゲートについても、同様に承諾を必要としない。ピア・ツー・ピア伝送を用いて GPLv3 プログラムを受信する場合、ピア・ツー・ピア伝送のソフトウェアによっては、そのキャッシュが受領者のコンピュータ (ノード) に残っている間は、他のコンピュータからの要求に応じて GPLv3 プログラムのコピーがそれら他のコンピュータに送信される。したがって、受領者のコンピュータ上で GPLv3 プログラムが公衆送信可能な状態にあるといえ、プロパゲートに当たることになる。公衆送信権・公衆送信可能化権もプロパゲートに含まれるからである。そのため、このような規定が設けられている。

第2に、GPLv3プログラムを改変あるいはプロパゲートするためには GPLv3を承諾しなければならない。GPLv3を承諾する、すなわち著作権者から GPLv3に基づく許諾を受けない限り、GPLv3プログラムのプロパゲートや改変は著作権を侵害することになる。

改変については、改変後のプログラムを外部に配布する場合も、社内用途で使用しているにとどまる場合も、いずれもGPLv3の承諾が必要である。本条は、改変を内部的なものに限定していないからである。したがって、例えば企業Aが他者から受領したGPLv3プログラムを改変して社内で使用していたとする。この場合に、企業Aが同社の保有する特許権がGPLv3プログラムにより侵害されていることを理由として特許侵害訴訟を提起した場合、第10条第3パラグラフの特許非係争義務に違反することになり、企業Aに対するGPLv3ライセンスが終了してしまう(第8条第1パラグラフ)。そのため、企業Aは、以後改変したGPLv3プログラムの使用を中止せざるを得なくなる可能性がある[74]。

GPLv3を承諾するためには、その旨の明示的な意思表示は特に必要とされておらず、GPLv3プログラムの改変またはプロパゲートという行為を行うことにより、GPLv3を承諾したものとみなされる「75」。

12.3. GPLv2 との異同

[74] ライセンスの終了により改変したプログラムの使用を中止しなければならないかどうかは、第8条の"terminate"の効果に関わる。

わが国の民法についていうと、第8条の"terminate"が民法545条1項と同様のものであるとすると、ライセンス契約(GPLv3)は遡及的に無効となり(つまり、改変についても初めから許諾がなされていなかったことになり)、改変行為が著作権(翻案権)侵害に当たることになる。したがって、企業Aは、改変後のプログラムの使用を中止しなければならなくなる。

これに対し、第8条の"terminate"が賃貸借契約の解除に関する民法620条と同様に、「解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる」ものであると解するならば、既に実施済の改変については解除の効力は及ばず、かつGPLv3は何らの条件を課するプログラムを使用(実行)できることを認めているので、企業Aは、改変後のプログラムの使用を継続できることになる。

[75] 民法 526 条参照

GPLv3 プログラムの受領にピア・ツー・ピア伝送を用いた結果としてのみ発生するプロパゲートはGPLv3 の承諾を必要としない、という規定が追加された。ピア・ツー・ピア伝送の普及に対応するため追加されたものである [76]。

12.4. 参考

本条の考え方は、商用ソフトウェアのエンドユーザ契約書と好対照をなす。商用ソフトウェアのエンドユーザ契約書においては、通常、エンドユーザによるプログラムの実行行為につき使用権を許諾する構成となっており、プログラムを実行することはエンドユーザ契約書の条件を受諾したことになると規定されている。これに対して、本条では、プログラムの実行行為には GPLv3 の承諾は不要とされているのである。

したがって、GPLv3プログラムのエンドユーザで単にプログラムを実行するだけの者は、GPLv3の定める義務(第10条第3パラグラフの特許非係争義務など)を負うことなくプログラムを使用できる。

企業ユーザの視点からは、企業が GPLv3 プログラムをエンドユーザの立場で改変せずに 自社内で使用するだけであれば、その企業は GPLv3 の適用を受けない (GPLv3 の定める義 務を負わない)。しかし、そのプログラムを社外に配付したり、あるいは改変すれば、GPLv3 の条件に同意したことになる。したがって、プログラムを改変した場合は特許非係争義務 を負い、配付した場合はさらにソースコードの提供義務や特許ライセンス義務なども負う ことになる。

12.5. 関連法令等

・民法 526 条

[「]元」ディスカッションドラフト第1版解説及び Opinion on Bit Torrent Propagation にその旨記載されている。

13. 第 10 条 (下流の受領者に対する自動的な許諾)

10. Automatic Licensing of Downstream Recipients.

(第1パラグラフ)

Each time you convey a covered work, the recipient automatically receives a license from the original licensors, to run, modify and propagate that work, subject to this License. You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.

(第2パラグラフ)

An "entity transaction" is a transaction transferring control of an organization, or substantially all assets of one, or subdividing an organization, or merging organizations. If propagation of a covered work results from an entity transaction, each party to that transaction who receives a copy of the work also receives whatever licenses to the work the party's predecessor in interest had or could give under the previous paragraph, plus a right to possession of the Corresponding Source of the work from the predecessor in interest, if the predecessor has it or can get it with reasonable efforts.

(第3パラグラフ)

You may not impose any further restrictions on the exercise of the rights granted or affirmed under this License. For example, you may not impose a license fee, royalty, or other charge for exercise of rights granted under this License, and you may not initiate litigation (including a cross-claim or counterclaim in a lawsuit) alleging that any patent claim is infringed by making, using, selling, offering for sale, or importing the Program or any portion of it.

(訳)

10. 下流の受領者に対する自動的な許諾

(第1パラグラフ)

対象著作物の受領者は、あなたが対象著作物をコンベイする都度、オリジナルのライセンサから、本許諾書に基づいて当該著作物を実行、改変、及びプロパゲートする許諾を自動的に得るものとする。なお、あなたは、第三者に本許諾書の定めを遵守させる義務を負わない。

(第2パラグラフ)

「企業体取引」(entity transaction)とは、事業譲渡、会社分割、又は合併に関する取引をいう。企業体取引の結果として対象著作物のコンベイが生じた場合、当該著作物を受領した当事者は、譲渡当事者が本条前項に基づいて保有していた又は保有し得た許諾に係るすべてを承継するものとする。また、譲渡当事者が当該著作物の対応ソースを保有していた場合、又は合理的な努力により入手できる場合、受領当事者は、当該対応ソースを保有

する権利もまた承継するものとする。

(第3パラグラフ)

あなたは、本許諾書に基づいて許諾され又は確認された権利の行使に対して、本許諾書が規定する以上の追加的制限を課してはならない。例えば、あなたは、本許諾書に基づく権利の行使に対してライセンス料、ロイヤルティその他の対価を課してはならない。また、あなたは、本プログラムの全体又はその一部の作成、使用、販売、販売の申し出又は輸入が特許を侵害することを理由として、訴訟(交差請求及び反訴を含む)を提起してはならない。

13.1. 概要

本条は、著作権者の受領者に対する許諾に関する事項を定めている。

第1パラグラフは、GPLv3プログラムをコンベイした場合、途中の介在者とは無関係にオリジナルの著作権者から受領者に対して直接許諾がなされるものとしている。

第2パラグラフは、企業間の合併などに伴って GPLv3 プログラムのコンベイに該当する ことになった場合の扱いを定めている。

第3パラグラフは、GPLv3プログラムの下流の受領者に対して、GPLv3が定める以上の さらなる制限すなわち「追加的制限」を課すことを禁止している。いくつかの事項が例示 列挙されているが、その中で特に重要なのはいわゆる特許権の非係争義務である。この非 係争義務により、特許権を無償で許諾したものとみなされることになるので、特許権の取 得・活用を重視している企業にとっては注意が必要である。

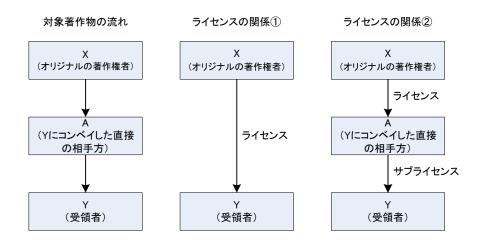
13.2. 条文内容

13.2.1. 第1パラグラフ

GPLv3 プログラムの受領者は、オリジナルのライセンサからプログラムを実行、改変、 及びプロパゲートすることについての許諾を自動的に受けること、すなわち受領するとい う行為に伴って著作権ライセンスを取得することを定めている。

受領者(あなた)とオリジナルの著作権者との間に他者(受領者した GPLv3 プログラムを再配布した者)が介在している場合においては、受領者が GPLv3 プログラムの著作権を誰からライセンスを受けるのかに関して二通りの考え方がある。第1は、受領者(下図の Y)がオリジナルの著作権者(X)から直接にライセンスを受けるという考え方である(下図「ライセンスの関係①」)。第2は、オリジナルの著作権者(X)がサブライセンス付きでプログラムを配付し、受領者(Y)は直前の受領者である A からサブライセンスを受けるという考

え方である(下図「ライセンスの関係②」)。



GPLv2第6条は、GPLプログラムの受領者は、元々のライセンサから複製・配付・改変に関する許諾を自動的に得ると規定していたが、上記の①②のいずれの立場をとっているかは明確ではなかった。

GPLv3ではこの点を明確にすべく、ライセンスの関係①、すなわち受領者Yがオリジナルの著作権者Xから直接にライセンスを受けるという法的構成によることを明記した。

したがって、GPLv3 ではサブライセンス(再許諾)という考え方は不要である。GPLv3 第2条第3パラグラフが「再許諾は、本第10条により不要であることから、認められていない」と定めているのは、このためである。

13.2.2. 第2パラグラフ

本パラグラフは、企業間において事業譲渡、会社分割、または合併(transferring control of an organization, or substantially all assets of one, or subdividing an organization, or merging organizations)が行われた場合の取扱いを定めている。

例えば、企業 A内の事業部門 a が GPLv3 プログラム α の複製物を受領し保有していたとする。企業 A がその事業部門 a を企業 B に譲渡(M&A の一種)した場合、事業部門 a ごと GPLv3 プログラム α も企業 A から企業 B に譲渡されることになる。この場合、わが国の会社法によれば、事業部門 a を買収した企業 B が GPLv3 プログラム α を使用(複製等)するためには、企業 A とは別個独立に企業 B もオリジナルの著作権者から許諾を得る必要がある。すなわち、企業 B が事業部門 a の買収(事業譲渡)に伴ってプログラム α を複製等するためには著作権者の許諾が必要なので、プロパゲートに当たる(第 0 条第 6 パラグラフ)。

したがって、事業譲渡に伴うGPLv3プログラムαの企業Aから企業Bへの譲渡は、コンベ

イに当たることになる(第0条第7パラグラフ)[77]。

本パラグラフは、上記のような事業譲渡等の結果としてコンベイが生じた場合について、 企業 B が企業 A の地位を引き継ぐことを定めている。つまり、企業 B は、企業 A のライセ ンシとしての地位や、上流の配布者に対してソースコードの提供を請求できる権利などを 引き継ぐことになる。

なお、本パラグラフは、コンベイが生じうる場合として、事業譲渡以外に会社分割及び合併も挙げている。しかし、日本法上、会社分割及び合併の場合はコンベイに当たらないと解される。なぜなら、会社分割及び合併は包括承継であって、従前の法律関係がそのまま包括的に引き継がれる。そのため、企業 B は、企業 A (の事業部門 a) のライセンシとしての地位も包括的に承継するから、改めてオリジナルの著作権者からの許諾を得ることなく、プログラムαを継続して使用(複製等) することができる。したがって、この場合はプロパゲートに当たらないと解されるからである。

13.2.3. 第3パラグラフ

(1) 追加的制限の禁止

本パラグラフは、下流の受領者に対して GPLv3 が規定する以上のさらなる制限すなわち「追加的制限」を課すことを禁止している。コピーレフトの実現を妨げるような行為を禁止するために必要だからである。

禁止される追加的制限の例として、GPLv3 に基づく権利の行使に対してライセンス料、ロイヤルティその他の対価を課すことが挙げられている。

GPLv3 は、GPLv2 同様、プログラムの配布の際に対価を請求することを許容している(第4条第2パラグラフ)。この対価には、配布のための実費だけでなく利益を上乗せすることも認められている。配布の際の対価も一括前払いのライセンス料・ロイヤルティの一種といえるが、本条第3パラグラフは、これ以外の場合に GPLv3 によって認められている行為に対して対価を課すことを禁じている。

[「]四」企業 A が社内用のシステムで GPLv3 プログラム α を使用し外部に配布していなかった場合、企業 A はコンベイに当たる行為を行っていないから、事業譲渡がなされるまではソースコードの提供等の義務を負うことなく GPLv3 プログラム α を使用することができる。

しかし、GPLv3では、事業譲渡に伴うプログラム α の企業 Aから企業 Bへの移転もコンベイに当たると考えられる。そのため、事業譲渡後は企業 Aは GPLv3の適用を受け、企業 B や企業 B から GPLv3 プログラム α の配布を受けた第三者に対し、ソースコードを開示する義務(第6条)や特許非係争義務(第10条第3パラグラフ)、特許ライセンス義務(第11条)などの義務を負うことになる(企業 B は、企業 A から譲渡を受けただけではコンベイしていないので、GPLv3の義務を負うことはない)。

例えば、オブジェクトコード形式でプログラムを配布した後に、受領者の要求に応じて ソースコードを提供する際に実費を超えた対価を請求したり、プログラムをインストール したサーバの台数などプログラムの使用実績をベースに算定したライセンス料を課すといっ た行為は追加的制限に当たり、このような条件を付すことは許されない。

(2) 特許非係争義務(NAP)

さらに、「本プログラム」すなわち GPLv3 が適用されるプログラムに対して特許侵害訴訟を提起することも、追加的制限の例として挙げられて、禁止されている。いわゆる特許非係争条項や NAP 条項 (Non-Assertion of Patent clause) と呼ばれる規定である。

仮に本規定に違反して特許侵害訴訟を提起した場合は、第 8 条の解除事由に該当し、特 許権者に対する GPLv3 プログラムの許諾が失われることになる。

本規定は、特許を重視している企業にとっては、実務上極めて重要な規定である。なぜならば、GPLv3 プログラムに対して特許侵害訴訟を提起できないということは、法的にはGPLv3 プログラムに対して無償の特許ライセンスを供与することと同じだからである。

第11条は特許ライセンスが義務付けられる範囲について詳細に定めているが、企業にとっては第11条よりむしろ本条第3パラグラフの方が影響が大きいとさえいえよう。

なぜなら、第 11 条第 3 パラグラフでライセンスが義務付けられる特許の範囲は、「必須特許クレーム」(essential patent claims)、すなわち特許権者自身が著作権を保有しているプログラム(コントリビュータ・バージョン)によって侵害される特許権に限定されている(第 11 条第 1、第 2 パラグラフ)。特許権者が著作権を保有している場合というのは、特許権者自身が作成したプログラムを公開した場合か、第三者から受領したプログラムを改変して再配布した場合である。したがって、第 11 条第 3 パラグラフで特許のライセンスが義務付けられる場合というのは、作成・改変という積極的な行為を特許権者自らが行った場合に限られる。

また、コントリビュータ・バージョン自体は特許権を侵害していなかったが、他者が改変した結果特許権が侵害されることとなった場合は、特許ライセンス供与の対象外であり(第11条第2パラグラフ)、そのようなプログラムに対しては特許侵害訴訟を提起できる。

このように、第11条第3パラグラフに基づく特許ライセンスの義務は、企業が自ら積極的な行為を行った場合に限られるので、企業としてはある程度リスク管理が可能である。

これに対して、第 10 条第 3 パラグラフは、特許非係争義務の対象となる特許を必須特許 クレームに限定していない。したがって、特許権者が GPLv3 プログラムの作成・改変を行っ ておらず単に上流から受け取った GPLv3 プログラムを再配布しただけでも、特許非係争義 務が生じる。

さらに、特許非係争の義務が生じるのは、GPLv3 プログラムをコンベイした場合に限定されていない。他者から受領したGPLv3 プログラムを改変して「内部的」に使用している

にすぎない場合でも、GPLv3 プログラムに対して特許侵害訴訟を提起することが許されなくなる。すなわち、特許権者の積極的な行為がない場合でも、GPLv3 プログラムに対して特許ライセンスを供与したのと同じことになる。それゆえ、特許権者としては、予期せずして広範な範囲で特許権の行使の機会を喪失するリスクがある [78]。

以上の理由から、特許権を重視する企業が GPLv3 プログラムを利用する場合は、本条第 3 パラグラフの特許非係争義務の影響範囲・リスクを適切に評価することが必要である。

なお、特許侵害訴訟の提起を禁止される相手方については、条文上特に規定がない。しかし、本条は下流の受領者に対する関係を定めたものであることから、特許侵害訴訟の提起を禁止される相手方も下流の受領者に限られ、上流の著作権者や配布者、利用者に対しては特許侵害訴訟を提起することができると解される。

また、特許侵害訴訟の提起を禁止される対象のプログラムは「本プログラム」(this Program)とされている。「本プログラム」とは「著作権により保護されており、本許諾書に基づいてライセンスされる著作物」をいう(第0条第3パラグラフ)。したがって、条文の文言上は、特許非係争義務の対象となるプログラムは、GPLv3が適用されるすべてのプログラムとも解される。例えば、特許権者がGPLv3プログラムのテキストエディタのプログラム A を社内的に使用しているにすぎず、GPLv3プログラムのファイルサーバのプログラム B は受領もコンベイもしたことがない場合であっても、プログラム A のみならずプログラム B に対しても特許侵害訴訟を提起できないということになりそうである。

しかし、この点に関して、SFLC は、第 10 条第 3 パラグラフの「本プログラム」は、特許権者が受領やコンベイした GPLv3 プログラムのみを意味し、それ以外の GPLv3 適用プログラムは含まれないという解釈を示している。したがって、上述の例では、特許侵害訴訟の提起を禁止されるのはプログラム A のみであり、プログラム B に対しては特許侵害訴訟の提起が許されるということになる。

^[78] 企業の一従業員が GPLv3 プログラムをコンベイしたにすぎない場合にも、当該企業が特許非係争義務を負うことになるのかという問題がある。この点に関しては、コンベイをした者の権限の有無がポイントになる。

すなわち、コンベイをした従業員が、その企業において、特許非係争義務を含む GPLv3 の様々な義務を生じさせることが正当視できる地位・権限を有していた場合は、当該企業は特許非係争義務を含む GPLv3 の義務を負うことになると考えられる。これに対して、FOSS の開発や配布とは無関係な部署の従業員が独断でコンベイした場合は、無権代理と同様に考えることができ、コンベイしたことによる法律効果は企業に対しては生じないと考えることができる。

したがって、例えば一従業員が企業の指示によらず単独の判断で GPLv3 プログラムをコンベイしたとしても、その企業は GPLv3 の適用を受けず、特許非係争義務を負うことはないと考えられる。

13.3. GPLv2 との異同

本条第1パラグラフは、GPLv2第6条で不明瞭だった点を明確化したものである。GPLv2第6条は、GPLv2プログラムの受領者は、元々のライセンサから複製・配付・改変に関する許諾を自動的に得ることを定めている(本条第1パラグラフに相当)。

本条第2パラグラフに相当する規定は、GPLv2には存在していなかった。

本条第3パラグラフは、GPLv2第6条に相当する。GPLv2第6条は、GPLv2プログラムの受領者に対して、GPLv2が定める事項に加えてさらに制限を課すことを禁止している。ただし、本条第3パラグラフが追加的制限の例として挙げるライセンス料やロイヤルティの対価を課すことは、GPLv2には規定されていなかった。また、本条第3パラグラフの特許非係争条項に関する規定もGPLv2には存在していなかった。

13.4. 参考

特許非係争条項の対象が必須特許クレームに限定されていないことは、第 3 パラグラフのところで述べたとおりである。

この点について、GPLv3 の策定過程においては、特許非係争条項の対象を特許権者がコントリビューションしたプログラム(新たに開発して公開したプログラム、または他者から受領したプログラムを改変して公開したプログラム)に限定すべきだという意見が出された(これは、対象を必須特許クレームに限定することとほぼ同じである)。実際、他のOSS ライセンスにはこのような規定内容のものが複数ある。

しかし、FSF は、こうしたアプローチはユーザをソフトウェア特許から保護するには不十分であるとして反対し、必須特許クレームに限定しなかった。

13.5. 関連法令等

- · 会社法 467 条以下、748 条以下、757 条以下
- ・民法 110条、113条
- · GPLv2 6条

【コピーの配付の対価とロイヤルティの関係】

第 10 条第 3 パラグラフは、GPLv3 に基づく権利の行使に対してライセンス料、ロイヤルティその他の対価を課すことを禁じている。

ライセンス料やロイヤルティには明確な定義がなく、実務上様々な形態のものがある。 例えば、店頭で販売されている商用ソフトウェア・パッケージのように、ソフトウェア の複製物の譲渡代金も、ライセンス料やロイヤルティの一種と考えることができる。こ うしたパッケージの場合、著作権はソフトウェア会社が留保しユーザに著作権を許諾す るという取引形態が一般的であり、パッケージの売買代金の一部が著作権のライセンス 料としての性格を有しているといえるからである。また、ソフトウェアを使用するサー バの処理性能に応じてライセンス料が定められている場合(通常は、高性能なマシンで 使用するほどライセンス料が高くなるよう設定されている)や、そのソフトウェアで処 理したトランザクション数に応じてライセンス料が課金されるようなケースもある。

一方、第4条第2パラグラフは、プログラムのコピーの配布の際に対価を請求することを認めている。しかし、上述のように、ソフトウェア・パッケージの売買代金、すなわちソフトウェアの複製物を譲渡する際の対価も、実務上は著作権ライセンス料の一種といえる。そのため、第4条第2パラグラフで認められている「プログラムのコピーの配布の対価」と、第10条第3パラグラフで禁止されている「ライセンス料・ロイヤルティ」の関係をどのように解すべきか疑問が生じうる。

答えは単純で、要するに「GPLv3 プログラムの個々のコピーの配布 (譲渡)の対価として料金を請求することは、第4条第2パラグラフにより許されるが、それ以外の場合、例えば GPLv3 プログラムを実行することや改変行為に対して料金を請求することは、第10条第3パラグラフにより許されない」ということである。

例えば、配布者 A が受領者 B にプログラム α のコピーを配付する際に、その対価を請求することは許される(第 4 条第 2 パラグラフ)。しかし、受領者 B がプログラム α を受領後に複製して複数台のマシンで使用(実行)する場合に、マシンの台数分の料金を請求することは、第 4 条第 2 パラグラフで認められる範囲外の行為であり、第 10 条第 3 パラグラフにより許されない。また、受領者 B がプログラム α を改変して使用する行為に対して料金を請求することや、受領者 B がプログラム α で処理したトランザクション数に応じて料金を請求することも、同様の理由により許されない。また、受領者 B がプログラム α を複製して受領者 C に再配布する際に、配布者 A が受領者 B や受領者 C に対しその対価を請求することも、同様の理由により許されない。

14. 第 11 条 (特許)

11. Patents.

(第1パラグラフ)

A "contributor" is a copyright holder who authorizes use under this License of the Program or a work on which the Program is based. The work thus licensed is called the contributor's "contributor version".

A contributor's "essential patent claims" are all patent claims owned or controlled by the contributor, whether already acquired or hereafter acquired, that would be infringed by some manner, permitted by this License, of making, using, or selling its contributor version, but do not include claims that would be infringed only as a consequence of further modification of the contributor version. For purposes of this definition, "control" includes the right to grant patent sublicenses in a manner consistent with the requirements of this License.

(第3パラグラフ)

Each contributor grants you a non-exclusive, worldwide, royalty-free patent license under the contributor's essential patent claims, to make, use, sell, offer for sale, import and otherwise run, modify and propagate the contents of its contributor version.

(第4パラグラフ)

In the following three paragraphs, a "patent license" is any express agreement or commitment, however denominated, not to enforce a patent (such as an express permission to practice a patent or covenant not to sue for patent infringement). To "grant" such a patent license to a party means to make such an agreement or commitment not to enforce a patent against the party.

(第5パラグラフ)

If you convey a covered work, knowingly relying on a patent license, and the Corresponding Source of the work is not available for anyone to copy, free of charge and under the terms of this License, through a publicly available network server or other readily accessible means, then you must either (1) cause the Corresponding Source to be so available, or (2) arrange to deprive yourself of the benefit of the patent license for this particular work, or (3) arrange, in a manner consistent with the requirements of this License, to extend the patent license to downstream recipients. "Knowingly relying" means you have actual knowledge that, but for the patent license, your conveying the covered work in a country, or your recipient's use of the covered work in a country, would infringe one or more identifiable patents in that country that you have reason to believe

are valid.

(第6パラグラフ)

If, pursuant to or in connection with a single transaction or arrangement, you convey, or propagate by procuring conveyance of, a covered work, and grant a patent license to some of the parties receiving the covered work authorizing them to use, propagate, modify or convey a specific copy of the covered work, then the patent license you grant is automatically extended to all recipients of the covered work and works based on it.

(第7パラグラフ)

A patent license is "discriminatory" if it does not include within the scope of its coverage, prohibits the exercise of, or is conditioned on the non-exercise of one or more of the rights that are specifically granted under this License. You may not convey a covered work if you are a party to an arrangement with a third party that is in the business of distributing software, under which you make payment to the third party based on the extent of your activity of conveying the work, and under which the third party grants, to any of the parties who would receive the covered work from you, a discriminatory patent license (a) in connection with copies of the covered work conveyed by you (or copies made from those copies), or (b) primarily for and in connection with specific products or compilations that contain the covered work, unless you entered into that arrangement, or that patent license was granted, prior to 28 March 2007.

(第8パラグラフ)

Nothing in this License shall be construed as excluding or limiting any implied license or other defenses to infringement that may otherwise be available to you under applicable patent law.

(訳)

11. 特許

(第1パラグラフ)

「コントリビュータ」(contributor)とは、本プログラム又は本プログラムに基づく著作物の使用を、本許諾書の下で許諾することのできる権利を保有する著作権者をいう。当該許諾された著作物を、当該コントリビュータによる「コントリビュータ・バージョン」(contributor version)という。

(第2パラグラフ)

コントリビュータの保有に係る「必須特許クレーム」(essential patent claims)とは、当該コントリビュータのコントリビュータ・バージョンに対して本許諾書で許諾されている行為を行った場合、すなわち作成、使用又は販売した場合に侵害することとなる特許クレームのすべてをいう。当該特許クレームは、当該コントリビュータが保有しているもの及び

支配権限を有しているものを含み、かつ取得済みのもの及び将来取得するものを含む。ただし、コントリビュータ・バージョンを他者が改変した結果、侵害されることとなる特許 クレームは含まない。本項の定義において、「支配権限」は、本許諾書の条件を充たす態様 で特許の再許諾をする権利も含むものとする。

(第3パラグラフ)

各コントリビュータはあなたに対して、コントリビュータ・バージョンの内容の作成、使用、譲渡、譲渡の申し出、又は輸入、並びに実行、改変、又はプロパゲートについて、 当該コントリビュータ・バージョンで実施されている必須特許クレームを対象とする、非 独占的かつ無償の全世界における特許ライセンスを許諾するものとする。

(第4パラグラフ)

以下の3つのパラグラフにおいて「特許ライセンス」とは、いかなる名称であるかを問わず、特許権を行使しないという明示的な契約又は誓約(特許の明示的な実施許諾、または特許侵害訴訟を提起しないことに合意する非係争条項等)のすべてをいう。当該特許ライセンスを「許諾する」(grant)とは、相手方当事者に対して特許権を行使しない旨の契約を締結し又は誓約をすることをいう。

(第5パラグラフ)

特許ライセンスに依拠していることを知りながら対象著作物をコンベイする場合において、当該著作物の対応ソースが公衆が利用可能なネットワークサーバ又は他の容易にアクセス可能な手段を通じて、無料でかつ本許諾書の定めに基づいて複製可能な状況におかれていない場合、あなたは、(1) 対応ソースを上記の方法で利用可能とすること、(2) あなた自身、当該著作物に関して当該特許ライセンスにより得られる利益を享受しないようにすること、又は(3) 本許諾書の定めに適合する条件で、下流の受領者にも特許ライセンスが適用されるようにすること、の何れかの措置をとらなければならない。ここで「特許ライセンスに依拠していることを知りながら」とは、ある国において特許ライセンスなくして対象著作物をコンベイし、又は受領者が当該著作物を使用すると、当該国における特定の特許権を侵害することとなること、及び当該特許が有効であると信ずべき合理的理由があることのいずれについても、あなたが現実に知っていることをいう。

(第6パラグラフ)

あなたが取引又は取り決めに基づいて、もしくはそれに関連して、対象著作物をコンベイし又はコンベイされた対象著作物を入手してプロパゲートする場合において、当該著作物を受領した当事者の一部に対して、当該著作物を使用、プロパゲート、改変、またはコンベイする権限を供与する特許ライセンスを許諾する場合、当該特許ライセンスは、当該著作物及び当該著作物に基づく著作物の受領者のすべてに対して、自動的に拡大されるものとする。

(第7パラグラフ)

特許ライセンスが「差別的」(discriminatory)であるとは、本許諾書の下で認められている権利が特許ライセンスで許諾される範囲に含まれていない場合、本許諾書の下で認められている権利の不行使を条件として課している場合をいう。あなたがソフトウェアの提供を業とする第三者との間で、対象著作物をコンベイする行為に対してあなたが当該第三者に対価を支払い、当該第三者はあなたから当該著作物を受領したすべての当事者に対して(a)あなたがコンベイした対象著作物(又は当該著作物から作成された複製物)を対象として、もしくは(b)対象著作物を含む特定の製品又は対象著作物を他のものと同梱したものを主たる対象として、又はそれらに関連して、差別的な特許ライセンスを供与する旨の合意をしている場合、あなたは対象著作物をコンベイすることができない。ただし、2007年3月28日より前に当該合意又は当該特許ライセンスの供与がなされた場合は、この限りでない。

(第8パラグラフ)

本許諾書のいかなる条項も、黙示的ライセンス、その他準拠法国の特許法において認められ得る特許侵害に対する防御方法を否定し又は制限する趣旨に解釈されてはならない。

14.1. 概要

本条は、GPLv3 において新規に設けられた。GPLv2 においては、GPLv3 プログラムの下流の受領者に対する特許ライセンスに関する明示の規定はなく、黙示的にライセンスが供与されるものと解釈されていた。

GPLv3 においては、配布された GPLv3 プログラムに含まれるコードがコントリビュータの特許権に抵触する場合に、下流の受領者に与えられる特許ライセンスの範囲が本条において明示された(第1~第3パラグラフ)。

また、本条は、他人の特許権に抵触するコードを含む GPLv3 プログラムを配布しようとする場合になすべき行為についても規定している(第5パラグラフ)。

14.2. 条文内容

14.2.1. 第1パラグラフ

本パラグラフは、特許ライセンスの主体である「コントリビュータ」と、ライセンスの対象となるプログラムの範囲を画する「コントリビュータ・バージョン」の定義を定めている。

コントリビュータに該当する者が本条第 3 パラグラフに基づいて、特許権をライセンス することを義務付けられる。すなわち、コントリビュータが特許権のライセンサとなる。 コントリビュータに該当するのは、対象となる GPLv3 プログラムの著作権者である。

すなわち、オリジナルのプログラムを開発して GPLv3 で配布した者は、そのプログラムの著作権者であるから、コントリビュータに当たる。上流の配布者から受領した GPLv3 を改変して再配布した者は、改変部分に関する著作権者であるから、やはりコントリビュータに当たる。これに対して、上流の配布者から受領した GPLv3 プログラムに何ら変更を加えずに配布した場合は、その配布者は著作権者ではないので、コントリビュータには当たらない。

また、GPLv3のディスカッションドラフト最終版において、それまで用いられていた「コントリビューション」(contribution)という用語が、「コントリビュータ・バージョン」(contributor version)に変更された。これは、従前のコントリビューションという用語だと、ライセンスされているプログラム全体を指すのか、それともコントリビュータが改変した部分のみを指すのか不明確だったためである。

コントリビュータ・バージョンとは、Mozilla Public Licenseにおける"Contributor Version"とほぼ同義であり、コントリビュータ(特許権者)自身が改変した部分だけでなく、コントリビュータが受領して改変を加えたプログラム全体をいう「79」。したがって、特許権ライセンスの対象は、コントリビュータが配布した著作物全体である。

14.2.2. 第2パラグラフ

コントリビュータは、「必須特許クレーム」(essential patent claim)に関する特許権を下流の受領者に対してライセンスすることになる。

必須特許クレームとは、コントリビュータ・バージョンについて GPLv3 で許諾されている行為を行った場合に侵害することとなる特許クレームのすべてをいう。日本の特許法についていえば、コントリビュータ・バージョンの構成が特許発明の技術的範囲(特許法 70条)に属することになる請求項をいう。また、文言侵害だけでなく、均等論の下での侵害や、間接侵害、寄与侵害等によって侵害が成立する特許クレームも、必須特許クレームとなると解される。

必須特許クレームには、コントリビュータが現在保有している特許だけでなく、将来取 得することになる特許も含まれる。

また、コントリビュータが特許の再許諾を与える権利を有している特許クレームも、必

^[79] ディスカッションドラフト最終版解説 28 頁脚注 22 参照

Mozilla Public License の「コントリビュータ・バージョン」の定義は以下のとおりである。

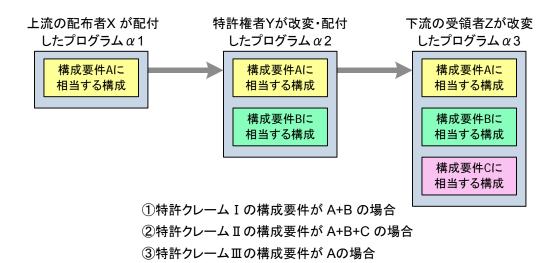
^{1.2.} "Contributor Version" means the combination of the Original Code, prior M odifications used by a Contributor, and the Modifications made by that particula r Contributor.

須特許クレームに含まれる。すなわち、コントリビュータ自身は特許権者ではないが、特 許権者からサブライセンス権付きでライセンスを受けている特許クレームも、必須特許ク レームに該当しうる。

しかし、コントリビュータ・バージョンが下流の受領者により改変された結果、改変後のプログラムの構成が特許を侵害することになった場合は、必須特許クレームには該当しない。

つまり、配布者(コントリビュータ)がライセンス義務を負うのは、自己が改変し配布 した時点のプログラム(すなわちコントリビュータ・バージョン)によって侵害されてい る特許に限られる。そのプログラムを受領した他者がさらに改変した結果、抵触すること になった特許は、ライセンスの対象に含まれない。

以下、下図を用いてより詳細に説明する。



図の①の場合すなわち特許クレーム I の構成要件がA及びBからなる場合、特許権者Yは、プログラム α 1 に構成要件Bに相当する構成を追加(改変)してプログラム α 2 を作成しているので、プログラム α 2 に関する著作権を有している。したがって、特許権者Yは「コントリビュータ」に当たり、プログラム α 2 は「コントリビュータ・バージョン」に当たる [80]。

そして、特許クレーム I は構成要件 A と B からなるので、特許権者 Y の配付したプログラム α 2 は特許クレーム I の構成要件を充足しており、特許クレーム I に抵触する(特許発明の技術的範囲に属する)。よって、特許クレーム I は「必須特許クレーム」に当たる。

^[80] プログラムα2を下流のΖが改変して作成したプログラムα3も、構成要件 B に相当する構成の改変部分について特許権者Υが著作権を有しているので、「コントリビュータ・バージョン」に当たると解される。

したがって、本条第 3 パラグラフにより、特許権者YはZに対し、プログラム α 2 及びそれを改変したプログラム α 3 の使用について、特許クレーム I をライセンスすることになる [81]。

次に、②の場合すなわち特許クレーム Π の構成要件が A、B 及び C からなる場合、特許権者 Y が「コントリビュータ」に当たり、プログラム α 2 及びプログラム α 3 が「コントリビュータ・バージョン」に当たることは、①と同様である。

しかし、特許権者 Y の配付したプログラム α 2 は構成要件 C に相当する構成を欠いているため、基本的には特許クレーム II に抵触しない。したがって、特許クレーム II は「必須特許クレーム」には当たらない。ただし、均等侵害や間接侵害等の法理にしたがえば構成要件 C を欠いても侵害が成り立つ場合があるため注意を要するが、ここでは議論の簡素化のために文言侵害のみを考えるものとする。

一方、下流の Z が改変して構成要件 C に相当する構成を付加したプログラム $\alpha 3$ は、特 許クレーム Π の構成要件のすべてを備えるので、特許クレーム Π に抵触する。

特許クレーム II が「必須特許クレーム」に当たらないため、必須特許クレームのライセンス義務を定める本条第3パラグラフは適用されないから、特許権者 Y は、プログラム α3を使用する Z (及び Z の下流の受領者) に対して特許クレーム II を行使できることになる。

次に、③の場合すなわち特許クレーム \square の構成要件が A のみからなる場合、プログラム α 1 との関係では、特許権者 Y は「コントリビュータ」ではなく、プログラム α 1 は「コントリビュータ・バージョン」ではない。プログラム α 1 には特許権者 Y が創作した部分は含まれておらず、特許権者 Y は著作権を有していないからである。

上流の配布者 X が配付したプログラム α1 は、特許クレームⅢの構成要件 A を充足しているので、特許クレームⅢに抵触する。しかし、プログラム α1 は特許権者 Y の「コントリビュータ・バージョン」ではないため、特許クレームⅢは「必須特許クレーム」ではない。

したがって、本条第 3 パラグラフは適用されず、特許権者 Y は、プログラム $\alpha 1$ を使用する X (及び X からプログラム $\alpha 1$ を受領して使用する者) に対して特許クレーム \square を行使できることになる。

これに対し、プログラム α 2 及びプログラム α 3 については、特許権者 Y は改変部分(構成要件 B に相当する構成の追加)について著作権を有しているので、特許権者 Y は「コン

^[81] GPLv3 には上流の配布者に対する特許ライセンスについての定めはない。したがって、特許ライセンスの相手方(ライセンシ)は下流の受領者に限られている。もっとも、上記のケースでは、プログラムα1 は特許クレーム I の構成要件を充足していない(技術的範囲に属していない)ので、特許ライセンスの有無にかかわらず、特許権者 Y は X に対して特許クレーム I を行使することはできない。

トリビュータ」に当たり、プログラム α 2及びプログラム α 3は「コントリビュータ・バージョン」に当たる。

プログラム α 2 及びプログラム α 3 は特許クレーム \square の構成要件 A を充足しているので、 特許クレーム \square に抵触する。よって、プログラム α 2 及びプログラム α 3 との関係では、特 許クレーム \square は「必須特許クレーム」に当たる。

したがって、本条第3パラグラフにより、特許権者YはZに対し、プログラムα2及び それを改変したプログラムα3の使用について、特許クレームⅢをライセンスすることにな る。

ここで留意すべきは、特許ライセンス義務が生じるのは、特許権者 Y が改変したことによって特許クレームに抵触することになった場合に限られないということである。特許権者 Y が受領した時点で既にプログラムが特許クレームに抵触する構成を備えており、特許権者 Y が改変したのは特許クレームとは無関係の部分だったとしても、その特許クレームは「必須特許クレーム」に当たり、本条第 3 パラグラフに基づいて特許ライセンス義務を負うことになる。

標準化団体の IP Policy では、特許権者が改変したことによって始めて特許クレームに抵触することになったもののみを「必須特許クレーム」と定義し、ライセンス義務を定めている場合が一般的である。また、他の OSS ライセンスにも、この IP Policy と同様のものが複数ある。このような場合は、特許権者自身が特許侵害の原因を作り込んでいるといえるので、ライセンス義務を負わせても特許権者にとって酷とはいえないであろう。しかし、GPLv3 の場合は、上流から受け取った GPLv3 プログラムが大規模なもので、どのような機能が実装されているか調査が困難な場合であったとしても、それが特許に抵触していた以上、自身がそれに何らかの改変を加えて再配布した場合は、下流の受領者に対して特許権を行使できなくなる。

この点で、GPLv3の特許ライセンスに関する定めは特殊であることに注意が必要である。

また、上記で特許権を行使できる場合でも、次のことに注意が必要である。

すなわち、特許権を行使すると、第 10 条第 3 パラグラフの特許非係争義務(NAP)に違反したことになり、第 8 条(ライセンスの終了)により、上流の配布者 X から特許権者 Y に対する GPLv3 のライセンスが終了することになる。したがって、特許権者 Y は、プログラム α 1 及びそれを改変したプログラム α 2 を使用することができなくなる(特許権者 Y が Z またはその下流の者からプログラム α 3 を受領していた場合は、プログラム α 3 も使用できないことになる)。

言い換えれば、特許権者Yは、GPLv3を遵守する限り、特許クレームが「必須特許クレーム」に該当するか否かに関わらず、特許権を行使することができないということである。

「必須特許クレーム」に該当する場合としない場合の相違は、GPLv3 違反を覚悟で特許 侵害訴訟を提起した場合に生ずる。

すなわち、GPLv3に違反して特許侵害訴訟を提起し、上流の配布者 X から特許権者 Y に対するライセンスが消滅しても、「必須特許クレーム」については、特許権者 Y から下流の受領者 Z に対するライセンスは存続する(第 8 条第 4 パラグラフ)。そのため、被告とされた下流の受領者 Z はライセンスを受けていることを抗弁として主張することができ、特許侵害を否定することができる。その結果、特許権者 Y は敗訴することになる。

これに対し、「必須特許クレーム」に該当しない場合は、特許権者 Y は、自己に対する GPLv3 のライセンスが終了するものの、被告とされた下流の受領者 Z は特許ライセンスを 受けていないから、特許侵害が認められ、特許権者 Y は勝訴しうることになる。

14.2.3. 第3パラグラフ

GPLv3 プログラムの受領者は、上流の各コントリビュータから、各コントリビュータ・バージョンの必須特許クレームについて、非独占的かつ無償の全世界におけるライセンスを自動的に許諾される。裏返せば、各コントリビュータは、下流の全ユーザに対して、自らのコントリビュータ・バージョンの必須特許クレームを自動的にライセンスすることとなる。

したがって、GPLv3 に基づいてプログラムを受け取った場合は、上流のコントリビュータから必須特許クレームに基づく権利行使を受けることはない。また、自らがコントリビュータとして、GPLv3 に基づいてプログラムを配布した場合は、そのコントリビュータ・バージョンの必須特許クレームに基づいて、下流のいかなるユーザに対しても特許権を行使することができなくなる。

14.2.4. 第4パラグラフ

第5~7パラグラフで用いられている「特許ライセンス」の意義を定義している。

ここでいう「特許ライセンス」とは、特許権を行使しないという明示的な契約や誓約のすべてをいうものとされている。その名称もいかなるものであるかを問わない。例えば「業務提携契約書」とか「技術供与契約書」、あるいは「覚書」という名称の契約中で、特許権を行使しないことが定められていれば、「特許ライセンス」に該当する。また、一般に非係争条項(NAP: Non-Assertion of Patent clause)と呼ばれる、特許侵害訴訟を提起しない旨の合意も「特許ライセンス」に該当する。

本パラグラフに「当該特許ライセンスを『許諾する』(grant)とは、相手方当事者に対して特許権を行使しない旨の契約を締結し又は誓約をすることをいう」と記載されているように、権利をライセンスするとは、法的には、権利を行使しないことを約することと解さ

れているので、本パラグラフの定義はそうした一般的な解釈に沿ったものといえる。

わざわざこのような規定を設けたのは、「業務提携契約書」など、他の契約であることを 装って第5~7パラグラフの適用を免れる抜け道を防ぐためであると解される。

第4~7パラグラフは、2006年11月2日に公表された Microsoft と Novell の提携契約を踏まえて導入された規定である。この契約は、Microsoftの Windows を Novellの SUSE Linux と連携させるための支援などに関するものであったが、この中に Microsoft が同社の特許をSUSE Linux ユーザに対しては行使しない旨の合意が含まれていた。FSF にとって、この合意は、特定の配布者のユーザ(顧客)のみを特許の攻撃から守るという点でフリーソフトウェアのユーザを差別的に扱うものであり、許容しがたいものであった。そこで、このような行為を封ずることを主眼として、第4~7パラグラフが規定されたのである。

14.2.5. 第5パラグラフ

第 3 パラグラフによる特許ライセンスは、コントリビュータの必須特許クレームだけが 対象なので、コントリビュータ以外の第三者が下流の受領者に対して特許権を行使する可 能性がある。

そこで、配布しようとする GPLv3 プログラムが第三者の特許に抵触することを配布者が知っている場合(であって、かつ配布者がその第三者(特許権者)から特許をライセンスされている場合)には、その配布者は、下流のユーザを特許攻撃から保護するため、以下の措置を講ずることを要求される。

まず、その GPLv3 プログラムの対応ソースが公衆が利用可能なネットワークサーバ又は他の容易にアクセス可能な手段を通じて、無料で、かつ GPLv3 の定めに基づいて複製可能な状態に置かれていれば、それ以上の措置をとる必要はない。この条件を満たしていない場合は、以下の(1)~(3)のいずれかの措置を講じなければならない。

- (1) 対応ソースを、上記の方法で利用できるようにすること
- (2) 配布者自らも、特許ライセンスから受ける利益を享受しないようにすること
- (3) 下流の受領者にも特許ライセンスが適用されるようにすること

上記(1)は、下流の受領者が対応ソースを利用可能な状態としておくことにより、下流の受領者がソースを改変することで特許侵害を回避することができるようにするための措置である。

上記(2)は、配布者が特許ライセンスを受けており、かつ、(1)または(3)の措置を 講ずることができない場合には、配布者自らも特許ライセンシの立場を放棄することを要 求している。これは、自らは特許ライセンスを受けて安全な立場にいながら、下流のユーザを特許攻撃の危険に晒すという身勝手は許されない、という趣旨であろう。

上記(3)は、配布者が特許ライセンスを受けている場合に、特許権者へ働きかけ、下流の受領者にもその特許ライセンスを供与することを要求するものである。

上記(2)及び(3)は実現可能性の低い方法である。これに対し、上記(1)は特に大きな問題のない方法であり、通常は(1)の方法が選択されることになろう。

なお、配布しようとする GPLv3 プログラムが第三者の特許に抵触することを「知っている」とは、そのプログラムが特許に抵触すること、およびその特許が有効であることを「現実(実際)に知っている」状態をいう。したがって、「知っている」といえるためには、対象の特許の特許番号や、その特許に複数のクレーム(請求項)がある場合はいずれのクレームが抵触するかということ、及びそれらのクレームについて、先行文献を調査した結果無効事由がないと判断できる程度に至っていることが必要であると解される。したがって、「知っている」場合に該当するケースは非常に限定的であるといえる。「……の技術分野に関する特許を相互に包括的にライセンスする」というような包括的なクロスライセンスの場合には、特殊なケースを除けば、「知っている」に該当する場合はほとんどないであろう。

14.2.6. 第6パラグラフ

GPLv3 プログラムを受領した当事者の一部のみに対して、その GPLv3 プログラムの利用 についての特許ライセンスを許諾した場合でも、その特許ライセンスは、その GPLv3 プログラム及びそれを改変したプログラムの受領者のすべてに対して自動的に拡大される。

すなわち、第 3 パラグラフの必須特許クレームのみならず、個別契約等によって一部の 受領者へ許諾したその他の特許ライセンスも、受領者のすべてに対して自動的に拡大され ることとされている。

これは、上述の Microsoft・Novell 問題を念頭においた規定である。A 社が FOSS のディストリビュータである B 社のユーザ (B 社からの受領者) のみに対して特許ライセンスを許諾する契約を A 社・B 社間で締結した場合、B 社以外からその FOSS を入手したユーザは、A 社・B 社間の契約に基づいては特許ライセンスを受けられない。

しかし、本パラグラフの定めにより、B 社以外から FOSS を入手したユーザも、特許ライセンスを受けたものとみなされる。したがって、仮に A 社が B 社以外から FOSS を入手したユーザに対して特許侵害訴訟を提起した場合、そのユーザはライセンスを有していることを抗弁として主張することで、特許侵害を否定できることになる。

本パラグラフの実効性(裁判所において有効な規定と認められるか)については議論の あるところであろうが、上記が本パラグラフの意図しているところである。

14.2.7. 第7パラグラフ

「差別的」な特許ライセンス契約を第三者との間で結ぶことは禁ぜられる。「差別的な」 特許ライセンス契約を結んだ場合には、GPLv3 プログラムを配布することが許されなくな る。第 6 パラグラフの規定と相まって、一部のユーザのみが特許ライセンスを受け、それ 以外のユーザが特許の攻撃に曝されるという事態を防止することを意図した規定である。

「差別的」な特許ライセンスとは、(1) GPLv3 で認められている権利が特許ライセンス で許諾されている範囲に含まれていない場合、(2) GPLv3 で認められている権利の行使を 禁止している場合、または(3) GPLv3 で認められている権利の不行使を条件としている場合をいう。

特許権者である「第三者」とは、「ソフトウェアの提供を業とする」者に限定されている。 したがって、SFLC によれば、組込み機器の製造業者は本条の「第三者」の対象外である。 ただし、(b) の「特定の製品」には、組込み機器が含まれる。

また、SFLCによれば、本パラグラフの対象となる特許ライセンスは、その対象が (a) copies of the covered work、(b) specific products or compilations that contain the covered work と 規定されていることから、個々のライセンス対象製品が特定されていないクロスライセンス契約のようなものは、本パラグラフが禁じている特許ライセンスに当たらない。

本パラグラフは、2007 年 3 月 28 日 ^[82] よりも前に合意されたライセンス契約には適用されない。

また、2007年3月28日以降の新規のライセンスのみが適用対象であり、再契約(契約期間の延長または更新)は適用対象外である。

14.2.8. 第8パラグラフ

本パラグラフは、GPLv3 において新設された上記の規定、すなわち特許ライセンスの明 文規定が、黙示的なライセンスやその他準拠法国の特許法で認められる特許侵害に対する 防御を否定し又は制限する趣旨に解釈されてはならないことを述べている。

これは、GPLv2 の特許ライセンスに関する従前の解釈を否定するものではないことを明らかにする趣旨である。すなわち、GPLv2 には、特許ライセンスに関する明文規定はなく、黙示的に許諾されているものと解釈されていた。GPLv3 で特許ライセンスを明示したことの反対解釈が、GPLv2 のユーザに悪影響を及ぼすことを阻止するたに規定されたものである。

^{[82] 2007} 年 3 月 28 日という日付は、この条項案が始めて導入されたディスカッションドラフト第 3 版の公表日である。

14.3. GPLv2 との異同

前述のとおり、本条は、特許ライセンスの明示的許諾を目的として、GPLv3 で新設されたものである。

14.4. 関連法令等

・GPLv2 7条、8条

15. 第12条(他者の自由の放棄の禁止)

12. No Surrender of Others' Freedom.

If conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot convey a covered work so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not convey it at all. For example, if you agree to terms that obligate you to collect a royalty for further conveying from those to whom you convey the Program, the only way you could satisfy both those terms and this License would be to refrain entirely from conveying the Program.

(訳)

12. 他者の自由の放棄の禁止

本許諾書と矛盾する条件があなたに課せられた場合(裁判所による命令、契約、その他を問わない)でも、あなたは本許諾書の義務を免れることはできない。本許諾書上の義務と他の義務の両方をともに満たすような形で対象著作物をコンベイすることができない場合、あなたは、当該著作物をコンベイすることは一切許されない。例えば、あなたが、あなたから対象著作物をコンベイされた者がさらにコンベイをする行為に対してロイヤルティを徴求する義務を負う条項に同意していた場合、当該条項と本許諾書の両方の要求を充足しうる唯一の方法は、本プログラムのコンベイを完全に中止することである。

15.1. 概要

本条は、GPLv3プログラムの配布者がGPLv3と矛盾する義務を負っている場合の扱いを 定めている。

15.2. 条文内容

GPLv3プログラムの配布者が第三者との間の契約でGPLv3と矛盾する条件を課されている場合でも、GPLv3の義務を免れることはできない。第三者との契約とGPLv3の定める条件の両方を満足できない場合は、GPLv3プログラムの配付を中止する他ない。

「GPLv3 と矛盾する条件」の例としては、X がプログラムの創作者すなわち著作権者 Y からプログラムの著作権ライセンスを受け(サブライセンス権付き)、そのプログラムを GPLv3 のもとで配付するに際して、X の顧客 Z からロイヤリティを徴収する義務を負う場合が挙げられる。この場合、ロイヤリティを徴収しなければ X・Y 間の契約に違反することになるが、ロイヤリティを徴収すると GPLv3 第 10 条で定められた「本許諾書が規定する

以上の追加的制限を課してはならない」旨の条件に違反することになる。

他の例としては、第三者から守秘義務を課せられた情報を使用して GPLv3 プログラムを 改変し、そのオブジェクトコードを配付した場合、ソースコードを提供すれば守秘義務に 違反し、ソースコードを提供しなければ GPLv3 に違反することになる。

本条のような定めがなくとも、GPLv3 に違反すれば第 8 条に基づいてライセンスが終了し、以後、GPLv3 プログラムを配付することはできなくなるが、本条の目的は、GPL が約束する自由(コピーレフトの 4 つの自由)を受領者に完全に与えないような配付を未然に防止することにある。

本条のタイトル "No Surrender of Others' Freedom" (他者の自由の放棄の禁止) は、この目的を意味している。

15.3. GPLv2 との異同

本条は、GPLv2第7条と同旨の規定である。

GPLv2 では 4 つのパラグラフで構成されていたが、GPLv3 では第 1 パラグラフの表現が 改訂された他、第 2~4 パラグラフに相当する規定は設けられなかった。

GPLv3の第1パラグラフは、FSFの従来の解釈を明文化するよう改訂されたものである[83]。

GPLv2 第7条第2パラグラフは、準拠法国の裁判所によりGPLv2 第7条の一部が無効ないし執行不能(invalid or unenforceable)な場合でも、本条の残りの部分は適用されるよう意図されている旨を述べていた。この定めは、一般の契約書でも規定されることが多くある。この規定がない場合、裁判所は、本条すべてを有効とするかあるいは本条すべてを無効と判断することになろう。そこで、GPLv3 においては、この規定を設けない方がすべての条項を有効と判断される可能性が高まると考え(裁判所は本条すべてを無効と判断することを避けようとするであろうという期待) [84]、GPLv3 では規定されなかった。

GPLv2 第7条第3パラグラフおよび第4パラグラフについては、実質的な条件を含んでいないことから、必要ではないとの理由でGPLv3では規定されなかった [85]。

以上から、本条に関しては、GPLv2とGPLv3の実質的な差異はないものといえる。

15.4. 関連法令等

_

^[83] ディスカッションドラフト第1版解説解説 2.13項

^[84] ディスカッションドラフト第1版解説解説 2.13項

^[85] ディスカッションドラフト第 1 版解説解説 2.13 項およびディスカッションドラフト第 2 版解説・脚注 93

· GPLv2 7条

16. 第 13 条 (GNU Affero GPLと共に利用する場合)

13. Use with the GNU Affero General Public License.

Notwithstanding any other provision of this License, you have permission to link or combine any covered work with a work licensed under version 3 of the GNU Affero General Public License into a single combined work, and to convey the resulting work. The terms of this License will continue to apply to the part which is the covered work, but the special requirements of the GNU Affero General Public License, section 13, concerning interaction through a network will apply to the combination as such.

(訳)

13. GNU Affero GPL と共に利用する場合

本許諾書の他の条項のいかんに関わらず、あなたは、対象著作物を GNU Affero GPL バージョン 3 に基づいて許諾された著作物とリンクまたは結合して単一の結合された著作物とすること、及びその結果として作成された著作物をコンベイすることができる。本許諾書の条項は、当該結合された著作物中の対象著作物の部分に対しては引き続き適用されるが、結合された著作物それ自体としては、GNU Affero GPL の特定の条件、すなわちネットワーク上のインタラクションに関する第 13 条も適用される。

16.1. 概要

本条は、対象著作物を GNU Affero GPL バージョン 3 (Affero GPLv3) が適用されるプログラムとリンクまたは結合する場合の扱いを定めている。

Affero GPLv3 は、GPLv3 同様、FSF によって作成されたライセンスである。GPLv3 が GPLv3 プログラムを配付する場合にソースコードの提供を義務付けるのに対し、Affero GPLv3 は GPLv3 プログラムを使用してユーザにネットワーク上のインタラクション(やりとり。いわゆるネットワークサービス)を提供する場合についても、ソースコードの提供を義務付けている。いわゆる ASP ループホールの問題に対処したものである。

この点で、Affero GPLv3 は、GPLv3 に追加的制限(第7条第4パラグラフ)を課しており、このままでは GPLv3 と Affero GPLv3 は矛盾するライセンスになり、それぞれのライセンスが適用されるプログラムをリンクまたは結合できないことになってしまう。

本条は、この問題を解消するため、両者が矛盾するライセンスにならないよう条項を追加している。

Affero GPL については、下記「4 参考」および「5 Affero GPLv3の概要」を参照されたい。

16.2. 条文内容

GPLv3プログラムは、Affero GPLv3が適用されるプログラムとリンクまたは結合できる。 また、その結果作成されたプログラムを配付することもできる。

「リンクまたは結合」が許される旨規定されていることから、一つのソースファイルに GPLv3 プログラムと Affero GPLv3 プログラムを混在させることは、許諾されていないと解される。

GPLv3 プログラムには引き続きGPLv3 が適用されるが、作成されたプログラム全体には Affero GPLv3 の第 13 条が適用される。GPLv3 プログラム単体でネットワーク上のインタ ラクションを提供する際、プログラムを配付しないのであればソースコードを提供する義務はないが [86]、Affero GPLv3 プログラムとリンクまたは結合してユーザにネットワーク 上のインタラクションを提供する際は、Affero GPLv3 第 13 条により、GPLv3 プログラム についてもソースコードを提供する義務が課される。

ユーザにネットワーク上のインタラクションを提供する例としては、SFLCによれば、ウェブサーバ、メールサーバ、ウェブベースの対話的機能を有するアプリケーション、オンラインゲームのサーバなどがある。

また、SFLC によれば、プログラムがユーザにネットワーク上のインタラクションを提供するようには設計されておらず、ある実行環境でたまたまこのインタラクションを提供するように動作する場合は、本条に該当しない。SSH や remote X session 等がこれに当たる。

16.3. GPLv2 との異同

Affero GPLv3 を「矛盾しないライセンス」とするために、GPLv3 で新設された規定である。

16.4. 参考

GPLにおける対応ソース提供義務は、GPLプログラムを「配付」する際に課される。GPL 適用プログラムを使用してユーザにネットワークサービスを提供する際、GPL適用プログラ ムが「配付」されないのであれば「87」、仮にそのプログラムが改変されていたとしても、ソー

^[86] コンピュータネットワーク上の単なるやりとりであってプログラムの複製物の伝送を伴わない場合は、「コンベイ」に当たらない(GPLv3 第0条第7パラグラフ)。ソースコードの提供義務(GPLv3 第6条)が生じるのは、オブジェクトコードをコンベイした場合である。したがって、プログラムを配付しないのであれば、ソースコードを提供する義務はない。

^[87] ネットワークサービスにおいても、ウェブページの JavaScript のように、コンベイに該当すると考えられる場合もあり得る。

スコードを提供する義務はない。

一方、米Affero Inc.社は、デジタルインタフェースにおいても人々の自由が保護されるべきとし、FSFの承諾を得てAffero GPLv1を作成した^[88]。Affero GPLv1は、GPLv2の第2条にネットワーク上のインタラクションにおけるソース提供義務を追加したものである。Affero GPLv1は、GPLv2と「矛盾するライセンス」として発行された。

GPLv3 の策定プロセスの途中段階では、第7条の「追加的条項」にネットワーク上のインタラクションにおけるソース提供義務を定めることが検討された。この時点では、Affero GPLv1 はGPLv3 と矛盾しないライセンスになる可能性があったことになる。しかし、策定プロセスにおいて様々な意見が交わされた結果、この追加的条項の有無をチェックする負担が増すことが懸念されることから、最終的にはAffero GPLv3 として別のライセンスが作成されることになった [89]。

なお、Affero GPLにはバージョン 2 も存在する。Affero GPLv2 は、既存のAffero GPLv1 プログラムがAffero GPLv3 に「アップグレード」することを許可するために、Affero Inc. 社により発行されたものである [90]。

16.5. Affero GPLv3 の概要

Affero GPLv3 は、GPLv3 の一部を改変することによって作成されている。

Preamble (前文) では、Affero GPLv3 特有の目的と背景が追加されている。

第 0 条および第 14 条では、条文中で参照されるライセンスの名称が、GPLv3 から Affero GPLv3 に変更されている。

第1条~第12条および第15条~第17条は、全く同一である。

Affero GPLv3 特有の条件は、第 13 条に定められている。第 13 条の内容は以下のとおりである。

^[88] AFFERO GENERAL PUBLIC LICENSE Version 1, March 2002 (http://www.affero.org/oagpl.html)

^[89] Frequently Asked Questions about the GNU Licenses "Why did you decide to w rite the GNU Affero GPLv3 as a separate license?" (http://www.fsf.org/licensing/licenses/gpl-faq.html#SeparateAffero)

^[90] AFFERO GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2, November 2007 (http://www.affero.org/agpl2.html)

Affero GPLv1は、Affero Inc.社により発行された改訂バージョンの適用を許可している。 ただし、Affero GPLv3は FSF により発行されたので、v1 から v3 へ直接「アップグレード」 することはできない。Affero Inc.社により発行された v2 が v3 の適用を許可しているので、 v1 から v2 を経て v3 へ「アップグレード」 することができる。

13. Remote Network Interaction; Use with the GNU General Public License.

(第1パラグラフ)

Notwithstanding any other provision of this License, if you modify the Program, your modified version must prominently offer all users interacting with it remotely through a computer network (if your version supports such interaction) an opportunity to receive the Corresponding Source of your version by providing access to the Corresponding Source from a network server at no charge, through some standard or customary means of facilitating copying of software. This Corresponding Source shall include the Corresponding Source for any work covered by version 3 of the GNU General Public License that is incorporated pursuant to the following paragraph.

(第2パラグラフ)

Notwithstanding any other provision of this License, you have permission to link or combine any covered work with a work licensed under version 3 of the GNU General Public License into a single combined work, and to convey the resulting work. The terms of this License will continue to apply to the part which is the covered work, but the work with which it is combined will remain governed by version 3 of the GNU General Public License.

(訳)

リモートネットワークインタラクション; GNU GPL と共に利用する場合 (第1パラグラフ)

本許諾書の他の条項のいかんに関わらず、あなたが本プログラムを改変する場合、あなたの改変されたバージョンは、ネットワークサーバで対応ソースへのアクセスを提供することによって、コンピュータネットワーク上でやりとりするすべてのユーザに対し(あなたのバージョンがそのようなやりとりをサポートする場合)、あなたのバージョンの対応ソースを受領する機会を無料で提供しなければならない。この対応ソースは、以下のパラグラフに従って一体となる GNU GPL バージョン 3 が適用された著作物の対応ソースを含む。(第 2 パラグラフ)

本許諾書の他の条項のいかんに関わらず、あなたは、対象著作物を GNU GPL バージョン3に基づいて許諾された著作物とリンクまたは結合して単一の結合された著作物とすること、及びその結果として作成された著作物をコンベイすることができる。本許諾書の条項は、当該結合された著作物中の対象著作物の部分に対しては引き続き適用されるが、結合された著作物それ自体としては、GNU GPL バージョン3が適用される。

16.6. 関連法令等

 $\cdot \ Affero \ GPLv3 \ \left(http://www.fsf.org/licensing/licenses/agpl-3.0.html \right)$

17. 第 14 条 (本許諾書の改訂バージョン)

14. Revised Versions of this License.

(第1パラグラフ)

The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the GNU General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

(第2パラグラフ)

Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies that a certain numbered version of the GNU General Public License "or any later version" applies to it, you have the option of following the terms and conditions either of that numbered version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Program does not specify a version number of the GNU General Public License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

(第3パラグラフ)

If the Program specifies that a proxy can decide which future versions of the GNU General Public License can be used, that proxy's public statement of acceptance of a version permanently authorizes you to choose that version for the Program.

(第4パラグラフ)

Later license versions may give you additional or different permissions. However, no additional obligations are imposed on any author or copyright holder as a result of your choosing to follow a later version.

(訳)

14. 本許諾書の改訂バージョン

(第1パラグラフ)

フリーソフトウェア財団は、本許諾書の改訂バージョン又は新バージョンを場合に応じて発行することができる。それらの新バージョンは、その精神においては現在のバージョンと似たものになるであろうが、細部については新たな問題や懸念を解決すべく異なったものになる場合がある。

(第2パラグラフ)

それぞれのバージョンには、異なるバージョン番号が付与される。本プログラムに、特定のバージョン番号の GNU 一般公衆利用許諾書「又は、それ以降のバージョンのいずれか」(or any later version)が適用される旨が規定されている場合、当該特定の番号のバージョン、又はそれ以降にフリーソフトウェア財団によって発行されたバージョンのいずれの利用条件に従うかを、あなたが選択することができる。本プログラムが本許諾書のバー

ジョン番号を指定していない場合、あなたは、フリーソフトウェア財団が発行済みのバー ジョンの中からいずれのバージョンも選択することができる。

(第3パラグラフ)

本プログラムに、GNU 一般公衆利用許諾書の将来のバージョンのうちどれが適用され うるかを代理人が決定できる旨が規定されている場合において、当該代理人があるバージョ ンを受諾する旨を公衆に対して表明した場合、あなたは本プログラムについてそのバージョ ンを選択したことになる。

(第4パラグラフ)

本許諾書の今後のバージョンでは、追加的な、または従来とは異なる許諾が与えられるかもしれない。ただし、あなたが今後のバージョンを選択した場合でも、作成者及び著作権者に対して義務が追加的に課せられることはない。

17.1. 概要

本条は、GPLv3の改訂バージョンまたは新バージョンの扱いを定めている。

17.2. 条文内容

17.2.1. 第1パラグラフ

FSF は GPLv3 の改訂バージョン又は新バージョンを発行できることとされている。

GPLv3 の冒頭で「本ライセンス文書の忠実な複製と配付は許されていますが、変更は許可されていません。」とされていることと合わせて考えると、FSF 以外の者は、FSF の許可なしにGPLv3の改訂バージョンや新バージョンを発行することはできないものと解される。

17.2.2. 第2パラグラフ

GPLv3プログラムにGPLの特定のバージョン又はそれ以降のバージョンのいずれかが適用される旨規定されている場合は、利用者(上流の配布者から受領した者)がいずれのバージョンに従うか選択できる。

また、GPLv3 プログラムが特定のバージョンを指定していない場合、利用者が、FSF が発行したバージョンの中から選択できる。

本条は、プログラムが配付された時期、プログラムを受領した時期およびライセンスが発行された時期の関係には言及していない。利用者は、プログラムが配付された(またはプログラムを受領した)時点では発行されていなかったライセンスについても、FSF が発行したバージョンであれば選択可能であると考えられる。

なお、条文には明記されていないが、GPLv3 プログラムが特定のバージョンのみ適用される旨を指定している場合、利用者が他のバージョンを選択することはできず、当該バージョンに従う必要がある。

17.2.3. 第3パラグラフ

GPLv3プログラムにGPLの将来のバージョンのどれが適用されうるか代理人が決定できる旨規定されている場合で、当該代理人があるバージョンを受諾する旨公衆に表明した場合は、利用者はそのバージョンを選択したことになる。

SFLC によれば、代理人の例としては、フリーソフトウェアプロジェクトのプロジェクトリーダなどが考えられる。プロジェクトには多数の開発者が参画するので、著作権者の数も膨大になる。個々の著作権者が独自に GPL のバージョンを選択するようにすると、1 つのプロジェクトの成果物に様々なバージョンが混在して適用されることになってしまい、不都合である。そこで、ある 1 人の者をバージョンを指定できる代理人として選任しておけば、このような不都合を回避することができる。

本パラグラフは、GPLの将来のバージョンにアップグレードできることを利用者に許容したいフリーソフトウェアプロジェクトに対し、「又は、それ以降のバージョンのいずれか」と指定する手段の代替方法を提供するもの、とされている「91」。ライセンスのアップグレードは許容したいが、特定のバージョンについては許容したくないと考えるフリーソフトウェアプロジェクトにとっては、有効な代替方法になるものと考えられる。また、ここでの代理人の決定は、将来のバージョンのうちどれが「適用されうるか」(can be used)であり、利用者は、受領時に適用されていたバージョンを選択し続けることもできると解される。

どのバージョンを受諾するか代理人が公衆に表明しない場合、利用者はGPLの将来のバージョンを選択することはできず、GPLv3に従う必要があるものと解される。

17.2.4. 第4パラグラフ

今後のライセンスのバージョンでは、追加の許可や異なる許可が与えられることも考えられる。本パラグラフは、利用者が当該バージョンを選択した場合でも、プログラムの作成者及び著作権者に新たな義務が発生することはない旨を定めている。

本パラグラフは、GPL の特定のバージョンの下で配付されたすべてのプログラムに適用 される。

例えば、プログラムの作成者又は著作権者がGPLv2「又はそれ以降のバージョンのいずれか」を指定してプログラムを配付し、利用者がGPLv3を選択した場合でも、GPLv3 第 11

^[91] ディスカッションドラフト第 3 版解説・脚注 103

条に定められる特許ライセンスが利用者に許諾されることはない [92]。

GPLv3 は特許ライセンス等のいくつかの点で GPLv2 とは異なっており、GPLv2「又はそれ以降のバージョンのいずれか」を指定してプログラムを配付してきたプログラムの作成者及び著作権者にとって、本パラグラフは妥当な定めと考えられる。

また、SFLC によれば、プログラムを「ユーザ製品」に組み込んで GPLv2「又はそれ以降のバージョンのいずれか」を指定して配付し、利用者が GPLv3 を選択した場合でも、プログラムの作成者又は著作権者が「インストール用情報」を提供する義務はない。ただし、GPLv3 を選択した利用者から「ユーザ製品」を受領して再配布した者は、GPLv3 に基づいて「インストール用情報」を提供する義務を負う。

なお、本パラグラフは、プログラムの作成者又は著作権者以外の配付者(例えば GPLv2 プログラムを改変せずにユーザ製品に組み込んだ者)については言及していないが、プログラムの作成者又は著作権者と同様、新たな義務が発生することはない。

17.3. GPLv2 との異同

本条は、GPLv2第9条と同旨の規定である。

GPLv3の第1、第2パラグラフは、趣旨が明確になるよう GPLv2の言い回しが若干改訂 されたほか、GPLv3で第3、第4パラグラフが追加された。

17.4. 関連法令等

· GPLv2 9条

^[92] ディスカッションドラフト最終版解説・脚注 29

18. 第 15 条 (保証の否認)

15. Disclaimer of Warranty

THERE IS NO WARRANTY FOR THE PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

(訳)

15. 保証の否認

本プログラムは、準拠法の下で認められる限りにおいて何らの保証もなされない。これと異なる書面による定めがなさる場合を除き、著作権者及びその他の当事者は、本プログラムをそのままの状態(as is)で、いかなる保証(明示的か黙示的かに関わらず、また、販売見込み又は特定の目的への適合性に関する黙示的保証を含み、これらに限定されない)もすることなく提供するものとする。本プログラムの品質及び性能に関するリスクは、すべてあなたが負うものとする。本プログラムに瑕疵のあることが明らかになった場合でも、必要な保守点検、修補、又は修正に要する費用は、すべてあなたの負担とする。

18.1. 概要

本条は、GPLv3プログラムについては品質や性能に関する保証が一切ないことを定めた ものである。

18.2. 条文内容

準拠法国における強行法規によって保証が義務づけられている場合(「準拠法の下で認められる限りにおいて」という限定が付されている)、及び当事者間で書面による合意をした場合を除き、本プログラムすなわち GPLv3 が適用されるプログラムには一切の保証がなされない。

そして、品質や性能に関する問題が生じた場合、それに関する責任は利用者自身が負わなければならず、著作権者やコンベイした者は責任を負わない。

また、品質・性能問題に関連して保守費用やプログラムの修正費用が生じた場合、その

費用は利用者が負担しなければならない。

GPLv3 プログラムの作成者(著作権者)やコンベイする者は、通常はそのプログラムが どのような利用のされ方をするのか予測できず、また多くの場合プログラムを無償で公開 しているので、合理的な規定ということができよう。

GPLv3プログラムの利用者は、自己責任でGPLv3プログラムを使用しなければならない [93]

18.3. GPLv2 との異同

GPLv2 第11条に同様の規定がある。

18.4. 関連法令等

· GPLv2 11 条

^[93] なお、本条の文章がすべて大文字なのは、米国統一商法典 (Uniform Commercial Code) 2-316 条において、黙示の保証を排除する場合はそれを目立つように(conspicuous)記 載すべきことが定められているためである。

19. 第 16 条 (責任の限定)

16. Limitation of Liability.

IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MODIFIES AND/ OR CONVEYS THE PROGRAM AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

(訳)

16. 責任の限定

準拠法において義務が課されている場合又は書面による合意がある場合を除き、著作権者又は上記の定めに従い本プログラムを修正又はコンベイした当事者は、たとえ損害が発生するおそれのあることを事前に知らされていたとしても、あなたの被った損害について何らの責任も負わない。当該損害には、本プログラムを使用したことによるものと本プログラムを使用できなかったことによるもの(データの消失、誤ったデータの生成、損害を被ったのがあなたである場合と第三者である場合、及び本プログラムが他のプログラムと連携して適切に動作しない場合を含み、これらに限定されない)を問わず、一般的、特殊的、偶発的、必然的な損害のすべてを含む。

19.1. 概要

本条は、GPLv3 プログラムの瑕疵に起因して利用者が損害を被った場合でも、著作権者や GPLv3 プログラムを改変した者、コンベイした者が一切賠償責任を負わないことを定めたものである。

19.2. 条文内容

準拠法国における強行法規によって賠償責任が義務づけられている場合(「準拠法の下で認められる限りにおいて」という限定が付されている)、及び当事者間で書面による合意をした場合を除き、GPLv3プログラムの瑕疵に起因して生じた損害について、著作権者やGPLv3プログラムを改変した者、コンベイした者は一切賠償責任を負わない。

一般に、システム障害による損害としては、プログラムの誤動作による損害(金額の計算結果を一桁誤って出力するような誤ったデータの生成や、データベース中のデータを消去してしまうような場合)と、システムがダウンしてしまうことによる損害がある。本条は、このいずれの場合にも賠償責任を負わないことを定めている。さらに、利用者が事前に著作権者等に対して、GPLv3プログラムをあるシステムで使用するが、GPLv3プログラムの瑕疵(バグ)が原因でシステムダウンが発生した場合は多額の損害が生じるおそれがあることを告げていたような場合であっても、著作権者等は賠償責任を負わない。

第15条同様、本条も合理的な規定ということができよう。

GPLv3プログラムの利用者は、自己責任でGPLv3プログラムを使用しなければならない [94]。

19.3. GPLv2 との異同

GPLv2 第12条に同様の規定がある。

19.4. 関連法令等

· GPLv2 12条

^[94] 本条の文章がすべて大文字である理由については、第15条の脚注を参照

20. 第 17 条 (第 15 条と第 16 条の解釈について)

17. Interpretation of Sections 15 and 16.

If the disclaimer of warranty and limitation of liability provided above cannot be given local legal effect according to their terms, reviewing courts shall apply local law that most closely approximates an absolute waiver of all civil liability in connection with the Program, unless a warranty or assumption of liability accompanies a copy of the Program in return for a fee.

(訳)

17. 第15条と第16条の解釈について

係争の生じた地の法律において、上記の保証の否認及び責任限定の定めが規定どおりの 効力を認められない場合、その地の法律の中で、本プログラムに関する民事上の責任の絶 対的な放棄に最も近い法が、事件を審理する裁判所により適用されるものとする。ただし、 保証又は賠償責任の負担が、本プログラムの有償での譲渡に伴ってなされている場合は、 この限りでない。

20.1. 概要

本条は、第 15 条 (プログラムの性能・品質の非保証) 及び第 16 条 (損害賠償責任の免責) の規定の効力が準拠法によって認められない場合の取扱いを定めている。

20.2. 条文内容

本条は、準拠法国の強行法規などによって第 15 条(プログラムの性能・品質の非保証) 及び第 16 条(損害賠償責任の免責)の規定どおりの効力が認められない場合において、そ の国の法律が適用されて、著作権者やコンベイした者等が法律の原則どおりの責任を負わ されることを回避しようとするものである。

本条は、このような場合は、民事上の責任の絶対的な放棄に最も近い法、つまり著作権 者やコンベイした者等が負わされる責任が最も軽い法律が裁判官によって選択・適用され るものと定めている。

ただし、著作権者やコンベイした者等がプログラムを有償で譲渡し、それに伴って品質・性能保証又は賠償責任を負担することを合意している場合は、本条は適用されない。このようなケースでは通常、品質・性能保証や賠償責任の負担もサービスの一種として有償の対象に含まれていると考えられるからであろう。

20.3. GPLv2 との異同

GPLv2には、本条に相当する規定はない。GPLv3で新設された規定である。

第3章 参考

1. FOSSライセンスの係争事例

1.1. はじめに

本節では、FOSS ライセンス(主にGPL だがそれに限定しない)に関して過去に起きた係争のうち重要と思われるものを紹介する [95]。

実際の係争事例を知ることで、どのような場合にライセンス違反の問題が生じるリスクがあるのか、そして係争の種を蒔くことのないようにするにはどのような対応が必要かを理解する参考となるであろう。

以下では「原告」「被告」という表現は避け(反訴を含むものが多いため、この表現では 混乱を招くおそれがある)、FOSS の知的所有権保有者の方を先に、侵害者(であると主張 された者)を後に記載してある。

なお、現時点においては欧米の事例しかないために、日本において FOSS ライセンスが法 的にどう扱われるかについては不明な点も多い。

1.2. MySQL に関する係争

2002 年、MySQL AB は、著作権侵害と商標権侵害に基づき Progress NuSphere 社を米国マサチューセッツ州連邦地裁に提訴した。MySQL AB の主張によれば、NuSphere はGeminiプログラムを MySQL サーバにリンクすることで MySQL の著作権を侵害していた。同年 2月 27日の Patti Saris 判事の予備尋問後、当事者らは MySQL の著作権侵害を認める方向で和解に至った。尋問で Saris 判事は GPL に強制力が無いと考える理由は「見当たらなかった」と述べたとされる。

本件は、対象のソフトウェアが"NuSphere MySQL Advantage"という名称であることからもわかるように、その中に MySQL のコードが含まれている(かつ MySQL AB から G PL 以外のライセンスを受けていない)ことは明白である。

実際、ネット上の記事によると、 FSF の当時の主席法律顧問のEben Moglen氏は「これは、GPL違反のよくあるケースだ」と述べているとのことである [96]。

^[95] GPL に関する (主に法的な) 情報を集めたサイトとして http://www.groklaw.net/staticpag es/index.php?page=20050131065655645 がある。

^[96] 本件に関しては、http://www.theregister.co.uk/2002/02/27/gpl_enforcement_goes_to_court/

1.3. netfilter 等に関する係争

netfilter/iptables プロジェクトは、Sitecom 社に対し、GPL 条項違反を理由とした netfilter の配付中止を求めた。Sitecom がこれを拒否した後、2004 年 4 月、netfilter/iptables プロジェクトは、ミュンヘン地裁から Sitecom に対する差止めの仮処分(preliminary injunction)を獲得した。同年 7 月、ドイツ法廷は、この差止めを Sitecom に対する最終命令(issue a written opinion) として確認した。これと似た係争が Fortinet 社との間でもあり(こちらは initrd が対象)、この件でも同じく差止めの仮処分を得ている。

netfilter/iptablesプロジェクトがSitecomによるGPLプログラム(特にnetfilter)の使用の事実をどのようにして知ったかについて正確なことは不明であるが、ネット上でのnetfilter projectの発表 [97] などを見ると、Sitecomの製品がLinuxベースのルータであることを知り、それによりその中にnetfilterが使われていることが判明した、という可能性が考えられる。

また、2006年9月6日、gpl-violations.org プロジェクト(上記 netfilter の開発者である Harald Welte 氏が中心となって運営)は、D-Link が Linux オペレーティングシステムのカーネルを使用している行為は著作権侵害に当たると主張し、D-Link Germany GmbH 社に対し勝訴した。

さらに、2007 年に同種の裁判がSMC社のLinux電話機に対しても起こされ、こちらも勝訴した。[98]

も参照されたい。

[97] http://mail.sarai.net/pipermail/flosstoday /2004-April/000197.html など

[98] 本件に関しては、以下の URL も参照されたい。

- · "GPL gains clout in German legal case" (http://news.cnet.com/2100-7344-5198117.ht ml?tag=nefd.hed)
- ・netfilter vs. Sitecom 事件ミュンヘン地裁仮処分命令(http://www.jbb.de/urteil_lg_mu enchen_gpl.pdf 、http://www.jbb.de/judgment_dc_munich_gpl.pdf)
- ・「GPL 違反で初の販売差止仮処分」(http://slashdot.jp/articles/04/04/16/0848223.shtml)
- · "Second Injunction Enforcing GPL Issued in Germany" (http://www.wilmerhale.com/publications/whPubsDetail.aspx?publication=346)
- ・「GPL にドイツ裁判所からお墨付き」(http://sourceforge.jp/magazine/06/09/27/0034210)
- · Welte vs. D-Link 事件判決(http://www.jbb.de/urteil_lg_frankfurt_gpl.pdf)
- ・「スカイプ、携帯電話販売で GPL 違反--ドイツの法廷で判決」(http://japan.cnet.com/mobile/story/0,3800078151,20353432,00.htm)

1.4. Drewtech に関する係争

本件は、FOSS ライセンスが直接の争点とはなっていないが、「GPL が勝利したケース」として参照されることがあるので、紹介しておく。

SAE (米国の自動車技術者協会)が OBD-II (On-board diagnostic)の標準を策定するにあたり(後にこの仕様は EPA、アメリカ環境省、および CARB (カリフォルニア州大気環境庁)の指定となる)、作業部会を設置した。その作業部会に参加していた Drewtech 社は、標準を策定するのと並行して、参照実装 (reference implementation)のソフトウェアを作成し、これを sourceforge において GPL で公開した。その公開に関して、SAE は Drewtech に対し、そのソフトウェアは標準の参照実装であり、著作権法における派生著作物に当たるとして、ロイヤリティを請求した。

結果的に本件は和解が成立し、Drewtechの作成したソフトウェアは(標準の)派生著作物ではないこと、作業部会での成果に対し知的財産権がSAEに帰属するとはいえないこと、そして作業部会の構成員であることによって、このソフトウェア開発という著作行為が米国著作権法における職務著作に当らないこと、などを認める結果になった。

この裁判の過程では、参照実装がGPLで公開されていることによる法的効果が争点となったことはなく、たとえFOSSライセンスでなくても成立する内容となっている。[99]

1.5. Wallace vs. IBM事件

Daniel Wallace 氏は、Linux に対抗する OS を開発しそれを世間に広めようと考えた。しかしながら、この分野には既に Linux などの優れた FOSS が存在しているために、新規の参入は難しいと考えた。

そこで、Wallace 氏は IBM を相手取って、「Linux を無償で提供していることは反トラスト法(日本における独占禁止法)に違反している」と訴えた。

2005 年 6 月 30 日、米国インディアナ州南部地区連邦地方裁判所は、Linuxを無償で提供することは反トラスト法に違反しないという判決を下した。なお、Wallace氏はこの裁判の前に、Free Software Foundationも同様の理由で訴えており、こちらの事件でも敗訴している。[100]

^[99] 本件に関しては、"A GPL Win in Michigan - DrewTech v. SAE"(http://www.groklaw.n et/article.php?story=20050225223848129) も参照されたい。

^[100] 本件に関しては、"Wallace's "Memorandum on Motion for SJ" in Wallace v. IBM"(http://www.groklaw.net/articlebasic.php?story=20050703144738557)、「特許/15 U.S.C. § 1, § 2 6/オープンソースソフトウェアに関するライセンス契約」(http://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/148.html) も参照されたい。

1.6. JATLite に関する係争

パリ大審院は、2007年3月28日、Educaxionというソフトウェアの開発者である Educaffix 社に対し、そのソフトウェアが JATLite と呼ばれる、米スタンフォード大学で開発され GPL で配布されているソフトウェアを使用するのであれば、その利用条件は GPL に従わねばならず (つまり、一体となる部分全体のソースコード提供が義務付けられる)、それ以外の配布条件を設定したい場合は、別途 JATLite の著作権保持者であるスタンフォード大学とそれを可能にする契約を締結する必要があると判示した。

なお、Educaxion はフランスジョセフフーリエ大学で作成された Baghera を元にしており、Baghera に依拠する部分に関しては GPL ではない商用での配布条件をジョセフフーリエ大学との間で結んでいる模様である。

本件は、netfilterやBusyBoxの係争とは異なり、Educaffixがまずソースを入手し、それを再配布する場合にソースコード提供義務があるかを予め確認するために提起された係争である。[101]

1.7. BusyBox に関する係争

本件は、SFLC(Software Freedom Law Center)がBusyBoxの開発者である Erik Andersen および Rob Landley の代理人となって、Monsoon Multimedia Inc.の間で争われた事件である。

訴状は 2007 年 9 月 19 日に米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提出され、John E. Sprizzo 判事により予審尋問がなされた。その後当事者は協議に入り、BusyBox による著作権侵害を認める形で和解した。

SFLC が代理人となって BusyBox の著作権に関して争われた係争は、他にも多数存在している。

本件においてBusyBoxがMonsoon社の製品で使用されている事実が発見された経緯は、ネット上の記事によると、BusyBoxの開発者らが製品のファームウェアアップグレードの中にそのコードを発見したことによる [102]。

^[101] 本件に関しては、" La licence Gnu GPL reconnue par la justice française"(http://www.pcinpact.com/actu/news/37313-GPL-GNU-licence-libre.htm) も参照されたい。

^[102] 本件に関しては、「SFLC と High-Gain Antennas が GPL 違反訴訟で和解」(http://ja pan.internet.com/busnews/20080307/12.html)、Wikipedia の BusyBox の項 (GPL 違反問題, 2008 年 12 月 5 日確認) (http://ja.wikipedia.org/wiki/BusyBox) も参照されたい。

2. GPLは"enforceable"か

「GPL は"enforceable"か」という問題がしばしば議論されている。

"enforceable" (執行可能性)とは、GPLの違反者に対し、GPLの定める義務の履行を強制できるかということである。例えば、GPLの違反者に対して訴訟を提起した場合において、裁判所が違反者に対して、「GPLv3第6条第1パラグラフb項の方法により、ソースコードを公開せよ」とか「同c項で定められている申出書をオブジェクトコード配付時に添付せよ」、「同第6パラグラフで定められているインストール用情報を対応ソースと一緒に配付せよ」といったことを命じることができるか(判決主文にこれを記載することができるか)、それとも損害賠償を命じ得るに止まるのか、という問題である。

GPLに上記のような効力 (enforceability) が認められるか否かは、海外での議論を受けて、わが国でも議論されている。この点を比較的詳しく論じたものとして、「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査 調査報告書」(IPA、平成 17 年 7 月改訂) 9~13 頁 [103] がある。その要約を以下に示す。

- (a) GPLについて、GPLの生みの親であるFSFの顧問弁護士Moglen 教授が、"Enforcing the GNU GPL" [104] の中で「GPLは契約ではなくライセンスである」と述べている。
- (b) 配付者がソースコードを公開しなかった場合の法的効果について、①GPL 違反により著作権を侵害したものとして差止め・損害賠償請求等を受けるが、事後的に公開する義務まではないという考え方と、②事後的にも公開義務を負うという考え方があり得る。
- (c) この点について、わが国では従来以下のような分析がなされてきた。 すなわち、GPL を「契約」と考えれば、配付者は契約上の義務として、前記②の 公開義務を負う余地がある。これに対し、GPL が「契約」でなく、著作権不行使の 「宣言」であると捉えれば、侵害行為の差止めと損害賠償請求(または不当利得返還 請求)をなしうるにとどまり、ソースコードの公開を求めることはできない。
- (d) 要するに GPL を「契約」と考えれば、ライセンサは改変物のソースコードの公開 を要求できる可能性があるのに対し、「宣言」と考える構成ではソースコードの公開 まで求めることはできないというのが従来の分析である。
- (e) 日本の裁判所は、GPL を「契約」と解釈する可能性が高い。実務上は、ソースコード公開を前提として GPL ソフトウェアを利用すべきである。

^[103] http://www.ipa.go.jp/about/jigyoseika/04fy-pro/open/2004-741d.pdf

^{[104]&}quot;Enforcing the GNU GPL" Eben Moglen, 10 September 2001 GNU 公式サイト所収 (http://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html)

- (f) GPL はシュリンクラップ契約やクリックオン契約に比較して契約の効力に疑問を 抱かせるような問題は少ない(すなわち、契約が有効と判断される可能性が高い)。
- (e) 及び(f) の、日本において GPL は有効な契約と認められる可能性が高く、したがってソースコードの提供等を判決において命じることが可能と考えられる点については、当リーガルタスクグループも同様の見解である。

しかしながら、(a) は、FSF ないし Moglen 教授の見解を誤解したものである。

(a) のMoglen 教授が「GPLは契約ではなくライセンスである」と述べたという点であるが、これは"Enforcing the GNU GPL"中の"Licenses are not contracts"(ライセンスは契約ではない)という文章を指していると思われる。しかし、この"Licenses"はGPLのことではなく、商用ライセンスを含む「ライセンスー般」を意味していることが文脈上明らかである「105」。Moglen 教授は、この文章に続いて、「著作物の利用者は、そのライセンスの制限を守ることが義務付けられているが、それは利用者がそう合意したからではなく、ライセンスが許容している範囲を超えて行為する権利を有していないからである」と述べている。さらに続けて、「フリーソフトウェア運動は、プログラムの入手、インストール、使用等の行為は利用者が当然保有すべきものと考えており、ライセンスの対象とされることさえ望まない「106」。なので、GPLソフトウェアを利用する者はみな、ライセンスなど不要なのであり、ライセンスの承諾はいらないのである。」と述べている。

要するに、Moglen 教授がこの部分で述べているのは、「ライセンス条件の範囲内でプログラムを使用することは、ライセンス契約に合意しなくても可能である」ということであって、「ライセンスと契約は法的に異なるものである」とか、「GPL は契約ではなくライセンスである」といったことは一切述べていない。

"Enforcing the GNU GPL"には、Moglen 教授が「GPL は"enforceable" (執行可能)である」と考えていることが繰り返し明記されている。そして、法廷闘争に至ることなく、事前の交渉により、度々違反者に対して "enforce"したとも述べられている。

^{「105]&}quot;Licenses"と複数形になっていることや、"the License"のように定冠詞も付されていないことからして、これが GPL を意味していないことは明らかである。

^[106] GPLv3 第 2 条は「本許諾書は、本プログラムを改変することなく実行することは何らの制約を受けることなく可能であることを明示的に確認する」と定め、「実行」に関しては、「著作権を許諾する」という表現は用いられていない。また、同 9 条も「本プログラムの受領又は実行については、本許諾書の承諾を必要としない」と定め、「受領・実行」については許諾が不要であるとしている。

これは、上記の考え方に基づくものである。FSF の考え方によれば、プログラムの実行に関する権利はいわば天賦の権利として認められるべきものであり、ライセンスで許諾しうる権利に含まれるべきではないのである。

また、「ライセンスなくしては何人も再配布することはできないから、GPL ソフトウェアを再配布しようとする者は GPL を間違いなく承諾したと考えることができる」とも述べられている。このことは、契約が申込みと承諾により成立するわが国の民法が準拠法となる場合にも、GPL が契約として成立すると考える根拠となり得る。

一方、"Enforcing the GNU GPL"の冒頭には、"enforceability"に関する議論がマイクロソフトの GPL に対する批判に端を発したものであるとされ、その批判に対し「GPL に基づく権利行使は、私がいつも行っていることだ」と反論している。

以上のように、Moglen 教授の意見は「GPL は"enforceable"(執行可能)である」というものである。

また、GPL が契約か否かという点に関して、GPLv3 第9条は、「GPLv3 プログラムの受領・実行については(ライセンスの有無にかかわらず認められる行為なので)承諾は不要だが、プロパゲートと改変については承諾が必要である。GPLv3 プログラムをプロパゲートまたは改変した場合は GPLv3 を承諾する意思表示をしたことになる」旨を定めている。「GPLv3 の承諾の意思表示をした」(you indicate your acceptance of this License)という表現は、申込みと承諾の意思表示の合致により契約が成立するというわが国の民法の考え方に馴染むものであり、GPLv3 が契約であると解し得る根拠のひとつといえる。

以上から分かるように、「GPL は"enforceable"か」という問題は、要するに「GPL は、準拠法国において契約の成立要件を満たすか」という問題であり、単純な問題にすぎない。契約とは異なる特別な法概念である「宣言」なるものを云々するから、かえって分かりにくくなっているだけのことである。

わが国の民法が準拠法の場合でいえば、GPL プログラムのコンベイにより配布者と受領者の間に GPL に基づく契約が成立すると認められれば、受領者は、GPL を遵守すべき契約上の債務を負うことになるから、当然のこととしてその債務に含まれるソースコードの提供義務を負うことになる。これに違反し、違反者が訴訟で敗訴した場合、間接強制の方法等によりソースコードの提供を命ずる判決も可能と考えられる。

これに対して、契約の成立が認められなければ、配布者は、不法行為の一種である著作権侵害に基づく損害賠償を請求し得るに止まり、GPL に定められた義務の履行を請求する権利は有しない。

このように、この問題は、「GPL を契約と考えれば、ライセンサは改変物のソースコードの公開を要求できる可能性があるのに対し、宣言と考える構成ではソースコードの公開まで求めることはできない」というようななじみのない問題の定立の仕方をする必要はなく、単に「準拠法国において、GPL は契約として成立しうるか」だけを考えれば済む問題である。

なお、GPLv3には、GPLv3が契約か否かに関する直接的な規定は含まれていない。これは、契約の成立要件の充足性などの問題は、それぞれの準拠法に基づいて判断されるべき問題だからである。

	Version 3, 29 June 2007	バージョン 3, 2007 年 6 月 29 日
	Copyright (C) 2007 Free Software Foundation, Inc. http://fsf.org/ Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.	Copyright © 2007 Free Software Foundation, Inc. http://fsf.org/ 本ライセンス文書の忠実な複製と配付は許されていますが、変更は許可されていません。
	Preamble	前文
2	copyleft license for software and other kinds of works. The licenses for most software and other practical works are designed to take away	GNU 一般公衆利用許諾書は、ソフトウェアおよびその他の著作物について、フリーかつコピーレフトを主張するライセンスです。 ソフトウェアやその他の実用的な著作物を対象とするライセンスの大半は、著作物を多くの者で共有したり著作物を変更する自由を奪い去るように作られています。これに対して、GNU 一般公衆利用許諾書は、プログラムの全てのバージョンを共有し変更できる自由を保証すること、すなわち、ソフトウェアがユーザ全てにとってフリーであり続けることを保証することを目的としています。私たちフリーソフトウェア財団(Free Software Foundation)は、私たちのソフトウェアの大半に GNU 一般公衆利用許諾書を適用しています。他の著作物についても、作成者が私たちと同様の方法で著作物を公開するのであれば、GNU 一般公衆利用許諾書を適用することが可能です。あなたのプログラスに対策要求といばできます。
3	When we speak of free software we are	グラムにも適用することができます。 私たちがフリーソフトウェアについて語るとき, 私た
	referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for them if you wish), that you receive source code or can get	ちは自由について言及しているのであって、価格は問題にしていません。私たちの一般公衆利用許諾書は、フリーソフトウェアの複製物を配付すること(有償も可)、ソースコードを受領するか後から入手できること、ソフトウェアを修正すること、またはその一部を別のフリーなプログラムで利用できること、そしてこれらが可能であることをあなたが知り得ること、が確保されるよう構成されています。

To protect your rights, we need to prevent あなたの権利を守るため、他者が上記のあなたの権利 others from denying you these rights or you have certain responsibilities if you distribute copies of the software, or if you modify it: responsibilities to respect the freedom of others.

を否定したり,権利の放棄を要求することを防ぐ必要 asking you to surrender the rights. Therefore, || があります。そのために,あなたがソフトウェアの複 製物を配付または改変する場合、あなたには一定の責 任が発生します。それは、他者の自由を尊重するとい う責任です。

For example, if you distribute copies of such a program, whether gratis or for a fee, you must pass on to the recipients the same freedoms that you received. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. And you must show them these terms so they know their rights.

例えば, 本許諾書が適用されるプログラムの複製物を ||配付する場合,無償・有償に関わらず,あなたは複製 物の受領者に、あなたが受け取ったのと同じ自由を承 継しなければなりません。あなたは,彼らもまた,ソー スコードを受領するか後から入手できることを保証し なければなりません。そしてあなたは、彼らがこれら の権利について知ることができるよう本許諾書の条項 を彼らに明示しなければなりません。

6 Developers that use the GNU GPL protect your rights with two steps: (1) assert copyright on the software, and (2) offer you this License giving you legal permission to copy, distribute and/or modify it.

GNU GPL を利用する開発者は、あなたの権利を2段 階の手順を踏んで守ります。その手順とは,(1)ソ フトウェアに関する著作権を主張し、(2)ソフトウェ アを複製,配付,または改変する法的な許諾をするも のである本許諾書をあなたに提示する,というもので す。

For the developers' and authors' protection, warranty for this free software. For both users' and authors' sake, the GPL requires that modified versions be marked as changed, so that their problems will not be attributed erroneously to authors of previous versions.

開発者や作成者を保護するため, GPL は, このフリー the GPL clearly explains that there is no ソフトウェアには何らの保証もなされないことを明確 にしています。ユーザと開発者両方の便宜のため、GPL は, 改変されたバージョンには改変された旨を表記す るよう要求しており、これにより、改変されたバージョ ンの問題が、誤って以前のバージョンの作成者に帰責 されることがないようにしています。

Some devices are designed to deny users access to install or run modified versions of the software inside them, although the manufacturer can do so. This fundamentally incompatible with the aim of protecting users' freedom to change the software where changes are possible. The systematic pattern of such abuse occurs in the area of products for individuals to use, which is precisely where it is most unacceptable. Therefore, we have designed this version of the GPL to prohibit the practice for those

一部の機器は、内蔵されているソフトウェアを改変し てインストールしたり実行することが、メーカには可 |||能なのにユーザには不可能なように設計されています。 これは, 改変が可能な場合にユーザがソフトウェアを 改変できる自由を守る,という GPL の目的と根本的 に相容れません。このような技術の濫用は、往々にし て個人向け製品の分野で見られるものですが、まさに このようなものこそ, こうした行為が最も容認しがた い分野です。そこで私たちは、 GPL の本バージョン で,そうした製品について上記の行為を禁止するよう にしました。もし同種の問題が他の領域にまで相当程 versions of the GPL, as needed to protect the えています。 freedom of users.

products. If such problems arise substantially 腹拡大してきた場合には、私たちはユーザの自由を守 in other domains, we stand ready to extend るために必要なときは, GPL の将来のバージョンにお this provision to those domains in future ||いてこの規定をそうした領域にも拡張すべく準備を整

⁹ Finally, every program is constantly by software patents. States should not allow patents to restrict development and of software on general-purpose computers, but in those that do, we wish to avoid the special danger that patents applied to a free program could make it effectively proprietary. To prevent this, the GPL assures that patents cannot be used to render the program non-free.

threatened 最後に、すべてのプログラムはソフトウェア特許によっ て絶え間なく脅かされています。およそ国家は、特許 が汎用コンピュータにおけるソフトウェアの開発と利 用を制限することを認めるべきではありません。しか し、そういったことを認めてしまっている地において は, 私たちは, 特許がフリーなプログラムに適用され, 実質的にプログラムがプロプライエタリにされてしま うという特別な脅威を避けたいと思います。こうした 事態を防ぐために、GPLでは、プログラムを非フリー なものにするために特許を用いることはできない、と いうことを確実にしています。

10 The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow.

複製,配付,改変に関する詳細な利用条件は以下のと おりです。

TERMS AND CONDITIONS

利用条件

0. Definitions.

0. 定義

0.1 "This License" refers to version 3 of the GNU General Public License.

「本許諾書」(this License)とは, GNU 一般公衆利 用許諾書のバージョン3をいう。

0.2 "Copyright" also means copyright-like laws that apply to other kinds of works, such as semiconductor masks.

「著作権」(Copyright)とは、著作権法だけでなく、 半導体マスク等に適用される著作権法類似の法 (に基 づく権利)も意味する。

0.3 The Program refers to any copyrightable "recipients" may be individuals organizations.

「本プログラム」(the Program)とは、著作権によ work licensed under this License. Each||り保護されており,本許諾書に基づいてライセンスさ licensee is addressed as "you." "Licensees" and∥れる著作物をいう。各ライセンシを 「あなた」とい or う。「ライセンシ」及び「受領者」(recipients)は、 個人でも組織でもよい。

earlier work or a work "based on" the earlier work.

0.4 To "modify" a work means to copy from or 著作物の「改変」(modify)とは,著作権の許諾を受 adapt all or part of the work in a fashion けることを要する態様で著作物の全体ま又は一部を複 requiring copyright permission, other than ||製又は翻案する行為をいう。ただし,完全に同一の複 the making of an exact copy. The resulting || 製物を作成する行為は除く。改変後の著作物は,元の work is called a "modified version" of the 著作物の「改変バージョン」(modified version),ま たは、元の著作物に「基づく」(based on) 著作物と いう。

"covered work" either the means unmodified Program or a work based on the Program.

「対象著作物」 (covered work)とは、改変されてい ない本プログラム及び本プログラムに基づく著作物を いう。

0.6 To "propagate" a work means to do anything you directly or secondarily liable for infringement under applicable copyright law, except executing it on a computer or modifying a private copy. Propagation includes copying, distribution (with or without modification), making available to the public, and in some countries other activities as well.

著作物の「プロパゲート」 (propagate)とは,準拠法 with it that, without permission, would make||国の著作権法上,権利者の許諾を得ずして行った場合 に、権利侵害に基づく直接又は間接の責任を負うこと となる行為をいう。ただし、著作物をコンピュータ上 で実行する行為、及び内部的な改変行為を除く。プロ パゲートは、複製、配付(改変の有無を問わない), 及び公衆への利用可能化を含む。さらに、国によって は他の行為も含む場合がある。

0.7 To "convey" a work means any kind of propagation that enables other parties to make or receive copies. Mere interaction with a user through a computer network, with no transfer of a copy, is not conveying.

||著作物の「コンベイ」(convey)とは,プロパゲート に当たる行為のうち他者が複製すること又は複製物を 受領することを可能にする行為をいう。ただし、コン ピュータネットワーク上での単なるやりとりであって 複製物の伝送を伴わない場合は、コンベイに当たらな

0.8 An interactive user interface displays it includes a convenient and prominently visible feature that (1) displays an appropriate copyright notice, and (2) tells the user that there is no warranty for the work (except to the extent that warranties are provided), that licensees may convey the work under this License, and how to view a copy of this License. If the interface presents a list of user commands or options, such as a menu, a prominent item in the list meets this criterion.

インタラクティヴなユーザインターフェースにより「適 "Appropriate Legal Notices" to the extent that || 切な法律上の告知事項」(Appropriate Legal Notices) を表示する場合、当該インターフェースは、(1)著 作権に関する適切な告知を表示すること,並びに(2) 本著作物に関して何らの保証もなされないこと (た だし、別段の定めにより保証がなされる場合を除く), ライセンシは本著作物を本許諾書の条件に基づいてコ ンベイしうること, 及び本許諾書の内容を参照する方 法、を利用者に周知すべきことを、容易かつ明確に読 み取ることのできる機能を含むものとする。当該イン ターフェースがメニューのようなユーザコマンドやオ プションのリストを表示するものの場合は、上記の項 目が当該リストに明確に示されているならば、条件を 満たすものとする。

1. Source Code.

1. ソースコード

1.1 The "source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. "Object code" means any non-source form of a work.

著作物の「ソースコード」(source code)とは、著作 物を改変するのに好ましい形式(form)をいう。「オ ブジェクトコード」 (object code) とは, ソースコー ド以外の形式すべてをいう。

1.2 A "Standard Interface" means an interface that

「標準インターフェース」(Standard Interface)とは,

either is an official standard defined by a 標準化団体として認められている組織によって策定さ interfaces specified for used among developers working in that language.

recognized standards body, or, in the case of れた公式の標準規格のインターフェース,及び特定の particular | プログラミング言語用のインターフェースであって, programming language, one that is widely||当該言語を利用する開発者の間で広く用いられている ものをいう。

include anything, other than the work as a whole, that (a) is included in the normal form of packaging a Major Component, but which is not part of that Major Component, and (b) serves only to enable use of the work with that Major Component, or to implement a Standard Interface for which implementation is available to the public in source code form. A "Major Component", in this context, means a major essential component (kernel, window system, and so on) of the specific operating system (if any) on which the executable work runs, or a compiler used to produce the work, or an object code interpreter used to run it.

|The "System Libraries" of an executable work||実行可能な著作物の「システムライブラリ」(System| Libraries)とは、全体としての当該著作物そのもの以 外であって, (a) 「主要コンポーネント」 (Major Component) のパッケージに通常含まれている, 主要 コンポーネント以外の著作物,並びに(b)著作物を 主要コンポーネントにおいて利用可能とするためにの み機能するもの、及び標準インターフェースを実装す るためにのみ機能するものであって、一般に公開され ているソースコードを用いて実装できるもののすべて をいう。ここでいう「主要コンポーネント」とは、実 行可能な著作物が動作する特定のオペレーティングシ ステムの主要な必須コンポーネント(カーネルやウィ ンドウシステムなど),著作物の生成に用いられるコ ンパイラ,著作物を実行するために用いられるオブジェ クトコードインタプリタをいう。

1.4 The "Corresponding Source" for a work in オブジェクトコード形式の著作物の「対応ソース」 object code form means all the source code needed to generate, install, and (for an executable work) run the object code and to modify the work, including scripts to control those activities. However, it does not include work's the System Libraries, general-purpose tools or generally available free programs which are used unmodified in performing those activities but which are not part of the work. For example, Corresponding Source includes interface definition files associated with source files for the work, and the source code for shared libraries and dynamically linked subprograms that the work is specifically designed to require, such as by intimate data communication or control flow between those subprograms and other parts of the work.

(Corresponding Source)とは、当該著作物のオブジェ クトコードの生成, インストール, (実行可能な著作 物に関しては) オブジェクト実行, 及び著作物の改変 に必要とされるソースコードのすべてをいう。これら の作業を制御するためのスクリプトも「対応ソース」 に含まれる。ただし、当該著作物のシステムライブラ リ,及び当該著作物以外の汎用ツール又は一般に利用 可能なフリープログラムであって改変することなく上 記の行為に用いられるものは含まない。例えば、対応 ソースには, 当該著作物のソースファイルと連携する インターフェース定義ファイル,並びに,共有ライブ ラリ, 及び, 動的リンクされるサブプログラムであっ て,当該著作物が特に必要とするように設計されてい るもの (例えば、サブプログラムと当該著作物の間の |緊密なデータ通信(intimate data communication)又 は制御フローに関するようなもの)のソースコードを 含む。

anything that users can automatically from other parts of the Corresponding Source.

The Corresponding Source need not include 対応ソースには、対応ソースから自動的に生成できる regenerate ものを含む必要はない。

|1.6||The Corresponding Source for a work in||ソースコード形式の著作物の対応ソースは,当該著作 source code form is that same work.

物自体である。

2. Basic Permissions.

2. 許諾の基本事項

Program, and are irrevocable provided the stated conditions are met. This License explicitly affirms your unlimited permission to run the unmodified Program. The output from running a covered work is covered by this License only if the output, given its content, constitutes a covered work. This License acknowledges your rights of fair use or other equivalent, as provided by copyright

2.1 || All rights granted under this License are || 本許諾書に基づき許諾されるすべての権利は,本許諾 granted for the term of copyright on the 書の定めに従うことを条件として、本プログラムの著 作権の存続する期間許諾され、取消不能とする。本許 諾書は、本プログラムを改変することなく実行するこ とは何らの制約を受けることなく可能であることを明 示的に確認する。対象著作物の実行により得られた出 力結果については, 出力された内容が対象著作物に該 当する場合にのみ本許諾書が適用される。本許諾書は, 著作権法の定めるフェアユースまたはそれと同等の権 利を認める。

2.2 You may make, run and propagate covered condition, so long as your license otherwise remains in force. You may convey covered works to others for the sole purpose of having them make modifications exclusively for you, or provide you with facilities for running those works, provided that you comply with the terms of this License in conveying all material for which you do not control copyright. Those thus making or running the covered works for you must do so exclusively on your behalf, under your direction and control, on terms that prohibit them from making any copies of your copyrighted material outside their relationship with you.

あなたに対するライセンスが有効である限り, あなた works that you do not convey, without は、何らの条件が課されることなく、対象著作物を実 行すること、及びコンベイ以外のプロパゲートをする ことができる。第三者にあなた専用の改変を行わせる ことのみを目的とする場合, 又は第三者に著作物を実 行するための機能を提供させることのみを目的とする 場合、あなたは本件許諾書適用著作物を当該第三者に コンベイすることができる。ただし、あなたが著作権 を管理していない部分のコンベイに関しては、本許諾 書の定めに従うことを要する。したがって、当該第三 者すなわちあなたのために対象著作物を作成または実 行する者は、あなたの管理監督下において、あなたと の関係の範囲外ではあなたの著作物の複製を禁止する ことを条件として, 専らあなたのためにのみ上記の行 為を行わなければならない。

2.3 Conveying under any other circumstances is permitted solely under the conditions stated below. Sublicensing is not allowed; section 10 makes it unnecessary.

上記以外の場合におけるコンベイは, 下記に定める条 件の下でのみ許される。再許諾は、本第 10 条により 不要であることから、認められていない。

3. Protecting Users' Legal Rights From

3.技術的保護手段の回避を禁ずる法律に対するユーザ

Anti-Circumvention Law.

の法的権利の保護

3.1 No covered work shall be deemed part of an いかなる対象著作物も, WIPO 著作権条約(1996 年 article 11 of the WIPO copyright treaty adopted on 20 December 1996, or similar laws prohibiting or restricting circumvention of such measures.

effective technological measure under any || 12 月 20 日採択) 第 11 条の定める義務を充足する準拠 applicable law fulfilling obligations under | 法,及びそれに類する技術的保護手段の回避を禁ずる 法における「技術的保護手段」(effective technological measure)とは見なされないものとする。

any legal power to forbid circumvention of technological measures to the extent such circumvention is effected by exercising rights under this License with respect to the covered work, and you disclaim any intention to limit operation or modification of the work as a means of enforcing, against the work's users, your or third parties' legal rights to forbid circumvention of technological measures.

3.2 When you convey a covered work, you waive あなたが対象著作物をコンベイする場合,あなたは, 本許諾書に基づいて当該対象著作物に関する権利を行 使することにより回避行為に影響を与える範囲におい て,技術的保護手段の回避を禁止する法的権利を放棄 するものとする。また, あなたは, 技術的保護手段回 避の禁止に関わるあなた又は第三者の法的権利を行使 する手段として、著作物の動作(operation) 又は改変 を制限する意図を放棄するものとする。

4. Conveying Verbatim Copies.

4.忠実な複製物のコンベイ

4.1 You may convey verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in medium, provided conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice; keep intact all notices stating that this License and any non-permissive terms added in accord with section 7 apply to the code; keep intact all notices of the absence of any warranty; and give all recipients a copy of this License along with the Program.

あなたは,あなたが受領した本プログラムのソースコ[、] ドと完全に同一の複製物を, いかなる媒体を用いるか にかかわらず, コンベイすることができる。ただし, 著作権に関する適切な告知事項を個々の複製物に目立 つように適切な方法で掲載すること,本許諾書及び本 第7条に従い追加された非許可的条項のすべてが当該 複製物に適用される旨の告知をそのまま保持すること, いかなる保証もなされない旨の告知をそのまま保持す ること, 及び本プログラムと共に本許諾書を受領者に 提供することを条件とする。

4.2 You may charge any price or no price for each copy that you convey, and you may offer support or warranty protection for a fee.

あなたは、複製物をコンベイする際、それぞれの複製 物に対していかなる対価をも課することができ, また 無料でコンベイすることもできる。そして、有償でサ ポートや保証を提供することもできる。

5. Conveying Modified Source Versions.

5. 改変されたバージョンのソースのコンベイ

under the terms of section 4, provided that you also meet all of these conditions:

5.1 You may convey a work based on the あなたは、本プログラムに基づく著作物、又は本プロ Program, or the modifications to produce it グラムに基づく著作物を本プログラムから作成するた from the Program, in the form of source code||めの改変点を,本第4条の定めに従って,ソースコー ド形式でコンベイすることができる。ただし、以下の 条件の全てを満たすことを要する。

- 5.1 a) The work must carry prominent notices stating that you modified it, and giving all た著作物に目立つように記載すること。 relevant date.
- a) あなたが改変したこと, 及びその目付を改変され
- stating that it is released under this License and any conditions added under section 7. This requirement modifies the requirement in section 4 to "keep intact all notices".
- 5.1 || b) The work must carry prominent notices || b) 改変された著作物が本許諾書及び本第7条に従っ て追加されたすべての条件に基づいて公開されている ことを, 改変された著作物に目立つように記載するこ と。この条件は、告知をそのまま保持することを定め た本第4条を修正するものである。
- |c| You must license the entire work, as a whole, under this License to anyone who comes into possession of a copy. This License will therefore apply, along with any applicable section 7 additional terms, to the whole of the work, and all its parts, regardless of how they are packaged. This License gives no permission to license the work in any other way, but it does not invalidate such permission if you have separately received it.
 - c) 改変された著作物の複製物を保有することとなっ た何人に対しても, 改変された著作物の全体を一体と して,本許諾書に基づきライセンスすること。したがっ て、改変された著作物の全体、及びそれがどのように パッケージされているかに関わらず改変された著作物 を構成する要素のすべてについて,本許諾書及び本第 7条に基づいて追加されたすべての条項が適用される ことになる。本許諾書は、上記以外の方法で改変され た著作物をライセンスすることを認めない。ただし、 あなたが別途許諾を受けている場合は, 当該許諾まで 無効とするものではない。
- 5.1 d) If the work has interactive user interfaces, each must display Appropriate Legal Notices; however, if the Program has interactive interfaces that do not display Appropriate Legal Notices, your work need not make them do so.
- d) 改変された著作物がインタラクティヴなユーザイ ンターフェースを有する場合, 当該インターフェース により適切な法律上の告知事項を表示すること。ただ し,本プログラムのインタラクティヴなインターフェー スが元々あって, それが法律上の適切な告知事項を表 示するものでない場合は, 改変された著作物において それを表示するようにする必要はない。
- separate and independent works, which are not by their nature extensions of the covered work, and which are not combined with it such as to form a single larger program, in or on a volume of a storage or distribution medium, is called an "aggregate" if the compilation and its resulting copyright are not used to limit the access or legal rights of the compilation's users beyond what the individual works permit. Inclusion of a covered work in an aggregate does not cause this License to apply to the other parts of the

5.2 A compilation of a covered work with other 対象著作物と他の別個独立の著作物を一つの記録媒体 又はコンベイに用いる媒体の中に集めたものは、「集 積物」 (aggregate)という。ただし、集積物がその性 質上当該対象著作物の拡張版でないこと, より大規模 な一つのプログラムを構成するために組み合わされて いるのでないこと,並びに集積行為及び集積物につい ての著作権が、個々の著作物の許諾の範囲を超えて, 当該集積物の利用者のアクセス又は法的権利を制限す るために用いられないことを要する。対象著作物を集 積物に含めたとしても, 当該集積物の他の部分に本許 諾書が適用されることはない。

aggregate. 6. Conveying Non-Source Forms. 6. ソース形式以外でのコンベイ 6.1 You may convey a covered work in object あなたは、本第4条及び第5条の定めに従い、対象著 code form under the terms of sections 4 and 5,||作物をオブジェクトコード形式でコンベイすることが provided that also convey the できる。ただし、本許諾書の定めに従って、機械読み machine-readable Corresponding Source ||取り可能な対応ソースを以下の何れかの方法でコンベ under the terms of this License, in one of these イすることを要する。 wavs: 6.1 a) Convey the object code in, or embodied in, a) オブジェクトコードを物理的な製品(コンベイに a physical product (including a physical||用いる物理的な媒体を含む) に格納又は組み込んでコ distribution medium), accompanied by the ||ンベイする場合, 対応ソースをソフトウェアのやりと Corresponding Source fixed on a durable | りで一般的に用いられる耐久性のある物理的媒体に固 physical medium customarily used for | 定して一緒にコンベイすること。 software interchange. 6.1 b) Convey the object code in, or embodied in, b) オブジェクトコードを物理的な製品(コンベイに a physical product (including a physical ∥用いる物理的な媒体を含む)に格納又は組み込んでコ distribution medium), accompanied by a ンベイする場合,最低3年間,かつ当該製品のモデル written offer, valid for at least three years and $\|$ の補修用部品又はカスタマーサポートを提供している valid for as long as you offer spare parts or 限り, オブジェクトコードを保有する者すべてに対し customer support for that product model, to て,請求に応じて,(1)当該製品に含まれるソフトウェ give anyone who possesses the object code アのうち本許諾書が適用されるソフトウェアすべてに either (1) a copy of the Corresponding Source ついて、ソフトウェアのやりとりで一般的に用いられ for all the software in the product that is る耐久性のある物理的媒体を使用して, 物理的なコン covered by this License, on a durable physical ベイに要する合理的なコストを超えない価格で対応 medium customarily used for software ソースをコンベイすること,又は(2)ネットワーク interchange, for a price no more than your サーバから対応ソースを複製するためのアクセスを無 reasonable cost of physically performing this 料で提供することを記載した書面を添付すること。 conveying of source, or (2) access to copy the Corresponding Source from a network server at no charge. 6.1 c) Convey individual copies of the object code c) 請求があった場合に対応ソースを提供することを with a copy of the written offer to provide the ||記載した申出書の写しを添付して,オブジェクトコー Corresponding Source. This alternative is ドをコンベイすること。ただし、この方法は、あなた allowed only occasionally and||が本b項に定める条件に従ってオブジェクトコードを noncommercially, and only if you received 慢領した場合で,非定常的かつ非商業的な場合に限り the object code with such an offer, in accord 許される。 with subsection 6b. 6.1 d) Convey the object code by offering access d) オブジェクトコードを所定の場所にアクセスして from a designated place (gratis or for a 複製することによりコンベイする場合, 対応ソースに charge), and offer equivalent access to the | ついても同じ場所から同様の方法でアクセスできるよ

Corresponding Source in the same way through the same place at no further charge. Corresponding Source along with the object code. If the place to copy the object code is a network server, the Corresponding Source may be on a different server (operated by you or a third party) that supports equivalent copying facilities, provided you maintain clear directions next to the object code saying where to find the Corresponding Source. Regardless of what server hosts the Corresponding Source, you remain obligated to ensure that it is available for as long as needed to satisfy these requirements.

うにすること。ただし、オブジェクトコードのコンベ イは無償でも有償でもよいが, 対応ソースへのアクセ You need not require recipients to copy the | スに対して追加的な対価を課すことはできない。受領 者に対して,対応ソースをオブジェクトコードと一緒 に複製することを義務づける必要はない。オブジェク トコードをネットワークサーバにアクセスして複製す る場合,対応ソースは同等の複製機能をサポートする 他のサーバ(あなた又は第三者が運用するもの)上に あっても良い。ただし、その場合は、対応ソースのあ る場所を示す記載をオブジェクトコードに隣接する箇 所に明示しておかなければならない。いかなるサーバ が対応ソースをホスティングするかに関わらず、これ らの条件を充足する義務が存続している限り, あなた は、対応ソースにアクセス可能なよう保証する義務を 負っている。

- 6.1 ||e) Convey the object code using peer-to-peer ||e) オブジェクトコードをピア・ツー・ピア伝送を用 where the object code peers Corresponding Source of the work are being||所を他のピアに対して通知しておくこと。 offered to the general public at no charge under subsection 6d.
 - transmission, provided you inform other いてコンベイする場合,本d項に従って当該オブジェ クトコード及び対応ソースが無償で公開されている場
- excluded from Corresponding Source as a System Library, need not be included in conveying the object code work.

62||A separable portion of the object code, whose||オブジェクトコードの分離可能な部分であって,シス テムライブラリとしてそのソースコードが対応ソース から除外されている場合は, 当該分離可能な部分は, オブジェクトコードの著作物のコンベイに含めなくと もよい。

6.3 A "User Product" is either (1) a "consumer product", which means any tangible personal property which is normally used for personal family, or household purposes, or (2) anything designed or sold for incorporation into a dwelling. In determining whether a product is a consumer product, doubtful cases shall be resolved in favor of coverage. For a particular product received by a particular user, "normally used" refers to a typical or common use of that class of product, regardless of the status of the particular user or of the way in which the particular user actually uses, or expects or is expected to use,

「ユーザ製品」(User Product)とは,(1)「コンシュー マ製品」(consumer product),すなわち,個人,家 族により又は家庭で通常使用される個人用の有体物, ||又は(2)住宅に設置することを目的として設計又は 販売されるもののすべてをいう。ある製品がコンシュー マ製品に該当するか否か疑義がある場合は, コンシュー マ製品に該当するものとする。また、特定のユーザが 保有する特定の製品について、「通常使用される」 (normally used) とは、その製品が属する分野にお ける典型的又は一般的な使用方法を意味し、当該特定 のユーザが置かれた状況、または当該特定のユーザが 当該製品を実際にどのように使用しているかという事 実, 又はどのように使用することが予定されているか ということには関わらない。当該製品に業務用、工業

substantial commercial, industrial non-consumer uses, unless such uses represent the only significant mode of use of the product.

the product. A product is a consumer product 用または非コンシューマ的な利用形態がある場合でも, regardless of whether the product has 当該用途が当該製品の唯一の重要な利用形態でない限 or り, 当該製品はコンシューマ製品に該当する。

6.4 "Installation Information" for a User Product ユーザ製品の「インストール用情報」(Installation methods, procedures, authorization keys, or other information required to install and execute modified versions of a covered work in that User Product from a modified version of its Corresponding Source. The information must suffice to ensure that the continued functioning of the modified object code is in no case prevented or interfered with solely because modification has been made.

Information)とは、ユーザ製品に組み込まれている対 象著作物の対応ソースを改変して作成した改変バー ||ジョンを当該ユーザ製品にインストールし実行するた めに必要とされる手法, 手順, 認証キー及びその他の 情報のすべてをいう。当該情報は、改変されたオブジェ クトコードの継続的な動作が、改変が為されたという ことによってのみ拒否されたり妨害されることが決し てないことを保証するのに十分なものでなければなら ない。

6.5 If you convey an object code work under this section in, or with, or specifically for use in, a User Product, and the conveying occurs as part of a transaction in which the right of possession and use of the User Product is transferred to the recipient in perpetuity or for a fixed term (regardless of how the transaction characterized), is Corresponding Source conveyed under this section must be accompanied by the Installation Information. But this requirement does not apply if neither you nor any third party retains the ability to install modified object code on the User Product (for example, the work has been installed in ROM).

オブジェクトコードの著作物をユーザ製品に組み込ん で,あるいはユーザ製品と共に,又はユーザ製品で使 用するためのものとしてコンベイする場合であって、 当該ユーザ製品の所有及び使用にかかる権利を永久に 又は一定期間譲渡する取引の一部として行われる場合 は、取引の法的類型に関わらず、本条に基づいてコン ベイされる対応ソースは, インストール用情報と共に コンベイされなければならない。ただし, あなた及び いかなる第三者もオブジェクトコードの修正版を当該 ユーザ製品にインストールすることができない場合(例 えば、著作物が ROM に格納されている場合) は、こ の条件は適用されない。

The requirement to provide Installation Information does not include a requirement to modified or installed by the recipient, or for the User Product in which it has been modified or installed. Access to a network may be denied when the modification itself materially and adversely affects the operation of the network or violates the rules and

インストール用情報の提供に関する条件には, 受領者 が改変もしくはインストールした著作物, 又は当該著 continue to provide support service, 作物が改変もしくはインストールされたユーザ製品に warranty, or updates for a work that has been || 対して,保守サービス,保証,又はアップデートを提 供し続けることは含まれない。改変自体がネットワー クの運用に重大かつ有害な影響をもたらす場合, もし くはネットワーク上での通信に関する規約又はプロト コルに違反する場合には、ネットワークアクセスを拒 否することは許される。

protocols for communication across the network.

Corresponding Source conveyed, with this section must be in a format that is publicly documented, (and implementation available to the public in source code form), and must require no special password or key for unpacking, reading or copying.

and 本条に基づく対応ソースのコンベイ及びインストール Installation Information provided, in accord | 用情報の提供は,文書化され一般に公開されている(か つソースコード形式で一般に利用可能な何らかの実装 方法を有する) フォーマットによりなされなければな らない。この場合, これらの圧縮展開, 読み込み, 又 は複製に特別なパスワードやキーを必要としてはなら

7. Additional Terms.

7.1 "Additional permissions" are terms that supplement the terms of this License by applicable to the entire Program shall be treated as though they were included in this License, to the extent that they are valid under applicable law. If additional permissions apply only to part of the Program, that part may be used separately under those permissions, but the entire Program remains governed by this License without regard to the additional permissions.

7. 追加的条項

「追加的許可条項」(additional permissions)とは, 本許諾書の定める条項の例外を定めることにより,本 making exceptions from one or more of its||許諾書の条項を補足する条項をいう。追加的許可条項 conditions. Additional permissions that are | が本プログラムの全体に適用される場合,準拠法の下 で有効とされる限り, 追加的許可条項は本許諾書に含 まれているものとして (訳注:つまり本許諾書と一体 のものとして)扱われるものとする。追加的許可条項 が本プログラムの一部分にのみ適用される場合は,当 該部分に関しては当該追加的許可条項に基づいて別途 利用可能であるが,本プログラム全体については,追 加的許可条項の内容いかんに関わらず、本許諾書が適 用される。

7.2 When you convey a copy of a covered work, you may at your option remove any from any part of it. (Additional permissions may be written to require their own removal in certain cases when you modify the work.) You may place additional permissions on material, added by you to a covered work, for which you have or can give appropriate copyright permission.

対象著作物をコンベイする場合、あなたは、追加的許 可条項のいかなる条項についても, 当該著作物の全体 additional permissions from that copy, or | 又は一部から削除することができる(追加的許可条項 は, 所定の改変がなされた場合は当該追加的許可条項 自体を削除するように規定することもできる)。あな たは, あなたが対象著作物に加えた部分であって, あ なたが著作権を許諾できる部分について, 追加的許可 条項を定めることができる。

7.3 Notwithstanding any other provision of this 本許諾書の他の規定に関わらず、対象著作物にあなた copyright holders of that supplement the terms of this License with terms:

License, for material you add to a covered | が加えた部分については(当該部分の著作権者が認め work, you may (if authorized by the る場合),本許諾書の条項に加え,以下の条項(訳注: material)||追加的非許可条項)を追加することができる。

- 7.3 a) Disclaiming warranty or limiting liability a) 本第 15 条および第 16 条の定めとは異なる内容の differently from the terms of section 15 and 16 保証の否認又は責任の限定 of this License; or
- reasonable legal notices or author attributions Notices displayed by works containing it; or
- 73||b) Requiring preservation of specified||b)追加した部分に含まれている,特定の合理的な法 律上の告知事項又は作成者の記載, もしくは追加した in that of material or in the Appropriate Legal || 部分を含む著作物によって表示される適切な法律上の 告知事項中の同様の情報を, そのまま維持するよう要 求すること
- 7.3 c) Prohibiting misrepresentation of the origin c) 追加した部分の作成者について虚偽又は不正確な of that material, or requiring that modified versions of such material be marked in reasonable ways as different from the original version; or
 - 表示をすることを禁じること、もしくは、改変され たバージョンにオリジナルのバージョンとは異なっ ていることを合理的な方法で表示することを要求す ること
- 7.3 ||d) Limiting the use for publicity purposes of ||d) 追加した部分のライセンサ又は作成者の名前を, names of licensors or authors of the material; 宣伝目的で利用することを制限すること
- 7.3 e) Declining to grant rights under trademark e) 商品名, 商標又はサービスマークの使用に関して, law for use of some trade names, trademarks, || 商標法に基づく権利の許諾を拒むこと or service marks; or
- 7.3 f) Requiring indemnification of licensors and f) 追加した部分(又は改変されたバージョン) をコン it) with contractual assumptions of liability to | される責任を免責することを要求すること。 the recipient, for any liability that these contractual assumptions directly impose on those licensors and authors.
 - authors of that material by anyone who ベイする者が受領者に対する契約上の責任を負ってコ conveys the material (or modified versions of ンベイする場合,ライセンサ及び著作者に直接的に課
- 7.4 All other non-permissive additional terms are 上記以外の追加的非許可条項(non-permissive received it, or any part of it, contains a notice stating that it is governed by this License, along with a term that is a further restriction, you may remove that term. If a license document contains a further restriction but permits relicensing or conveying under this License, you may add to a covered work material governed by the terms of that license document, provided that further the restriction does not survive such relicensing or conveying.

considered "further restrictions" within the additional terms)を定めることは許されず,それらは, meaning of section 10. If the Program as you | 本第 10 条が意味するところの「追加的制限」(further restrictions) とみなされる。あなたが受領した本プロ グラム又はその一部に,本許諾書に加えて追加的制限 が適用される旨が記載されている場合, あなたは当該 条項を削除することができる。追加的制限を含むライ センス文書が本許諾書に基づく再許諾又はコンベイを 認めている場合は, 再許諾又はコンベイにおいて当該 追加的制限を存続させないことを条件として, あなた は当該ライセンス文書の条項が適用されている部分を 対象著作物に追加することができる。。

additional terms that apply to those files, or a notice indicating where to find the applicable terms.

7.5||If you add terms to a covered work in accord||本条に基づいて条項を対象著作物に追加する場合,あ with this section, you must place, in the なたは, ソースファイル中に, 当該ファイルに適用さ relevant source files, a statement of the れる追加的条項の記載,又は適用される条項を参照で きる場所を示す記載を含めなければならない。

7.6 Additional terms, permissive non-permissive, may be stated in the form of a separately written license, or stated as exceptions; the above requirements apply either way.

or 追加的条項は、追加的許諾条項であるか追加的非許諾 条項であるかにかかわらず、本許諾書とは独立したラ イセンス文書の形式であってもよいし, 本許諾書の例 外規定として記述されるものであってもよい。ただし, 本条の上記の定めは、いずれの場合にも適用される。

8. Termination.

8. ライセンスの終了

or modify it is void, and will automatically terminate your rights under this License (including any patent licenses granted under the third paragraph of section11)

8.1 You may not propagate or modify a covered あなたは、本許諾書で明示的に定められている場合を work except as expressly provided under this | 除いて,対象著作物をプロパゲートまたは改変するこ License. Any attempt otherwise to propagate||とができない。それ以外に対象著作物をプロパゲート または改変しようとする試みはすべて無効であり, そ のような試みをした場合は, 本許諾書に基づくあなた の権利(本第11条第3パラグラフに基づいて許諾さ れた特許ライセンスを含む) は自動的に消滅するもの とする。

8.2 However, if you cease all violation of this License, then your license from a particular copyright holder reinstated provisionally, unless and until the copyright holder explicitly and finally terminates your license, and (b) permanently, if the copyright holder fails to notify you of the violation by some reasonable means prior to 60 days after the cessation.

ただし、本許諾書に違反する行為のすべてが中止され た場合,特定の著作権者からあなたに供与されたライ センスは, (a) 当該著作権者が当該ライセンスを明 示的かつ確定的に終了させるまでの間は, 暫定的に回 復するものとし、(b) 違反行為の中止後 60 日以内に、 当該著作権者があなたに対して合理的な手段で違反の 事実を告知しなかった場合は, 恒久的に回復するもの とする。

Moreover, your license from a particular copyright holder is reinstated permanently if the copyright holder notifies you of the violation by some reasonable means, this is the first time you have received notice of violation of this License (for any work) from that copyright holder, and you cure the violation prior to 30 days after your receipt of the notice.

また, ある著作権者があなたに対して合理的な手段で ||違反の事実を告知した場合において, それが本許諾書 の違反(いかなる著作物に関するものであるかを問わ ない)に関する当該著作権者からの最初の告知であり, かつ当該告知受領後 30 日以内に違反を是正した場合 は、当該著作権者からあなたに供与されたライセンス は、恒久的に回復するものとする。

|Termination of your rights are terminated||本条に基づいてあなたの権利が消滅した場合でも,本 under this section does not terminate the 計諾書に基づいてあなたから複製物又は権利を受領ま rights have been terminated and not permanently reinstated, you do not qualify to receive new licenses for the same material under section 10.

licenses of parties who have received copies, たは承継した者に対する許諾は、消滅しないものとす or rights, from you under this License. If your る。あなたの権利が消滅し,恒久的に回復されないこ ■ととなった場合、同一のライセンス対象に対する新た なライセンスを本第 10 条に基づいて取得することも できなくなる。

9. Acceptance Not Required for Having Copies.

9. 著作物の受領等に関する承諾の不要性

order to receive or run a copy of the Program Ancillary propagation of a covered work occurring solely as a consequence of using peer-to-peer transmission to receive a copy likewise does not require acceptance. However, nothing other than this License grants you permission to propagate or modify any covered work. These actions infringe copyright if you do not accept this License. Therefore, by modifying or propagating a covered work, you indicate your acceptance of this License to do so.

| You are not required to accept this License in 本プログラムの受領又は実行については、本許諾書の 承諾を必要としない。ピア・ツー・ピア伝送を使用し て本プログラムを受領することに伴って生ずる対象著 作物のプロパゲートについても, 同様に承諾を必要と しない。しかしながら, あなたに対して対象著作物の プロパゲート又は改変を許諾するものは、本許諾書を おいて他にない。これらの行為は、本許諾書を承諾し ない限り, 著作権を侵害することとなる。したがって, 対象著作物を改変又はプロパゲートすることにより, あなたは当該行為を行うために本許諾書を承諾する旨 の意思表示したことになる。

10. Automatic Licensing of Downstream Recipients.

10. 下流の受領者に対する自動的な許諾

recipient automatically receives a license from propagate that work, subject to this License. You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.

10. ||Each time you convey a covered work, the ||対象著作物の受領者は、あなたが対象著作物をコンベ イする都度、オリジナルのライセンサから、本許諾書 the original licensors, to run, modify and に基づいて当該著作物を実行,改変,及びプロパゲー トする許諾を自動的に得るものとする。 なお, あなた は、第三者に本許諾書の定めを遵守させる義務を負わ ない。

An "entity transaction" is a transaction transferring control of an organization, or substantially all assets of one, or subdividing an organization, or merging organizations. If propagation of a covered work results from an entity transaction, each party to that transaction who receives a copy of the work also receives whatever licenses to the work the party's predecessor in interest had or could give under the previous paragraph, plus a right to possession of

「企業体取引」(entity transaction)とは,事業譲渡, 会社分割,又は合併に関する取引をいう。企業体取引 の結果として対象著作物のコンベイが生じた場合, 当 該著作物を受領した当事者は,譲渡当事者が本条前項 に基づいて保有していた又は保有し得た許諾に係るす べてを承継するものとする。また、譲渡当事者が当該 著作物の対応ソースを保有していた場合, 又は合理的 な努力により入手できる場合, 受領当事者は, 当該対 応ソースを保有する権利もまた承継するものとする。

Corresponding Source of the work from the predecessor in interest, if the predecessor has it or can get it with reasonable efforts.

on the exercise of the rights granted or may not impose a license fee, royalty, or other charge for exercise of rights granted under this License, and you may not initiate litigation (including a cross-claim or counterclaim in a lawsuit) alleging that any patent claim is infringed by making, using, selling, offering for sale, or importing the Program or any portion of it.

|You may not impose any further restrictions||あなたは、本許諾書に基づいて許諾され又は確認され た権利の行使に対して, 本許諾書が規定する以上の追 affirmed under this License. For example, you||加的制限を課してはならない。例えば,あなたは,本 許諾書に基づく権利の行使に対してライセンス料、ロ イヤルティその他の対価を課してはならない。また, あなたは,本プログラムの全体又はその一部の作成, 使用, 販売, 販売の申し出又は輸入が特許を侵害する ことを理由として、訴訟(交差請求及び反訴を含む) を提起してはならない。

11. Patents.

11. A "contributor" is a copyright holder who Program or a work on which the Program is based. The work thus licensed is called the contributor's "contributor version".

11. 特許

「コントリビュータ」 (contributor) とは,本プログ authorizes use under this License of the ろしては本プログラムに基づく著作物の使用を、本許 諾書の下で許諾することのできる権利を保有する著作 権者をいう。当該許諾された著作物を、当該コントリ ビュータによる「コントリビュータ・バージョン」 (contributor version) という。

11. A contributor's "essential patent claims" are all patent claims owned or controlled by the contributor, whether already acquired or hereafter acquired, that would be infringed by some manner, permitted by this License, of making, using, or selling its contributor version, but do not include claims that would be infringed only as a consequence of further modification of the contributor version. For purposes of this definition, "control" includes the right to grant patent sublicenses in a manner consistent with the requirements of this License.

コントリビュータの保有に係る「必須特許クレーム」 (essential patent claims) とは、当該コントリビュー タのコントリビュータ・バージョンに対して本許諾書 で許諾されている行為を行った場合、すなわち作成、 使用又は販売した場合に侵害することとなる特許ク レームのすべてをいう。当該特許クレームは, 当該コ ントリビュータが保有しているもの及び支配権限を有 しているものを含み、かつ取得済みのもの及び将来取 得するものを含む。ただし,コントリビュータ・バー ジョンを他者が改変した結果, 侵害されることとなる 特許クレームは含まない。本項の定義において,「支 配権限」は、本許諾書の条件を充たす態様で特許の再 許諾をする権利も含むものとする。

11. Each contributor grants you a non-exclusive, worldwide, royalty-free patent license under the contributor's essential patent claims in its contribution, to make, use, sell, offer for sale, propagate the contents of its contributor

||各コントリビュータはあなたに対して,コントリビュー タ・バージョンの内容の作成、使用、販売、販売の申 し出,又は輸入,並びに実行,改変,又はプロパゲー トについて, 当該コントリビュータ・バージョンで実 import and otherwise run, modify and modify and point version.

的かつ無償の全世界における特許ライセンスを許諾す るものとする。

license" is any express agreement or commitment, however denominated, not to enforce a patent (such as an permission to practice a patent or covenant not to sue for patent infringement). To "grant" such a patent license to a party means to make such an agreement or commitment not to enforce a patent against the party.

| 11. | In the following three paragraphs, a "patent | 以下の3つのパラグラフにおいて「特許ライセンス」 とは、いかなる名称であるかを問わず、特許権を行使 しないという明示的な契約又は誓約(特許の明示的な 実施許諾, または特許侵害訴訟を提起しないことに合 意する非係争条項等)のすべてをいう。当該特許ライ センスを「許諾する」(grant)とは、相手方当事者に 対して特許権を行使しない旨の契約を締結し又は誓約 をすることをいう。

11. If you convey a covered work, knowingly available for anyone to copy, free of charge and under the terms of this License, through a publicly available network server or other readily accessible means, then you must either (1) cause the Corresponding Source to be so available, or (2) arrange to deprive yourself of the benefit of the patent license for this particular work, or (3) arrange, in a manner consistent with the requirements of this License, to extend the patent license to downstream recipients. "Knowingly relying' means you have actual knowledge that, but for the patent license, your conveying the covered work in a country, or your recipient's use of the covered work in a country, would infringe one or more identifiable patents in that country that you have reason to believe う。 are valid.

特許ライセンスに依拠していることを知りながら対象 relying on a patent license, and the 著作物をコンベイする場合において,当該著作物の対 Corresponding Source of the work is not | 応ソースが公衆が利用可能なネットワークサーバ又は 他の容易にアクセス可能な手段を通じて、無料でかつ 本許諾書の定めに基づいて複製可能な状況におかれて いない場合,あなたは, (1)対応ソースを上記の方 法で利用可能とすること、(2)あなた自身、当該著 作物に関して当該特許ライセンスにより得られる利益 を享受しないようにすること、又は(3)本許諾書の 定めに適合する条件で、下流の受領者にも特許ライセ ンスが適用されるようにすること、の何れかの措置を とらなければならない。ここで「特許ライセンスに依 拠していることを知りながら」とは,ある国において 特許ライセンスなくして対象著作物をコンベイし,又 は受領者が当該著作物を使用すると, 当該国における 特定の特許権を侵害することとなること, 及び当該特 許が有効であると信ずべき合理的理由があることのい ずれについても, あなたが現実に知っていることをい

propagate by procuring conveyance of, a covered work, and grant a patent license to some of the parties receiving the covered work authorizing them to use, propagate, modify or convey a specific copy of the covered work to any of the parties receiving the covered work, then the patent license you grant is automatically extended to all

| 11. | If, pursuant to or in connection with a single | あなたが取引又は取り決めに基づいて,もしくはそれ transaction or arrangement, you convey, or に関連して, 対象著作物をコンベイし又はコンベイさ れた対象著作物を入手してプロパゲートする場合にお いて, 当該著作物を受領した当事者の一部に対して, 当該著作物を使用,プロパゲート,改変,またはコン ベイする権限を供与する特許ライセンスを許諾する場 合, 当該特許ライセンスは, 当該著作物及び当該著作 物に基づく著作物の受領者のすべてに対して, 自動的 に拡大されるものとする。

recipients of the covered work and works based on it.

not include within the scope of its coverage, prohibits the exercise of, or is conditioned on the non-exercise of one or more of the rights that are specifically granted under this License. You may not convey a covered work if you are a party to an arrangement with a third party that is in the business of distributing software, under which you make payment to the third party based on the extent of your activity of conveying the work, and under which the third party grants, to any of the parties who would receive the covered work from you, a discriminatory patent license (a) in connection with copies of the covered work conveyed by you (or copies made from those copies), or (b) primarily for and in connection with specific products or compilations that contain the covered work, unless you entered into that arrangement, or that patent license was granted, prior to 28 March, 2007.

| 11. | A patent license is "discriminatory" if it does | 特許ライセンスが「差別的」(discriminatory)であると は,本許諾書の下で認められている権利が特許ライセ ンスで許諾される範囲に含まれていない場合, 本許諾 書の下で認められている権利の行使を禁止している場 合,又は本許諾書の下で認められている権利の不行使 を条件として課している場合をいう。あなたがソフト ウェアの提供を業とする第三者との間で,対象著作物 をコンベイする行為に対してあなたが当該第三者に対 価を支払い、当該第三者はあなたから当該著作物を受 領したすべての当事者に対して(a)あなたがコンベ イした対象著作物(又は当該著作物から作成された複 製物)を対象として、もしくは(b)対象著作物を含 む特定の製品又は対象著作物を他のものと同梱したも のを主たる対象として,又はそれらに関連して,差別 的な特許ライセンスを供与する旨の合意をしている場 ||合,あなたは対象著作物をコンベイすることができな い。ただし,2007年3月28日より前に当該合意又は 当該特許ライセンスの供与がなされた場合は,この限 りでない。

|11.||Nothing in this License shall be construed as||本許諾書のいかなる条項も,黙示的ライセンス,その otherwise be available to you under applicable patent law.

excluding or limiting any implied license or||他準拠法国の特許法において認められ得る特許侵害に other defenses to infringement that may||対する防御方法を否定し又は制限する趣旨に解釈され てはならない。

12. No Surrender of Others' Freedom.

12. 他者の自由の放棄の禁止

court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they License. If you cannot convey a covered work as to satisfy simultaneously obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not convey it at all. For example, if you agree to terms that obligate you to collect a royalty for further conveying from those to

|If conditions are imposed on you (whether by||本許諾書と矛盾する条件があなたに課せられた場合(裁 判所による命令,契約,その他を問わない)でも,あ なたは本許諾書の義務を免れることはできない。本許 do not excuse you from the conditions of this 諸書上の義務と他の義務の両方をともに満たすような 形で対象著作物をコンベイすることができない場合, あなたは、 当該著作物をコンベイすることは一切許さ れない。例えば、あなたが、あなたから対象著作物を コンベイされた者がさらにコンベイをする行為に対し てロイヤルティを徴求する義務を負う条項に同意して いた場合, 当該条項と本許諾書の両方の要求を充足し

you could satisfy both those terms and this 中止することである。 License would be to refrain entirely from conveying the Program.

whom you convey the Program, the only way||うる唯一の方法は,本プログラムのコンベイを完全に

13. Use with the GNU Affero General Public | 13. GNU Affero GPL と共に利用する場合 License.

13. Notwithstanding any other provision of this License, you have permission to link or combine any covered work with a work licensed under version 3 of the GNU Affero General Public License into a single combined work, and to convey the resulting work. The terms of this License will continue to apply to the part which is the covered work, but the special requirements of the GNU Affero General Public License, section 13, concerning interaction through a network will apply to the combination as such.

本許諾書の他の条項のいかんに関わらず、あなたは、 対象著作物を GNU Affero GPL バージョン3 に基づい て許諾された著作物とリンクまたは結合して単一の結 合された著作物とすること, 及びその結果として作成 された著作物をコンベイすることができる。本許諾書 の条項は, 当該結合された著作物中の対象著作物の部 分に対しては引き続き適用されるが, 結合された著作 物それ自体としては、GNU Affero GPL の特定の条件、 すなわちネットワーク上のインタラクションに関する 第 13 条も適用される。

14. Revised Versions of this License.

本許諾書の改訂バージョン

14. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the GNU General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

フリーソフトウェア財団は,本許諾書の改訂バージョ ン又は新バージョンを場合に応じて発行することがで きる。それらの新バージョンは、その精神においては 現在のバージョンと似たものになるであろうが、細部 については新たな問題や懸念を解決すべく異なったも のになる場合がある。

Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies that a certain numbered version of the GNU General Public License "or any later version" applies to it, you have the option of following the terms and conditions either of that numbered version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Program does not specify a version number of the GNU General Public License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation.

それぞれのバージョンには、異なるバージョン番号が 付与される。本プログラムに、特定のバージョン番号 の GNU 一般公衆利用許諾書「又は、それ以降のバー ジョンのいずれか」 (or any later version) が適用さ れる旨が規定されている場合、当該特定の番号のバー ジョン,又はそれ以降にフリーソフトウェア財団によっ て発行されたバージョンのいずれの利用条件に従うか を, あなたが選択することができる。本プログラムが 本許諾書のバージョン番号を指定していない場合, あ なたは,フリーソフトウェア財団が発行済みのバージョ ンの中からいずれのバージョンも選択することができ る。

|14.||If the Program specifies that a proxy can||本プログラムに, GNU 一般公衆利用許諾書の将来の decide which future versions of the GNU||バージョンのうちどれが適用されうるかを代理人が決 that version for the Program.

General Public License can be used, that 定できる旨が規定されている場合において、当該代理 proxy's public statement of acceptance of a 人があるバージョンを受諾する旨を公衆に対して表明 version permanently authorizes you to choose||した場合, あなたは本プログラムについてそのバージョ ンを選択したことになる。

| 14. || Later license versions may give you || 本許諾書の今後のバージョンでは,追加的な,または choosing to follow a later version.

additional or different permissions. However,||従来とは異なる許諾が与えられるかもしれない。ただ no additional obligations are imposed on any||し,あなたが今後のバージョンを選択した場合でも, author or copyright holder as a result of your | 作成者及び著作権者に対して義務が追加的に課せられ ることはない。

15. Disclaimer of Warranty

15. 保証の否認

PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED. INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE **IMPLIED** WARRANTIES MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK THE QUALITY AND PERFORMANCE OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION.

^{15.||}THERE IS NO WARRANTY FOR THE||本プログラムは,準拠法の下で認められる限りにおい て何らの保証もなされない。これと異なる書面による 定めがなさる場合を除き, 著作権者及びその他の当事 者は、本プログラムをそのままの状態(as is)で、い かなる保証(明示的か黙示的かに関わらず、また、販 売見込み又は特定の目的への適合性に関する黙示的保 証を含み、これらに限定されない)もすることなく提 供するものとする。本プログラムの品質及び性能に関 するリスクは,すべてあなたが負うものとする。本プ ログラムに瑕疵のあることが明らかになった場合でも, 必要な保守点検、修補、又は修正に要する費用は、す べてあなたの負担とする。

16. Limitation of Liability.

16. 責任の限定

| 16. || IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY || 準拠法において義務が課されている場合又は書面によ WRITING WILL ANY HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MODIFIES AND/ OR CONVEYS THE PROGRAM AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM

APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN∥る合意がある場合を除き,著作権者又は上記の定めに COPYRIGHT || 従い本プログラムを修正又はコンベイした当事者は、 たとえ損害が発生するおそれのあることを事前に知ら されていたとしても、あなたの被った損害について何 らの責任も負わない。当該損害には,本プログラムを 使用したことによるものと本プログラムを使用できな かったことによるもの(データの消失、誤ったデータ の生成, 損害を被ったのがあなたである場合と第三者 である場合, 及び本プログラムが他のプログラムと連 INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY な損害のすべてを含む。 YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

(INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS 携して適切に動作しない場合を含み,これらに限定さ OF DATA OR DATA BEING RENDERED∥れない)を問わず,一般的,特殊的,偶発的,必然的

17. Interpretation of Sections 15 and 16.

17. 第15条と第16条の解釈について

If the disclaimer of warranty and limitation of 係争の生じた地の法律において、上記の保証の否認及 reviewing courts shall apply local law that most closely approximates an absolute waiver of all civil liability in connection with the Program, unless a warranty or assumption of liability accompanies a copy of the Program in return for a fee.

liability provided above cannot be given local||び責任限定の定めが規定どおりの効力を認められない legal effect according to their terms, 場合, その地の法律の中で, 本プログラムに関する民 事上の責任の絶対的な放棄に最も近い法が、事件を審 理する裁判所により適用されるものとする。ただし, 保証又は賠償責任の負担が、本プログラムの有償での 譲渡に伴ってなされている場合は、この限りでない。

END OF TERMS AND CONDITIONS

以上

以下の2つの表は、GPLv3が GPLv2から変更された点を確認するための便宜に供することを目的として、GPLv3と GPLv2の各条項の対応関係を対比表にまとめたものである。 第1の表は、GPLv3の各条項をもとに、それに対応する GPLv2の各条項を整理してある。 第2の表は、これとは逆に、GPLv2の各条項をもとに、それに対応する GPLv3の各条項を整理してある。 整理してある。

1. GPLv3 の条項とそれに対応するGPLv2 の条項

本表は、GPLv3の条項に対応するGPLv2の条項を対比表にまとめたものである。

章- 段落	GPLv3	GPLv2
	GNU GENERAL PUBLIC LICENSE Version 3, 29 June 2007	GNU GENERAL PUBLIC LICENSE Version 2, June 1991
	Copyright c 2007 Free Software Foundation, Inc. http://fsf.org/ Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.	Copyright (C) 1989, 1991 Free Software Foundation, Inc. 51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301, USA
		Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.
	Preamble	Preamble
P-1	The GNU General Public License is a free, copyleft license for software and other kinds of works.	The licenses for most software are designed to take away your freedom to share and change it. By contrast, the GNU General Public License is intended to guarantee your freedom to share and
P-2	The licenses for most software and other practical works are designed to take away your freedom to share and change the works. By contrast, the GNU General Public License is intended to guarantee your freedom to share and change all versions of a programto make sure it remains free software for all its users. We, the Free Software Foundation, use the GNU General Public License for most of	change free softwareto make sure the software is free for all its users. This General Public License applies to most of the Free Software Foundation's software and to any other program whose authors commit to using it. (Some other Free Software Foundation software is covered by the GNU Lesser General Public License instead.) You can apply it to your programs, too.

our software; it applies also to any other work released this way by its authors. You can apply it to your programs, too.

- P-3 When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for them if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs, and that you know you can do these things.
- P-4 To protect your rights, we need to prevent others from denying you these rights or asking you to surrender the rights. Therefore, you have certain responsibilities if you distribute copies of the software, or if you modify it: responsibilities to respect the freedom of others.
- P-5 For example, if you distribute copies of such a program, whether gratis or for a fee, you must pass on to the recipients the same freedoms that you received. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. And you must show them these terms so they know their rights.
- P-6 Developers that use the GNU GPL protect your rights with two steps: (1) assert copyright on the software, and (2) offer you this License giving you legal permission to copy, distribute and/or modify it.
- P-7 For the developers' and authors' protection, the GPL clearly explains that there is no warranty for this free software. For both users' and authors' sake, the GPL requires that modified versions be marked as changed, so that their problems will not be attributed erroneously to authors of previous versions.
- P-8 Some devices are designed to deny users access to install or run modified versions of the software

When we speak of free software, we are referring to freedom, not price. Our General Public Licenses are designed to make sure that you have the freedom to distribute copies of free software (and charge for this service if you wish), that you receive source code or can get it if you want it, that you can change the software or use pieces of it in new free programs; and that you know you can do these things.

To protect your rights, we need to make restrictions that forbid anyone to deny you these rights or to ask you to surrender the rights. These restrictions translate to certain responsibilities for you if you distribute copies of the software, or if you modify it.

For example, if you distribute copies of such a program, whether gratis or for a fee, you must give the recipients all the rights that you have. You must make sure that they, too, receive or can get the source code. And you must show them these terms so they know their rights.

We protect your rights with two steps: (1) copyright the software, and (2) offer you this license which gives you legal permission to copy, distribute and/or modify the software.

Also, for each author's protection and ours, we want to make certain that everyone understands that there is no warranty for this free software. If the software is modified by someone else and passed on, we want its recipients to know that what they have is not the original, so that any problems introduced by others will not reflect on the original authors' reputations.

	inside them, although the manufacturer can do so. This is fundamentally incompatible with the aim of protecting users' freedom to change the software. The systematic pattern of such abuse occurs in the area of products for individuals to use, which is precisely where it is most unacceptable. Therefore, we have designed this version of the GPL to prohibit the practice for those products. If such problems arise substantially in other domains, we stand ready to extend this provision to those domains in future versions of the GPL, as needed to protect the freedom of users.	
P-9	Finally, every program is threatened constantly by software patents. States should not allow patents to restrict development and use of software on general-purpose computers, but in those that do, we wish to avoid the special danger that patents applied to a free program could make it effectively proprietary. To prevent this, the GPL assures that patents cannot be used to render the program non-free.	Finally, any free program is threatened constantly by software patents. We wish to avoid the danger that redistributors of a free program will individually obtain patent licenses, in effect making the program proprietary. To prevent this, we have made it clear that any patent must be licensed for everyone's free use or not licensed at all.
P-10	The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow.	The precise terms and conditions for copying, distribution and modification follow.
	TERMS AND CONDITIONS	TERMS AND CONDITIONS FOR COPYING, DISTRIBUTION AND MODIFICATION
	0. Definitions.	
0-1	"This License" refers to version 3 of the GNU General Public License.	0. This License applies to any program or other work which contains a notice placed by the copyright holder saying it may be distributed under the terms of this General Public License.
0-2	"Copyright" also means copyright-like laws that apply to other kinds of works, such as semiconductor masks.	
0-3	"The Program" refers to any copyrightable work licensed under this License. Each licensee is addressed as "you". "Licensees" and "recipients" may be individuals or organizations.	The "Program", below, refers to any such program or work, and a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either

- O-4 To "modify" a work means to copy from or adapt all or part of the work in a fashion requiring copyright permission, other than the making of an exact copy. The resulting work is called a "modified version" of the earlier work or a work "based on" the earlier work.
- verbatim or with modifications and/or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".) Each licensee is addressed as "you".
- O-5 A "covered work" means either the unmodified Program or a work based on the Program.
- 0-6 To "propagate" a work means to do anything with it that, without permission, would make you directly or secondarily liable for infringement under applicable copyright law, except executing it on a computer or modifying a private copy. Propagation includes copying, distribution (with or without modification), making available to the public, and in some countries other activities as well.
- 0-7 To "convey" a work means any kind of propagation that enables other parties to make or receive copies. Mere interaction with a user through a computer network, with no transfer of a copy, is not conveying.
- O-8 An interactive user interface displays
 "Appropriate Legal Notices" to the extent that it
 includes a convenient and prominently visible
 feature that (1) displays an appropriate copyright
 notice, and (2) tells the user that there is no
 warranty for the work (except to the extent that
 warranties are provided), that licensees may
 convey the work under this License, and how to
 view a copy of this License. If the interface
 presents a list of user commands or options, such
 as a menu, a prominent item in the list meets this
 criterion.

Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running the Program is not restricted, and the output from the Program is covered only if its contents constitute a work based on the Program (independent of having been made by running the Program).

		Whether that is true depends on what the Program does.
	1. Source Code.	
1-1	The "source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. "Object code" means any non-source form of a work.	
1-2	A "Standard Interface" means an interface that either is an official standard defined by a recognized standards body, or, in the case of interfaces specified for a particular programming language, one that is widely used among developers working in that language.	
1-3	The "System Libraries" of an executable work include anything, other than the work as a whole, that (a) is included in the normal form of packaging a Major Component, but which is not part of that Major Component, and (b) serves only to enable use of the work with that Major Component, or to implement a Standard Interface for which an implementation is available to the public in source code form. A "Major Component", in this context, means a major essential component (kernel, window system, and so on) of the specific operating system (if any) on which the executable work runs, or a compiler used to produce the work, or an object code interpreter used to run it.	
1-4	The "Corresponding Source" for a work in object code form means all the source code needed to generate, install, and (for an executable work) run the object code and to modify the work, including scripts to control those activities. However, it does not include the work's System Libraries, or general-purpose tools or generally available free programs which are used unmodified in performing those activities but which are not part of the work. For example, Corresponding Source includes interface definition files associated with source files for the work, and the source code for	

shared libraries and dynamically linked subprograms that the work is specifically designed to require, such as by intimate data communication or control flow between those subprograms and other parts of the work. 1-5 The Corresponding Source need not include anything that users can regenerate automatically from other parts of the Corresponding Source. 1-6 The Corresponding Source for a work in source code form is that same work. 2. Basic Permissions. 2-1 All rights granted under this License are granted for the term of copyright on the Program, and are irrevocable provided the stated conditions are met. This License explicitly affirms your unlimited permission to run the unmodified Program. The output from running a covered work is covered by this License only if the output, given its content, constitutes a covered work. This License acknowledges your rights of fair use or other equivalent, as provided by copyright law. 2-2 You may make, run and propagate covered works that you do not convey, without conditions so long as your license otherwise remains in force. You may convey covered works to others for the sole purpose of having them make modifications exclusively for you, or provide you with facilities for running those works, provided that you comply with the terms of this License in conveying all material for which you do not control copyright. Those thus making or running the covered works for you must do so exclusively on your behalf, under your direction and control, on terms that prohibit them from making any copies of your copyrighted material outside their relationship with you. 2-3 Conveying under any other circumstances is permitted solely under the conditions stated below. Sublicensing is not allowed; section 10

	makes it unnecessary.	
	3. Protecting Users' Legal Rights From Anti-Circumvention Law.	
3-1	No covered work shall be deemed part of an effective technological measure under any applicable law fulfilling obligations under article 11 of the WIPO copyright treaty adopted on 20 December 1996, or similar laws prohibiting or restricting circumvention of such measures.	
3-2	When you convey a covered work, you waive any legal power to forbid circumvention of technological measures to the extent such circumvention is effected by exercising rights under this License with respect to the covered work, and you disclaim any intention to limit operation or modification of the work as a means of enforcing, against the work's users, your or third parties' legal rights to forbid circumvention of technological measures.	
	4. Conveying Verbatim Copies.	
4-1	You may convey verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice; keep intact all notices stating that this License and any non-permissive terms added in accord with section 7 apply to the code; keep intact all notices of the absence of any warranty; and give all recipients a copy of this License along with the Program.	1. You may copy and distribute verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and give any other recipients of the Program a copy of this License along with the Program.
4-2	You may charge any price or no price for each copy that you convey, and you may offer support or warranty protection for a fee.	You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.
	5. Conveying Modified Source Versions.	
5-1	You may convey a work based on the Program, or the modifications to produce it from the Program, in the form of source code under the terms of	2. You may modify your copy or copies of the Program or any portion of it, thus forming a work based on the Program, and copy and distribute

section 4, provided that you also meet all of these conditions:

- * a) The work must carry prominent notices stating that you modified it, and giving a relevant
- * b) The work must carry prominent notices stating that it is released under this License and any conditions added under section 7. This requirement modifies the requirement in section 4 to "keep intact all notices".
- * c) You must license the entire work, as a whole, under this License to anyone who comes into possession of a copy. This License will therefore apply, along with any applicable section 7 additional terms, to the whole of the work, and all its parts, regardless of how they are packaged. This License gives no permission to license the work in any other way, but it does not invalidate such permission if you have separately received it.
- * d) If the work has interactive user interfaces, each must display Appropriate Legal Notices; however, if the Program has interactive interfaces that do not display Appropriate Legal Notices, your work need not make them do so.

5-2 A compilation of a covered work with other separate and independent works, which are not by their nature extensions of the covered work, and which are not combined with it such as to form a larger program, in or on a volume of a storage or distribution medium, is called an "aggregate" if

such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) You must cause the modified files to carry prominent notices stating that you changed the files and the date of any change.

b) You must cause any work that you distribute or publish, that in whole or in part contains or is derived from the Program or any part thereof, to be licensed as a whole at no charge to all third parties under the terms of this License.

c) If the modified program normally reads commands interactively when run, you must cause it, when started running for such interactive use in the most ordinary way, to print or display an announcement including an appropriate copyright notice and a notice that there is no warranty (or else, saying that you provide a warranty) and that users may redistribute the program under these conditions, and telling the user how to view a copy of this License. (Exception: if the Program itself is interactive but does not normally print such an announcement, your work based on the Program is not required to print an announcement.)

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Program, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you the compilation and its resulting copyright are not used to limit the access or legal rights of the compilation's users beyond what the individual works permit. Inclusion of a covered work in an aggregate does not cause this License to apply to the other parts of the aggregate.

distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Program, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Program.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Program with the Program (or with a work based on the Program) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

- 6. Conveying Non-Source Forms.
- 6-1 You may convey a covered work in object code form under the terms of sections 4 and 5, provided that you also convey the machine-readable Corresponding Source under the terms of this License, in one of these ways:
 - * a) Convey the object code in, or embodied in, a physical product (including a physical distribution medium), accompanied by the Corresponding Source fixed on a durable physical medium customarily used for software interchange.
 - * b) Convey the object code in, or embodied in, a physical product (including a physical distribution medium), accompanied by a written offer, valid for at least three years and valid for as long as you offer spare parts or customer support for that product model, to give anyone who possesses the object code either (1) a copy of the Corresponding Source for all the software in the product that is covered by this License, on a durable physical medium customarily used for software interchange, for a price no more than your

- 3. You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:
- a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,
- b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any third party, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

reasonable cost of physically performing this conveying of source, or (2) access to copy the Corresponding Source from a network server at no charge.

- * c) Convey individual copies of the object code with a copy of the written offer to provide the Corresponding Source. This alternative is allowed only occasionally and noncommercially, and only if you received the object code with such an offer, in accord with subsection 6b.
- * d) Convey the object code by offering access from a designated place (gratis or for a charge), and offer equivalent access to the Corresponding Source in the same way through the same place at no further charge. You need not require recipients to copy the Corresponding Source along with the object code. If the place to copy the object code is a network server, the Corresponding Source may be on a different server (operated by you or a third party) that supports equivalent copying facilities, provided you maintain clear directions next to the object code saying where to find the Corresponding Source. Regardless of what server hosts the Corresponding Source, you remain obligated to ensure that it is available for as long as needed to satisfy these requirements.
- * e) Convey the object code using peer-to-peer transmission, provided you inform other peers where the object code and Corresponding Source of the work are being offered to the general public at no charge under subsection 6d.
- 6-2 A separable portion of the object code, whose source code is excluded from the Corresponding Source as a System Library, need not be included in conveying the object code work.

c) Accompany it with the information you received as to the offer to distribute corresponding source code. (This alternative is allowed only for noncommercial distribution and only if you received the program in object code or executable form with such an offer, in accord with Subsection b above.)

The source code for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For an executable work, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the executable. However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major

components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

If distribution of executable or object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same place counts as distribution of the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

- 6-3 A "User Product" is either (1) a "consumer product", which means any tangible personal property which is normally used for personal, family, or household purposes, or (2) anything designed or sold for incorporation into a dwelling. In determining whether a product is a consumer product, doubtful cases shall be resolved in favor of coverage. For a particular product received by a particular user, "normally used" refers to a typical or common use of that class of product, regardless of the status of the particular user or of the way in which the particular user actually uses, or expects or is expected to use, the product. A product is a consumer product regardless of whether the product has substantial commercial, industrial or non-consumer uses, unless such uses represent the only significant mode of use of the product.
- "Installation Information" for a User Product means any methods, procedures, authorization keys, or other information required to install and execute modified versions of a covered work in that User Product from a modified version of its Corresponding Source. The information must suffice to ensure that the continued functioning of the modified object code is in no case prevented or interfered with solely because modification has been made.
- 6-5 If you convey an object code work under this section in, or with, or specifically for use in, a
 User Product, and the conveying occurs as part of a transaction in which the right of possession and

use of the User Product is transferred to the recipient in perpetuity or for a fixed term (regardless of how the transaction is characterized), the Corresponding Source conveyed under this section must be accompanied by the Installation Information. But this requirement does not apply if neither you nor any third party retains the ability to install modified object code on the User Product (for example, the work has been installed in ROM).

- The requirement to provide Installation
 Information does not include a requirement to
 continue to provide support service, warranty, or
 updates for a work that has been modified or
 installed by the recipient, or for the User Product
 in which it has been modified or installed. Access
 to a network may be denied when the
 modification itself materially and adversely
 affects the operation of the network or violates the
 rules and protocols for communication across the
 network.
- 6-7 Corresponding Source conveyed, and Installation Information provided, in accord with this section must be in a format that is publicly documented (and with an implementation available to the public in source code form), and must require no special password or key for unpacking, reading or copying.

7. Additional Terms.

7-1 "Additional permissions" are terms that supplement the terms of this License by making exceptions from one or more of its conditions. Additional permissions that are applicable to the entire Program shall be treated as though they were included in this License, to the extent that they are valid under applicable law. If additional permissions apply only to part of the Program, that part may be used separately under those permissions, but the entire Program remains governed by this License without regard to the additional permissions.

10. If you wish to incorporate parts of the Program into other free programs whose distribution conditions are different, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software generally.

- 7-2 When you convey a copy of a covered work, you may at your option remove any additional permissions from that copy, or from any part of it. (Additional permissions may be written to require their own removal in certain cases when you modify the work.) You may place additional permissions on material, added by you to a covered work, for which you have or can give appropriate copyright permission.
- 7-3 Notwithstanding any other provision of this License, for material you add to a covered work, you may (if authorized by the copyright holders of that material) supplement the terms of this License with terms:
 - * a) Disclaiming warranty or limiting liability differently from the terms of sections 15 and 16 of this License; or
 - * b) Requiring preservation of specified reasonable legal notices or author attributions in that material or in the Appropriate Legal Notices displayed by works containing it; or
 - * c) Prohibiting misrepresentation of the origin of that material, or requiring that modified versions of such material be marked in reasonable ways as different from the original version; or
 - * d) Limiting the use for publicity purposes of names of licensors or authors of the material; or
 - * e) Declining to grant rights under trademark law for use of some trade names, trademarks, or service marks; or
 - * f) Requiring indemnification of licensors and authors of that material by anyone who conveys the material (or modified versions of it) with contractual assumptions of liability to the recipient, for any liability that these contractual assumptions directly impose on those licensors and authors.

7-4 All other non-permissive additional terms are considered "further restrictions" within the meaning of section 10. If the Program as you received it, or any part of it, contains a notice stating that it is governed by this License along with a term that is a further restriction, you may remove that term. If a license document contains a further restriction but permits relicensing or conveying under this License, you may add to a covered work material governed by the terms of that license document, provided that the further restriction does not survive such relicensing or conveying. 7-5 If you add terms to a covered work in accord with this section, you must place, in the relevant source files, a statement of the additional terms that apply to those files, or a notice indicating where to find the applicable terms. 7-6 Additional terms, permissive or non-permissive, may be stated in the form of a separately written license, or stated as exceptions; the above requirements apply either way. 8. Termination. 8-1 You may not propagate or modify a covered work 4. You may not copy, modify, sublicense, or distribute the Program except as expressly except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to propagate or modify it is provided under this License. Any attempt void, and will automatically terminate your rights otherwise to copy, modify, sublicense or distribute under this License (including any patent licenses the Program is void, and will automatically granted under the third paragraph of section 11). terminate your rights under this License. However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance. 8-2 However, if you cease all violation of this License, then your license from a particular copyright holder is reinstated (a) provisionally, unless and until the copyright holder explicitly and finally terminates your license, and (b) permanently, if the copyright holder fails to notify you of the violation by some reasonable means

	prior to 60 days after the cessation.	
8-3	Moreover, your license from a particular copyright holder is reinstated permanently if the copyright holder notifies you of the violation by some reasonable means, this is the first time you have received notice of violation of this License (for any work) from that copyright holder, and you cure the violation prior to 30 days after your receipt of the notice.	
8-4	Termination of your rights under this section does not terminate the licenses of parties who have received copies or rights from you under this License. If your rights have been terminated and not permanently reinstated, you do not qualify to receive new licenses for the same material under section 10.	
	9. Acceptance Not Required for Having Copies.	
9-1	You are not required to accept this License in order to receive or run a copy of the Program. Ancillary propagation of a covered work occurring solely as a consequence of using peer-to-peer transmission to receive a copy likewise does not require acceptance. However, nothing other than this License grants you permission to propagate or modify any covered work. These actions infringe copyright if you do not accept this License. Therefore, by modifying or propagating a covered work, you indicate your acceptance of this License to do so.	5. You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.
	10. Automatic Licensing of Downstream Recipients.	
10-1	Each time you convey a covered work, the recipient automatically receives a license from the original licensors, to run, modify and propagate that work, subject to this License. You are not responsible for enforcing compliance by third parties with this License.	6. Each time you redistribute the Program (or any work based on the Program), the recipient automatically receives a license from the original licensor to copy, distribute or modify the Program subject to these terms and conditions. You may not impose any further restrictions on the recipients' exercise of the rights granted herein. You are not responsible for enforcing compliance

		by third parties to this License.
10-2	An "entity transaction" is a transaction transferring control of an organization, or substantially all assets of one, or subdividing an organization, or merging organizations. If propagation of a covered work results from an entity transaction, each party to that transaction who receives a copy of the work also receives whatever licenses to the work the party's predecessor in interest had or could give under the previous paragraph, plus a right to possession of the Corresponding Source of the work from the predecessor in interest, if the predecessor has it or can get it with reasonable efforts.	
10-3	You may not impose any further restrictions on the exercise of the rights granted or affirmed under this License. For example, you may not impose a license fee, royalty, or other charge for exercise of rights granted under this License, and you may not initiate litigation (including a cross-claim or counterclaim in a lawsuit) alleging that any patent claim is infringed by making, using, selling, offering for sale, or importing the Program or any portion of it.	
	11. Patents.	8. If the distribution and/or use of the Program is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Program under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among
11-1	A "contributor" is a copyright holder who authorizes use under this License of the Program or a work on which the Program is based. The work thus licensed is called the contributor's "contributor version".	countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.
11-2	A contributor's "essential patent claims" are all patent claims owned or controlled by the	

contributor, whether already acquired or hereafter acquired, that would be infringed by some manner, permitted by this License, of making, using, or selling its contributor version, but do not include claims that would be infringed only as a consequence of further modification of the contributor version. For purposes of this definition, "control" includes the right to grant patent sublicenses in a manner consistent with the requirements of this License.

- Each contributor grants you a non-exclusive, worldwide, royalty-free patent license under the contributor's essential patent claims, to make, use, sell, offer for sale, import and otherwise run, modify and propagate the contents of its contributor version.
- In the following three paragraphs, a "patent license" is any express agreement or commitment, however denominated, not to enforce a patent (such as an express permission to practice a patent or covenant not to sue for patent infringement). To "grant" such a patent license to a party means to make such an agreement or commitment not to enforce a patent against the party.
- 11-5 If you convey a covered work, knowingly relying on a patent license, and the Corresponding Source of the work is not available for anyone to copy, free of charge and under the terms of this License, through a publicly available network server or other readily accessible means, then you must either (1) cause the Corresponding Source to be so available, or (2) arrange to deprive yourself of the benefit of the patent license for this particular work, or (3) arrange, in a manner consistent with the requirements of this License, to extend the patent license to downstream recipients. "Knowingly relying" means you have actual knowledge that, but for the patent license, your conveying the covered work in a country, or your recipient's use of the covered work in a country, would infringe one or more identifiable patents in that country that you have reason to believe are

	valid.	
11-6	If, pursuant to or in connection with a single transaction or arrangement, you convey, or propagate by procuring conveyance of, a covered work, and grant a patent license to some of the parties receiving the covered work authorizing them to use, propagate, modify or convey a specific copy of the covered work, then the patent license you grant is automatically extended to all recipients of the covered work and works based on it.	
11-7	A patent license is "discriminatory" if it does not include within the scope of its coverage, prohibits the exercise of, or is conditioned on the non-exercise of one or more of the rights that are specifically granted under this License. You may not convey a covered work if you are a party to an arrangement with a third party that is in the business of distributing software, under which you make payment to the third party based on the extent of your activity of conveying the work, and under which the third party grants, to any of the parties who would receive the covered work from you, a discriminatory patent license (a) in connection with copies of the covered work conveyed by you (or copies made from those copies), or (b) primarily for and in connection with specific products or compilations that contain the covered work, unless you entered into that arrangement, or that patent license was granted, prior to 28 March 2007.	
11-8	Nothing in this License shall be construed as excluding or limiting any implied license or other defenses to infringement that may otherwise be available to you under applicable patent law.	
	12. No Surrender of Others' Freedom.	
12-1	If conditions are imposed on you (whether by court order, agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this	7. If, as a consequence of a court judgment or allegation of patent infringement or for any other reason (not limited to patent issues), conditions are imposed on you (whether by court order,

License. If you cannot convey a covered work so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not convey it at all. For example, if you agree to terms that obligate you to collect a royalty for further conveying from those to whom you convey the Program, the only way you could satisfy both those terms and this License would be to refrain entirely from conveying the Program.

agreement or otherwise) that contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot distribute so as to satisfy simultaneously your obligations under this License and any other pertinent obligations, then as a consequence you may not distribute the Program at all. For example, if a patent license would not permit royalty-free redistribution of the Program by all those who receive copies directly or indirectly through you, then the only way you could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the Program.

- 13. Use with the GNU Affero General Public License.
- Notwithstanding any other provision of this
 License, you have permission to link or combine
 any covered work with a work licensed under
 version 3 of the GNU Affero General Public
 License into a single combined work, and to
 convey the resulting work. The terms of this
 License will continue to apply to the part which is
 the covered work, but the special requirements of
 the GNU Affero General Public License, section
 13, concerning interaction through a network will
 apply to the combination as such.

14. Revised Versions of this License.

- The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the GNU General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.
- 14-2 Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies that a certain numbered version of the GNU General Public License "or any later version" applies to it, you have the option of following the terms and conditions either of that numbered version or of any later version published by the Free Software

9. The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number. If the Program specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Program does not specify a

Foundation. If the Program does not specify a version number of this License, you may choose version number of the GNU General Public any version ever published by the Free Software License, you may choose any version ever Foundation. published by the Free Software Foundation. 14-3 If the Program specifies that a proxy can decide which future versions of the GNU General Public License can be used, that proxy's public statement of acceptance of a version permanently authorizes you to choose that version for the Program. 14-4 Later license versions may give you additional or different permissions. However, no additional obligations are imposed on any author or copyright holder as a result of your choosing to follow a later version. 15. Disclaimer of Warranty. NO WARRANTY THERE IS NO WARRANTY FOR THE 11. BECAUSE THE PROGRAM IS LICENSED PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED FREE OF CHARGE, THERE IS NO BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN WARRANTY FOR THE PROGRAM, TO THE OTHERWISE STATED IN WRITING THE EXTENT PERMITTED BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WRITING THE COPYRIGHT HOLDERS WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE EITHER EXPRESSED OR IMPLIED, PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED WARRANTIES OF IMPLIED, INCLUDING, BUT NOT LIMITED MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A TO. THE IMPLIED WARRANTIES OF PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD AS TO THE QUALITY AND PERFORMANCE THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU SERVICING REPAIR OR CORRECTION. ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING, REPAIR OR CORRECTION. 16. Limitation of Liability. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY 12. IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MODIFIES OR ANY OTHER PARTY WHO MAY MODIFY

AND/OR REDISTRIBUTE THE PROGRAM AS

AND/OR CONVEYS THE PROGRAM AS

	PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.	PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR INABILITY TO USE THE PROGRAM (INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.
	17. Interpretation of Sections 15 and 16.	
17-1	If the disclaimer of warranty and limitation of liability provided above cannot be given local legal effect according to their terms, reviewing courts shall apply local law that most closely approximates an absolute waiver of all civil liability in connection with the Program, unless a warranty or assumption of liability accompanies a copy of the Program in return for a fee.	
	END OF TERMS AND CONDITIONS	END OF TERMS AND CONDITIONS
	How to Apply These Terms to Your New Programs	How to Apply These Terms to Your New Programs
н-1	If you develop a new program, and you want it to be of the greatest possible use to the public, the best way to achieve this is to make it free software which everyone can redistribute and change under these terms.	If you develop a new program, and you want it to be of the greatest possible use to the public, the best way to achieve this is to make it free software which everyone can redistribute and change under these terms.
н-2	To do so, attach the following notices to the program. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively state the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.	To do so, attach the following notices to the program. It is safest to attach them to the start of each source file to most effectively convey the exclusion of warranty; and each file should have at least the "copyright" line and a pointer to where the full notice is found.

н-3	<pre><one a="" and="" brief="" does.="" give="" idea="" it="" line="" name="" of="" program's="" the="" to="" what=""> Copyright (C) < year> < name of author></one></pre>	one line to give the program's name and an idea of what it does. Copyright (C) yyyy name of author
н-4	This program is free software: you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU General Public License as published by the Free Software Foundation, either version 3 of the License, or (at your option) any later version.	This program is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.
н-5	This program is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU General Public License for more details.	This program is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU General Public License for more details.
н-6	You should have received a copy of the GNU General Public License along with this program. If not, see http://www.gnu.org/licenses/ >.	You should have received a copy of the GNU General Public License along with this program; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 51 Franklin Street, Fifth Floor, Boston, MA 02110-1301, USA.
н-7	Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.	Also add information on how to contact you by electronic and paper mail.
н-8	If the program does terminal interaction, make it output a short notice like this when it starts in an interactive mode:	If the program is interactive, make it output a short notice like this when it starts in an interactive mode:
н-9	<pre><pre><pre><pre><pre><pre><pre><pre></pre></pre></pre></pre></pre></pre></pre></pre>	Gnomovision version 69, Copyright (C) year name of author Gnomovision comes with ABSOLUTELY NO WARRANTY; for details type `show w'. This is free software, and you are welcome to redistribute it under certain conditions; type `show c' for details.
H- 10	The hypothetical commands `show w' and `show c' should show the appropriate parts of the General Public License. Of course, your program's commands might be different; for a GUI interface, you would use an "about box".	The hypothetical commands `show w' and `show c' should show the appropriate parts of the General Public License. Of course, the commands you use may be called something other than `show w' and `show c'; they could even be mouse-clicks or menu itemswhatever suits your program.
	- 193 -	

H- You should also get your employer (if you work as a programmer) or school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the program, if necessary. For more information on this, and how to apply and follow the GNU GPL, see http://www.gnu.org/licenses/>.

You should also get your employer (if you work as a programmer) or your school, if any, to sign a "copyright disclaimer" for the program, if necessary. Here is a sample; alter the names:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the program `Gnomovision' (which makes passes at compilers) written by James Hacker.

signature of Ty Coon, 1 April 1989 Ty Coon, President of Vice

H- The GNU General Public License does not permit incorporating your program into proprietary programs. If your program is a subroutine library, you may consider it more useful to permit linking proprietary applications with the library. If this is what you want to do, use the GNU Lesser General Public License instead of this License. But first, please read

http://www.gnu.org/philosophy/why-not-lgpl.html>.

This General Public License does not permit incorporating your program into proprietary programs. If your program is a subroutine library, you may consider it more useful to permit linking proprietary applications with the library. If this is what you want to do, use the GNU Lesser General Public License instead of this License.

2. GPLv2 の条項とそれに対応するGPLv3 の条項

本表は、GPLv2の条項に対応する GPLv3の条項を対比表にまとめたものである。ただし、 Preamble と How to Apply These Terms to Your New Programs は含んでいない。

GPLv2	GPLv3
0.	0. Definitions.
This License applies to any program or other work which contains a notice placed by the copyright holder saying it may be distributed under the terms of this General Public License.	[0-1] "This License" refers to version 3 of the GNU General Public License.
The "Program", below, refers to any such program or work, and a "work based on the Program" means either the Program or any derivative work under copyright law: that is to say, a work containing the Program or a portion of it, either verbatim or with modifications and/or translated into another language. (Hereinafter, translation is included without limitation in the term "modification".)	[0-3] "The Program" refers to any copyrightable work licensed under this License. [0-4] The resulting work is called a "modified version" of the earlier work or a work "based on" the earlier work.
Each licensee is addressed as "you".	[0-3] Each licensee is addressed as "you".
Activities other than copying, distribution and modification are not covered by this License; they are outside its scope. The act of running the Program is not restricted, and the output from the Program is covered only if its contents constitute a work based on the Program (independent of having been made by running the Program). Whether that is true depends on what the Program does.	[2-1] This License explicitly affirms your unlimited permission to run the unmodified Program. The output from running a covered work is covered by this License only if the output, given its content, constitutes a covered work.
1.	4. Conveying Verbatim Copies.
You may copy and distribute verbatim copies	[4-1]

of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice and disclaimer of warranty; keep intact all the notices that refer to this License and to the absence of any warranty; and give any other recipients of the Program a copy of this License along with the Program.

You may convey verbatim copies of the Program's source code as you receive it, in any medium, provided that you conspicuously and appropriately publish on each copy an appropriate copyright notice; keep intact all notices stating that this License and any non-permissive terms added in accord with section 7 apply to the code; keep intact all notices of the absence of any warranty; and give all recipients a copy of this License along with the Program.

You may charge a fee for the physical act of transferring a copy, and you may at your option offer warranty protection in exchange for a fee.

[4-2]

You may charge any price or no price for each copy that you convey, and you may offer support or warranty protection for a fee.

5. Conveying Modified Source Versions.

2.

You may modify your copy or copies of the Program or any portion of it, thus forming a work based on the Program, and copy and distribute such modifications or work under the terms of Section 1 above, provided that you also meet all of these conditions:

a) You must cause the modified files to carry prominent notices stating that you changed

the files and the date of any change.

- b) You must cause any work that you distribute or publish, that in whole or in part contains or is derived from the Program or any part thereof, to be licensed as a whole at no charge to all third parties under the terms of this License.
- c) If the modified program normally reads commands interactively when run, you must

[5-1]

You may convey a work based on the Program, or the modifications to produce it from the Program, in the form of source code under the terms of section 4, provided that you also meet all of these conditions:

[5-1 a]

- * a) The work must carry prominent notices stating that you modified it, and giving a relevant date.
- [5-1 c]
- * c) You must license the entire work, as a whole, under this License to anyone who comes into possession of a copy.

[5-1 d]

* d) If the work has interactive user

cause it, when started running for such interactive use in the most ordinary way, to print or display an announcement including an appropriate copyright notice and a notice that there is no warranty (or else, saying that you provide a warranty) and that users may redistribute the program under these conditions, and telling the user how to view a copy of this License. (Exception: if the Program itself is interactive but does not normally print such an announcement, your work based on the Program is not required to print an announcement.)

interfaces, each must display Appropriate Legal Notices; however, if the Program has interactive interfaces that do not display Appropriate Legal Notices, your work need not make them do so.

These requirements apply to the modified work as a whole. If identifiable sections of that work are not derived from the Program, and can be reasonably considered independent and separate works in themselves, then this License, and its terms, do not apply to those sections when you distribute them as separate works. But when you distribute the same sections as part of a whole which is a work based on the Program, the distribution of the whole must be on the terms of this License, whose permissions for other licensees extend to the entire whole, and thus to each and every part regardless of who wrote it.

[5-1 c]

This License will therefore apply, along with any applicable section 7 additional terms, to the whole of the work, and all its parts, regardless of how they are packaged. This License gives no permission to license the work in any other way, but it does not invalidate such permission if you have separately received it.

Thus, it is not the intent of this section to claim rights or contest your rights to work written entirely by you; rather, the intent is to exercise the right to control the distribution of derivative or collective works based on the Program.

In addition, mere aggregation of another work not based on the Program with the

[5-2]

A compilation of a covered work with other

Program (or with a work based on the Program) on a volume of a storage or distribution medium does not bring the other work under the scope of this License.

separate and independent works, which are not by their nature extensions of the covered work, and which are not combined with it such as to form a larger program, in or on a volume of a storage or distribution medium, is called an "aggregate" if the compilation and its resulting copyright are not used to limit the access or legal rights of the compilation's users beyond what the individual works permit. Inclusion of a covered work in an aggregate does not cause this License to apply to the other parts of the aggregate.

3.

You may copy and distribute the Program (or a work based on it, under Section 2) in object code or executable form under the terms of Sections 1 and 2 above provided that you also do one of the following:

a) Accompany it with the complete corresponding machine-readable source code, which must be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium

customarily used for software interchange; or,

b) Accompany it with a written offer, valid for at least three years, to give any third party, for a charge no more than your cost of physically performing source distribution, a complete machine-readable copy of the corresponding source code, to be distributed under the terms of Sections 1 and 2 above on a medium customarily used for software interchange; or,

6. Conveying Non-Source Forms.

You may convey a covered work in object code form under the terms of sections 4 and 5, provided that you also convey the machine-readable Corresponding Source under the terms of this License, in one of these

[6-1 a]

ways:

[6-1]

* a) Convey the object code in, or embodied in, a physical product (including a physical distribution medium), accompanied by the Corresponding Source fixed on a durable physical medium customarily used for software interchange.

[6-1 b]

* b) Convey the object code in, or embodied in, a physical product (including a physical distribution medium), accompanied by a written offer, valid for at least three years and valid for as long as you offer spare parts or customer support for that product model, to give anyone who possesses the object code either (1) a copy of the Corresponding Source

for all the software in the product that is covered by this License, on a durable physical medium customarily used for software interchange, for a price no more than your reasonable cost of physically performing this conveying of source, or (2) access to copy the Corresponding Source from a network server at no charge.

c) Accompany it with the information you received as to the offer to distribute corresponding source code. (This alternative is allowed only for noncommercial distribution and only if you received the program in object code or executable form with such an offer, in accord with Subsection b above.)

[6-1 c]

* c) Convey individual copies of the object code with a copy of the written offer to provide the Corresponding Source. This alternative is allowed only occasionally and noncommercially, and only if you received the object code with such an offer, in accord with subsection 6b.

The source code for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. For an executable work, complete source code means all the source code for all modules it contains, plus any associated interface definition files, plus the scripts used to control compilation and installation of the executable.

[1-1]

The "source code" for a work means the preferred form of the work for making modifications to it. "Object code" means any non-source form of a work.

However, as a special exception, the source code distributed need not include anything that is normally distributed (in either source or binary form) with the major components (compiler, kernel, and so on) of the operating system on which the executable runs, unless that component itself accompanies the executable.

[6-2]

A separable portion of the object code, whose source code is excluded from the Corresponding Source as a System Library, need not be included in conveying the object code work.

If distribution of executable or object code is made by offering access to copy from a designated place, then offering equivalent access to copy the source code from the same

[6-1 d]

* d) Convey the object code by offering access from a designated place (gratis or for a charge), and offer equivalent access to the place counts as distribution of the source code, even though third parties are not compelled to copy the source along with the object code.

Corresponding Source in the same way through the same place at no further charge. You need not require recipients to copy the Corresponding Source along with the object code.

4.

You may not copy, modify, sublicense, or distribute the Program except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to copy, modify, sublicense or distribute the Program is void, and will automatically terminate your rights under this License.

.

[8-1]

8. Termination.

You may not propagate or modify a covered work except as expressly provided under this License. Any attempt otherwise to propagate or modify it is void, and will automatically terminate your rights under this License (including any patent licenses granted under the third paragraph of section 11).

However, parties who have received copies, or rights, from you under this License will not have their licenses terminated so long as such parties remain in full compliance.

[8-4]

Termination of your rights under this section does not terminate the licenses of parties who have received copies or rights from you under this License.

5.

9. Acceptance Not Required for Having Copies.

You are not required to accept this License, since you have not signed it. However, nothing else grants you permission to modify or distribute the Program or its derivative works. These actions are prohibited by law if you do not accept this License. Therefore, by modifying or distributing the Program (or any work based on the Program), you indicate your acceptance of this License to do so, and all its terms and conditions for copying, distributing or modifying the Program or works based on it.

[9-1]

You are not required to accept this License in order to receive or run a copy of the Program. However, nothing other than this License grants you permission to propagate or modify any covered work. These actions infringe copyright if you do not accept this License. Therefore, by modifying or propagating a covered work, you indicate your acceptance of this License to do so.

6.

10. Automatic Licensing of Downstream

Recipients. Each time you redistribute the Program (or [10-1] any work based on the Program), the recipient Each time you convey a covered work, the automatically receives a license from the recipient automatically receives a license from original licensor to copy, distribute or modify the original licensors, to run, modify and the Program subject to these terms and propagate that work, subject to this License. conditions. You may not impose any further restrictions [10-3] on the recipients' exercise of the rights You may not impose any further restrictions granted herein. on the exercise of the rights granted or affirmed under this License. [10-1] You are not responsible for enforcing You are not responsible for enforcing compliance by third parties to this License. compliance by third parties with this License. 7. 12. No Surrender of Others' Freedom. If, as a consequence of a court judgment or [12-1] allegation of patent infringement or for any If conditions are imposed on you (whether by other reason (not limited to patent issues), court order, agreement or otherwise) that conditions are imposed on you (whether by contradict the conditions of this License, they court order, agreement or otherwise) that do not excuse you from the conditions of this License. If you cannot convey a covered work contradict the conditions of this License, they do not excuse you from the conditions of this so as to satisfy simultaneously your License. If you cannot distribute so as to obligations under this License and any other satisfy simultaneously your obligations under pertinent obligations, then as a consequence this License and any other pertinent you may not convey it at all. For example, if obligations, then as a consequence you may you agree to terms that obligate you to collect a royalty for further conveying from those to not distribute the Program at all. For example, if a patent license would not permit whom you convey the Program, the only way you could satisfy both those terms and this royalty-free redistribution of the Program by all those who receive copies directly or License would be to refrain entirely from indirectly through you, then the only way you conveying the Program. could satisfy both it and this License would be to refrain entirely from distribution of the

Program.

If any portion of this section is held invalid or unenforceable under any particular circumstance, the balance of the section is intended to apply and the section as a whole is intended to apply in other circumstances.	
It is not the purpose of this section to induce you to infringe any patents or other property right claims or to contest validity of any such claims; this section has the sole purpose of protecting the integrity of the free software distribution system, which is implemented by public license practices. Many people have made generous contributions to the wide range of software distributed through that system in reliance on consistent application of that system; it is up to the author/donor to decide if he or she is willing to distribute software through any other system and a licensee cannot impose that choice.	
This section is intended to make thoroughly clear what is believed to be a consequence of the rest of this License.	
8.	11. Patents.
If the distribution and/or use of the Program is restricted in certain countries either by patents or by copyrighted interfaces, the original copyright holder who places the Program under this License may add an explicit geographical distribution limitation excluding those countries, so that distribution is permitted only in or among countries not thus excluded. In such case, this License incorporates the limitation as if written in the body of this License.	
9.	14. Revised Versions of this License.

The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

[14-1]

The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the GNU General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.

Each version is given a distinguishing version number.

[14-2]

Each version is given a distinguishing version number.

If the Program specifies a version number of this License which applies to it and "any later version", you have the option of following the terms and conditions either of that version or of any later version published by the Free Software Foundation. [14-3]

If the Program specifies that a certain numbered version of the GNU General Public License "or any later version" applies to it, you have the option of following the terms and conditions either of that numbered version or of any later version published by the Free Software Foundation.

If the Program does not specify a version number of this License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation. [14-2]

If the Program does not specify a version number of the GNU General Public License, you may choose any version ever published by the Free Software Foundation

10. 7. Additional Terms.

If you wish to incorporate parts of the Program into other free programs whose distribution conditions are different, write to the author to ask for permission. For software which is copyrighted by the Free Software Foundation, write to the Free Software Foundation; we sometimes make exceptions for this. Our decision will be guided by the two goals of preserving the free status of all derivatives of our free software and of promoting the sharing and reuse of software

15. Disclaimer of Warranty.
[15-1] THERE IS NO WARRANTY FOR THE PROGRAM, TO THE EXTENT PERMITTED
BY APPLICABLE LAW. EXCEPT WHEN OTHERWISE STATED IN WRITING THE
COPYRIGHT HOLDERS AND/OR OTHER PARTIES PROVIDE THE PROGRAM "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EITHER EXPRESSED OR IMPLIED,
INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A
PARTICULAR PURPOSE. THE ENTIRE RISK AS TO THE QUALITY AND
PERFORMANCE OF THE PROGRAM IS WITH YOU. SHOULD THE PROGRAM PROVE DEFECTIVE, YOU ASSUME THE COST OF ALL NECESSARY SERVICING,
REPAIR OR CORRECTION.
16. Limitation of Liability.
IN NO EVENT UNLESS REQUIRED BY APPLICABLE LAW OR AGREED TO IN WRITING WILL ANY COPYRIGHT HOLDER, OR ANY OTHER PARTY WHO MODIFIES AND/OR CONVEYS THE PROGRAM AS PERMITTED ABOVE, BE LIABLE TO YOU FOR DAMAGES, INCLUDING ANY GENERAL, SPECIAL, INCIDENTAL OR CONSEQUENTIAL DAMAGES ARISING OUT OF THE USE OR

(INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS OF DATA OR DATA BEING RENDERED INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGES.

INABILITY TO USE THE PROGRAM
(INCLUDING BUT NOT LIMITED TO LOSS
OF DATA OR DATA BEING RENDERED
INACCURATE OR LOSSES SUSTAINED BY
YOU OR THIRD PARTIES OR A FAILURE
OF THE PROGRAM TO OPERATE WITH
ANY OTHER PROGRAMS), EVEN IF SUCH
HOLDER OR OTHER PARTY HAS BEEN
ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH
DAMAGES.

0. Definitions.

[0-2]

"Copyright" also means copyright-like laws that apply to other kinds of works, such as semiconductor masks.

[0-3]

"Licensees" and "recipients" may be individuals or organizations.

[0-4]

To "modify" a work means to copy from or adapt all or part of the work in a fashion requiring copyright permission, other than the making of an exact copy.

[0-5]

A "covered work" means either the unmodified Program or a work based on the Program.

[0-6]

To "propagate" a work means to do anything with it that, without permission, would make you directly or secondarily liable for infringement under applicable copyright law, except executing it on a computer or modifying a private copy. Propagation includes copying, distribution (with or

without modification), making available to the public, and in some countries other activities as well.

[0-7]

To "convey" a work means any kind of propagation that enables other parties to make or receive copies. Mere interaction with a user through a computer network, with no transfer of a copy, is not conveying.

[0-8]

An interactive user interface displays "Appropriate Legal Notices" to the extent that it includes a convenient and prominently visible feature that (1) displays an appropriate copyright notice, and (2) tells the user that there is no warranty for the work (except to the extent that warranties are provided), that licensees may convey the work under this License, and how to view a copy of this License. If the interface presents a list of user commands or options, such as a menu, a prominent item in the list meets this criterion.

1. Source Code.

[1-2]

A "Standard Interface" means an interface that either is an official standard defined by a recognized standards body, or, in the case of interfaces specified for a particular programming language, one that is widely used among developers working in that language.

[1-3]

The "System Libraries" of an executable work include anything, other than the work as a whole, that (a) is included in the normal form of packaging a Major Component, but which

is not part of that Major Component, and (b) serves only to enable use of the work with that Major Component, or to implement a Standard Interface for which an implementation is available to the public in source code form. A "Major Component", in this context, means a major essential component (kernel, window system, and so on) of the specific operating system (if any) on which the executable work runs, or a compiler used to produce the work, or an object code interpreter used to run it.

[1-4]

The "Corresponding Source" for a work in object code form means all the source code needed to generate, install, and (for an executable work) run the object code and to modify the work, including scripts to control those activities. However, it does not include the work's System Libraries, or general-purpose tools or generally available free programs which are used unmodified in performing those activities but which are not part of the work. For example, Corresponding Source includes interface definition files associated with source files for the work, and the source code for shared libraries and dynamically linked subprograms that the work is specifically designed to require, such as by intimate data communication or control flow between those subprograms and other parts of the work.

[1-5]

The Corresponding Source need not include anything that users can regenerate automatically from other parts of the Corresponding Source.

[1-6]

The Corresponding Source for a work in
source code form is that same work.
2. Basic Permissions.
[2-1]
All rights granted under this License are
granted for the term of copyright on the
Program, and are irrevocable provided the
stated conditions are met. This License
acknowledges your rights of fair use or other
equivalent, as provided by copyright law. [2-2]
You may make, run and propagate covered
works that you do not convey, without
conditions so long as your license otherwise
remains in force. You may convey covered
works to others for the sole purpose of having
them make modifications exclusively for you,
or provide you with facilities for running
those works, provided that you comply with
the terms of this License in conveying all
material for which you do not control
copyright. Those thus making or running the
covered works for you must do so exclusively
on your behalf, under your direction and
control, on terms that prohibit them from
making any copies of your copyrighted
material outside their relationship with you.
[2-3]
Conveying under any other circumstances is
permitted solely under the conditions stated
below. Sublicensing is not allowed; section 10
makes it unnecessary.
3. Protecting Users' Legal Rights From
Anti-Circumvention Law.
[3-1]

No covered work shall be deemed part of an effective technological measure under any applicable law fulfilling obligations under article 11 of the WIPO copyright treaty adopted on 20 December 1996, or similar laws prohibiting or restricting circumvention of such measures. [3-2] When you convey a covered work, you waive any legal power to forbid circumvention of technological measures to the extent such circumvention is effected by exercising rights under this License with respect to the covered work, and you disclaim any intention to limit operation or modification of the work as a means of enforcing, against the work's users, your or third parties' legal rights to forbid circumvention of technological measures. 5. Conveying Modified Source Versions. [5-1 b] * b) The work must carry prominent notices stating that it is released under this License and any conditions added under section 7. This requirement modifies the requirement in section 4 to "keep intact all notices". 6. Conveying Non-Source Forms. [6-1 d] If the place to copy the object code is a network server, the Corresponding Source may be on a different server (operated by you or a third party) that supports equivalent copying facilities, provided you maintain clear directions next to the object code saying where to find the Corresponding Source. Regardless of what server hosts the

Corresponding Source, you remain obligated to ensure that it is available for as long as needed to satisfy these requirements.

[6-1 e]

* e) Convey the object code using peer-to-peer transmission, provided you inform other peers where the object code and Corresponding Source of the work are being offered to the general public at no charge under subsection 6d.

[6-3]

A "User Product" is either (1) a "consumer product", which means any tangible personal property which is normally used for personal, family, or household purposes, or (2) anything designed or sold for incorporation into a dwelling. In determining whether a product is a consumer product, doubtful cases shall be resolved in favor of coverage. For a particular product received by a particular user, "normally used" refers to a typical or common use of that class of product, regardless of the status of the particular user or of the way in which the particular user actually uses, or expects or is expected to use, the product. A product is a consumer product regardless of whether the product has substantial commercial, industrial or non-consumer uses, unless such uses represent the only significant mode of use of the product.

[6-4]

"Installation Information" for a User Product means any methods, procedures, authorization keys, or other information required to install and execute modified versions of a covered work in that User Product from a modified version of its

Corresponding Source. The information must suffice to ensure that the continued functioning of the modified object code is in no case prevented or interfered with solely because modification has been made.

[6-5]

If you convey an object code work under this section in, or with, or specifically for use in, a User Product, and the conveying occurs as part of a transaction in which the right of possession and use of the User Product is transferred to the recipient in perpetuity or for a fixed term (regardless of how the transaction is characterized), the Corresponding Source conveyed under this section must be accompanied by the Installation Information. But this requirement does not apply if neither you nor any third party retains the ability to install modified object code on the User Product (for example, the work has been installed in ROM). [6-6]

The requirement to provide Installation
Information does not include a requirement to
continue to provide support service,
warranty, or updates for a work that has been
modified or installed by the recipient, or for
the User Product in which it has been
modified or installed. Access to a network
may be denied when the modification itself
materially and adversely affects the operation
of the network or violates the rules and
protocols for communication across the
network.

[6-7]

Corresponding Source conveyed, and Installation Information provided, in accord with this section must be in a format that is

publicly documented (and with an implementation available to the public in source code form), and must require no special password or key for unpacking, reading or copying.

7. Additional Terms.

[7-1]

"Additional permissions" are terms that supplement the terms of this License by making exceptions from one or more of its conditions.

Additional permissions that are applicable to the entire Program shall be treated as though they were included in this License, to the extent that they are valid under applicable law. If additional permissions apply only to part of the Program, that part may be used separately under those permissions, but the entire Program remains governed by this License without regard to the additional permissions.

[7-2]

When you convey a copy of a covered work, you may at your option remove any additional permissions from that copy, or from any part of it. (Additional permissions may be written to require their own removal in certain cases when you modify the work.) You may place additional permissions on material, added by you to a covered work, for which you have or can give appropriate copyright permission.

[7-3]

Notwithstanding any other provision of this License, for material you add to a covered

work, you may (if authorized by the copyright holders of that material) supplement the terms of this License with terms:

- * a) Disclaiming warranty or limiting liability differently from the terms of sections 15 and 16 of this License; or
- * b) Requiring preservation of specified reasonable legal notices or author attributions in that material or in the Appropriate Legal Notices displayed by works containing it; or
- * c) Prohibiting misrepresentation of the origin of that material, or requiring that modified versions of such material be marked in reasonable ways as different from the original version; or
- * d) Limiting the use for publicity purposes of names of licensors or authors of the material; or
- * e) Declining to grant rights under trademark law for use of some trade names, trademarks, or service marks; or
- * f) Requiring indemnification of licensors and authors of that material by anyone who conveys the material (or modified versions of it) with contractual assumptions of liability to the recipient, for any liability that these contractual assumptions directly impose on those licensors and authors.

[7-4]

All other non-permissive additional terms are considered "further restrictions" within the meaning of section 10. If the Program as you

received it, or any part of it, contains a notice stating that it is governed by this License along with a term that is a further restriction, you may remove that term. If a license document contains a further restriction but permits relicensing or conveying under this License, you may add to a covered work material governed by the terms of that license document, provided that the further restriction does not survive such relicensing or conveying.

[7-5]

If you add terms to a covered work in accord with this section, you must place, in the relevant source files, a statement of the additional terms that apply to those files, or a notice indicating where to find the applicable terms.

[7-6]

Additional terms, permissive or non-permissive, may be stated in the form of a separately written license, or stated as exceptions; the above requirements apply either way.

8. Termination.

[8-2]

However, if you cease all violation of this License, then your license from a particular copyright holder is reinstated (a) provisionally, unless and until the copyright holder explicitly and finally terminates your license, and (b) permanently, if the copyright holder fails to notify you of the violation by some reasonable means prior to 60 days after the cessation.

[8-3]

Moreover, your license from a particular copyright holder is reinstated permanently if the copyright holder notifies you of the violation by some reasonable means, this is the first time you have received notice of violation of this License (for any work) from that copyright holder, and you cure the violation prior to 30 days after your receipt of the notice. [8-4] If your rights have been terminated and not permanently reinstated, you do not qualify to receive new licenses for the same material under section 10.
9. Acceptance Not Required for Having Copies. [9-1] Ancillary propagation of a covered work occurring solely as a consequence of using peer-to-peer transmission to receive a copy likewise does not require acceptance.
10. Automatic Licensing of Downstream Recipients. [10-2] An "entity transaction" is a transaction transferring control of an organization, or substantially all assets of one, or subdividing an organization, or merging organizations. If propagation of a covered work results from an entity transaction, each party to that transaction who receives a copy of the work also receives whatever licenses to the work the party's predecessor in interest had or could give under the previous paragraph, plus a right to possession of the

Corresponding Source of the work from the predecessor in interest, if the predecessor has it or can get it with reasonable efforts.

[10-3]

For example, you may not impose a license fee, royalty, or other charge for exercise of rights granted under this License, and you may not initiate litigation (including a cross-claim or counterclaim in a lawsuit) alleging that any patent claim is infringed by making, using, selling, offering for sale, or importing the Program or any portion of it.

11. Patents.

[11-1]

A "contributor" is a copyright holder who authorizes use under this License of the Program or a work on which the Program is based. The work thus licensed is called the contributor's "contributor version".

[11-2]

A contributor's "essential patent claims" are all patent claims owned or controlled by the contributor, whether already acquired or hereafter acquired, that would be infringed by some manner, permitted by this License, of making, using, or selling its contributor version, but do not include claims that would be infringed only as a consequence of further modification of the contributor version. For purposes of this definition, "control" includes the right to grant patent sublicenses in a manner consistent with the requirements of this License.

[11-3]

Each contributor grants you a non-exclusive, worldwide, royalty-free patent license under

the contributor's essential patent claims, to make, use, sell, offer for sale, import and otherwise run, modify and propagate the contents of its contributor version.

[11-4]

In the following three paragraphs, a "patent license" is any express agreement or commitment, however denominated, not to enforce a patent (such as an express permission to practice a patent or covenant not to sue for patent infringement). To "grant" such a patent license to a party means to make such an agreement or commitment not to enforce a patent against the party.

[11-5]

If you convey a covered work, knowingly relying on a patent license, and the Corresponding Source of the work is not available for anyone to copy, free of charge and under the terms of this License, through a publicly available network server or other readily accessible means, then you must either (1) cause the Corresponding Source to be so available, or (2) arrange to deprive yourself of the benefit of the patent license for this particular work, or (3) arrange, in a manner consistent with the requirements of this License, to extend the patent license to downstream recipients. "Knowingly relying" means you have actual knowledge that, but for the patent license, your conveying the covered work in a country, or your recipient's use of the covered work in a country, would infringe one or more identifiable patents in that country that you have reason to believe are valid.

[11-6]

If, pursuant to or in connection with a single

transaction or arrangement, you convey, or propagate by procuring conveyance of, a covered work, and grant a patent license to some of the parties receiving the covered work authorizing them to use, propagate, modify or convey a specific copy of the covered work, then the patent license you grant is automatically extended to all recipients of the covered work and works based on it.

[11-7]

A patent license is "discriminatory" if it does not include within the scope of its coverage, prohibits the exercise of, or is conditioned on the non-exercise of one or more of the rights that are specifically granted under this License. You may not convey a covered work if you are a party to an arrangement with a third party that is in the business of distributing software, under which you make payment to the third party based on the extent of your activity of conveying the work, and under which the third party grants, to any of the parties who would receive the covered work from you, a discriminatory patent license (a) in connection with copies of the covered work conveyed by you (or copies made from those copies), or (b) primarily for and in connection with specific products or compilations that contain the covered work, unless you entered into that arrangement, or that patent license was granted, prior to 28 March 2007.

[11-8]

Nothing in this License shall be construed as excluding or limiting any implied license or other defenses to infringement that may otherwise be available to you under

applicable patent law.
13. Use with the GNU Affero General Public License.
Notwithstanding any other provision of this License, you have permission to link or combine any covered work with a work licensed under version 3 of the GNU Affero General Public License into a single combined work, and to convey the resulting work. The terms of this License will continue to apply to the part which is the covered work, but the special requirements of the GNU Affero General Public License, section 13, concerning interaction through a network will apply to the combination as such.
14. Revised Versions of this License.
[14-3] If the Program specifies that a proxy can decide which future versions of the GNU General Public License can be used, that proxy's public statement of acceptance of a version permanently authorizes you to choose that version for the Program. [14-4] Later license versions may give you
additional or different permissions. However, no additional obligations are imposed on any author or copyright holder as a result of your choosing to follow a later version.
17. Interpretation of Sections 15 and 16.
[17-1] If the disclaimer of warranty and limitation of

liability provided above cannot be given local legal effect according to their terms, reviewing courts shall apply local law that most closely approximates an absolute waiver of all civil liability in connection with the Program, unless a warranty or assumption of liability accompanies a copy of the Program in return for a fee.

【別紙 3】 A Practical Guidance to GPL Compliance日本語訳 (GPL 遵守のための実践的ガイドライン)

SFLC (Software Freedom Law Center) は、2008 年 8 月 26 日、GPL を遵守するための参考として、実践的なガイドラインを公表した。

このガイドラインは、GPL ソフトウェアを使用して開発を業務を行っている技術者や、 FOSS ライセンスに関するコンプライアンスの問題を取り扱う法務部門の担当者にとって大 いに参考になると思われる。

そこで、IPA のオープンソフトウェア・センター リーガルタスクグループはその日本語 訳を作成した。

Software Freedom Law Center 1995 Broadway, 17th Floor New York, NY 10023-5882 Tel +1-212-580-0800 Fax +1-212-580-0898 www.softwarefreedom.org

GPL 遵守に向けた実践ガイド

Bradley M. Kuhn Aaron Williamson Karen M. Sandler

2008 年 8 月 26 日

Copyright© 2008, Software Freedom Law Center. 本文書を変更しない限り、任意の媒体に複製できます;ただし、この告知をそのまますべての複製につけておいてください。

1 要旨

この文書は、GNU 一般公衆利用許諾書(GNU General Public License: GPL)と、関連 するライセンスを実効性を持って遵守する方法について説明したガイドブックです。GPL 遵守について、コミュニティのメンバーを非敵対的に支援するというSoftware Freedom Law Center (SFLC)の方針に従って、このガイドでは、遵守行為を執行される事を未然に防ぐ方法、権利行使が発生した際の悪い影響を最小限に抑える方法に重点を置きます。本書では、まず GPL と著作権者による権利行使に関する法的な考え方の基本を説明します。そして、より良い GPL 遵守に向けたビジネス上の実務と方法の概要についても述べます。さらに、違反後に著作権者から向けられる懸念への適切な事後対応を提言します。

2 背景

初期のGPL権利行使活動は、Richard Stallman氏が 1989 年にGPLを著した直後から始まりましたが、非公式なコミュニティ活動によるもので、しばしばUsenetで公開協議されることもありました「1」。その後 10 年ほどは、多数の GNUプログラムの著作権を保有するフリーソフトウェア財団 (Free Software Foundation: FSF) だけが、オープンソースソフトウェア (Free/Libre and Open Source Software: FOSS) のコミュニティに代わり、GPLで保護された著作権を積極的に行使する目に見える唯一の団体でした。フリーソフトウェア財団による権利行使は、基本的にプライベートな活動であり、違反者と内々に話し合い、違反者がライセンスを遵守した状態へ戻れるよう支援してきました。2000 年代の初期までは、大半のライセンス違反がこうした方法で是正されてきました。

その頃までには、無線ルータなどの組込みデバイスで Linux を使用したシステムが普及するようになっていました。この時期、新聞やインターネットフォーラムでは違反者に対する公衆の非難が掲載され、進行中の内々の権利行使への助力となり、企業に対する法令遵守への圧力が強まりました。2003 年に、FSF はその活動を GPL コンプライアンスラボとして組織化した上、権利行使の数を増やし、そして著作権者を対象に、違反者と友好的に解決することを奨励するコミュニティ連合を構築しました。2004 年初頭に、Harald Welte 氏は、より組織だった権利行使を表立って行なう為、gpl-violations.orgを立ち上げました;GPL 違反に関するレポートを収集するための Web サイトとメーリングリストです。その違反レポートに基づき、同氏は欧州で、正式な訴訟も含む多くの権利行使を成功させました。

2007年に、SFLC は米国で初めて GPL 違反に基づく著作権侵害訴訟を起こしました。SFLC による依頼人を代理しての提訴は公的なものであったとはいえ、SFLC は大半の権利行使活動を違反者との話し合いを通じて内々に解決しました。そして、個々の企業に GPL 遵守を

^[1] 例えば、その当時、NeXT 社が GCC 用の Objective-C フロントエンドを商用化したことに非難が集中しました。

求める活動を続けるうち、私たちは多くの問題が簡単に回避できることに気づいたのです;例えば、自分達が入手したソフトウェアのライセンスに対する配慮が適切でないこと、GPL の条項に対する誤解があること、ソフトウェア開発部門と経営者層とのコミュニケーション不足があることなどです。本文書では、これらの問題を明確にし、FOSS の企業ユーザが GPL への対応を見直し、今後の違反を回避するため、それを促進するベストプラクティスを述べます。

SFLC は、GPL、GNU 劣等一般公衆利用許諾書(GNU Lesser Public License: LGPL)、その他のコピーレフトライセンスでソフトウェアをリリースしている多くのクライアントを保護するために、GPL の権利行使と遵守に関する活動を継続的に展開しています。こうした活動をしている間に、多くのライセンス違反は少数の共通な誤りが原因であり、そのほとんどの部分は簡単に回避できることに気づきました。私たちは、商業的な配付者、再配付者、再販業者の方々に対し、ライセンス違反をまず回避する方法、そして違反が起きた場合には的確かつ適切に対応する方法を伝授したいと願っています。

3 よくある違反を回避するベストプラクティス

FOSS ライセンスでも、許容度の高い、すなわち著作権表示を保持することのみを要求しているようなライセンス (例えば ISC ライセンス) とは異なり、GPL はライセンシに対し、多くの重要な要求を課しています。これら GPL の要求は、ソフトウェアの自由を求めるコミュニティに必要な価値と規範を維持できるよう注意深く設計されています。独占的なソフトウェアライセンスに慣れている人々が、初めて GPL の要求を見ると奇異に映るかもしれませんが、比較してみると GPL の条項は、実はライセンシに対して明解かつ好都合なものです。GPL の条項は実際には、違反が発生したときの遵守状態への復帰を単純化しています。

GPLコンポーネントを、社内の開発環境に組み込むために必要な、適切な実践をとりそこなったことが原因で、もしくはそれと複合した原因で、GPL違反がしばしば起きます。本セクションでは、FOSSでの流儀に合致するソフトウェアのツール群、インテグレーション、配付に関して、ベストプラクティスをいくつか紹介します。企業は、そのような実践体制を確立してから、GPLソフトウェアをもとにした製品を構築するのがよいと思います^[2]。

^[2] このガイドは、GPLv2、GPLv3、LGPLv2、LGPLv3 に対応しています。一般的なライセンス違反を回避する方法は、これらのライセンスによってほとんど異なりません。GPLと LGPL の相違については、第 7.1 節で説明します。

3.1 ライセンスの適用範囲を検討せよ

GPLに関する討論は、しばしば「コピーレフト」条項を中心に堂々巡りします。確かに、GPLはコピーレフトの具現化を主目的として設計されています。(単純な移植やバグフィクスのみでなく)GPLソフトウェアに差別化機能を追加している企業の多くは、その差別化機能の追加がGPLのより複雑な義務を招くことを承知しています[3]。

しかしながら、GPLの権利行使に関する私たちの経験では、再配付者のライセンス違反がコピーレフト条項に直接関係することはまれです;これは大半の組込みシステムの開発者に対しても同様です。それと引き換え、大抵の場合、GPLのコンポーネント(例えばLinux、BusyBox)とLGPLのコンポーネント(例えばGNU C Library)を含む完全なオペレーティングシステムの上での GPL ライセンス違反になっています。ときには、これらのプログラムには、直接ソースを改変することによる、小修正や小改良が施されており、それらも派生著作物であることが明白です。これらのプログラムと共に、企業はたいてい、スクラッチから開発した完全独立の独占的ソフトウェアを、GPLコンポーネントに対する結合、リンク、改変、その他の著作権法でいうところの派生に当たる行為のない、FOSSオペレーティングシステム上で動作するように設計し、配付します。後者の例は、間違いなく創作的表現による独立した著作物であり、派生著作物にはなりません「4」。こうした2つの分類に該当しない非常に稀な事例は、派生著作物について込み入った質疑を含むことになり、事実に依存した高度な分析が必要で、一般向けの文書では扱うことはできません。

しかしながら、違反を指摘された企業のほとんどは、遵守に関する基本的な手筈でさえ 理解できていません。本文書はそういった基本的かつ普遍的な前提条件としての知識を提供します。貴社のソフトウェアがコピーレフト・ソフトウェアの派生著作物であるかどうかといった、稀で込み入った法律上の問題については、弁護士に相談してください^[5]。

この先の説明では、どのような「著作物」が GPL の保護対象となるか識別できているこ

^[3] コピーレフトと派生著作物については、法律的に詳細に議論されています。しかし、GPL でライセンスされたソフトウェアを頒付する大半の企業にとって、法律上の細かな議論は、 実際に問題になることはありません。

^[4] ただし、こうしたプログラムには、LGPL でライセンスされたライブラリが含まれていることがあります。この点については、第 7.1 節で詳述します。

^[5] ソフトウェアから派生したアプリケーションに関する詳細な情報については、同僚の Dan Ravicher が書いた記事「Software Derivative Work: A Circuit Dependent Determination」をお読みください。

と、そして GPL の対象でないコンポーネント (例えば、たまたま Linux ベースのオペレーティングシステムで動作するというだけの、すべてを社内で開発したアプリケーション) とは、著作権法で言う独立著作物であるということを認識できていることを前提とします。 この場合、GPL コンポーネントとそれに加えた改変については、対応ソース一式を提供する必要がありますが、独立した独占的アプリケーションについては必要ありません。本文書で述べる手順は、こういった典型的な想定について説明します。

3.2 ソフトウェア取得を監視せよ

ソフトウェア開発者には、革新する自由と、有益なソフトウェアコンポーネントを貴社の製品に組み込み、製品を改良する自由が与えられているはずです。しかし、この自由の享受には、どのようなソフトウェアが自社製品で評価され、組み込まれたかを、あなたが確実に知るためのルールと報告手順を伴っていなければなりません。

GPL 違反の件で私たちが接触した企業は、しばしば「当社製品に GPL コードが含まれている事を知らなかった」という回答をしてきました。この答は、ソフトウェアの取得と調達プロセスに誤りがあることを示唆しています。サードパーティ製の独占的ソフトウェアを導入するには、開発者がそのソフトウェアを組み込む前に、正式な契約の締結と経営的/法務的な監査を必要とすることが一般的です。一方、貴社の開発者は、FOSS を干渉なしに、取得し、導入できます。しかしながら、取得が簡単であるからといって、監督を緩めて良いわけではありません。独占的ソフトウェアを組み込む際に、法務部門や経営層が契約条件を交渉するように、FOSS を貴社製品に持ち込むには、彼らが同じくすべての判断に参画しなければなりません。

単純で技術志向のルールがあれば、FOSS インテグレーションの安定した基盤の構築に役立ちます。ソフトウェア開発者に、新たな FOSS コンポーネントをシステムに追加するたびに、所定の場所に電子メールを送付するよう依頼し、またその FOSS をどのように製品に組込む予定か、簡略な記述を含めるよう指示してください。ソフトウェア開発チームには、必ずバージョン管理システムを使わせること、その上で、すべてのソフトウェアに対し、上流バージョンを個別の「ベンダ・ブランチ」もしくは類似の方法で格納させてください;そうすれば、ソフトウェアのメインバージョンと改変箇所を簡単に追跡・検索できます。

以上の手続きは、貴社のプロジェクトを立ち上げる際に制定するのがベストです。一旦、 雑然と出自不明な状態で開発プロジェクトが始まってしまうと、GPL コンポーネントの存 在を特定、一覧化することは困難です。もしそのような状態の場合、Fossology システムで ソースコードを分析して、そのコードに適用されるであろう FOSS ライセンスのリストを生成することをお勧めします。Fossology は、貴社製品のビルド時に既に使用されていたソースの一覧の作成に役立ちます。その上で、さらにそれを拡張し、インベントリとプロセスをさらに構造化できます。

3.3 変更とリリースを追跡せよ

この先で詳しく説明しますが、GPL 遵守な状態であるために最重要な要素は、GPL 化されたソフトウェアとなるいかなる頒付においても、完全なる対応するソースコードを含めるということです。どのソースが個々のバイナリ配付を生成したのかを、常に知っていることが最も重要です。

不幸にも私たちが権利行使した多くのケースでは、違反する企業の開発チームは、彼らの会社が配付したバイナリに対応した正確なソースを再構築することが困難でした。開発者たちに、リビジョン管理システムを使用するよう徹底してください。顧客に頒付したビルドに対応する完全なソースツリーにマークまたはタグを付けるよう指示してください。それから、READMEファイル、ビルドスクリプト、開発ノート、ドキュメントを含め、ソフトウェア開発のすべてのパーツをリビジョン管理システムに保管しているか、チェックしてください。配付したバイナリの対応ソースのバージョンを正確に追跡するシステムがあれば、開発者達にもメリットがあるのです。

3.4 「ビルドグル」を排除せよ

最終製品のビルドとアセンブルのやりかたを、それを知っているたった一人もしくはごく少数の者に任せきりにしているソフトウェアプロジェクトが多すぎます。そのような知の集中化は、重複開発を引き起こすばかりでなく、ビルドスクリプトの提供が必要であるという、GPL 遵守に対しても危険を及ぼします。

その人だけが最終製品の作り方を知っているという「ビルドグル」に頼ることをしてはいけません。ビルドプロセスが適切に定義されていることを常に確認しましょう。(組込みソフトウェアの場合)顧客への配付に適した最終ファームウェアを生成することも含め、最終バイナリ配付に向けたビルドプロセスについて、各開発者を訓練してください。ビルドプロセスにはリビジョン管理システムを使用することを開発者達に指示してください。システムに新しいコンポーネントを追加するときに、適切なビルド方法を記述(望むらくはスクリプト化)せずに開発業務を進行してはいけないと定めるルールを作ってください。

4 配付時の GPL 遵守に関する詳細

この節では、GPL ソフトウェアの配付に求められる具体的な要求について説明します。 本節は、GPLv2 と GPLv3 にある特定の条項や文言への言及を多用しますので、ご注意くだ さい。それぞれのライセンスをすぐ読める状態にしておくと理解しやすいでしょう。

4.1 バイナリ頒付の許諾

GPLの種々のバージョンは、著作権法で許諾無しに許されないようなソフトウェアの使い方を許諾する著作権ライセンスです [6]。その許諾は、GPLの要求を遵守することを条件としています。本節は、組込み用途で良く見られる、GPL プログラムをバイナリ(すなわち、実行可能またはオブジェクトコード)形式で頒付する際に適用される要求(GPLv2とGPLv3の両者)をとおしで論じます。バイナリのアプリケーションは、プログラムのオリジナルソースから派生するものであるため、アプリケーションを頒付する許諾を著作権者から得る必要があります。GPLv2の第3条とGPLv3の第6条は、GPLプログラムのバイナリ頒付に関連する許諾と条件を記載しています [7]。

GPL のバイナリ頒付を述べたセクションでは、複数の遵守方法より1つを選択できる形式としています。以下の節では、個々の選択肢について順に検討します。各選択肢では、バイナリ頒付に対し『対応ソース(Corresponding Source)』コードについて触れていますが、それにはバイナリを生成した元となるソースコードを含みます。この簡略で単純な定義が、本節におけるバイナリ配付に関する説明のすべてになるのですが、§ 4.2 に掲載される「対応ソース」に関する説明を読み終わってから、本節を読み返そうという気になるかもしれません。

4.1.1 選択肢(a): ソースとバイナリを一緒に提供する

GPLv2 の§ 3 (a)と GPLv3 の§ 6 (a)は、ソースコードを提供する最も簡単な選択肢です:

^[6] このテーマを巡る詳細については、SFLC から出版されている『A Legal Issues Primer for Open Source and Free Software Projects』の「Common Copyright Questions」をご覧ください。

^[7] ここで紹介した節は、単独で読んでも意味を充分に理解できません。これらの条項を読む前に、ライセンス全体に目を通してください。ライセンスの概要が理解できたら、バイナリ頒付に関する節を読んでください。

対応ソースを各バイナリ配付に含めること。一見、他の選択肢のほうが面倒でないように 見えますが、本選択肢は潜在的な遵守に関わる課題をかならず最小に抑えることができま す、なぜなら、対応ソースとバイナリを一緒に提供すれば、貴社の GPL 義務が頒付時に満 たされるからです。他の選択肢ではそうはいきませんし、それゆえ、本選択肢を真剣に検 討するよう、強く推奨します。この選択肢でない場合、貴社の義務完了期日を、バイナリ 配付後のはるか後まで、先延ばしすることになります。

この選択肢による遵守は単純明解です。もし、貴社が GPL ソフトウェアのバイナリのコピー(ファームウェア、ハードディスク、CD、または他の永久記憶媒体を介して)を含む製品を出荷するのであれば、対応ソースをバイナリと共に格納することができます。またあるいは、製品同梱の CD や他のリムーバブルメディアにソースを含めることができます。

GPLv2 では、種々の格納機構を「ソフトウェアの交換に習慣的に使われる媒体」と、述べています。インターネットは、高速接続が利用できる場所では、ソフトウェアを頒付する手段としてもっとも良く利用されるようになったきましたが、GPLv2 が作成された当時は、ソフトウェアをダウンロードするということは現実的ではありません(そして不可能な場合も多かった)でした。GPLv2 の公開以来、世界の多くの場所でこの状況は変わっていませんし、インターネットは未だに「ソフトウェア交換用の習慣的な媒体」とみなされてはいません。対応ソースを「ソフトウェア交換で習慣的に使われる耐久性ある物理的媒体に固定される」状態であることを求めることで、GPLv3 は招きやすい誤解を解消しました。GPLv3 では、選択肢(a)を使用した場合、バイナリ再頒付者に、ソースを物理的媒体で提供する義務があることを明示しています。

選択肢(a)において、ソースを物理的媒体で提供することは義務ですが、自発的にインターネット経由で頒付することはとても有用であるということに、どうかご留意ください。この点については、§ 4.1.2 で詳しく説明します。

4.1.2 選択肢(b):申し出

多くの頒付者は、バイナリ配付に、完全なソース一式でなく、ソース提供の申し出のみをつけた出荷を好みます。本選択肢は、ソースの配付が製品単価の上昇を直接招く場合に、価値があります。例えば、組込み製品のストレージが小さすぎてソースを格納できない場合、かつ、CD 同梱でなくマニュアルやその他印刷物のみが同梱される場合には、よい選択肢かもしれません。

しかしながら、本選択肢では、貴社の義務完了期日を劇的に延長してしまいます。ソース提供の申し出は、バイナリを最後に頒付してから、まる3年間(GPLv2)、あるいは最後のバイナリまたは補修用部品を頒付してから、まる3年間(GPLv3)有効であることが必要です。貴社のソースコード要請・提供システムは、製品のライフサイクルをはるかに超えても継続可能な設計にしなくてはなりません。

加えて、GPLv2 への遵守を求められる場合、ソースコードの提供にネットワークサービスを使うことができません。GPLv2 の場合、ソースコードの申し出が満たされるのは物理的媒体だけです。これは、通常、製品ライフサイクル終了後何年間も、最新版の 「ソースコード CD」を作成し続けなければならないことを意味します。

GPLv2 では、ソースコードの申し出に関して、物理的媒体でソースを提供する申し出に加えて、インターネット上でダウンロード可能なソースへのリンクを含めるのであれば、構いませんし推奨できます。この方法は、高速ネットワーク接続を利用するユーザはソースをより早く取得でき、一般的には、物理的媒体での要求数が減ります。(GPLv3 §6 (b) では、物理的媒体でなく、公衆ネットワークアクセスによる頒付を許諾します。この点については、本節の最後で詳しく説明します。)

GPLv2 を遵守したソース提供の申し出を、以下に例示します;貴社は、それをバイナリの各配付物に印刷物として同梱すれば良いでしょう:

この製品は、GPL でライセンスされる著作権保護されたソフトウェアを含みます。 ライセンスのコピーは、本文書の X ページ に掲載されています。対応するソースコードは、本製品のを最終出荷より3年間、早くとも2011年8月1日までの期間、当社より入手できます;ソースコードをご希望の方は、郵便為替または小切手または小切手で5ドルを次の住所にご送付ください:

GPL Compliance Division Our Company Any Town, US 99999

支払いのメモ欄に「製品 Y のソース」と記載してくださるようお願いいたします。 ソースのコピーは次のサイトにも掲載されています。

http://www.example.com/sources/Y/ この申し出は、本情報を受領された方全員に有効です。 本申し出にはいくつかの重要な細目があります。第一に、コピー代金を請求していることです。GPLv2 は、「物理的なソース配付に要する貴社のコストを上回らない範囲の課金」を許可しています。本料金は妥当な金額でなければなりません。もし、CD の複製と郵送費が約 10 ドルを超える場合、安価な CD と安価な配送方法をさがす必要があるでしょう。コミュニティに過剰な課金をしようとすることは、貴社のためになりません。ソースコード条項で営利事業を行う目的で、本条項を悪用すると、権利行使につながりかねません。

第二に、申し出の最終行は、ソースを要求する者全員に有効であることに注意してください。GPLv2 §3 b は、対応ソースのコピーを「いかなる第三者にも提供する」ことを要求するからです。GPLv3 には、申し出は「オブジェクトコードを所有するいかなる者にも」有効であると定めた、同様の要求があります。GPLv2 § 3 (c)と GPLv3 § 6 (c)で示された要件は、非商業的な再頒付者が、上記ソースの申し出を、彼らの頒付物にそのまま添付することを認めるためのものです。それゆえ、申し出は、貴社の顧客だけでなくその顧客からバイナリのコピーを受け取った者全員に有効でなければなりません。多くの頒付者は、この要件を見落としており、製品を頒付した直接の顧客からの要請に応じるだけで良いと思いこんでいます。

直接ソースを配付せず、ソースに関する申し出を添える選択肢は、電話などによる顧客の発注管理システムを備えた企業には特別なメリットになります。GPLv2§3(c)と GPLv3§6(c)は、彼らが受領したソースの申し出をそのまま渡すことを許可することによって非商業的な再配付者に対する要求対応義務の負担をなくしています。

商業的な再配付者は、例外規定である選択肢(c)を利用できないことに注意してください; 貴社によるソースの申し出は、申し出(GPLv2)またはオブジェクトコード(GPLv3)を受け取った者全員に有効であるとはいえ、商業的に貴社製品を再配付する者は、これを 理由にソース配付義務をまぬがれることはできません。ライセンスの条文は、オリジナル の配付者であるかに関係なく、GPL ソフトウェアを配付する者すべてに適用されます。組 込みデバイス用に GPL のソースからソフトウェアプラットフォームを開発する企業を、例えば、ベンダ V とします。製造業者 M は、M のデバイスのファームウェアとして、そのソフトウェアをインストールする契約を V と締結しました。V は、ソースの申し出を添えて、ソフトウェアを M に提供します。本状況で M は、V から受け取った申し出を、M の顧客に単純に渡すことはできません。M もまた、GPL ソフトウェアを商業的に配付するのですから、M も GPL を遵守し、M の顧客にソース(または M 自身によるソースの申し出)を提供しなければなりません。

この状況は、貴社の顧客が再配付する可能性のある製品には、ソースの申し出が、好ましくない選択肢であることを示しています。もし、貴社がソースそのものを製品に同梱すれば、貴社顧客への配付はライセンスを遵守していると言えますし、貴社顧客が(改変せずに)彼らの顧客に配付しても、どちらにもソースが含まれるのですから、同様にライセンス遵守となります。もし貴社が申し出だけを添付した場合には、貴社の配付はライセンス遵守ですが、貴社顧客の配付には引き継がれません;なぜなら、貴社顧客は彼らの配付に彼ら自身による申し出を作っていないからです。

貴社がGPLv3の下で配付する場合、ソースの申し出に関する条文はずいぶんと違います。GPLv3では、一般公衆が利用でき、貴社製品または補修用部品の最終頒付から3年間稼働するネットワークサーバがあれば、それを介したソース提供だけで済みます。したがって、インターネットだけでソースを頒付しても、貴社の遂行義務を果たせます。GPLv3のみの配付とすれば、「ソースの申し出」の選択肢に必要な手間が減り、商業的な再配付者の義務履行が簡単になります。しかしながら、インターネットベースの要求対応プロセスに移行する前に、貴社は、すべてのソフトウェアをGPLv3で配付できるか確認する必要があります。プログラムによっては、実際に「GPLv2 またはその後のバージョンいずれでも」(しばしば「GPLv2-or-later」と略されます)でライセンスされています。そのようなライセンスなら、GPLv3での再配付を選択可能です。しかし、一部のポピュラーなプログラムには、GPLv2のみライセンスされ、「その後のバージョンいずれでも」がありません(「GPLv2のみ」)。後の例の場合、貴社は、インターネットベースのソース要求対応プロセスの提供だけで済ませることはできません。

もし、貴社製品のすべてがGPLv3へアップグレードできる(もしくは最初から既にGPLv3である)ことが判断できれば、ソースに関する貴社の申し出は、このようにシンプルなものになります:

この製品は、GPLv3でライセンスされる著作権保護されたソフトウェアを含みます。 ライセンスのコピーは、本文書の X ページ に掲載されています。対応するソースコードは、本製品の最終出荷より 3 年間、早くとも 2011 年 8 月 1 日までの期間、弊社ウェブサイトより入手できます;また、ソースコードは、当 社 の Web サ イ ト (http://www.example.com/sources/productnum/) からダウンロードできます。

GPLv2、GPLv3 どちらの場合でも、ソースの申し出には、ライセンスのコピーを電子的にもしくは印刷で、各配付物に添付しなければいけません。

最後に、『対応ソース』ができていないという理由だけで、選択肢(b)を用いてはいけません。申し出を書くことは簡単だから、しかし、ただでさえ忙しい開発プロセスの後にソース配付を生成することは大変だからという理由で、本選択肢を選ぶ企業が見受けられます。ソース申し出は、遵守しない製品を急いで市場投入する企業に向けた応急処置として存在するのではありません。貴社が、ソースの申し出を添えて製品を出荷しても、顧客が申し出を受領した時点でソースを即座に届けることができない場合は、権利行使を覚悟することになります。

4.1.3 選択肢(c): 非商業的な申し出

前節で説明したように、GPLv2§3(c)と GPLv3§6(c)は、非商業的な使用だけに適用されます。これらの選択肢は、商業的な GPL ソフトウェアの配付には利用できません。そのため、上流のベンダがパッケージしたソフトウェアを自社のために再配付する企業は、そのベンダから受け取った申し出をそのまま渡すことはできません、つまり、自社自身による申し出を提供するか、対応ソースを自社の配付先に提供しなければなりません。上流のソフトウェア提供者については、§7.2でお話しします。

4.1.4 GPLv3 の選択肢 6(d):インターネットによる頒付

GPLv2の下では、貴社が『対応ソース』を配付する方法として使用できる選択肢は§3(c)までです。しかし、GPLv2においてさえ、インターネットを介したソース配付は、ごく普通に行われましたし、ライセンスに適合すると考えられていました。GPLv2は、インターネットのみの配付を、3つの選択肢の後、条文文章の最後で、ほとんど追補として述べています。GPLv2§3から該当個所を引用します:

実行可能形式またはオブジェクトコードの配付が、指定された場所からコピーする ためのアクセス手段を提供する方法によりなされる場合、ソースコードも同等のアク セス手段によって同じ場所からコピーできるようになっているならば、たとえ第三者 がオブジェクトコードと一緒にソースを強制的にコピーさせられるようになっていな くとも、ソースコード配付の条件を満たしているものとする。

GPLv2が作成された1991年当時、インターネットを介したソフトウェア配付は例外的で、つまり、一般的ではありませんでした。FTP サイトがあったとはいえ、ソフトウェアは主として磁気テープやCDで送付されていました。そのため、GPLv2 は、およそ何らかの物

理的媒体によるバイナリ頒付を前提としています。対照的に、GPLv3 §6 (d)は、これまでコミュニティが GPLv2 遵守と考えてきたインターネットによる配付を、選択肢として明記したのです。

このように、ソースコードを同じ方法で同じ場所から提供すれば、貴社はソース条項義務を満たすことができます。この選択肢を実施する場合、ユーザがバイナリをダウンロードする際に、ソースもダウンロードすることを確認する義務はありませんし、ソースがバイナリと同じようにアクセスしやすい限り、必要に応じて、別個のサーバを使って要求対応とすることができます。しかしながら、ユーザがバイナリをダウンロードする際、ソースのダウンロード先がすぐ分かるようする義務があります。このように、GPLv3§6(d)では、GPLv2におけるソース条項に関するあいまいな部分を解消しています。実際のところ、GPLv3には、そのような多くの重要な明確化を含むということからも、著作者にも再頒付者にも等しくGPLv3を採用する必然的な理由をもたらしています。

4.1.5 GPLv3 の選択肢 6 (e): P2P の使用 (Software Torrents)

ピアツーピアファイル共有は、GPLv2が作成された後で普及しましたし、また GPLv2のソース条項選択肢のどれかを当てはめることは簡単でありません。GPLv3§6(e)は、この問題に取り組み、ピアツーピアファイル共有ネットワーク上でソースとバイナリの配付を共に明示的に許可しています。もし、貴社がピアツーピアネットワーク経由のみで配付する場合、本選択肢を実施可能です。しかしながら、ピアツーピアでないバイナリ配付に対し、ピアツーピアのソース配付で、貴社のソース条項義務を果たすことはできません。最後に、バイナリとソースは等しく、ピアツーピアのイニシアル・シードから配付されることを確実にしなければなりません。

4.2 『対応ソース』の準備

ほとんどの権利行使の対象は、残念なことに§3でアドバイスするような手順でなされていない企業と、ソース配付を行う体制が何もない企業の場合です。これらの企業は、バイナリに遡ってライセンスを遵守する必要があります。私たちの§3のアドバイスは、発生の段階から完全なる対応ソースのリリースを簡単に構築できるよう考えたものです。貴社の開発において、それらの原則通りにやれば、下記の要件を簡単に満たすことができます。さもないと、貴社は作業のやり直しをするはめになってしまいます。

4.2.1 ソースを整理せよ

貴社が生成する各バイナリに対して、ビルドの源泉であるソースのコピーを集めて管理 しなければなりません。組込みファームウェアのような大きなシステムは、たぶん、多く の GPL および LGPL コンポーネントを含むことになるでしょうし、これらにはソースを提 供する義務が生じます。そのバイナリには独占的コンポーネントも含むかもしれません; それらは GPL でも LGPL でも保護されない分離・独立したコンポーネントです。

貴社のシステムにおいて、ソースを分離する最良の方法は、各コンポーネントごとにサブディレクトリを作成することです。そうすれば、対応ソース・リリースに必要なものを簡単にマークすることができます。GPL および LGPL コンポーネントのサブディレクトを集めることが、貴社のリリースに向けた最初のステップです。

4.2.2 ソースからのビルド

GPL における対応ソースの定義を注意深く読む配付者は、特に組込みシステムにおいてはほとんどいません。GPLv3 から引用したその定義を注意深く検討してください:

オブジェクトコード形式の著作物の「対応ソース」(Corresponding Source)とは、 当該著作物のオブジェクトコードの生成、インストール、(実行可能な著作物に関し ては)オブジェクト実行,及び著作物の改変に必要とされるソースコードのすべてを いう。これらの作業を制御するためのスクリプトも「対応ソース」に含まれる。

そして、GPLv2より引用した定義は:

著作物のソースコードとは、それに対して改変を加える上で好ましいとされる著作物の形式を意味する。ある実行可能形式の著作物にとって完全なソースコードとは、それが含む全モジュールのソースコードすべて、加えて、関連するインタフェース定義ファイルのすべて、加えて、実行可能形式のコンパイルとインストールの制御に使ったスクリプトを意味する。

ここで注意してほしいのは、「実行可能形式のコンパイルとインストールの制御に使ったスクリプト」、および/もしくは「その著作物を生成、インストール、そして(実行可能な著作物に関しては)オブジェクトコードを実行、または著作物を改変する上で必要とした、かつ左記実行を制御するスクリプトを含む」のすべてを含める必要があるということです。上記2つの言い回しは、異なる形式のビルド環境とシステムを網羅するように書かれてい

ます。そのため、貴社が提供する必要があるスクリプトとインストール方法の記述に関する内容の詳細は、そのソフトウェアの詳細によって異なります。コンピュータシステムに関する一般的な技能をもった者であれば、提供された物と同様なバイナリを生成できるに必要な情報すべてを提供する必要があります。

組込み無線デバイスを例にして考えてみましょう。通常、企業はファームウェアを配付しますが、そこにはLinux [8] とファイルシステムのバイナリを含みます。ファイルシステムは、種々のバイナリ・プログラムから構成され、いくつかのGPLバイナリと、これとは分離した著作物である(すなわち、派生でないし、FOSSソースに基づいてもいない)いくつかの独占的なバイナリが共に含まれます。この場合、何が適切な「コンパイルとインストールを制御するスクリプト」もしくは、そのGPLプログラムを「生成、インストール、そして実行するために必要とした」アイテムの構成要素であるのか、考えてください。

最も重要なのは、技術的に習熟したユーザが、貴社のソフトウェアをビルドできる、ある種のロードマップを提供しなければならないということです。これは、組込みの環境では複雑になるかもしれません。貴社の開発者がスクリプトを使用してすべてのコンパイルとインストール手続きを制御しているなら、単純に、彼らが作業に使うそれらのスクリプトをソースと共に提供するだけですみます。しかしながら、スクリプトが全く書かれたことがない場合があります(例えば、バイナリをビルドする方法に関する情報が貴社の「ビルドグル」の頭にあり、出てこない)。そうしたケースでは、私たちは、貴社が自然言語による、詳細に順を追った README に、ビルド手順書を書き記すことをお勧めします。

貴社が何を提供するにしても、出荷した製品と同等のバイナリを貴社のソースから生成する明確な手順として、ソースの受領者に伝える必要があります。貴社がファームウェア(カーネルとファイルシステム)を出荷し、ファイルシステムが GPL プログラムのバイナリを含む場合、そこそこに習熟したユーザが、提供された GPL のソースプログラム (および、その改変版)をビルドし、そして貴社のファイルシステムを置き換えることができるのに必要なすべてを、提供しなければなりません。カーネルが Linux であるなら、ユーザがカーネルに対しても同じことができる手順書を提供しなければなりません。これを成し遂げる最良の方法は、貴社の技術者が同じことをするときに使うであろうスクリプトまたは手順のすべてを、貴社のユーザに利用してもらうことです。

これらは、インストール手順書がどのように機能するかに関する一般的な細目です。著

^{[8]「}Linux」はカーネルを指します。システム全体は意味しません。

作物が LGPL でライセンスされるときの違いに関する詳細は§ 7.1 で、GPLv3 のインストール手順書に特有な細目は§ 7.3 で論じます。

4.2.3 コンパイラについてはどうか?

GPL には、ソフトウェアのビルドに使用したコンパイラの配付を求める規定はありません。企業は、ユーザがなるべく簡単にソースをビルドできるように配慮すべきですが、コンパイラそのものを含むことは通常必須でないと考えています。対応ソースの定義 -GPLv2と GPLv3 の両方- は、通常、コンパイラそのものを含むと解釈されてきませんでした;含むのは、メイクファイル、ビルド・スクリプト、パッケージング・スクリプトのようなものです。

それにも関わらず、GPL に対する誠意と精神のために、大半の企業は、可能な場合にはコンパイラそのものを提供しています;特に GCC もしくはその他の FOSS コンパイラである場合です。貴社が GCC ベースのシステムを持っているなら、その GCC バージョン (バイナリとソース)を貴社の顧客に配付することは、貴社の裁量でできます。私たちは、FOSS コミュニティにコンパイラの配付を推奨しています、というのは、そうすればユーザがソフトウェアの自由をより簡単に享受できるからです。しかしながら、貴社がこの提案を実施する場合は、GCC 配付そのものを確実に GPL 遵守としてください。

貴社が、ソフトウェアをビルドするため、独占的なサードパーティ製のコンパイラを使ってきたなら、それを貴社の顧客に出荷することは多分できないでしょう。私たちは、コンパイラの名前、正確なバージョン番号、そして入手先に関する情報は、対応ソースの一部として提供しなければならないと考えています。貴社の顧客に向けて、サードパーティ・ソフトウェアツールの配付を要求することを、GPL は意図していません(ただし、ツールそのものが、出荷する GPL ソフトウェアのベースでない限り)が、私たちの考えでは、GPLが要求するのは、貴社がソフトウェアをビルドするために持ち、貴社の裁量範囲で独占的でない限りの、基本的な要素をすべて、ユーザに供与するということです。そのため、貴社がコンパイラを配付しないのであれば、FOSS、独占的、あるいは社内開発かに関らず、その取得先、バージョンが何だったか、入手のための連絡先について、README に含めなければなりません。

4.3 ベストプラクティスと『対応ソース』

上述§3と§4.2は密接に関係しています。もし、貴社が上述したベストプラクティスを実

践するなら、対応ソースのリリースは、簡単な仕事であることがわかるでしょう、もしか したら、平凡なものでさえあります。

実際に、過去の事例をみると、GPLの権利行使プロセスそのものはソフトウェア開発チームにとって有益であったことが分かります。納期に追われた開発は、開発プロセスに悪影響をもたらす方法で、組織が手抜きをすることにつながりかねません。私たちは、違反者から、バイナリを生成したソースを正確に特定するときの難しさを経験していると、しばしば聞かされました(リリースサイクルの途中で「ビルドグル」がやめてしまったという理由の場合もあります)。経営者が、開発チームに製品のリリースを急がせるときには、開発チームはリリースするソースのタグ付けとシステムビルドの良好な文書化を疎かにしがちです。

違反を指摘された場合、製品ビルダは GPL の権利行使を、開発慣行を改良する一つのチャンスとして使うとよいと思います。開発者が、自分たちのシステムは不可解なビルドシステムで良く、ソース追跡などできなくて良い、という異論をもつことはないでしょう。リビジョン管理システムをインストールし、それを使用するよう開発者に伝え、自身の仕事を文書化するようビルドグルに求めることで、これらの問題に取り組んでください!

5 通知が届いたら

残念なことに、多くの GPL 違反者は、著作権者やその弁護士から接触があるまで、彼らの義務を無視します。 GPL の下でライセンスされた著作権を侵害したと申し立てる通知を受け取ったなら、貴社は間違いなく弁護士と話すはずです。本章では、一般的な権利行使の概要を説明し、対応に関するいくつかの指針を提供します。なお、これらの説明は、一般化したものであり、個々の違反申し立て事例すべてに適用されるものではありません。

5.1 コミュニケーションが鍵です

GPL 違反は通常、企業が、著作権者から最初に届いた連絡を無視するか、適時の遵守措置を怠った場合にのみ、エスカレートします。私たちは、違反を指摘されたら、最初の通知に対し、ごく速やかに対応するよう強く要請します。処理の進行中は、著作権者と毎週連絡を取り、状況打開に向けた目標と期限について、関係者全員が同意できる状態にしてください。

GPL 違反を申し立てる連絡を受領する可能性ある担当者には、貴社の組織内で、それを

どのように適切に伝達すればよいか確実に理解させてください。たいてい、最初の連絡は、一般的な手段が取られます (例えば、本社部門への書簡か、一般問い合わせ窓口やサポート関連アドレス宛ての電子メール)。こうした連絡を受け取ったら、必要に応じて、責任者に問題を上申するように、そのような連絡を処理する担当者には、対策権限を持つ上層部に報告するよう徹底してください。そのような問い合わせに (例えば、第一次技術サポート担当者による) 的はずれな対応をとってしまうと、交渉が早くに失敗してしまうかもしれません。

貴社の応答が、状況調査中であり指定した期日までに再度回答することを伝えるだけという場合でも、複数の手段(紙面書簡、電話、電子メール)で速やかに回答してください。 状況が完全解消するまでは、話し合いを途切らせてはいけません。信頼性の低い手段(電子メールなど)で連絡を受けた場合は、確認のための連絡手段を同時に用いて積極的にフォローしてください。

FOSS コミュニティは、通常、オープンなコミュニケーションと協力を重視しており、GPL の権利行使についても同様であるということを覚えておいてください。FOSS 開発者とその弁護士は、一旦、貴社が友好的なコミュニケーションの道筋を開けば、違反解消に向けて、喜んでわきまえたやりとりを行いますし、貴社に協力するでしょう。

5.2 ライセンスの解除

多くの再配付者は、GPLの解除条項(GPLv2 § 4 と GPLv3 § 8)を見落としています。 GPLv2 では、著作権者から明示的に権利回復を得るまでは、違反者は GPL ソフトウェアを 再配付と改変する権利を喪失します。対照的に、GPLv3 では、重大でないいくつかの違反 で、それを速やかに解消した違反者を容認します。

もし、貴社がGPLv2 の下でアプリケーションを再配付したにも関わらず、GPLv2 の条件に違反した場合[9]、さらなる再配付をする前に、貴社は、著作権者に権利回復の要請を

^[9] これは、GPLv2 だけでライセンスされたプログラムに該当します(「GPLv2 のみ」)。 ただし、いわゆる GPLv2 プログラムは、GPLv2 またはそれ以降のバージョン(「GPLv2 以降」)で頒付することが認められています。そうしたケースでは、再頒付者は、GPLv2、 GPLv3、GPLv2 以降、または GPLv3 以降を選択して、プログラムを再頒付できます。 再頒付者が「GPLv2」を明示的に選択した場合は、GPLv2 の終了条項が適用されます。 再頒付者が「GPLv3」を選択した場合は、GPLv3 の終了条項が適用されます。再頒付者 が「GPLv2 以降」を選択した場合は、GPLv3 の終了条項が適用されます。再頒付者 が「GPLv2 以降」を選択した場合は、GPLv3 の終了条項を使用して、違反を「GPLv3 の み」に限定できます。

しなければなりません; さもなくば、そのソフトウェアの配付と改変を永遠に停止しなければなりません。著作権者が異なれば、異なる要求の回復条件を課しますし、その要求は GPLとは完全に別であるかもしれません (実際に、しばしば別です)。権利回復に伴う条件は、GPLプログラムの著作権者との交渉で決まることになります。

GPLv2 における貴社の権利は最初の違反で自動的にライセンスが解除され、その後の配付はすべて違反かつ著作権侵害になります。したがって、違反を独力で解決したとしても、その後の正しい配付でさえ侵害状態になることを解消するには、貴社がライセンス違反をした著作権者に権利回復を求める必要があります。

これに比べ GPLv3 は寛大です。貴社が、v3 ライセンスのプログラムだけを配付した場合、GPLv3 § 8 に基づいて、自動的に権利回復できます。貴社が自動的な回復に適合する条件は:

- * 貴社が違反を是正し、かつ著作権者からの違反に関する接触が違反是正後 60 日以内に届かない場合、もしくは
- * 貴社が、著作権者から初めて GPL 違反に関する接触を受け、かつその違反を著作権者による通知を受領してから 30 日以内に是正する場合。

上記の v3 に基づく恒久的な回復に加えて、違反を自主的に是正した違反者は、著作権者から接触を受けるまで、暫定的な配付が許諾されます。接触なしに 60 日が経過したら、その回復は恒久的になります。とはいうものの、仮に著作権者からライセンス解除の通知を受領した場合に備え、貴社は当初の 60 日間は配付を中止できる状態にしなければなりません。

v3 の作成過程での議論が、いわゆる「さらに複雑な要求 」に焦点を当ててきたことを考えると、ここで取り上げたライセンス違反者に v2 よりも寛容であるという点は特筆しておくべきでしょう。

6 標準的な要請

上述したごとく、著作権者が異なれば、違反者に対する配付権の回復に関する要求も異なります。ライセンスに違反すると即時に、貴社は、GPL による許諾を失います。そのため、著作権者は、権利回復に至るまでの期間、GPL の外で、独自の要求を定めることができます。私たちのところには、これまでに、下記に列挙するような回復時の要求が集まっ

ています。

- * すべての FOSS 著作権に対する遵守。 FOSS の著作権者は、企業に対して、自身の著作物だけでなく、すべての GPL ソフトウェアに対する遵守の立証をしばしば求めます。貴社の配付にあるすべての FOSS のライセンス遵守をしない限り、著作権者は一切のプログラム配付権の回復を拒否します。
- * 過去の受領者への通知。 貴社がそれまでに非遵守状態のソフトウェアを配付した先の全 ユーザが連絡(電子メール、書簡、ちらしなど)を受けていて、その連絡には、違反事実 と GPL に基づくユーザの権利に関する説明、およびソース配付を無料で受け取る方法を含 めていること。もし、顧客リストがない場合(小売業の場合など)、別形式での通知が要求 されます(雑誌広告など)。
- *GPL 遵守担当責任者の選任。 FOSS コミュニティは、状況悪化したとき、個人による説明責任を重視します。著作権者は、しばしば、FOSS ライセンス遵守に対し公式な責任権限を持つ担当者を、違反を起こした会社内で、任命することを要求します;その担当者は、遵守に関する懸念が起きた時、コミュニティとの重要な公的コンタクトを担います。
- * 定期的な遵守報告書。 多くの著作権者は、違反から一定の期間、遵守の監視を希望します。しばらくの間、貴社が、バイナリとソース配付の数量に関する定期的な報告書を送るよう要求されます。

以上は、権利回復要件のごく一部にすぎません。GPL 違反の状況下では、特に GPLv2 の終了条項では、権利回復の条件として、著作権者に幅広い要求権限が認められています。 FOSS のソフトウェア開発者は、有能な専門家であり、貴社は彼らの著作物から大きな利益を得ています。実際に、類似する他のソフトウェアより価値が高く、寛大なライセンス条項であるであるということが、貴社にもきっとわかるでしょう。著作権者には、企業パートナーおよび協力会社と同じく敬意をもった対応をしてください。

7 遵守に関する特別な項目

今まで述べてきた問題に比べて一般性は低いものの、GPL 遵守に関連する問題が他にもあります。その問題の当事者にとっては、非常に関心が深いでしょう。

7.1 LGPL 遵守

GPL 遵守と LGPL 遵守の大部分は同じ問題を含みます。§ 3.1 で説明したように、ソフトウェアの改変版に関する疑義は、事実に大きく依存し、概説本では簡単に説明できません。 LGPL はその分析に複雑性を追加します。つまり、種々の LGPL バージョンは、ある種の改変バージョンについて独占的ライセンスを許可します。これは本書の範囲を超える問題ですが、おおまかに言って、著作物のどの部分が『アプリケーション (Application)』であり、ソースのどの部分が『最小限の対応ソース (Minimal Corresponding Source)』であるかを判別すれば、『対応ソース』を『最小限の対応ソース』に読み替えて、既に説明した GPL 遵守ルールを適用することができます。

また LGPL は、アプリケーションとライブラリの改変版を結合する手段の提供を要求し、 その選択肢をまとめています。さらに、著作物全体のライセンスは、ライブラリに対し「改 変をデバッグするためのリバースエンジニアリング」を認めねばなりません。したがって、 『アプリケーション』の使用許諾契約書(EULA)が、この許可と矛盾しないよう注意して ください。

7.2 上流の提供者

ソフトウェア開発(特に組込みデバイス)は、サードパーティへの開発委託が増加の一途をたどっています。貴社のソフトウェアを上流の提供者に頼る場合、貴社が配付するソフトウェアを他社がパッケージ化したという理由だけで、GPL 遵守要件を無視することはできません。貴社が GPL ソフトウェアを再配付するなら(上流ソフトウェアを含むデバイスを出荷したなら必ず)、貴社は GPL の適用を受けます。ライセンス条項を遵守しない配付(または再配付)は許されません。

したがって、貴社のソフトウェア取得計画には対象のソフトウェアが適切なものかの調査(デューデリジェンス)を導入しなければなりません。これは、私たちが§3で述べたソフトウェア主体の場合のアドバイスとよく似ています。貴社のデバイスにどのようなソフトウェアが含まれるかの認識を確実なものとする実践を組織的に体制化することだけが、総合的なビジネスプロセスを改善できるのです。貴社は、上流の提供者すべてに関する明解な質問事項を提出させ、その回答が完全で正確であることを確認なければなりません。下記に貴社が質問すべき例を挙げます:

* 本デバイス中のソフトウェアをカバーするすべてのライセンスは何ですか?

- * 貴社のソフトウェアは、当社に提供する前、どの上流ベンダ(企業か、個人か)から受領しましたか?
- * 貴社はどのような GPL 遵守手順を採用していますか?
- * 貴社の提供物に GPL ソフトウェアがある場合、当社はその再配付者になります。弊社の GPL 遵守を適正に支援するため、貴社はどのような手段を講じていますか?
- * 貴社が推奨する遵守手順に従い、それでも GPL 違反を指摘された場合、貴社は正式に補償しますか?

この最後の点が特に重要です。配付者とその上流の提供者との間の小さな責任追及が原因で、多くの GPL 権利行使がエスカレートします。私たちの経験では、GPL 遵守問題と手順に関する事前合意があることは稀です。しかしながら事前合意があれば、違反は断然スムースに解消します(少なくとも再配付者の視点では)。

貴社の取得プロセスで違反が起きた場合の潜在コストを考えてください。FOSS を使用するとコストを大きく削減しますが、ライセンスに気を配らずに営業するベンダを信用してはいけません。もし、ベンダのコストが「安過ぎ」に思えたら、GPL 遵守しないベンダのつけが、最後は貴社に降りかかるかもしれないのです。適切な質問をし、GPL 遵守手順の説明を要求し、そして補償を求めてください。

7.3 ユーザ製品とインストール用情報

GPLv3では、v3ソフトウェアを『ユーザ製品(User Product)』で配付する場合、『インストール用情報(Installation Information)』の提供を要求します。v3のドラフト期間中、この要件をめぐる討論には異論も出ました。しかしながら、完成したライセンスの条項は、妥当かつ理解しやすい表現になっています。

貴社が GPLv3 ソフトウェアを(ライセンスで定義された)『ユーザ製品』に組み込み、かつ貴社が改変バージョンをデバイスにインストールできる場合、正常に機能する改変バージョンのソフトウェアをユーザがインストール可能であるための情報を提供しなければなりません。貴社を含め、誰も改変バージョンをインストールできない場合、この条項は適用されません。例えば、ソフトウェアが書き換え不能の ROM に焼き付けられており、ソフトウェアをアップグレードするには、ハードウェア製造プロセスで新しい ROM を起こす以

外に方法がない場合、ユーザがソフトウェア本体を電子的にアップグレードできなくても 構いません。

さらに、改変バージョンをインストールしたユーザに対しては、サポートサービス、保証、ソフトウェアの更新を拒否できます。改変により仕様が変更されたデバイスに対しては、ネットワークへのアクセスを拒否することさえできます。確かに、この許諾条件が業界の慣例に沿うものであることは明白でしょう。絶対に改変不能なデバイスを提供することは不可能ですし^[10]、ユーザは通常、自分で改変するときは、保証が無効になり、更新とサポートサービスを失うことを、あえて承知の上でのことなのです^[11]。

何らかのレベルでのデバイスロックダウンが必要であると考える配付者にとって、GPLv3 は様々な意味で優れています。どのようなロックダウンをとっても、それを覆す技術的プロセスが常に発見されています;つまりロックダウンを追い求めることは、結局負け戦です。GPLv2 と異なり、GPLv3 では、改変を選択した顧客に対してはサポート、サービス、保証が強制的に失効することを明記した条項を貴社に提供します。

8 結論

GPL を遵守することに面倒な作業はいりません。歴史的に見ても、もめごとの種は、GPL のソースコード開示要求が予期せぬところで起きてしまったことではなく、開発方法と連絡体制に不備がある結果だったのです。

貴社全体の情報と連携が十分であれば、遵守は単純なことです。対応窓口担当者は、GPL ソースの要求や侵害の指摘を伝達する方法を知らなければいけません。弁護士は、FOSS ラ イセンスの基本条項とソース提供要件を知り、その詳細をソフトウェア開発者に説明しな ければいけません。ソフトウェア開発者は、バージョン管理システムを使用して、配付し たバイナリとソースのバージョンを関連付け、技術的スキルをもつ者であれば誰もが理解 可能なビルドプロセスの文書化を行い、新しいソフトウェアを取り込んだ時には弁護士に

^[10] 例えば、iPhone は、本来ユーザの修正する自由を制限するように設計されています。 しかしながら、リリースされるたびに 48 時間以内に誰かがロックを解除して改変してし まっています。

^[111] FOSS コミュニティが販売している人気の高い T シャツには、「I void warranties.(私は保証を無効にする)」というメッセージがプリントされています。FOSS コミュニティは、保証対象外となることを承知で製品を改変することで有名です。GPLv3 に記載された『インストール用情報』条項は、その事実を確認したものであり、ユーザが自己責任でそうした自由を行使した場合でも、GPL が規定する権利を完全に行使できることを明確化しています。

伝えなければいけません。管理者は、各人が期日に間に合うよう、体制と手順を構築しなければいけません。これらの実践があれば、どんな組織でも、大きな労なく GPL を遵守でき、その結果、FOSS コミュニティの良い市民権と、製品に使える大量の既存コードを得ることができるのです。

Copyright© 2008, Software Freedom Law Center. このガイドは、現状のままで任意の媒体に複製できます。複製を作成した場合は、この告知を必ず挿入しください。

【執筆者】

IPA オープンソフトウェア・センター リーガルタスクグループ

主 査 江端 俊昭 株式会社イーエルティ 教育・コンサルティング事業部/行政書士

委 員 稲葉 清高 株式会社リコー グループ技術開発本部 グループ技術企画室

知財標準化戦略室 室長

ッ 岩切 美和 株式会社日立製作所 情報・通信グループ 経営戦略室

受注契約管理部 部長代理

" 上山 浩* 弁護士·弁理士(日比谷パーク法律事務所)

// 川上 桂子 弁理士(インテリクス国際特許事務所)

〃 瀬戸 邦雄 キヤノン株式会社 デジタルプラットフォーム開発本部

// 八田 真行 東京大学大学院 経済学研究科 企業・市場専攻 博士課程

" 松田 久夫 行政書士(松田行政書士事務所)

〃 松本 美信 日本電気株式会社 法務部 グループマネージャー

" 八木 稔浩 富士通株式会社 FI 育成推進室 FI 特命プロジェクト員

〃 柳沢 茂樹 財団法人ソフトウェア情報センター 調査研究部長

※「GPLv3逐条解説」作成のためのとりまとめ作業 受託者

【著作権・責任】

本書の著作権は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に帰属します。



IPA は、クリエイティブコモンズライセンス 2.1 表示-非営利-改変禁止(http://creati vecommons.org/licenses/by-nc-nd/2.1/jp/)の条件のもとで、無償で本書の利用を許諾します。利用に際しては IPA の著作物であることを明記してください。内容の改変や営利目的での利用は禁止します。ただし、企業・団体等の内部における利用を目的とした複製及び翻訳については、無償でこれを許諾します。

本書の内容を適用した結果生じたこと、また、適用できなかった結果について、執筆者、IPAとも一切の責任を負いませんのでご了承ください。

アンケートの御願い

以下からアンケートのページに進み、御記入ください。

http://ossipedia.ipa.go.jp/legalinfo/

GPLv3 逐条解説(第1版)

2009 年 4 月 23 日 GPLv3_cmtr_v1_r1.76.pdf 発行 2009 年 4 月 27 日 GPLv3_cmtr_v1_r1.77.pdf 発行

2010 年 3 月 23 日 GPLv3_cmtr_v1_r1.78.pdf 発行 誤字を修正

2010 年 5 月 26 日 GPLv3_cmtr_v1_r1.79.pdf 発行 P.242-243 にかかる文章 2 行の欠落を修正

発行 独立行政法人情報処理推進機構

〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコート センターオフィス 16 階 オープンソフトウェア・センター

http://www.ipa.go.jp/